

平成28年12月第5回人吉市議会定例会会議録（第1号）

平成28年11月29日 火曜日

1. 議事日程第1号

平成28年11月29日 午前10時 開会

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議第 91号 平成28年度人吉市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第4 議第 92号 平成28年度人吉市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第5 議第 93号 平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議第 94号 平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議第 95号 平成28年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議第 96号 平成28年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議第 97号 平成28年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議第 98号 平成28年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議第 99号 平成28年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議第100号 平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議第101号 平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議第102号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第103号 人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第104号 人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第105号 人吉市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第106号 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議第107号 人吉市交通災害共済条例を廃止する条例の制定について
- 日程第20 議第108号 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議第109号 人吉市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議第110号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議第111号 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について

日程第24 議第112号 人吉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

日程第25 議第113号 人吉市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

日程第26 議第114号 損害の賠償について

日程第27 議第115号 損害の賠償について

日程第28 議第116号 損害の賠償について

日程第29 議第117号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第30 議第 80号 平成27年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について（継続）

日程第31 議第 81号 平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について（継続）

日程第32 議第 90号 平成27年度人吉市歳入歳出決算認定について（継続）

厚生

決特委

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり

3. 出席議員（18名）

1番	塩見寿子君
2番	宮原将志君
3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君

17番 仲村 勝治 君

18番 田中 哲 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松岡 隼人 君
副 市 長	松田 知良 君
教 育 長	末次 美代 君
総 務 部 長	井上 祐太 君
市 民 部 長	今村 修 君
健康福祉部長	村口 桂子 君
経 済 部 長	福山 誠二 君
建 設 部 長	大淵 修 君
総 務 部 次 長	小林 敏郎 君
総 務 課 長	小澤 洋之 君
財 政 課 長	植木 安博 君
会 計 管 理 者	山下 正純 君
水 道 局 長	中村 則明 君
教 育 部 長	松岡 誠也 君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局 長	赤池 謙介 君
議 事 係 長	栗原 亨 君
庶 務 係 長	椎葉 千恵 君
書 記	白坂 禎敏 君

午前10時 開会

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより平成28年12月第5回人吉市議会定例会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付しております議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略し書類報告にかえさせていただきます。

なお、関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覽いただきますようお願いいたします。

また、報告事項4番目の教育委員会の事務に関する点検評価報告につきましては、皆様のお手元に報告書を配付してあります。この件につきましては、教育長から発言の申し出がっておりますので、議事終了後発言を許可することといたします。

日程第1 会期の決定

○議長（田中 哲君） それでは、これより、議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

本件については、去る11月22日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）（登壇） おはようございます。平成28年12月第5回人吉市議会定例会に当たりまして、去る11月22日午前10時から議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告いたします。

まず、会期につきましては、本日11月29日開会、あす11月30日午前、市庁舎建設に関する特別委員会、午後、治水・防災に関する特別委員会、12月1日から5日まで休会、6日、7日一般質問、8日一般質問及び委員会付託、9日予算委員会、10日、11日休会、12日、13日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、14日の午前、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、午後、予算委員会、15日から19日まで休会、20日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

一般質問につきましては、質疑を含めた一般質問とし、一般質問の通告は12月2日金曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽せんにて決定することにいたしております。一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目から質問席にて行い、質問時間は従来どおり50分以内といたしております。

なお、継続審査となっておりました、議第80号平成27年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、議第81号平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について及び議第90号平成27年度人吉市歳入歳出決算認定については、本日、委員長報告の上採決することにいたしております。

また、人事院勧告等に関連して提出されております議第91号、議第93号、議第95号、議第97号、議第99号、議第100号の予算案件6件並びに議第102号、議第103号、議第104号の条例案件3件につきましては、委員会付託を省略し、本日審議を行い、採決することにいたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 会期については、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、会期については、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（田中 哲君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に3番、高瀬堅一議員、4番、大塚則男議員を指名いたします。

日程第3 議第91号から日程第29 議第117号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第3、議第91号から日程第29、議第117号までの27件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。平成28年12月第5回人吉市議会定例会の開催に当たり、市政に対する所信の一端を申し上げる機会を与えていただきましたことに、心から厚く御礼を申し上げます。

本年は、残暑厳しき秋でございました。心配をしておりました台風襲来も大きな影響がなく、また、熊本県全体が少しずつ復興に向かって平穏を取り戻しつつありますことに安堵し、関係各位に深く感謝申し上げます。

熊本地震から7カ月が経過をし、熊本県内の市町村が設置した855カ所、ピーク時には18万人が身を寄せられていた避難所も11月18日の西原村を最後に全て閉鎖され、県内で計画されていた4,303戸、1万1,000人がお住まいの仮設住宅も全て完成し、被災者の生活再建が前へ進んでいることが報じられております。

しかしながら、4万棟近くにのぼる半壊以上と認定された住宅を自治体が解体・撤去する「公費解体」の進捗率が20%程度にとどまっている状況や、大規模な土砂災害が起きた南阿

蘇村及び御船町のおよそ500世帯では断水が続いているなど、引き続き課題となっている生活再建の存在も懸念されております。

熊本県におかれましても、12月定例県議会において、市町村から要望の多かった被災者の生活支援など10事業に対し、熊本地震復興基金から25億9,500万円の予算化を提案されるとされており、ここ数年は震災の影響が県全体に大きな影を落としていくことも受けとめて、その対策も講じていかなければならないと存じております。

最近も鳥取県中部や東北地方で地震による大きな揺れが観測されるなど、文字どおり地震列島のどこで大地震が起きても不思議ではないという不安が現実化しております。

本市においても、今回の熊本地震を生きた教訓として、全ての政策、施策を進める前提に、市民の安全と安心の確保があるという理念のもと、災害に強いまちづくりを進めております。風水害については、国・県による抜本的な治水対策を初めこれまで本市が蓄積した経験則や、国土交通省八代河川国道事務所及び熊本地方気象台の全面的なお力添えによる球磨川水害タイムラインを構築しながらその対策に努めておりますが、熊本地震に代表される活断層による大地震への対応については、課題の解決を初めまだ途上の段階でございます。現在、人吉盆地南縁断層による地震を想定した「業務継続計画」いわゆるBCP策定の最終段階に入っておりまして、多くの混乱が予測される中でも行政としての機能を発揮、継続するための方策を講じながら、発災後における給水やトイレといった生活面のインフラ整備や早期復旧への対策等についても、あわせて取り組んでまいり所存でございます。

去る10月20日、姉妹都市であるポルトガル共和国アブランテシュ市の表彰伝達のため、在ポルトガル日本国大使館の東博史特命全権大使が本市を訪問されました。本年6月にアブランテシュ市の100周年記念式典がとり行われ、私、人吉市長の代理として東大使に御列席いただき、その中で「アブランテシュ市に貢献した100の団体及び個人」として、本市の表彰を受けていただいた関係で、帰国の折に直接届けていただきました。東大使は、最近の日本とポルトガル共和国との関係や都市間交流などについての情報提供、また、人吉商工会議所との意見交換なども行われ、経済交流を初め新たな交流の可能性などにも話題が及ぶなど、本市にとっても大変ありがたい大使の御訪問でございました。アブランテシュ市並びに東大使に改めて感謝を申し上げる次第でございます。

去る10月28日に、こども王国保安官設立10周年記念大会がカルチャーパレスで開催されましたが、そこで流された本市教育委員会制作の映像において、こども王国保安官の方々の朝夕のボランティア活動の様子や、それを学校や市の関係者が感謝の気持ちを持って写真におさめている状況をかいま見て、地域で利他の精神をもって活躍する市民の方々と、それを深く敬っている関係者との信頼のきずなどもいえるものに深く感動いたしました。大都市のように人やものがあふれているわけではありませんが、地域社会の中で、人が豊かに過ごしていくための人と人との結びつきや思いやりの精神、人とももの関係性を守り、高めてきた精

神性の高さこそが、地域の宝であり、誇りであると改めて確信をした大会でございました。本市の自慢の子供たちに心を伝え、日常を支えていただいていることも王国保安官の皆様のこれまでの御支援、御高配にお礼と今後さらなる御活躍を御祈念申し上げます。

熊本地震の発震以来、市庁舎建設問題で大変お世話になった中央省庁の官僚のお一人で、熊本県に縁の深いこの方は、お礼に伺った際に、熊本赴任時代は月に1度は本市を訪れ、城址の三の丸に上り、球磨川や人吉の町並みを眺めるのがよい気分転換だったと話され、旧市庁舎の跡地利用など城址一帯の今後についても思いを募らせていらっしゃるようでした。本市は現在、景観条例の制定を目指しておりますが、私たちにとっては日常の何げない情景や見なれた風景でも、訪れた方にとっては新鮮で魅力あるものも多く、そういった日々の景観も大切にしなければならぬと思いを新たにしたいところでございます。

冬の朝霧が立ち込める中を子供たちが通学する風景、春、夏、秋を駆け抜けるSL人吉の雄姿、春、秋の相良路の三十三観音めぐり、奇跡と言われている農産物などの無人販売所、日本で唯一、都市環境の中で営巣し、人と共生をしていると言われているヤマセミの姿など市民の皆様にも御相談申し上げながら、すばらしい景観や先人から受け継がれてきた日々の営みなどの情景を未来へもつなげてまいりたいと存じます。

今後の予定としましては、平成29年1月に人吉市景観計画策定審議会等を開催し、これまでの調査結果を踏まえまして、景観計画・景観条例の素案づくり等を行います。これからは市民の皆様のお意見を賜りながら、良好な景観を守り、育て、未来に引き継ぐための人吉らしい景観計画・景観条例の策定に向け努めてまいりたいと存じます。

関東地方では、10月から本地域を舞台にした「夏目友人帳」の第5シリーズの放映が始まり、アニメファンを中心に大きな話題となっております。縁あって夏目友人帳の大ファンで聖地巡礼として本市を訪れたアメリカ人、オーストラリア人、総勢10人の若い女性のグループと歓談する機会を得ました。茨城県在住で、自治体の仕事についている方など日本語も流暢で、夏目友人帳に描かれた宗教観が大好きだということや、その聖地である人吉にぜひ住んでみたいという話を語ってくれました。あやかしや精霊が登場する八百万の神々的な日本古来の世界観などが海外の人、それも若い世代に受け入れられているということに非常に驚き、日本のメンタリティや伝統的美学の発露という点では、本市は象徴的な地域ではないかと考えたとき、インバウンドの展開などにも大いなる可能性を秘めているものではないかと捉えております。特に、11月上旬に国際観光都市である飛騨高山や野沢温泉を視察で訪れ、都市の魅力に磨きをかけると同時に、長い期間をかけて外国の方々を迎える体制づくりの重要性を感じたところでございます。

九州旅客鉄道株式会社が、去る10月25日に東京証券取引所一部に株式上場を果たされ、昭和62年の国鉄民営化以来、30年目で完全民営化を実現されたというニュースが大きく報道されました。いさぶろう・しんぺい号、SL人吉に次いで、来春にはJR九州で11番目の観

光列車である「かわせみ・やませみ号」が熊本一人吉間に導入され、肥薩線に新たな魅力が加わることとなります。JR九州の新たな船出を心からお喜び申し上げますとともに、本市においても、議会でも御提案をいただきましたように、新規D&Sの象徴でもあるヤマセミを市のシンボルとしても取り上げるなど、カワセミが市、村の鳥である川線沿線の八代市、球磨村とも連携や同一歩調を取りながら、本市にとっても新たな飛躍の機会としてJR九州と連携を深めてまいりたいと存じます。

市庁舎建設関係でございますが、プロポーザル方式による技術提案の結果、最優秀者であった株式会社山下設計九州支社を中心に、地元の2社と共同による山下・本田・月足特定建築設計共同企業体が結成され、去る10月21日に本市との設計業務委託の契約を締結いたしました。地元の経済やさまざまな分野に波及効果のある市庁舎建設事業という部分でも、よりよい一歩が踏み出せたものと存じます。

現在、基本設計に先行して基本構想に沿った基本計画に当たる部分の検討を行っております。土地利用や周辺施設の取り扱いについて、取付道路や施設規模など、より実地的な部分に即した整理、新市庁舎に入る部署とその配置及び西間別館の活用方法の検討を進めております。基本構想からより具体的な基本計画に移行する中での変更点が、弓道場を現在地に残すということと、保健センターを独立させるという部分でございます。さまざまに議論がある中で、市庁舎建設検討会議、行政経営会議、庁舎等移転建設審議会、さらに市庁舎建設に関する特別委員会の御理解を経て決定をいたしました。

引き続き、関係者や周辺住民の皆様にご理解を求めてまいりますと同時に、同施設の将来展望をお示ししてまいりたいと存じます。また、喫緊の課題としましては、進入路の検討や法令等によります建物の基本構造の許認可等があり、それに伴います関連調査等についても準備を進めているところでございます。より具体化する中で発生する問題や課題については、市庁舎建設検討会議に部会を設置し、実務的に検討していくこととしており、議会での御議論も加速化をいただきながら、年明けの早い時期に基本計画部分を固め、基本設計に移行してまいりたいと存じます。

防災実働訓練でございますが、去る11月6日に、「防災関係機関及び住民との連携」、「住民の防災意識の高揚」を目的に、人吉市消防団、人吉下球磨消防組合消防本部を初め関係団体の御協力のもと、市内全域を対象に大規模な地震を想定した人吉市総合防災訓練を実施したところでございます。

今回の訓練では、例年行っております展示型の訓練ではなく、大地震が発生した場合に想定される災害箇所やインフラの応急対応の図上訓練等を行いました。また、全ての指定避難所において、本市では初めて実施した一般住民向けシミュレーション型訓練の1つであり避難所運営ゲームの略称であるHUG訓練や、民生委員・児童委員及び防災サポーターによる避難行動要援護者の安否確認訓練を行ったところでございます。

熊本地震の経験により住民の防災安全に対する意識や期待が高まる中、今後も市民の皆様と行政が一体となった防災対策の推進を図り、安全・安心なまちづくりに取り組んでまいりたいと存じます。

機構改革として新たに企画政策部の設置を御提案しておりますが、拡大化しておりました総務部を解体し、管理部門と政策部門の区分を明確にするという趣旨、目的で行うものでございます。サッカー競技に例えますと、最終の守りであるディフェンスが管理部門、最前線で得点を取るオフェンスが原課、横に縦に組織をつなぐ中盤が政策部門であると考えておりました。複雑化し、単独の部や課で完結しない近年の政策課題について、企画政策部の設置により機動力を発揮し、かつ関連各課との事業調整や財政課など管理部門との総合調整を行いながら進めてまいりたいと存じます。さらに今後は、新市庁舎の完成にあわせて、全庁的な機構改革に向けた検討を進めてまいりたいと存じます。

財政関係でございますが、本年9月から11月にかけて、人吉市補助金審査委員会を開催し、6回にわたり市が任意に補助を行う事業について審査をいただきました。前回審査をしていただきました平成25年度以降に支出をしております任意補助金につきまして、本年度から3カ年で全ての団体の審査を行っていただくこととしたところでございます。審査におきましては、補助金交付団体とのヒアリングを通して、補助金の「公益性」、「必要性」、「有効性」、「補完性」といった4原則を中心に、それぞれの視点から評価・審査を行い、提言をいただいたところでございます。提言の内容につきましては、議会へ御説明をさせていただくとともに、今後各団体への説明を行い、改善に努めていただきたいと思います。

環境関係でございますが、し尿くみ取り業務に関しましては、平成27年7月、許可業者からし尿収集運搬手数料の改定について要望が出され、これまでさまざまな角度から協議を重ねてまいりました。その結果、収集運搬に係る人件費や諸物価の高騰、球磨郡を初め他市町村の状況を勘案し、1リットル当たり90銭アップの9円60銭から10円50銭への改定が必要との協議が成立、11年ぶりにし尿収集運搬手数料の改定を承認したところでございます。

なお、実施に当たっては、平成29年1月から市民の皆様には周知を行い、4月1日から適用する予定でございます。議員各位を初め市民の皆様におかれましては、御理解と御協力をお願い申し上げます。

農業委員会関係でございますが、今後の我が国の農業にとって、担い手への農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など農地などの利用の最適化を積極的に推進していくことが何よりも大きな課題であることから、本年4月、農業委員会等に関する法律の一部改正が施行され、農業委員会の委員の選出方法の変更や農地利用最適化推進委員の新設などが定められたところでございます。

本市といたしましても、農地等の利用の最適化の推進、農地利用最適化推進委員の新設など新たな農業委員会制度に対応するため、関係条例の整備を行い、農地等の利用の最適化の

推進に関する指針の策定に努めてまいります。

農業振興関係でございますが、去る11月12日、13日の2日間、ふるさと歴史の広場において、第67回ひとよし産業祭が開催されたところでございます。両日とも天候に恵まれ、市内外から多くのお客様に御来場いただき、御尽力いただきました実行委員会の皆様や御協力いただきました市民の皆様に心からお礼を申し上げます。

本年は、「元気な人吉」を発信するため、市民の有志によるさまざまな芸能の披露のほか、食や物産コーナーにおいても、地元食材を使った食べ物や加工品、人吉球磨の物産や土産物などの販売を行っていただき、人吉の元気や物産を十分アピールできたものと存じます。

また、本市の友好都市でございます静岡県牧之原市からは、杉本副市長を初め牧之原市商工会の方々にもお越しいたいただき、お茶やミカン、海産物などの販売により、本市との交流を深めていただき、この場をおかりしまして、厚く御礼を申し上げます。今後も、経済活動など両市のさらなる交流を発展させてまいりたいと存じます。

観光振興関係でございますが、熊本地震における観光産業復興対策といたしまして、ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会の主催により、人吉温泉観光協会や旅館観光業等民間の方々と、人吉球磨の自治体による「人吉球磨観光宣伝キャラバン隊」を結成、去る10月18日及び19日の2日間、平成29年度上半期に向けた観光客の誘客促進を目的として、久留米市と福岡市内の旅行エージェントやメディアなど、計31社を訪問し、御支援と御協力をお願いしたところでございます。移動の際に使用しましたマイクロバスに「支えあおう、熊本 元気、人吉球磨」と横断幕を掲げておりましたことから、多くの皆様から声援をいただくなど、有意義な宣伝活動ができたものと存じます。

あわせて、外国人観光客誘致の取り組みとしまして、去る10月28日に香港で開催されました「九州観光説明会・商談会」へ、くまもと県南観光連携事業実行委員会の一員として、また、11月4日から7日までの4日間、台湾で開催されました「台北国際旅行博」においても、南九州トライアングル事業実行委員会の一員として職員を派遣いたしております。

今後も震災後の観光客入込数の底上げのためにも、引き続き関係機関、団体などと緊密に連携を図りながら、海外、特にアジアに向けて、より効果的な情報発信に努めてまいり所存でございます。

国営川辺川総合土地改良事業関係でございますが、去る10月17日に上原田町尾崎団地の受益者の皆様を対象としまして、国営川辺川総合土地改良事業の計画変更等にかかわる農家説明会が開催されたところでございます。その中で、農業用排水事業については、農業用水を供給できなくなったため事業を廃止すること、農地造成事業及び区画整理事業については、計画面積を整備済み面積に変更し、事業の完了を目指すこと、また、計画変更による事業費負担などの見直しについての説明が行われたところでございます。

今後は、川辺川総合土地改良事業地区行政連絡会議の中で同意取得に向けた協議を行い、

準備が整い次第、同意取得が開始されることとされております。

学校教育関係でございますが、小学校における英語教育につきましては、今後改訂予定の次期学習指導要領において、平成32年度から小学校5、6年生の英語教育が全国一斉に実施される予定でございます。

本市においては、このことを見据えまして、西瀬小学校が文部科学省及び熊本県教育委員会の小学校英語教育研究推進特例校の指定を受け、「グローバル時代をしなやかに生きる児童の育成～コミュニケーション能力の素地を養う授業・環境の創造～」をテーマに、カリキュラム開発や効果的な指導方法などの実践的な研究を進めております。去る11月25日に、その西瀬小学校において、地域の皆様を初め多くの教育関係者の皆様に、これまでの研究の成果を公開したところでもございます。

今後も研究の成果を外部へも広め、小学校における早期英語教育の普及と充実を図るべく、先進的に取り組んでまいりたいと存じます。

社会教育関係でございますが、去る9月30日、カルチャーパレスを会場として、第61回熊本県公民館大会・平成28年度熊本県社会教育研究大会合同大会が人吉球磨大会として開催されたところでございます。

今回の人吉球磨大会では、「人が地域をつくり、地域が人を育む社会をめざして」を大会テーマに掲げ、県内から約600人が参加をされ、本市及び球磨郡で活動する団体の事例発表等が行われたところでございます。本市からは、本年3月に文部科学大臣表彰を受賞した中原公民館の活動状況を発表し、多くの来場者の関心を集めたところでございます。御参加されたそれぞれの団体の今後の活動に対し、大いに示唆を与えた大会であったものと確信をいたしますとともに、大会の開催に御尽力をいただきました人吉球磨大会実行委員会を初め関係者の皆様方には、心からお礼を申し上げる次第でございます。

文化財関係でございますが、人吉城歴史館の特別展「免田式土器がつなぐクマモト」も、残すところ12月11日までとなったところでございます。本年は、弥生時代の免田式土器に焦点を当てまして、市民の皆様の歴史に対する興味の幅を広げることを目的に企画したものでございます。連日、多くの方々に見学していただいております。去る11月20日には、熊本地域における免田式土器に関する研究の第一人者である清田純一氏をお招きし講演会を開催したところでございます。参加された方々は、弥生時代からの人吉球磨地域の特性や関連について興味深く聞き入っておられました。今後も企画展等を通して、地域の歴史、文化等への理解、造詣を深めていただく機会を創出してまいりたいと存じます。

文化振興関係でございますが、芸術の秋を彩る第63回人吉球磨総合美展を去る10月22日から27日までの6日間、スポーツパレスにおいて開催したところでございます。本年は、熊本地震の影響による出品数の減少が心配されたところでしたが、人吉球磨地域以外の方々や高校生などの応募も多くあり、各部門とも平成27年とほぼ同数の出品がございました。開催期

間中は、入選作品のほか招待作家や審査員、地元高等学校の生徒の作品を含め、総数265点を展示いたしました。1,664人の方々に御来場いただいたところでございます。これもひとえに人吉美術協会を初め関係者の方々の御尽力のたまものと深く感謝申し上げます。

そのほか、去る10月29日、30日の2日間、クラフトパーク石野公園及びカルチャーパレスにおきまして、人吉文化協会主催により第43回人吉文化祭が開催されたところでございます。本年は、熊本地震の影響により、カルチャーパレスコミュニティ棟を仮本庁舎として使用していることから大変御迷惑をおかけし、2会場での開催ではございましたが、好天に恵まれ、御来場の皆様には心ゆくまで芸術の秋を堪能していただけたものと存じます。

犬童球溪顕彰音楽祭でございますが、本年は第70回の節目となり、去る11月4日にカルチャーパレス敷地内の犬童球溪先生の銅像前で碑前祭を行い、その後大ホールにおいて、学校発表会を開催したところでございます。学校発表会では、11月3日の個人コンクールで「球溪賞」を受賞した小学生の演奏を初め、人吉球磨の小・中・高校を合わせて35校から1,300人を超える児童・生徒がステージに立ち、すばらしい演奏や合唱を披露していただきました。

また、音楽祭のフィナーレとして、11月6日に開催した音楽のひろばにおいては、「今、心を一つに～70年のあゆみ～」をテーマに、熊本地震復興への願いを込めて、ゲストに水野貴子さん、石塚まみさんを迎え、地元の合唱団の皆様を初め人吉東小学校、第一中学校の皆さんにも特別合唱団として出演いただいたところでございます。フィナーレに際し、第一中学校吹奏楽部の伴奏により、犬童球溪先生の旅愁や東日本大震災で被災した福島県南相馬市の中学生の震災からこれまでの思いを紡いだ曲を全員で合唱を行いましたときは、まさに時代や世代を超えて心が一つになった瞬間でございました。これからも市民の皆様や関係者の方々と一体となって音楽祭を盛り上げ、犬童球溪先生の遺志の継承に努めてまいります。

上水道関係でございますが、本年9月、人吉市水道事業運営審議会を開催し、本市の水道料金の不公平感を解消するとともに、水道事業の安定経営の持続等のために適正な水道料金体系及び料金水準の構築について諮問をいたしたところでございます。これまでに3回の審議会が開催されておりますが、施設の視察や平成27年度に作成しました水道事業ビジョンの内容確認など水道事業全体の把握がなされているところであり、今後具体的な項目に沿って御審議をいただく予定でございます。

次に、平成29年度予算編成に向け、その方針を定めましたので御報告申し上げます。

平成29年度の国の予算編成に当たっては、「経済財政運営と改革の基本方針2016」を踏まえ、昨年度と同様に「経済・財政再生計画」の枠組みのもと、本格的な歳出改革に取り組むとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底的に排除、予算の中身を大胆に重点化するとしております。

また、熊本県は、熊本地震の復旧・復興を優先するため、災害関連を除く各部局の一般行

政経費や投資的経費を平成28年度比で最大20%削減する予算要求基準を設定し、義務的経費を除く一般行政費を一律20%カット、公共事業などの投資的経費のうち国庫補助事業は10%、単県事業は20%カットする方針を打ち出しております。

一方で本市においては、熊本地震による直接被害は少なかったところではありますが、市庁舎の分散化に伴う各施設の維持管理費の増大、観光客等の落ち込みによる地域経済の立て直し、また、防災機能の充実など喫緊の課題が多い状況にあります。

特に半世紀に一度のビッグプロジェクトでもある新市庁舎建設に際しては、国からの有利な財政措置があるものの、あわせて中期財政計画のもと、財政の健全化を図っていかなければ、教育、福祉、子育てなどの市民生活を支える基礎的な行政サービスを確保できなくなることも十分に考えられます。今後は、平成27年度に策定をした「第5次人吉市総合計画後期計画」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿った取り組み、中でも地域独自のきめ細やかな取り組みを、一つ一つ着実に推進していくことによる暮らしやすい地域の創造、子供を産み育てやすい環境の整備、交流の活発化など、人口減少に歯どめをかけ、ひいては移住定住促進にもつなげていくことが重要だと捉えております。

以上のことから、平成29年度予算編成に当たっては、国の予算編成や支援の動向を見きわめつつ、最大の課題である新市庁舎建設を初め、市民が求めるニーズ等の状況変化にも的確に対応するとともに、課題の整理、将来展望を見きわめながら、新年度の予算編成を進めてまいります。

引き続き、御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げます。

議第91号平成28年度人吉市一般会計補正予算案（第5号）は、人事院勧告に準じ、本市職員の給料月額及び勤勉手当並びに特別職の期末手当の改定を行うものでございます。歳出におきましては、各款における給料など1,641万円を増額し、予備費を同額減額補正いたしております。そのため、歳入歳出予算の総額につきましては変更ございません。

議第92号平成28年度人吉市一般会計補正予算案（第6号）は、国・県の補助金交付決定に伴う補正のほか、扶助費などの追加補正を行うものでございます。今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ4億7,004万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ164億6,046万2,000円とするものでございます。

議第93号平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第3号）は、人事院勧告に準ずる職員給与改定に伴う所要額の補正でございます。

議第94号平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第4号）は、保険給付費の見直しや一般会計繰入金増額、財政調整基金繰入金減額などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ18万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億1,116万4,000円とするものでございます。

議第95号平成28年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第3号）は、人事院勧告に準ずる職員給与改定に伴う所要額の補正でございます。

議第96号平成28年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第4号）は、人件費に係るもののほか、包括支援システムの改修費などに伴う補正でございます。歳入歳出にそれぞれ82万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を43億5,596万3,000円とするものでございます。

議第97号平成28年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算案（第2号）は、人事院勧告に準ずる職員給与改定に伴う所要額の補正でございます。

議第98号平成28年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算案（第3号）は、介護予防サービス計画収入の増に伴う補正でございます。歳入歳出にそれぞれ118万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,734万9,000円とするものでございます。

議第99号平成28年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第3号）は、人事院勧告に準ずる職員給与改定に伴う所要額の補正でございます。収益的収入及び支出につきまして、支出の水道事業費用を87万7,000円増額し、支出総額を5億894万円といたしております。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費を5万円増額し、支出予算総額を2億8,816万5,000円といたしております。

議第100号平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第2号）は、人事院勧告に準ずる職員給与改定に伴う所要額の補正でございます。収益的収入及び支出につきまして、支出の下水道事業費用を31万7,000円増額し、支出予算総額を11億1,213万6,000円といたしております。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費を15万9,000円増額し、支出予算総額を7億3,473万7,000円といたしております。

議第101号平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）は、人吉浄水苑等運転管理業務について、性能発注方式を柱とした包括的民間委託契約を前回に引き続き導入し、平成29年度から3年間の複数年契約を行うため債務負担行為を設定するものでございます。

議第102号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案は、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当に関し国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第103号人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案は、同じく特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、議員の期末手当に関し国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第104号人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、職員の給料及び勤勉手当に関し、人事院勧告に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第105号人吉市部設置条例の一部を改正する条例案は、行政機構の改革により、新たに

企画政策部を設置することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第106号人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例案は、国家公務員退職手当法及び雇用保険法の一部改正に伴う国家公務員に係る退職手当制度の改正に準じて、条例の一部を改正するものでございます。

議第107号人吉市交通災害共済条例を廃止する条例案は、人吉市が行う交通災害共済制度の周知及び普及事業における所期の目的は果たされたので、条例を廃止するものでございます。

議第108号人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案は、人吉市におけるはり・きゅう・マッサージの助成に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用を行わないこととしたため、条例の一部を改正するものでございます。

議第109号人吉市税条例の一部を改正する条例案及び議第110号人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、所得税法等の一部を改正する法律が施行され、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律が改正されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第111号人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、同条例の別表第1に、既に設置している物忘れ相談支援医及び今回新たに委嘱する認知症初期集中支援チームサポート医の報酬額を規定するため、条例の一部を改正するものでございます。

議第112号人吉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例案は、人吉市老人福祉センターの利用料金に、団体割引及び個人利用に係る回数券の区分を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

議第113号人吉市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例案は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が施行され、農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、同法第8条第2項及び第18条第2項の規定により、人吉市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるため、既存の条例を廃止し、新たに条例を制定するものでございます。

議第114号損害の賠償についての案件は、平成28年9月26日午前9時50分ごろ、市公用車が市道下林南願成寺線を宝来町方面から走行し、中青井町の交差点を右折するため右折レーンに進入しようとしたところ、前方に停車していた相手方車両に接触し、双方の車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

議第115号損害の賠償についての案件は、平成28年9月18日午前8時40分ごろ、出張先の

阿久根市役所の駐車場内において、市公用車を後退させたところ、駐車していた相手方車両に接触し、双方の車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

議第116号損害の賠償についての案件は、平成28年8月17日午前8時ごろ、相手方車両が市道下田代地内第9号線を走行中、道路舗装の割れ目の突出部分に接触し、相手方車両に損傷を与えた事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

議第117号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての案件は、永田ミキ氏の任期が平成28年12月31日に満了することに伴い、同氏を再任することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の御同意をお願いするものでございます。

以上、御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（井上祐太君）（登壇） 議員の皆様、こんにちは。それでは、私のほうから議第91号平成28年度人吉市一般会計補正予算案（第5号）、議第92号平成28年度人吉市一般会計補正予算案（第6号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず最初に、議案第91号の補正予算でございますが、その内容は、国の人事院勧告に伴います人件費の補正によるものでございます。なお、12月期の期末勤勉手当の支給基準日が12月1日になりますことから、恐縮ではございますけれども、本日の採決をお願いしておるところでございます。

予算の説明に入ります前に、今回の人事院勧告についての御説明をさせていただきます。まず、国の動向でございますが、人事院は、ことし8月8日に衆参両議院及び内閣総理大臣に対しまして、民間給与との格差0.17%を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、職員の勤勉手当の支給月数を民間に見合うよう、0.10月分を引き上げるよう、また、給与制度の改正といたしまして、平成29年度から段階的に配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、その減額分を原資として子供に係る手当額を引き上げる勧告を行っております。この勧告を受け、国におきましては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を

改正する法律案等の関連法案が、平成28年10月14日に衆参両議院に提出され、11月16日に参議院におきまして可決成立をいたしております。また、同時に特別職の公務員につきましても、期末手当の年間支給月数を0.10月分引き上げる法案が同日、成立をいたしております。

一方、熊本県におきましては、熊本県人事委員会は県議会議長及び県知事に対しまして、平成28年熊本地震により職種別民間給与実態調査ができなかった中で、県内の厳しい経済、雇用情勢など、本県の置かれた現状等を総合的に勘案し、月例給、特別給ともに改定しないこと、また扶養手当につきましては、平成29年度から国と同様の見直しを行うことを勧告いたしております。

それでは、国・県のこうした状況の中で、今回御提案申し上げます本市の改定案につきまして御説明のほうをさせていただきます。

本市の人事院勧告による給与等の取り扱いは、これまでおおむね国のやり方に準拠してまいりましたので、今回も国の方針に準ずるものでございます。まず、給料月額につきましては、平成28年4月1日に遡及し、給料表の改定を行うこととし、あわせまして本年度12月期からの勤勉手当を0.10月分引き上げる改定を行うものでございます。また、市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び市議会議員につきましては、特別職の国家公務員に準じまして、期末手当を本年度12月期分から0.10月分引き上げる改定を行うものでございます。

それでは、予算案の説明をさせていただきます。お手元の議第91号の予算書の1ページをお願いいたします。第1条歳入歳出の予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により御説明いたします。

歳出でございます。6ページをお願いいたします。1款議会費から款項目ごとに人件費の補正額を計上しておりますが、これらは初めに説明しました人事院勧告に伴うものでございます。6ページ、7ページ、8ページ、10ページ、12ページ、14ページ、それから15ページまで全て人件費が計上されております。この総額でございます。給与改定が一般会計の人件費に与える影響、内訳といたしまして、議会費から15ページの教育費、学校給食センター費まで、給料180万6,000円、総額でございます。期末勤勉手当が1,253万2,000円、共済組合負担金が207万2,000円、総額1,641万円の増額補正となっております。15ページの一番最後ですけれども、14款予備費を1,641万円減額いたしております。要は歳出の増額分を予備費で相殺をさせていただいておりますので、予算額はなしということでございます。補正額はないということとなっております。

以上で、議第91号平成28年度人吉市一般会計補正予算案（第5号）の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第92号平成28年度人吉市一般会計補正予算案（第6号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、主

なものを事項別明細書により御説明をいたします。第2条の繰越明許費につきましては、第2表繰越明許費により、第3条の債務負担行為の補正につきましては、第3表債務負担行為補正により、それから第4条の地方債の補正につきましては、第4表地方債補正により、それぞれ御説明をいたします。

めくっていただいて5ページをお願いいたします。第2表繰越明許費につきましては、3款、1項経済対策臨時福祉給付金（事務費）及び（事業費）でございまして、平成26年4月に実施されました消費税引き上げに伴います低所得者への影響を緩和するために、平29年4月から平成31年9月までの2年半分を臨時福祉給付金として支給するものでございますが、支給に関する事務などが平成29年度までかかりますことから繰り越すものでございます。

その下、第3表債務負担行為補正の追加でございまして、表の中ほどになりますが、守衛室プレハブリース料を除きます残りの一番上の市議会会議録作成等業務委託料から一番下の給食配送等委託料までの9件につきましては、平成29年度の業務委託などにつきまして、年度内に準備行為、入札等を実施するため債務負担行為をお願いするものなどでございます。また、真ん中の守衛室プレハブリース料につきましては、現在の契約が平成29年2月までとなっております。新たな契約締結を行うために債務負担行為の期間、限度額を設定するものでございます。

めくっていただいて6ページをお願いいたします。次に、第4表地方債補正の追加でございまして、1つ目の県営事業負担金債は、県営事業に対する負担金に伴うもので、2つ目の中学校施設整備事業債は、第三中学校プール塗装塗替等改修工事に伴うものでございます。それぞれに限度額、起債の方法等を定めております。その下、変更につきましては、社会資本整備総合交付金事業債及び大規模修繕・更新事業債は、国の補正予算内示等による維持補修工事及び橋梁点検、橋梁設計委託、橋梁補修工事等の増減に伴うもの、また現年発生庁舎機能単独災害復旧事業債は、防災行政無線の移設に係る詳細な経費を算出するため防災行政無線移設等の工事費などを減額し、防災行政無線に係る詳細設計委託料を増額することにより、それぞれ限度額の変更を行うものでございます。

次に、歳入の主なものにつきまして御説明をいたします。めくっていただいて9ページをお願いいたします。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金6,518万円の増額補正は、1節社会福祉費負担金のうち自立支援給付費負担金、3節生活保護費負担金のうち生活扶助費等負担金の増額などでございます。2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金1億6,848万円の増額補正は、1節社会福祉費補助金の臨時福祉給付金の支給等に対する経済対策臨時福祉給付金事業事業費及び事務費補助金、2節児童福祉費補助金の放課後児童健全育成事業などに対する子ども・子育て支援交付金の増額などでございます。4目土木費国庫補助金1,444万8,000円の増額補正は、2目道路橋梁費補助金の道路橋梁事業に係る社会資本整備総合交付金、大規模修繕・更新事業費補助金における内示によるものでございます。

めくっていただいて10ページをお願いいたします。15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金1,539万2,000円の増額補正は、国庫負担金と同じく、自立支援給付費負担金の増によるものなどがございます。その下、2項県補助金、2目民生費県補助金1,493万8,000円の増額補正は、2節児童福祉費補助金の市内9カ所の学童クラブに対する放課後児童健全育成事業費補助金の追加が主なものでございます。また、4目農林水産業費県補助金278万3,000円の増額補正は、2節林業費補助金の木材の安定供給を図り、適正な森林整備を推進するための間伐材供給安定化緊急対策事業費補助金の追加が主なものでございます。

11ページをお願いいたします。中ほどでございます。19款、1項、1目繰越金、1節前年度繰越金といたしまして2億円の増額補正を行っております。一番下、20款諸収入、4項、3目雑入、5節農林水産業費雑入1,742万2,000円の増額補正は、高塚国有林における国有林分収契約林の購買による分配金が主なものでございます。

めくっていただいて12ページをお願いいたします。21款市債につきましては、第4表地方債補正で御説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

13ページでございます。歳出でございます。歳出のうち、各款、項、目の中の一般職給、職員手当等、共済組合負担金などの増減につきましては、人事異動等に伴うものでございます。また、国、県支出金などの精算金は、前年度の事業精算に伴うものでございまして、説明のほうを省略させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1,025万円の増額補正は、人件費の増額によるもののほか、各町内における防犯灯のLED等新設及び塗替工事に係る経費及び人吉市予約型乗合タクシー運行補助金交付要項に基づく人吉市予約型乗合タクシー運行補助金の増などが主なものでございます。

13ページから14ページにかけてでございますが、6目財産管理費1,360万1,000円の増額は、平成28年熊本地震に伴います市庁舎等の分散化に伴います庁舎等維持管理経費の増などがございます。

飛びまして16ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費2億3,087万6,000円の増額は、経済対策臨時福祉給付金事業に係る経費のほか、熊本県後期高齢者医療広域連合負担金の平成27年度決算に伴う精算金、国民健康保険事業特別会計への財政安定化支援事業繰出金などがございます。

その下、17ページをお願いいたします。2目心身障害者福祉費5,594万5,000円の増額は、自立支援給付事業に係る生活介護給付費や就労継続支援給付費などの増額が主なものでございます。

めくっていただいて18ページをお願いいたします。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費6,676万5,000円の増額は、認可保育所等に対する延長保育促進事業補助金や市単独で実施をいたしております軽度障害児保育事業補助金、市内9カ所の学童クラブへの放課後児童健全

育成事業補助金などがございます。3項生活保護費、2目扶助費2,142万1,000円の増額補正は、生活扶助費等の増によるものがございます。

19ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費700万3,000円の増額補正は、高齢者の成人用肺炎球菌予防接種及びインフルエンザ予防接種の個別接種委託料の増が主なものがございます。

めくっていただいて20ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費253万6,000円の増額補正は、人吉市農業活性化対策事業補助金交付要項に基づく人吉市農業活性化対策事業補助金の増が主なものがございます。

21ページをお願いいたします。2項林業費、2目林業振興費669万5,000円の増額補正は、木材の安定供給を図り、適正な森林整備を促進するための間伐材供給安定化緊急対策事業補助金などがございます。

めくっていただいて22ページをお願いいたします。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費115万9,000円の増額補正は、平成28年1月に実施されました会計実施検査におきまして、市道大塚桑木津留線改築工事での設計過大が指摘をされ、国庫支出金の一部を返還するものがございます。2項道路橋梁費、3目道路新設改良費1,447万1,000円の増額補正は、スマートインターチェンジ整備事業における委託料と工事請負費の組み替えのほか、人吉・球磨スマートインターチェンジ整備促進協議会への人吉市負担金の増及び、次のページになりますが、国・県道整備に伴います県営事業負担金が主なものがございます。5目橋梁新設改良費2,710万9,000円の増額補正は、国の補正予算内示等による橋梁点検及び橋梁設計委託、橋梁補修工事の増等でございます。

少し飛びまして26ページをお願いいたします。10款教育費、3項中学校費、3目学校建設費450万円の増額補正は、第三中学校プール塗装塗替等改修工事でございます。

27ページをお願いいたします。6項保健体育費、1目保健体育総務費607万1,000円の減額補正は、平成28年熊本地震の影響によりまして、第71回熊本県民体育祭阿蘇大会が中止になったことによります人吉市体育協会への補助金が減額となったことが主なものがございます。

28ページをお願いいたします。11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費210万円の増額補正は、平成28年熊本地震により発生をいたしました中神地区の法面崩土が用水路へ流入しないようにするための法面崩土除去委託料でございます。

29ページをお願いいたします。5項、1目その他公共施設公用施設災害復旧費3,973万1,000円の減額補正は、防災行政無線の移設に係る詳細な経費を算出するため、4月の専決予算に計上いたしておりました防災行政無線移設等工事費などを減額し、防災行政無線に係る詳細設計委託料を計上するなど、組み替えが主なものがございます。

一番下、14款、1項、1目予備費を1,484万6,000円増額いたしております。

以上で、議第92号平成28年度人吉市一般会計補正予算案（第6号）につきまして補足説明

を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田中 哲君） 以上で、議第91号から議第117号までの提案理由の説明は全部終了いたしました。

日程第30 議第80号、日程第31 議第81号

○議長（田中 哲君） 次に、議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日、継続審査となっておりました決算の認定等について委員長報告を受け、順次採決をし、引き続き人事院勧告等に伴う条例改正案件、補正予算案件については委員会付託なしで審議採決いたします。

まず、日程第30、議第80号平成27年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、日程第31、議第81号平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての2件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 平成28年9月第4回人吉市議会定例会において、厚生委員会に付託されました議第80号平成27年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、審査の経過と結果について報告いたします。

委員会は3回にわたって開催し、まず水道局長、上水道課長から前年度指摘及び要望事項に対する経過説明と決算内容の説明を受け、引き続き監査委員から審査意見書に基づく説明を受けた後、審査を行いました。

当年度は、前年度と比較して総収益が0.6%減の5億2,806万2,684円（税抜額）に対し、総費用が0.4%減の4億6,139万3,331円（税抜額）で、純利益が前年度より2.0%減の6,666万9,353円となっております。投資された事業の主なものとしましては、赤池原町外送水管改良工事、蟹作町外送水管改良工事等が実施されております。また、上水道施設遠方監視装置再構築業務が実施され、さらなる施設の監視体制の強化がなされております。

給水戸数は前年度より71戸減少、給水人口は425人減少し、給水区域内人口に対する普及率は99.45%となっております。年間総配水量は前年度より1.7%増加、年間総有収水量は0.4%減少しております。有収率は83.40%で、前年度より1.79ポイント減少しております。今後も有収率の向上に向け、老朽管の更新等を図る必要があります。

審査では、各委員から県下14市における料金比較について、給水原価と供給単価の今後の見通しについて、給水停止の状況についてなどが質問されました。

これに対し執行部からは、1つの指標である「口径13ミリ、月20立方メートル使用した場合」で比較すると、当市は2,386円となり県下14市の中では一番安い料金となる。給水原価、供給単価については、現在は供給単価が上回り、健全経営となっているが、施設等とともに

送配水管の老朽化により、今後維持管理費の増が見込まれる。近い将来このバランスが崩れて、逆転するおそれもあることから、平成27年度に作成した人吉市水道事業ビジョンにも示しているとおり、平成28年、29年あたりが1つの料金体系見直し時期と考えている。当年度の給水停止実績としては186件であったが、ほとんどの方は納付に応じられているなどの説明がありました。

全国的な少子高齢化時代を迎え、本市の水道事業における給水人口も徐々に減少していく現状においては、今後も給水収益の減少が予想されます。また、費用の面では、施設の改良、修繕等の維持管理及び老朽管の更新等に多額の出費が見込まれます。

委員会としましては、以上のことを踏まえながら、今後の水道事業の経営については、人吉市水道事業ビジョンに基づき、引き続き公営企業原則である経済性と公共の福祉増進に沿って経営の効率化、健全財政に努められ、将来にわたって低廉で清浄かつ豊富な水の安定供給ができるように要望するとともに、下記事項についても重ねて要望を行いました。

記

- 1 水道事業の健全運営の維持を図るためには、水道事業の特殊性に鑑み、職員の技術力向上・維持に努め、上水道マッピングシステムに対するスキルアップを行うとともに、職員の適正配置に努めること。また、再構築された上水道施設遠方監視装置等を活用し、いつ起こるとも知れない大規模災害や近年の異常気象に伴う環境の変化に対し、速やかに対応できる体制の強化を図ること。
- 2 水道料金の収納率向上のために、さらなる口座振替の推進を図り、水道料金の債権管理については、民法、地方自治法及び人吉市水道条例を十分認識し、適正管理に努めること。
- 3 耐用年数を経過し老朽化した水道施設及び管路の更新については、国庫補助等の有利な制度を活用し、計画的に行い、市民の急激な負担増にならないよう適正運営に努めること。また、同じように老朽化している宅内の給水管や設備に関しても、不測の事故やトラブルが危惧されるため、引き続き広報やホームページ等を活用した多岐にわたる啓発活動を実施すること。

以上、厚生委員会に付託されました議第80号平成27年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定については、慎重審査の結果、賛成多数で原案可決及び認定することに決しました。

次に、平成28年9月第4回人吉市議会定例会において、厚生委員会に付託されました議第81号平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、審査の経過と結果について報告いたします。

平成27年4月1日に、これまでの官公庁会計（特別会計）から地方公営企業法適用の公営企業会計に移行しましたので、今回が移行後初めての決算となります。委員会は3回にわたって開催し、まず水道局長及び下水道課長から前年度の決算特別委員会からの指摘及び要望

事項に対する経過説明と決算内容の説明を受け、引き続き監査委員から審査意見書に基づく説明を受けた後、審査を行いました。

当年度は、総収益が11億2,795万7,392円（税抜額）に対し、総費用が10億8,282万8,910円（税抜額）で、純利益が4,512万8,482円となっております。投資された事業の主なものは、人吉浄水苑ドレイン配管取替工事、九日町汚水中継ポンプ場電気・機械設備改築更新工事等であります。

接続済世帯数は前年度より7戸増加、接続済人口は253人減少し、下水道普及率は73.8%、水洗化率は90.9%となっております。年間総処理水量は前年度より2.6%増加、年間有収水量は0.3%減少しております。有収率は68.68%で、前年度より1.96ポイント減少しております。今後も有収率の向上に向け、老朽管の更新等を図る必要があります。

審査では、各委員から下水道使用料累進別料金改定の推移について、一般家庭における平均使用量及び少量使用世帯の把握について、平成26年度汚水処理原価の上昇についてなどが質問されました。

これに対し執行部からは、平成26年の料金改定は9年ぶりの改定となり、20立方メートル使用時の使用料は3,780円となる。平均使用水量は21.9立方メートルで、月10立方メートル以下の使用世帯は、水道の水栓数でカウントすると約4割となっている。汚水処理原価の上昇はさまざまな要因があるが、資本費平準化債の借入が少なかったことによる影響が最も大きいなどの説明がありました。

水道事業と関連性が深い公共下水道事業においても、全国的な少子高齢化に伴う人口減少や節水意識の高揚による下水道使用料の減少、また費用の面における課題として、終末処理場やポンプ場の経年劣化に伴う更新費用の増加等が懸念されます。

委員会としましては、以上のことを踏まえながら、公営企業の原則である独立採算制の趣旨のもと、今後の公共下水道事業の経営については、自主財源の根幹をなす下水道使用料の適切な債権管理に努めるとともに、経営の効率化、健全財政に努められ、さらなる市民サービスの向上を図られるよう要望するとともに、下記事項についても重ねて要望を行いました。

記

- 1 下水道使用料の誤徴収が明るみとなり、現状把握のため全件調査が実施されたが、今後においても上水道課との連携を密にし、市民の信頼を損ねることがないように適切な事務処理を行い、適宜全件調査を行うなど再発防止に努めること。
- 2 下水道使用料及び受益者負担金の納付については、口座振替の推進等を図ることにより、さらなる収納率向上に努めること。また、未収金については、負担の公平性の観点から、安易に不納欠損の措置をとることがないように臨戸訪問や実態調査を強化し、早期解消に向けて特段の努力をされること。
- 3 長寿命化計画に基づく施設等の適正な維持管理に努められるとともに、社会情勢の変化

による需要の動向等を見据え、公営企業としての経営の効率化、健全化の推進、収益性の向上を図られること。

以上、厚生委員会に付託されました議第81号平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定については、慎重審査の結果、賛成多数で原案可決及び認定することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

ここで、議第80号及び議第81号については、討論の要求があっておりますので、これより討論を行います。

1 番、塩見寿子議員の発言を許可いたします。（「議長、1 番」と呼ぶ者あり）

1 番。塩見寿子議員。

○1 番（塩見寿子君）（登壇） 議第80号平成27年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定に反対の立場から討論を行います。

平成8年度に水道料が約25%値上げされました。値上げ前の平成7年度の当年度純利益は2,864万円。これが5年ごとにどうなっているか調べてみました。値上げから5年後の平成12年度の当年度純利益は9,947万円。10年後の平成17年度には9,624万円。そして値上げから20年後に当たる平成26年度は6,666万円となっています。値上げ前の平成7年度の当年度未処分利益剰余金、つまり累積黒字は8,746万円で、これが平成12年度には3億4,516万円、平成17年度には4億5,782万円、そして、27年度には4億9,847万円になっています。平成7年度の累積黒字に比べて、平成27年度にはその5.69倍にも膨れ上がっています。一方で、市民の暮らしはどうでしょう。年金は引き下げられ、消費税増税を初め、国保税や介護保険料や下水道料金など公共料金の引き上げ、本当に大変になっています。

多良木町では、平成18年度に毎月の基本料金が100円引き下げられ、さらに平成24年度にも基本料金が100円引き下げられました。私が計算してみると、人吉市でも1年間当たり累積黒字の3.7%に当たる1,883万円を使うだけで、多良木町のように毎月の基本料金100円の引き下げが可能です。累積黒字の3.7%を市民に返して、暮らしを応援すべきではないでしょうか。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

続きまして、議第81号平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定に、反対の立場から討論を行います。

平成26年度に下水道料が10.85%値上げされました。その結果、20立方メートルの水を使

用した場合の使用料は3,780円と、県下14市で一番高い下水道料金となりました。人吉市の平成27年度の純利益は4,512万円、当年度未処分利益剰余金、つまり累積黒字は2億1,061万円となっています。一方、八代市を調べてみると、累積黒字は1億3,737万円であるとわかりました。人吉市の現在水洗便所設置済人口2万2,768人に対し、八代市は4万1,021人と人吉市の約1.8倍の規模であるにもかかわらず、累積黒字は本市よりはるかに少なくなっています。人吉市は累積黒字が膨れ上がっていると考えられ、私は人吉市の値上げの妥当性に疑問を感じます。

一昨年の日本共産党人吉市委員会の市民アンケートに、公共料金の連続値上げについて、とても困るが72%の回答でした。水道料金が急に高額になり、3人家族で毎月1万円弱。電気代や電話代より高いなんて信じられませんという声がありましたが、この水道料とは下水道料金の値上がりのことを指しているのではないのでしょうか。

平成26年度には消費税が5%から8%に上がり、市民の生活はさらに厳しくなっています。地方自治体の一番の仕事は市民の暮らし、福祉を守ることです。市民の生活が厳しい中での値上げは避けるべきだったと思います。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（田中 哲君） 以上で、討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は分割して起立採決といたします。

まず、議第80号について採決いたします。議第80号について、原案のとおり可決及び認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（田中 哲君） 起立多数。

よって、議第80号は原案可決及び認定することに決しました。

続きまして、議案第81号について採決いたします。議第81号について、原案のとおり可決及び認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（田中 哲君） 起立多数。

よって、議第81号は原案可決及び認定することに決しました。

日程第32 議第90号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第32、議第90号平成27年度人吉市歳入歳出決算認定についてを議題とし、決算特別委員長の報告を求めます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） 平成28年9月第4回定例会において、決算特別委員会に付託されました議第90号平成27年度人吉市歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたし

ます。

委員会は、5回にわたって開催し、まず監査委員から審査意見書に基づく説明を受け、その後、各部・局から前年度の要望事項に対する対応及び資料の説明と各会計ごとの説明を受け、審査を行いました。

一般会計の実質単年度収支は、平成26年度においては1億円余りの赤字でありましたが、平成27年度においては6,406万円余りの黒字となっております。一般会計から特別会計への繰り出しは、11億9,772万円となっております。

普通会計において、財政力指数は0.42で、前年度と同じとなっております、実質公債費比率は6.9%で、前年度に比べ0.2ポイントの減、経常収支比率は99.8%で、前年度に比べ1.3ポイントの減となっております。

歳入面については、市税、地方交付税などの減収が見込まれており、また歳出面については、高齢化による扶助費の増加や特別会計への繰出金の増加が余儀なくされる状況であり、財政需要の増大が予想されます。

よって、今後の財政運営に当たっては、新市庁舎建設に多額の費用が見込まれることを考慮し、引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進するとともに、財政状況をより正確に把握・分析し、歳出全般にわたる徹底した見直しによる歳出総額の抑制と重点化を進め、効率的で持続可能な財政運営を行われるよう要望します。

なお、個別の要望事項は次のとおりです。

- 1 税・使用料・負担金の徴収については、一定の成果は見られるものの、人口の減少や高齢化による影響を鑑み、より一層の収納率の向上に努め、収納未済額及び不納欠損については、税負担の公平の見地から滞納者の追跡調査、実態調査に力を入れ、歳入の確保に努められるよう要望する。
- 2 国民健康保険事業、介護保険、後期高齢者医療特別会計については、人口の減少や高齢化の進展により、今後も1人当たりの医療費などに係る支出の増大が予想されることから、市民健診の周知徹底による受診率向上や介護予防事業の推進、及び関係機関との連携を密にし、ジェネリック医薬品のさらなる利用促進等により、医療費の適正化を図り、健全な財政運営に努められるよう要望する。
- 3 工業用地造成事業については、雇用拡大や地域経済活性化に確実につなげ、早急な企業誘致が図られるよう、関係機関との調整を密にし、より積極的な企業・工場誘致活動に取り組まれるよう要望する。

以上、3点の要望事項を付し、本委員会に付託されました議第90号平成27年度人吉市歳入歳出決算認定については、慎重審査の結果、賛成多数で認定することに決しました。

以上、報告いたします。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼

ぶ者あり)

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

ここで、議第90号については、討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。

11番、本村令斗議員の発言を許可いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）（登壇） 議第90号平成27年度人吉市歳入歳出決算認定に反対の立場から討論を行います。

私がこの議案に反対するのは、はなまる教室を行うための歳出や、いわゆるマイナンバー制度を具体化するための歳出が含まれているからです。とりわけはなまる教室は、人吉市教育委員会が独自に行っている事業です。委員長報告にもありましたが、決算特別委員会において、収納未済額や不納欠損などについて論議がありました。収納未済額や不納欠損が大きくなっている背景には、市民生活が大変厳しくなっていることがあると思います。その中であって、税金によって成り立っている市の予算は、常に適正に使われるべきであり、問題のある事業などは見直していくべきだと思います。

はなまる教室は以下のような4点の問題があると思います。1つ目には、先生方の要望でもないのに、私塾の教材を使うはなまる教室は、教諭は児童の教育をつかさどるとした学校教育法に照らして問題があると、現場の先生たちからも声が上がっています。2つ目には、自分たちは学習指導要領に沿って子供たちに生きる力をつけようとしているのに、教育委員会はなぜ、学習指導要領と全く関係のない内容を学校に持ち込むのかという先生方の声は当然だと思うからです。3つ目には、子供たちに学力をつけたいという先生方の足を引っ張ることになっていると思うからです。ある先生は、はなまる学習塾の教材を使う日が設けられ、こちらで課題を与えることのできる自習の時間が減ってしまったと言われました。4つ目には、私塾の教材に教育委員会が金を出して学校でやらせてよいと言うのなら、公文などをやらせても問題がないのかという市民の疑問に対して、教育委員会がきちんと説明のできない事業だと思うからです。このようなはなまる教室は中止すべきだったと思います。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（田中 哲君） 以上で、討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は起立採決といたします。

議第90号について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（田中 哲君） 起立多数。

よって、議第90号は認定することに決しました。

○議長（田中 哲君） 続きまして、人事院勧告等に伴う条例改正案件及び補正予算案件に入ります。

日程第3、議第91号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第5号）、日程第5、議第93号平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、日程第7、議第95号平成28年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第9、議第97号平成28年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）、日程第11、議第99号平成28年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第12、議第100号平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第14、議第102号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第15、議第103号人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第16、議第104号人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての9件につきましては、委員会付託を省略し、直ちに審議、採決いたします。

ただいま申し上げました9件の議案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は分割して行い、条例改正案件を先に採決し、その後に補正予算案件の採決を行います。

それでは、条例改正案件の採決を行います。議第102号から議第104号までの3件について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第102号、議第103号、議第104号は原案可決確定いたしました。

続きまして、補正予算案件の採決を行います。議第91号から議第100号までの6件について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第91号、議第93号、議第95号、議第97号、議第99号、議第100号は原案可決確定いたしました。

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

発言の申し出

○議長（田中 哲君） ここで、教育長の発言を許可いたします。

○教育長（末次美代君）（登壇） 議員の皆様、こんにちは。議長のお許しをいただきまして、人吉市議会に提出いたしました教育委員会の事務に関する点検評価報告書について、概要を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきまして、全ての教育委員会は、毎年、効果的な教育行政の推進を図り、市民への説明責任を果たす観点から、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用しながら、点検及び評価を行うこととなっております。さらにその結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することを義務づけられております。

人吉市教育委員会は、人吉市教育方針の基本理念、教育目標に基づき、平成27年度に実施いたしました主要な8事業を選定し、学識経験者3名からの御意見を参考にしながら点検評価を実施いたしました。

評価の方法としましては、総合評価基準をもとに教育委員会会議におきましてAからDの4段階で評価を決定し、その評価を今後の事業の方向性と事業展開の指標として活用するものでございます。

学識経験者の方々からいただきました御意見は、各事業の展開、あるいは必要性についておおむね高い評価をいただいたところでございますが、御意見の中には各事業への検討事項や創意工夫すべき点など、具体的な御意見も活発にいただいております。教育行政に対する関心の深さや、大きくそして熱い期待を実感したところでございます。

また、この報告書には、教育委員会の活動及び運営状況につきましても掲載しております。今後は、この報告書をホームページで公表し、議会や市民の皆様のお意見をいただきながら、本市の実情にあった事業として、常に社会の変化を見きわめ、目指すべき目標に達するようさらに改善しつつ、人吉市教育振興基本計画、いわゆる教育大綱の推進に生かしていくように努めてまいりたいと存じます。

以上、御説明申し上げましたが、今後とも議員各位におかれましては、御指導を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 哲君） 以上で、本日はこれをもって散会いたします。

午後0時13分 散会

平成28年12月第5回人吉市議会定例会会議録（第2号）

平成28年12月6日 火曜日

1. 議事日程第2号

平成28年12月6日 午前10時 開議

- 日程第1 議第92号 平成28年度人吉市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第2 議第94号 平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第3 議第96号 平成28年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第4 議第98号 平成28年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議第101号 平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議第105号 人吉市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第106号 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第107号 人吉市交通災害共済条例を廃止する条例の制定について
- 日程第9 議第108号 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第109号 人吉市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第110号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第111号 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第112号 人吉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第113号 人吉市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第15 議第114号 損害の賠償について
- 日程第16 議第115号 損害の賠償について
- 日程第17 議第116号 損害の賠償について
- 日程第18 議第117号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 一般質問

1. 大塚 則 男 君
2. 塩 見 寿 子 君
3. 福 屋 法 晴 君
4. 笹 山 欣 悟 君

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり

3. 出席議員（18名）

1番	塩見寿子君
2番	宮原将志君
3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡隼人君		
副市	長	松田知良君		
教	育	長 末次美代君		
総	務	部 長 井上祐太君		
市	民	部 長 今村修君		
健	康	福	祉	部 長 村口桂子君
経	済	部 長 福山誠二君		
建	設	部 長 大淵修君		

総務部次長	小林敏郎君
総務課長	小澤洋之君
財政課長	植木安博君
水道局長	中村則明君
教育部長	松岡誠也君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局長	赤池謙介君
議事係長	栞原亨君
庶務係長	椎葉千恵君
書記	白坂禎敏君

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、さきに決定されましたとおり、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） おはようございます。12月年末議会、一般質問1番をいただきました4番議員の大塚です。

先日、くま川下りの発船場に出向いた折、くま川下りを終えたお客様が送迎のバスからおりておられました。台湾からのお客様30名で、くま川下りを楽しんでいただいたとのことでした。また、新聞報道を見ましたら、県外からの社員旅行で75名の方がこたつ船を体験され、満足いただいたようでした。現在、ショートコース、ミドルコースのくま川下りを楽しんでいただいておりますが、新たにもう1コース、上流の花立付近から戦の瀬を下るハイクラスコースなどとして設置できましたら、人吉の観光がさらに飛躍するものと私は考えています。関係者皆様の御理解をいただき、近い将来、実現できるものと期待したいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。1点目、梢山多目的グラウンド整備について。2点目、高齢者対策として、介護保険利用の現状、介護福祉士、訪問介護員の雇用環境、介護研修等についてお尋ねします。

まず、多目的グラウンド整備についてですが、このことについては平成23年6月議会、平成26年9月議会にて一般質問を行っております。26年9月議会においては、当時の教育部長から、諦めたわけではありません、白紙になったわけでもございませんと答弁をいただきました。あれから2年が経過しましたが、当時示されましたスポーツ推進基本計画での施設整備の方針に基づく事業の年次計画を明確に位置づけし、整備時期など具体化していくと答弁いただきましたが、まず、現在までどのような取り組みを進めておられるのかお尋ねします。

○教育部長（松岡誠也君） おはようございます。お答えいたします。

平成27年3月に策定しました人吉市スポーツ推進基本計画の中でも触れさせていただいておりますが、市内11カ所の体育施設における整備の優先順位として、傷みが激しく競技者等に危険を及ぼす恐れのある施設、来年度の県民体育祭の会場となる施設、大会開催や練習など利用者の多い施設ということで、これらのさまざまな条件を勘案し、整備を進めていくこ

とが重要であると考えております。具体的には、昭和53年に建設された第一市民運動広場で、老朽化による落下の恐れがあったナイター照明設備の改修や、昭和58年に建設された村山公園テニスコートの人工芝改修工事を、今年度を実施しております。いずれの施設も県民体育祭の会場に予定されているところであり、スポーツ振興くじ、いわゆる t o t o の助成を活用して整備を行っているものでございます。これより古い施設としましては、昭和45年に建設された人吉市民プールがございりますが、昨年度までに順次プールサイドの改修工事、ろ過機の修繕などを実施しておりまして、今後は比較的新しい体育施設につきましても、先ほどの優先順位を勘案しながら整備を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、御答弁いただきました。私としては多目的グラウンドの整備ということで質問させていただいたんですが、市の受けとめ方としては、全体を見て危険とか、あるいは県体というのを考えまして、優先順位でやっていただいたということのようです。確かに、そういったのは県体も近いですのでわかるんですが、私としては、多目的グラウンド整備はどうなっているのだということを思って、今回も質問しているんですけど、なかなか明確な答えが出ないようですけど。それで梢山多目的グラウンド整備については、サッカー場としての利用はもちろんのこと、現在、多くの高齢者の皆様が楽しんでおられるグラウンドゴルフ場としての利用もあります。私は、梢山多目的グラウンドを、南九州のサッカー場として位置づけできる施設にさせていただきたいと考えています。条件整備が整うならプロのサッカーチーム、大学のサッカーチームなどの練習での利用、現在、熊本市内で行っておられるサッカー指導あるいは指導者研修も、梢山多目的グラウンドで行うことが可能になります。県内はもとより鹿児島、宮崎県等のさまざまな地域との交流が可能になり、小・中・高校生のサッカー大会など行うことができるものと考えます。また、小学校においても、平成31年から部活動が社会体育に移行していくことなどもあり、さらに利用する機会は増加するものと思います。

熊本地震によって被災された地区においては、練習場や大会開催場所がスムーズに確保できない中、ここ人吉のコートを利用させていただくことで、熊本震災応援の一つにも活用できると考えるところです。平成26年9月の答弁の中で、市庁舎建設もあり、市全体の事業計画、実施計画の中で優先順位もあることから、事業を精査し、整備目標についてしっかり示していくとされました。市庁舎建設も大きな事業ですが、平成26年時とは状況も変化していますので、今こそ梢山多目的グラウンド整備実施計画の優先順位を引き上げ、整備時期を明確に示していくべきと思いますが、どのようにお考えかお尋ねします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、熊本地震の発生後、市庁舎建設につきましても目まぐるしく状況が

変化しており、市全体の事業計画、実施計画にも、さまざまな変化が生じているものと認識しております。梢山多目的グラウンドにつきましては、今年度、第一段階として、利用者の安全確保の観点から、グラウンドの周辺部分に生じております段差を解消し、全体を平準化する改修を実施する予定でございます。老朽化の進む市内各体育施設の整備につきましても、多額の費用が必要になる場合もあり、有利な助成制度の検討、活用、これはスポーツ振興宝くじなどでございますけれども、それとともに、優先順位を勘案しつつ整備を実施してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今回、改修をしていただくということで、段差といいますか、あそこはかまぼこ型になっているものですから改修していただくということで、まずはありがたいんですけど、今おっしゃっていただいたように、施設改修等には多額の費用がかかるということで、前回は答えていただきましたように、優先順位、優先順位とおっしゃるんですね。それはわからんじゃないんですけど、もうそろそろ多目的グラウンドも、僕は大大に改修してほしいと思うんですよ。先ほど申しましたように、やはり何かを打ち出したい人吉市として。だから、そういった意味で先ほど申しましたように、南九州の拠点にしたい、そう思いますから、私は多目的グラウンドを優先順位の上位に引き上げていただいて、取り組んでいただきたいというふうに思っております。

そこで、グラウンド整備を行おうとした場合、先ほど言いましたけれど、当然、財源の確保とか必要になります。このことについても26年9月議会の教育部長答弁で、t o t oの助成事業があると述べておられます。現在、この事業がどうなっているのかを確認いたしました。t o t o地域スポーツ施設整備助成、総合型地域スポーツクラブの活動拠点となるクラブハウスの整備を初め、グラウンドの天然芝化、人工芝化の事業に対して助成することにより、地域における身近なスポーツ施設の整備の促進を図ることを目的としているとあります。抜粋になりますけれど、梢山多目的グラウンド整備に関する部分だけ述べますが、助成対象事業として、クラブハウス整備事業の新設については、助成対象経費の限度額が7,500万円で助成割合が5分の4、限度額が6,000万円となっております。助成対象事業がグラウンド天然芝化事業、また人工芝の新設があります。こちらは助成対象経費の限度額は6,000万円で助成割合は5分の4、限度額は4,800万円となっております。申請は1月と7月の年2回で、何回でも申請は行えると伺っています。こういった、もちろん執行部の方は御存じでしょうけれど、こういった制度をまたさらに利用していただいて、今後、人工芝新設に向けぜひ取り組んでいただきたいというのが、私の思いですが、今後の取り組みについてはどのようにお考えかお尋ねします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

稍山多目的グラウンドにつきましては、平成25年度に天然芝への改修に向けて、測量設計業務委託を実施した経緯がございます。当時の概算工事費が約6,900万円でございます、スポーツ振興くじの天然芝改修の助成制度が仮に活用できたとしましても、多額の財源が必要となることから、現在のところ実施に至っていない状況でございます。

今回、御質問いただきました人工芝化の工事につきましては、天然芝に比べますと、芝刈りや散水、肥料散布などの維持管理経費が不要の上、天候にほとんど左右されず、芝生の養生期間も不要のため、格段に利用環境が向上するという多大なメリットはあるものの、反面、多額の初期投資が必要となってまいります。近年、人工芝の技術進化や採用事例もふえておりますので、調査研究を行い、天然芝、人工芝、いずれにいたしましても助成制度の活用を含め、市民の皆様のお声を聞きながら、整備方針を検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、教育部長がおっしゃった6,900万円、4分の3というのは、これは天然芝にした場合、新設ではなくて改良したときの場合の助成だと思うんです。新設の場合は、さっき言いましたように5分の4と変わってくるんですね。私は新設のほうにお願いしたいということをお話しているわけなんですけれど、そのところは御理解していただきたいと思います。確かにおっしゃったように、以前は6,900万円が4分の3と伺ってございましたけれど、今回はそれをかえて、もう新設にしたらということなんですね。そちらのほうでぜひ取り組んでいただきたいという思いです。

そこで、私いろいろ聞いたんですけれど、無料の人工芝もあるんですね。無料といいますのが、人工芝で実際使っているところが新たにかえるというときに、それが残るものですかから、それを使いませんかということで、無料で提供するというところは確かにあるようです。ただし工事については、そちら地元業者でやってくださいというやり方です。これは確かあります。ただ、欠点として、今1回使用していますので、長期間持たないと、すぐまたかえなくてはいけないということが出てくるかと思えます。

もう一点は、いざかえるときに、また無料のものがすぐ手に入るかというところが疑問じゃないかなというふうに、私は捉えているところです。それと逆に、新たに有料で行ったときに、1回人工芝にした場合、耐用年数といいますか大体10年なんですね、そのくらいできると思うんです。それを今度はまた新たに張りかえようとした場合はどうかというと、新設後、新たにまた張りかえる場合は割安でできます。そういったふうになっています。ですから、私は無料の人工芝よりも、この際、有料人工芝のほうがいいのではなかろうかと思えます。

それと、天然芝と人工芝、あとクレイ、土ですね、この3つがあるんですけれど、考え方として。端的に言いますと、天然芝の場合は、1年使えるかというと思えないんですね。か

なり養生期間というのがありますので使えない時期があります。人工芝の場合は、フルに使えるんですね。いつでも使える。ということは、必然的に大会も多くできるということになってくるんです。土の場合もそうなんですけど、ただ、土の場合は、なかなか条件というか、気候にも左右されますので若干少なくなってまいります。そういった中で、天然芝と土と人工芝でした場合に、どれだけの経済効果があるかという場合、これはもう確実じゃありませんけど、私の想像としては大体、人工芝でした場合は年間200万円ぐらいになるんですかね。泥の場合が二百五、六十万円。人工芝の場合はぐうんとはね上がって、大体800万円ぐらいになるかなというふうにも捉えております。それくらい人工芝にした場合には、利用価値もあるというふうに私は受けとめております。ですから、いろいろ考えていただいたとは思いますが、天然芝あるいは人工芝悩まずに、人工芝でいくというような考え方をぜひ持っていただきたいと私は思います。

次に、梢山多目的グラウンドにてサッカー大会などさまざまな競技を行う場合、駐車場の確保が現在も課題となっています。これまでは中小企業大学校様の駐車場を借りたり、近くの企業様の駐車場を御相談し、対応している状態でした。もちろん今後もお願いし協力いただけるものと考えていますが、研修あるいは業務の関係で使用される場合、特に土曜日とかは自社対応が優先ですのでお借りできないこととなります。道路脇や道路上に駐車されていますが、マイクロバスなど大型の車両は、駐車場確保が困難な状況にあります。グラウンド整備ができましたら、さらに多くの方が来られますので、駐車場としての敷地が必要となります。梢山多目的グラウンド周辺を見た場合、現在、完璧な駐車場と捉えず将来を見越して、まず更地にする。このような対応に取り組むことはできないかお尋ねします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

現在、梢山多目的グラウンドでは、小学生、中学生、高校生のサッカー大会やその練習とともに、近年、高齢者のグラウンドゴルフ大会の利用も多く、大会の規模や開催日によっては、駐車場が不足しているという現状は認識しているところでございます。現状といたしましては、今お話がありましたように、市有地である学校給食センター横の梢山工業団地の空き区画や、中小企業大学校人吉校及び近隣の工業団地入居企業の駐車場を借りられて、利用されているという状況でございます。もともと梢山多目的グラウンドは、工業団地の厚生福利的な施設として整備されているものであり、企業立地促進法の重点促進区域にも指定されておりますので、駐車場として設置するという事は難しい状況にあると考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、多目的グラウンドというか、あそこの広場が企業のための厚生社会福祉的施設というふうに捉えているというふうに、今述べられましたけれど、私、これ初

めて聞いたんですが、これは大体そうだったんですか。私の認識では、漆田の造成地が教育委員会から経済部へ移管したことから、現在の梢山にグラウンドを設けたというふうに受けとめていたんですね。福利厚生施設ということなら、今まで私たちとかいろんな大会に使っているのは、目的外使用をやっているのかということなんですね。また、逆に梢山団地の福利施設としたら、そこで実際に利活用されているのかということです。福利厚生施設ならば、やはり体育協会に加入しなくちゃいけないのか。そこら辺はどうなっているんですかね。

それともう一点は、工業団地の皆さんがレクリエーションで使用するとした場合に、大会をしたときに重複になりますよね。そのときはどっちが優先するんですか、お尋ねします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

あそこの敷地というか、あの地域全体が工業団地の用地でございますので、本来ならば全体的にいろんな企業が入っていただいて埋まっていくという状態の中で、あの区画、今、サッカー場になっている部分、多目的グラウンドの部分については、そこの入居された企業の皆さんが共通の福利厚生のための施設として使える部分ということで、工業団地がつくられたときには、本来そういう使い方をするように設定した場所であるということです。ただ、その後の状況で、そこの皆さんだけではなくて、広く市民全般、地域の全般に使っていただくという考え方で広く利用するために、教育委員会でその後を管理、管轄をさせていただいて、先ほど申し上げたような、グラウンドゴルフとかサッカーとかに利用いただいているという現状でございます。

重複した場合は地元で広く使うという目的と、それから工業団地の皆さんの使用という、両方の目的が現在でもあると考えていますので、その辺は調整の上、話し合いで決定していきたいということでございます。

以上、お答えします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 人吉市の梢山多目的グラウンドという捉え方でいいのか、あるいは工業団地の中の厚生福利施設として捉えるのか、そこはどうなんですか。さっき僕言いましたように、漆田が移管したから、教育委員会があそこをつくったんですよという捉え方でいいのか。そうじゃありませんと、工業団地ができたから福利厚生でつくったんですよという捉え方なのか、どっちなんですか。

○教育部長（松岡誠也君） 先ほども申し上げた経過を経て、最初はそういう工業団地の皆さんのための福利厚生施設としてつくったけれども、今は幅広く市民全般に利用いただく施設というふうに捉えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ならば今後、いろんな大会もっとふえてきますよ。かなりふえてくる

と思うんですよ、整備していただくなら。そうしたときにほとんど、例えば、月、火、水、木、金はグラウンドゴルフに使ってもらう。土、日は大会に使ってもらうとした場合、まず、このレクリエーションというのは不可能じゃないかと思うんですね、重複したときに。話し合いといっても、その可能性は十分考えられると思うんですね。そうしたときに、私は、あくまでも梢山多目的グラウンドとして認識をして進めていっていいのか。いや福利厚生施設ですから、そちらのことを十分考えてくださいと言われてたら、なかなか難しい問題なんですよ。大会というのは早くから決まっていくんですよ。福利厚生、例えばレクリエーションというのは突然決まりますよね。そういったときに、いや使えませんとなることは十分考えられます。それには十分お答えできるんですか。話し合いでとおっしゃいましたけれど、さっきも言った、大会は早く決まるんですよ。いろいろな大会は。レクリエーションはすぐ目の前で決まるんですよ。いやいやできませんと、レクリエーションを断ったときに、福利厚生の目的を達していないじゃないですか。だから大会優先になっていくということを、できるならばやっていますけれど、そこら辺はどうなんですか。

○**教育部長（松岡誠也君）** お答えします。

あそこの多目的グラウンドに限らず、いろんなほかの体育施設もそうですけれども、土曜、日曜あたりはいろんな人が利用したいということで、重複することはいろんな場面で考えられることをございます。そういうときには優先順位を早く申し込んだ人とか、それからいろんな大会の目的とかを勘案して、その辺の調整をしながら、ここのグラウンドに限らず、どこの施設でもそうですけれども、調整をして話し合いをしていきながら決定するということになると考えております。

以上、お答えします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 4番。大塚則男議員。

○**4番（大塚則男君）** 使用に当たっては、ごちゃごちゃ言っても始まりなんですけど、ほかのグラウンドも一緒だと言われますけれど、他のグラウンドはいろいろスポーツをしたいということで重複する、それはお互いに譲り合うことはできるんです。今、言われたような福利厚生となってくると、レクリエーションということなんです。そこをお互い話し合いをなさいといっても、それは無理ですよ、レクリエーションがあつたら。あした何かしたいのにもう決まっているからできませんと、こっちを断っていったら、福利厚生施設の目的達しません、僕はならないと思いますよ、このことは。だから、私は逆に梢山多目的グラウンドについては、いろいろ大会をするのは、もう決まったほうが優先してやってくださいと、明確に言ってもらったほうがよっぽどすっきりします。頭から福利厚生施設がもともとそうだとされても、ちょっと考えますよね。そうじゃなくて、大会があつたらやってくださいと、私がさっき言いますように、南九州の一つのサッカー場にしたいという思いがあるものは特に、やっていますよと、それぐらいやっぱり言っていたかかないと、全部に中途半端じゃ

ないですか、何にしても。

話を元に戻しますけれど、さっきの駐車場も、いやできません。できませんと答えたら簡単なんです。じゃなくて、どうしたらできるんですかということを考えてほしいんです。あそこへ行かれたことあります、グラウンド。多分あそこ全体は経済部管轄ですかね、経済部長、だと思っんです。サッカー場に向かって左側を見たときに小高い山があるじゃないですか。雑草がこんなに茂っている。あそこの上に企業をつくるんですか。造成しますよね、企業もつくとしたら。あの上につくるはずないと思っんです。サッカー場の横、多目的グラウンド横がもう既に茂っているんです。あそこを、せめて奥のほうだけでも更地にするというそういったことは、駐車場が目的といえども、例えば工場をつくる一つの目的として造成、整地するということだったら可能じゃないんですか。そういうように持っていくことはできないんですか、駐車場確保。内々には駐車場確保になると思っんですけれど、一つの整備で更地ですよ、将来にするための。だから私が言ったのは、将来を見越して更地にできないかということなんです、左側。実際あそこは遊んでいるじゃないですか。そこを駐車場という名目じゃなくて、利用する方法はないんですか。それを頭から駐車はできませんと言われたら、はい、終わりますになってしまうでしょう。そうじゃなくて、できる工面はできないんですか、もう一回お聞きします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

あその多目的グラウンドとして使っているところの横には、いわゆる山林として、荒地というような形で残っている部分もありますけれども、あそこはもう現在造成が済んでいる工業用地の部分が埋まってしまったら、次の段階として工業用地として使うということで、私は経済部ではありませんから、その辺詳しくはありませんけれども、工業用地のために取ってある場所であって、そこを私たちの教育部のほうから、造成して駐車場にするというようなところまでは判断できないということでございます。

以上、お答えします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） それはわかりますよ。それは確かに教育委員会と経済部は違うわけですから、行政のほうがですね。だからそれをおっしゃったと思っんですよ。でも、私も含め市民の皆さんが、ここは教育部ですから、ここは経済部ですから、こっちは知りませんか、そんなことを言って通りませんよ。あの多目的グラウンドがあるならば駐車場は必要じゃないですか。必然的に、どう考えても。さっき部長の答弁で近隣の工業とか、あるいは中小企業に使ってもらおうと言われましたけれど、それは他力本願で人のを借っていつも使えというのはおかしいでしょう。グラウンドを持っているなら駐車場は必要ですよ、当然それは。私はそう思いますよ。いつまでたっても中小企業大学校を使ってください、近くに立地される工業事業者使ってくださいと、それは私いいかげんだと思っんですよ。それよりも所管は違

うかもしれませんが、経済部のほうにお願いして、あそこをもう少し更地にすることはできないかというのを、そういったことを話し合うのがお互いの連携じゃないんですか。教育委員会ではわかりません。経済部に聞かんとわかりません。そうじゃなくて、まず、そういった連携をし合って、あそこを更地にしようとか、そういった話はできないんですか。私はやってほしいと思いますよ。そういったことをしないと、これいつまでたっても進みませんよ、この話は。駐車場がないので、いつも借りてばかりおらんばんじゃないですか、よそのを。私は違うと思いますよ、それは。だから、ぜひ経済部とこの際話し合っていて、更地にできるものはぜひやっていただきたいと要望しておきます。

稍山多目的グラウンドを南九州のサッカー場の一つとして、南九州を含めた各県などの担当者に知らしめるなら、受け入れ体制の充実も必要になってきます。さまざまなイベント、合宿、交流大会、練習試合、指導者研修などが考えられます。ここで必要になってくるのが宿泊先の確保です。将来、クラブハウスは整備するとしても、宿泊所はすぐにでも必要になってきます。大人から児童・生徒まで幅広く利用でき、料金もスポーツ関連ということで極力割安で利用でき、人吉温泉にも入れて疲れをとることができる、そのような施設を私は考えてみました。ひらめきました、皆さんの思いと一緒にです。国民宿舎の利活用はできないかということです。解決すべき課題はあるかと思いますが、今、人吉に必要なものは、よそにない目玉となる取り組みとおもてなしではないかと考えますが、この点についてどのように受けとめられるかお尋ねいたします。

○**経済部長（福山誠二君）** 皆様、おはようございます。御質問にお答えをいたします。

スポーツ合宿を含めた国民宿舎の利活用ということでいただいたわけでございますけれども、国民宿舎くまがわ荘につきましては、現在、指定管理者でありますくま川下り株式会社との指定管理協定、これが来年3月末で終了いたします。4月以降につきましては、同社から協定の更新を行わない旨の申し入れをいただいているところでございますけれども、このために国民宿舎くまがわ荘、これは観光施設といたしまして、今、合宿というお話もございましたけれども、これを最も有効的に利活用する方法を検討する目的といたしまして、検討会といったものを、議員の御質問にあります課題の一つとして、私たちがこのスポーツ合宿を含めた利活用ということで、協議、検討の一つとして取り上げて、進めてまいりたいと思います。御提案をいただきまして大変ありがとうございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 4番。大塚則男議員。

○**4番（大塚則男君）** ぜひ課題の一つにさせていただいてほしいと思います。例えば、人吉おもてなしという意味で考えると、温泉にも入れますよと、宿泊していただいたら、引率者の方に対しては飲食の割引券も提供できると、あるいは、くま川下りしてもらうためのくま川下り体験の割引券なども提供しますとか、そういったいろんな状況を、実際あっているん

です。天草とか宇佐市とか大分のほうはすごいですよ受け入れ方が。そんなのを私は、まねごとじゃないんですけれども人吉でならできの、ぜひあわせて検討していただいて、スポーツ合宿所になるように検討いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、公共施設の使用料徴収についてお尋ねします。

現在、公共施設は何カ所あって、使用料金の取り扱いはどうなっているか。あるなしですね。また、近隣市町村の公共施設の使用料金の取扱いはどのようになっているのかお尋ねします。

○**教育部長（松岡誠也君）** お答えいたします。公共の体育施設ということで回答をさせていただきます。

市で管轄しております体育施設は11カ所でございます。このうち条例により利用料金を徴収している施設が、川上哲治記念球場、球磨川トレーニングセンター、市民プール、弓道場、射撃場、スポーツパレス、相撲場の7カ所でございます。昼間は無料で夜間照明の料金だけを徴収しているというところが、第一市民運動広場と村山公園テニスコートの2カ所でございます。無料で開放し使っていただいているという施設が、梢山多目的グラウンドと田野テニスコートの2カ所でございます。

次に、近隣の市町村の体育施設につきましては、まず、球磨郡内の各町村の体育施設のうち、主なものについて答弁をさせていただきます。

錦町が、総合グラウンド、勤労者体育センター、武道館、弓道場が有料。相撲場が無料となっております。

多良木町は、多目的総合グラウンド、町民体育館が有料で、テニスやソフトボールのできる八日原運動広場、中山運動広場が昼間無料で、夜間照明のみ有料ということです。祓川運動広場などが無料の施設でございます。

湯前町は、町民グラウンド、B & G海洋センターとも有料でございます。

あさぎり町は、免田総合体育センターグラウンド、弓道場が無料でございます。上総合運動公園の体育館、武道館が有料でございます。グラウンド、野球場、テニスコートは無料で、夜間照明のみ有料ということでございます。岡原総合運動公園はソフトボールなどが無料で、サッカーのみ有料となっております、夜間照明は有料ということでございます。深田の高山総合運動公園は、グラウンド全体、野球、ソフト、テニスコートが無料で、夜間照明のみ有料ということです。なお、あさぎり町は、無料の部分でも町外の利用者は有料ということでございます。

次に、水上村は、村民体育館などが無料で、夜間照明のみ有料でございます。ただし、こちらも村外の利用は有料となっております。

相良村は、総合体育館、弓道場が有料でございます。運動公園は無料で、夜間照明のみ有料でございます。ただし村外の利用は有料ということです。

次に、五木村は、各地区のグラウンド、体育館とも有料でございます。

山江村は、体育館が有料でございます。丸岡公園農村広場、中央グラウンド、尾崎運動広場、屋形運動広場などが無料で、夜間照明のみ有料ということです。

球磨村は、総合運動公園が有料となっております。夜間照明も有料でございます。

次に、近隣の市としまして、熊本市の例を申し上げますと、ホームページに掲載されている体育施設の中で、野球、サッカー、ソフトボールなどができるスポーツ広場につきましては、30施設のうち有料が20、無料が10施設ということです。また、体育館の19施設につきましては、全て有料でございます。さらにテニスコートの15施設につきましては、有料が13施設、無料が2施設となっているようでございます。

以上、お答えします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 近隣市町村の報告をいただきましたけれど、有料があったり無料があったりと、また、地域外の使用の場合は有料とかさまざまな状態にあるようです。有料施設もたくさんあるなというふうにとめてたわけですけど、そこで現在、テニスコート改修を行っておられますが、これの財源と整備費用と整備内容についてお尋ねします。テニスコートも含む今回整備されるとしましたら、梢山多目的グラウンドも多額の費用をかけ整備になるわけです。そうしますと維持管理、将来発生する補修工事費などを考えますと、利用者に対してももちろん無料がいいのは十分理解しているんですが、利用者に対してある程度の受益者負担と使用料徴収、このことについては考えられないのかお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

テニスコートの改修につきましては、8コートのうち6コートを土のコートから人工芝に改修するものでございます。総事業費が6,588万円でございます。その財源はスポーツ振興くじの助成金が3,498万8,000円、地方債と一般財源が3,089万2,000円ということでございます。

次に、今後の使用料等の徴収についての考え方ということでございますが、夜間照明利用につきましては使用料を徴収しておりますが、グラウンドやテニスコートの施設利用に対しましては、これまでも使用料は徴収をしておりませんが、今後も使用料を徴収するという考え方は、現時点ではございません。

本市の屋外施設は、川上哲治記念球場を除いて、人的配置や施錠による管理は行っておらず、大会などの予約がなければ、いつでも誰でも気軽に利用できる施設となっております。使用料を徴収することになりますと、申込手続、使用料の徴収方法、施設を囲む塀やフェンスの設置、さらには管理室を設けて人的な配置をするということなど、徴収に係るシステムづくりへの投資が必要になるものと考えております。受益者負担という考え方もございますが、本市のスポーツ振興基本計画にも掲げておりますとおり、スポーツは世界共有の

人類の文化であり、心身の健康の保持増進、爽快感や達成感、他者との連帯感など、精神面、健康面からさまざまに有益な多様性を有しておりまして、市民がいつまでも健康で笑顔で暮らすためには、スポーツに気軽に親しめる環境を維持していくことが、本市独自の施策として大切ではないかと考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、答弁で使用料は徴収する考えはないということです。なぜかというところと今おっしゃっていただいたように、人的配置とか、あるいはそのための整備をしなくちゃいけないということなんですけれど、果たしてよその市町村がそれだけ整備してからやっているかどうかですね。私は申し込み時点でもできることはあるんじゃないかと思うんですね。だから頭から徴収しないというのではなくて、私は検討してみるべきじゃないかと思うんです。確かに無料で市民の皆さんに楽しんでいただけるということは十分、私も理解します。それが一番ありがたいですよ。しかし、今おっしゃっていただいたように、整備費用にテニスコートで6,600万円余りかかるわけですね。そうすると多目的をした場合には1億円弱か1億円ぐらいかかるんじゃないですか。そう見たときに、それだけの費用をかけて整備してどうぞ使ってください。それはありがたいです。でもその後の改修費とかはどうするんですか。やはり使っていただくならば若干御負担くださいと、そういったものを蓄えておきながら、いろいろな修復費に回すのも一つの方法じゃないかと私は思います。これは御検討ください。時間もありませんので次まいります。

それでは、今まで述べてきました多目的グラウンド整備について、市長はどう考えていらっしゃるかお願いいたします。

○市長（松岡隼人君） 皆様、おはようございます。それでは、お答えをいたします。

本市の体育施設は老朽化が進んでおりまして、計画的な整備が必要となっておりますことは議員も御承知のことと存じます。スポーツをする上で、まず第一に優先されなければならないことは、利用者の安全性の確保でございます。

次に、来年開催されます第72回熊本県民体育祭人吉球磨大会は、県内から多数のアスリートを迎えるに当たり、競技運営に支障が出るような施設であってはならないと考えておりまして、その施設整備も優先させなければなりません。議員御指摘の梢山地区多目的グラウンドにつきましては、設置から20年が経過しておりまして、また、梢山工業団地内に位置するという特異な環境でございます。道路側には段差ができており、いつ事故が起きてもおかしくない状況にありますので、安全対策が第一の課題として捉えておりまして、本年度の事業としまして、段差をなくす工事に着手してまいりたいと考えているところでございます。子どものサッカー大会やグラウンドゴルフ大会の開催により、私も何度も現地に足を運んでおりますが、グラウンド内を見てもみますと、天然芝の傷みも激しく凹凸があり、競技会場とし

てお使いいただいていることには、大変心苦しく感じているところでございます。

本市では、平成25年9月に、当グラウンドの測量設計業務委託をしております、天然芝での工事費が積算されております。スポーツ振興くじ助成金の交付を受けることができますが、市民の皆様のお意見を伺いますと、大塚議員から御質問いただいているとおり、人工芝での改修を求める声が多数ございます。その最大の理由は、天然芝はその養生期間が利用できないことに対しまして、人工芝は管理が容易な上、1年中を通して利用できることでございます。市民の御意見の中には、使用料を支払ってもよいから人工芝を検討してもらいたいと、熱望される声もございました。担当課におきましても、天然芝と人工芝の初期投資費用、メンテナンスについての比較表を作成するなど、その調査を行っておりますが、人工芝におきましては、初期投資費用は、概算ではございますが天然芝の約3倍程度必要なことから、スポーツ振興くじ助成金の交付を受けたといたしましても、残りの財源負担が大きいことから、新たな補助金制度はないか、初期投資費用を削減する方法はないか、情報を収集しているところでございます。ただ、メンテナンス費用に関しましては、人工芝のほうが格段に低く抑えられるようですので、耐用年数で見たときにどうなのか、トータル的に検討を行う必要がございます。

梢山地区多目的グラウンドの改修につきましては、市内唯一の芝を有した競技会場としまして、市民皆様の思いを大切にしたいという私の気持ちは、就任当初から変わるものではないかと存じます。その整備方法につきましては市民の皆様との対話を重ね、よりよい方向性を示したいと考えているところでございます。

また、先ほどの駐車場の件についても、私からお答えをさせていただきたいと思いますが、これは梢山多目的グラウンドではなく、村山公園周辺でのスポーツ大会、例えば、二中で開催されます陸上記録会などでございますが、全体的に対応していく必要があるというふうに存じます。これまで市は土地利用計画ゾーニングの中で、施設整備の際に合わせて検討してまいりましたが、近年はなかなかそれができていなかったという事実も、御指摘のとおりでございます。このたび組織機構改革で企画政策部を設置させていただきたいと存じますが、新しい部では、そうした不足していた部分、私が常日ごろ、日常から言っておりますとおり、横串の部分をしっかり検討してまいりたいというふうと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 市長から大変ありがたい答弁いただきました。

t o t oの助成の有効活用法もありますので、ぜひ幅広く御検討いただきたいと思います。市長も市長を受けられて2年が過ぎます。残り2年、何かを残しましょう。よろしく願います。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時06分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）
4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） それでは、次に、高齢者対策の一つであります介護保険についてお尋ねします。

介護保険とは、国民全員が40歳になった月から加入し、保険料金を支払い、介護が必要な人が適切な介護サービスを受けられるようになる仕組みであり、要介護者の家族の負担軽減を図るものと思います。この制度は、国が掲げる互助の精神に基づいて設けられた制度で、事実、要支援・要介護などについての認定に始まり、介護サービスを受けることになりませんが、申請方法や利用料がわかりにくく、ケアマネジャーに依頼し、さまざまな手続きをお願いすることになっているのが現状ではないかと考えるところです。

27年度の決算に係る主要な施策の成果報告を見ますと、認定件数が2,427件、サービス受給者は、在宅サービス1,335人、施設サービス473人となっています。認定者数は全体で2,076人で、要支援1が141名、要支援2が205名、要介護1が342名、要介護2が460名、要介護3が398名、要介護4が288名、要介護5が242名となっています。第1号被保険者65歳以上の方は、ことし3月現在で1万1,203人と報告されています。人吉市の人口が約3万3,000人ですから、改めて超高齢化社会にあることを感じました。

1回目のお尋ねですが、要支援1から要介護5の7ランクについて、市役所窓口などに相談してから、認定通知結果をいただくまでに何日ぐらいかかるのか。その認定通知結果に対して納得がいけない場合は、再度、要介護認定をしていただけるのか。また、27年度の決算の中の介護保険特別会計で、収入未済額、不納欠損額が計上されています。介護保険はほぼ天引きと考えますが、不納欠損が増大していくことでの問題点は何か。保険料滞納が生じてしまう原因と滞納した場合、個人に対して起こる問題点は何か。また、それぞれの介護サービスに消費税はかかるのかお尋ねします。

○健康福祉部長（村口桂子君） 皆様、こんにちは。それでは、御質問にお答えいたします。

まず、介護認定を申請されてから認定結果が届くまでの期間でございますが、原則として、申請日から30日以内に認定結果を通知することとなっております。しかし、主治医意見書等の審査書類がそろわない場合など、30日を超える場合もございます。ちなみに全国の平均は37.8日、本市の場合は36日となっております。

次に、認定結果に対して納得されない場合でございますが、利用者が取れる方法としまして二通りがございます。まず1つ目が、県に対する不服申し立てでございます。これは、行政不服審査法に定められた行政処分に対する不服申立制度の一つでございます。熊本県介

介護保険審査会に対して不服申し立てを行い、それに基づく調査の結果、介護認定が不当だと結論づけられた場合には、本市の認定を取り消し、改めて調査を行うというものでございます。

2つ目に、本市に対して行う区分変更申請がございます。本来の意味合いとしましては、結果を不服として行うものではなく、状態の変化によりサービスが不足する場合など、申請をするという性格のものでございます。しかし、要介護認定の結果を不服とされる場合は、県への不服申し立ては相当の期間を要するため、この区分変更申請の制度を利用されているというのが現状でございます。

次に、介護保険料の収入未済額、不納欠損についてでございますが、厳しい経済情勢下において、不良債権化するリスクの増大が懸念され、介護保険事業の財政運営に大きな影響を及ぼすだけでなく、納期内に納付されている方と滞納されている方の間の公平性を確保するという観点からも、課題だというふうに捉えております。

介護保険制度は、介護が必要な人や介護する家族の負担を、社会全体で支えることを目的とした社会保障制度であり、不納欠損額が増大するということは、介護保険料の金額設定の影響も出てくるものと考えているところでございます。

次の御質問の介護保険料についてでございますが、まず、65歳以上の方の介護保険料の納め方は二通りございます。先ほどお話がありましたように、年金額から天引きをする特別徴収、これは年金額が18万円以上の方でございますが、この方々は原則100%納付という形になります。

もう一つは、普通徴収という方法で、年金受給年額18万円未満の方や、額にかかわらず老齢福祉年金や障害年金などの受給者は、納付書に基づき個別に納めていただく方法で、こちらは滞納が生じやすくなります。滞納が生じる原因についてでございますが、相談内容から見ると、収入が少ない、借金がある、医療費等の負担が大きい、家族の支援がないなど、生活に手いっぱい状態にあるためなどが要因と考えているところでございます。

次の質問の介護保険料の滞納が継続する場合に、利用者にとっての問題点でございますが、滞納期間によってその対応は異なります。滞納期間が1年以上の場合は、介護サービス利用の際、一旦費用の全額を負担され、後から払い戻しを受ける償還払いになります。1年6カ月以上の滞納の場合には、滞納分の保険料を納めるまで払い戻しをとめることになります。滞納期間が2年以上になりますと、利用料の自己負担が1割から3割に引き上げられることになります。しかし、介護は人の命や健康に直結することだけに問題が複雑で、滞納によるペナルティーは余りにも厳密に適用してしまうと、必要な介護サービスを受けられなくなりますので、状況に応じて対応しているところでございます。

最後の介護保険サービス利用に消費税はかかるかという御質問でございますが、原則として非課税でございます。ただし、介護施設入所における特別室や特別食などの料金など、一

部課税対象となるものもございます。

先ほど、天引き特別徴収のところ、18万円以上と申しましたのは、年金受給年額でございます。

以上、お答えさせていただきます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、答弁いただきました。天引きの場合は滞納というのは発生しませんけれど、生活苦といいますか社会的問題ですけれど、この中では、やはり年金額が18万円以下のところが納付書になりますので、ここで滞納が発生しやすいというふうに受けとめておりますが、生活苦というのは、本当に社会的な問題ではなかろうかと思えます。しかしながら、やはり介護保険料の滞納が続きますと、全体的にサービスに影響が出てくるのかなというふうに感じたところです。市民の皆さんも御理解いただいて、ぜひ納付のほうを一生懸命努めていただきたいというふうに思います。

介護保険で受けられるサービスについてですが、大きく分けて、利用者が自宅にいながらサービスを希望した場合の居宅サービス、ケアマネジャーや保健師などが居宅サービス、あるいは計画を立てたり連絡などを行う支援サービス、施設入所を希望された場合に提供される施設サービス、市在住の方が利用できる地域密着型サービスになるかと思えます。詳細に見るなら、さまざまな介護サービスが受けられるようになっています。

そこで2回目のお尋ねとして、国は在宅中心の介護を進めていく方針を示している中、要支援については在宅で対応できるとしても、要介護の必要性が低い要介護1・2については、特例以外は入所については原則認めない方針になったかと思えます。国の施策により、施設への入所ができない方が増加するのではないかと考えます。例えば、要介護1・2の方が介護が必要になったときなど、適切なサービスが受けられる制度とありますが、現状はどうなのかお尋ねします。

家族や高齢者、認知症患者が直面する問題はさまざまにあり、ひとり暮らし、老老介護、あるいは家族生活の支えとして共働きと介護に追われ、精神的、肉体的にも疲れてしまうことなど起こり得るかと思えます。支援体制としてさまざまな介護サービスがありますが、要支援・要介護それぞれのレベルにより、受けられる介護サービスの限度額の違いもあります。さらに要介護3から5に認定された方が、料金が安く利用しやすい介護保健施設入所をお願いしたくても、待機者数の増加などで入居難易度が高く、かなりの日数を要すること。民間運営の介護施設に入所するには利用料金が高く、介護度が高くなると割高になることなど、経済的負担が重くなり諦めざるを得なく、結果的に在宅介護となり、経済的負担、精神的負担など悩みを抱えることとなります。

そこで、現在、人吉市には介護施設は何カ所あるのか。入所待機者数は何名おられるのか。入所する場合の費用として、要介護者の状態にもよるかとは思いますが、一般的にどのくら

いの家計負担になるのか。また、仮に自己負担ができない場合はどうなるのかお尋ねします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

まず、市内に存在する介護老人3施設の数でございますが、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームは4施設、介護老人保健施設は4施設、介護療養型医療施設は5施設となっております。また、入所を希望されている待機者につきましては、市内3カ所の特別養護老人ホームにおいて調べましたところ、現在、延べ312人となっております。これは入所利用希望者が、直接施設に申し込みをされる仕組みでございまして、お一人が複数の施設に入所の申し込みをされていたり、今すぐではないが在宅介護ができなくなった場合の、将来に向けて早目の入所申し込みをされる場合も当然含まれておりまして、あくまで延べ数の把握でございます。

次の御質問の、介護施設に入所される場合の一般的なサービス利用の負担についてでございますが、施設サービス費の1割もしくは2割と、食費、居住費、身の回り品などの生活費が必要になります。利用される施設等の種類、介護度、世帯の所得区分などによって、負担額は一人一人違ってまいりますので、一つの例でちょっと申し上げさせていただきますと、本人及び世帯全員が住民税非課税の場合に、最低の負担限度額は約3万9,000円、住民税課税世帯のうち、最高の負担限度額につきましては約14万5,000円となっております。これは身の回り品に係る日常生活費は含まれておりません。

次に、サービス利用を負担できない場合はどうなるのかという御質問でございますが、サービスの利用に際しましては、利用者、身元引受人、連帯債務者の3者とサービス事業所との利用契約を締結した上で、サービス利用開始となります。支払いが困難な場合には、連帯債務者を含めて話し合いによる解決を図られたり、利用料の負担が可能な施設への変更検討や、生活困窮者の支援制度利用に係る相談もなされているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 部長、要介護1・2の方が介護が必要になったときの適正なサービスを受けられる制度とあるんですが、現状はどうなのかということについては。

○健康福祉部長（村口桂子君） 要介護1・2の方が介護が必要になったとき、適切なサービスを受けられる制度となっているが、その現状はということについて、失礼いたしました。

国の施策により施設入所ができなくなったため、介護1・2の方については、要介護状態に応じて適切なサービスを受けることができるよう、ケアマネジャーにより本人や家族からの要望など聞き取りを行い、ケアプランを作成し、確実に必要なサービスを提供する体制をとっている状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 一点ちょっとお尋ねしますが、今、待機者の方は312名という数字をお聞きしました。この中には、いろんなところを申し込んでいらっしゃるから、この実数じゃないと思うんですけど、例えば、今現在、健康な方で将来を見越して申し込んでいる方がいらっしゃいますよね。ところが突然、もう急を要する、とにかく今入れられないと困るんだという、そういった家庭自身が出たときに、それには即対応いただけるんですかね。それとも、あくまでも順番待ちのほうが大事なのか。とにかく今すぐうち必要なんだという、そういった高齢者が出たときに、それは待機とは関係なく施設入所というのはやっていただけるのか、そのあたりはどうなんですか。

○健康福祉部長（村口桂子君） 急に特別養護老人ホーム等の入所が必要になった場合ということでございますが、基本的にベッドがあいていれば、一応、優先順位というのが各施設ごとに検討されておりまして、そのような状況を施設のほうに御相談を申し上げることで、優先順位を繰り上げて入所されるという例も実際ございます。ただ、規定の中で、枠外で入所をするということができないものですから、全てのベッドが詰まっていると、入所されているという場合には、一旦、別の介護施設あたりでお待ちいただいて、その時期を待つというような体制をとられているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） なかなか利用者の安心できるサービスが難しいのかなという面もちょっと感じたところです。要するに、国が介護軽度者については、軽い方については各地域あるいは家庭で取り組み方を考えて、進めていくべきというふうに捉えているのではないかと、うふうに私は思います。

先ほどまで要介護者などの支援について質問してきましたが、それと同様に介護に携わっておられる職員の皆様、訪問介護員、在宅看護をされています家族の皆様への物心両面での支え、処遇改善も大切なことではないかと思えます。要介護者へ対して、起こってはならない痛ましい事件などが全国各地で発生している状況を、他人事として見過ごすことはできないと思えます。介護福祉士、介護訪問員の激務、そこから起こるストレスなどの解消策を、官民一体で取り組んでいくべきではないかと私は思います。

3回目のお尋ねとして、国は同一労働、同一賃金を示したかと思えますが、処遇改善策はとれているのか。賃金形態は時給なのか月給になっているのか。生活支援、要するに掃除とか買い物、調理など、それと身体介護、入浴などを行う介護、これに対しての賃金は同一なのか。訪問看護員の皆様は交代で休みを取るとしても、1年365日の勤務になると思えます。土・日の出勤、そしてお盆、年末年始などの出勤に対しては、割り増しなどの対応はされているのかお尋ねします。市としては、訪問介護、在宅医療などに対して、今後どのような対応策が図られると考えられるか。また、訪問看護員などの処遇改善についてはどのように取

り組んでいくのか、あわせてお尋ねします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

最初の御質問の同一労働、同一賃金についてでございますが、国が掲げる1億総活躍社会の実現に向けたプランには、フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の賃金水準を引き上げることが目的とした、同一労働、同一賃金が盛り込まれております。この処遇改善につきましては、実施の可否も含めて今後、国において検討がなされていくものでございます。

次の御質問の賃金の形態についてでございますが、指定事業所の人員基準に常勤の規定項目がございまして、正規職員の月給制とパート職員等の時給制の二通りで対応されております。

次の御質問の生活援助と身体介護を行う場合の賃金については、市内の数カ所の事業所に確認をしましたところ、その事業所においては賃金の格差はなく、同一賃金としているとの回答を得たところでございます。また、従事者と事業主との間で締結されている雇用契約において、土曜日、日曜日や年末年始は通常の勤務として契約されていることから、特別な割り増し賃金等の対応はされていないというふうなことでございました。

次に、介護福祉士、訪問介護員の雇用環境について、市としてどのような対応を考えているかということにつきましては、地域包括ケアシステムの構築に向けて、在宅を支える訪問診療、訪問看護、訪問介護、生活支援サービスなどの在宅サービスの充実がますます重要になると同時に、医療介護の連携の充実など、入院と在宅医療の切れ目のないサービスを円滑に提供するような体制づくりが重要というふうに考えております。そこで働く方の人材確保や処遇改善については、国の動向を注視しながら、市としましても検討してまいりたいと考えているところでございます。また、現在、行っております処遇改善につきましては、介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に、介護報酬に介護職員処遇改善加算というものがございます。従事されている介護職員が積極的に資質向上や、キャリア形成を行うことができる労働環境を整備するなど、取り組みをより一層促進されるよう加算を行うものでございまして、市内の22法人が加算の届け出をされ、処遇改善加算がなされている状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 私の思いは、まとめて後で述べさせていただきます。

介護関係について取り上げてきましたが、実は、介護を必要とされる方、あるいは介護福祉士、訪問看護師、在宅介護をなさっておられる皆様が、高齢者、認知症になられた方、要介護の皆さんを見守り支えていく上で、さらに知識を深めていただきたく、10月23日に明るい社会づくり運動人吉・球磨協議会主催で、関西福祉科学大学社会福祉学部教授、都村先生をお招きし、人吉市と地元報道機関の後援をいただき、カルチャーパレス小ホールにて講演

が行われました。講演内容としまして、バリデーションへの誘い、認知症とともに生きるお年寄りから学ぶことについての講演でした。バリデーションについて端的に説明しますと、米国での発案であり、主に認知症高齢者とのコミュニケーションと接し方の手法だと、私は捉えました。介護を行う皆さんがバリデーションについての講演、研修などを受けられ実践していただくことで、要支援・要介護、高齢者、認知症の皆様との会話パターンに、かなりの改善をもたらす効果があるとされています。また、バリデーションにより、スタッフ及び利用者の双方がバリデーションから恩恵を受け、特に利用者はひきこもりが少なくなり、利用者間での交流が目立つようになることも実証されているようです。ほかにも手法についてはさまざまにあると思いますが、今回出会ったバリデーションの我が国における普及は増加傾向にあり、大阪会場、東京会場などで研修、講演などを実施されているようです。当日は180名ほどの参加をいただき研修を行うことができました。終了後、約80名の皆様からアンケートをいただきました。その中から幾つか紹介させていただきます。

19歳、男性の方。職場のパンフレットを見て知りました。初めてでしたがわかりやすく実践しようと思いました。19歳、男性です。

22歳、女性。バリデーションの意義やその未来性を感じた。私も今後使っていけたらと思う。自分の知らない世界はまだまだあり、とても魅力的だった。ある一つの問題意識を持たせていただきとても感謝しています。改めて知らない一つのこともどかしさを感じました。

35歳、女性。会社で案内を見て。すばらしかったです。ありがとうございます。体一つ、心一つで自分にできること、あしたからの仕事にきっと輝きをもたらしてくれます。

68歳、女性。認知症の方へ対する理解不足がはっきりわかり、もっともっと勉強したいと思いました。認知症の人に対する優しい思いやりを学ばせてもらいました。本日は出席してよかったです。今後の人生に役立てたいと思います。

29歳、女性。認知症の方と接することが多いのですが、今までは自分本位のコミュニケーションだったと反省、実感しました。今後、バリデーションを通じて、本当のコミュニケーションを目指して接していきたいと思います。大変勉強になりました。ありがとうございます。このようにですね、たくさんの方のアンケートをいただきました。

そこで、講演会にお越しいただいた村口健康福祉部長に、率直な感想と今後、バリデーションの普及について、人吉市はどんな取り組みができると考えられるか。また、在宅介護を行っている方、各施設の介護士の皆様に積極的に講演、あるいは研修を進めていくことはできないかお尋ねします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

今、議員のお話にありましたように、去る10月23日、明るい社会づくり運動人吉・球磨協議会の主催により、日本におけるバリデーション研究の第一人者である関西福祉科学大学の都村尚子教授をお招きされ、バリデーションの講演会が開催されました。私も勉強のた

めに講演を聞かせていただいたところでございます。バリデーションは、今お話がありましたように、一つのコミュニケーションツールとして、介護の現場などで広く有用なことは存じておりましたが、今回の講演で、先ほどアンケートの紹介にもありましたように、私も大変詳しくわかりやすい御説明を聞き、また、現場で実践されている実際のDVDの上映などもありましたので、改めて認知症高齢者への接し方、また、その重要性を再認識いたしたところでございます。日々介護の現場において、認知症高齢者の方を初め介護の必要な方へ接しておられる介護福祉士や訪問看護師においては、認知症高齢者の方のさまざまな要求や感情に対し、どのように対応していけばよいのか悩まれる場面も多いと聞いております。そのような中で、本市としまして、地域包括ケアを推進する上において、介護の質の向上を目的とした講演会など研修の必要性については、十分認識をいたしているところでございます。今後、在宅で介護をされている御家族や介護福祉士、訪問介護員などの介護従事者の方に対する研修会の実施につきましては、バリデーションを選択肢の一つとして関係者の方の御意見をいただきながら、総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ぜひ研修会あるいは講演会を積極的に推し進めていただくように、よろしく願いいたします。

介護についてはまだまだたくさんの課題があると思います。地域、関係機関の連携、現場本位、課題の認識、住民主体、情報の共有、そういったものが必要と感じる中で、現在はどう対応できているのか。また、上球磨、下球磨が一体になり連携できるのか。在宅医療に対してどれだけの病院関係者から対応いただけるのか。訪問看護師の雇用条件がそれぞれに異なっている中、例えば人吉球磨介護地域連携支援制度として、人吉球磨独自で統一料金にするとか、そういったことを行政から各施設、医療関係に働きかけることはできないのか。介護サービス限度額がオーバーした場合、自己負担ならサービスが受けられるか知りませんが、自己負担が厳しい家庭は、常に限度額を意識しなければならないと思います。要は、お金がなければ施設利用、介護サービスも限定的であり、家庭の負担は重くなってくるわけです。介護保険制度利用者は増加していく中、保険料納付者は人口減少で減収となり、ひいては介護保険料の引き上げになると思います。介護保険納付者の負担軽減策と楽しめる老後、元気な高齢者を目指す介護予防策などに、行政として実行可能な連携策を構築され、実践いただきますようお願いしまして、一般質問を終わります。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君）（登壇） 皆さん、こんにちは。1番議員、日本共産党の塩見寿子です。

今回の一般質問は3項目を通告しました。初めに、廃屋対策についてで、これは空き家等対策の推進に関する特別措置法との関連で質問します。次に、防災対策、人吉盆地南縁断層

地震への予防対策、減災対策について質問をします。最後に、市民の声より、市営住宅について質問をします。

初めに、廃屋対策について質問をします。機構改革によって空き家対策係が新設されます。私は、空き家対策係が誕生したことによって、廃屋対策が前進するのではないかと期待感を持っています。そこで、この空き家対策係とは、どんな仕事をする係でしょうかお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） 議員の皆さん、こんにちは。お答えいたします。

空き家対策係が4月に設置されるということで、何を行うのかというのが質問の御趣旨だと思います。近年、人口減少や超高齢化社会の到来に伴いまして、空き家に関する問題が全国で表面化してきております。

本市におきましては、平成24年に人吉市廃屋対策条例なるものを制定しまして、危険な状態で放置されている空き家に関し、所有者等に連絡をとりながら解決に向けて取り組んでおりますが、管理が不十分な空き家等につきましては、防災・防犯・安全・環境・地域の活性化・景観の保全などの面から、市民生活に悪影響を及ぼすことから、一刻も早い解決が求められておりまして、また、将来に向けて管理不全な状態となると予想がされる潜在的な建物も、現在、増加しつつあると考えております。このような状況の中で、空き家等の問題が、地域社会の健全な維持のための早期の対策が必要であるという認識に基づき、空き家等対策につきまして、組織上の位置づけも必要であると、市のほうでは考えているところでございます。空き家対策につきましては、国におきまして、空き家等対策の推進に関する特別措置法、これからいっぱいこの言葉が出てきますので、恐らく2回目、3回目、これ特別措置法、特措法と省略させていただきますことを御了承いただきたいと思っております。その法律にのっとり今後、施策を展開していくということとなっております。空き家等対策の取り組み方針としましては、空き家化の予防、空き家の活用促進、それから管理不全な空き家の防止・解消、空き家に係る跡地の活用、その4つが柱になってくると存じますが、まずは国の指針に即した空き家等対策計画を策定しなければならない。そういう必要性があると存じております。この空き家等対策計画におきましては、空き家等対策の基本方針を定め、先ほど申し上げました、4つの柱を実現するための具体的な施策を進めてまいりたいと考えております。ここまでは少し国の方針に沿って書かせていただいておりますけれども、基本は、現在の防災安全課が、ここでは災害対策それから消防、防災無線、業務継続計画、避難所の充実、交通安全、防犯、そういうものがたくさん入り込んでおりまして、要は、もう整理ができない状況になっております。その中で、現在、一番優先的に市が進めなければならないのが何かと申し上げたときに、さまざま全て大事なわけでございますけれども、市政懇談会におきまして、ここ数年はこの空き家、廃屋問題が数多く取り上げられて、当然、安全・安心なまちづくりのためには喫緊の課題、要するに防災安全課とは独立させてやっていかなければ

ればならない、まちづくりに当然関係してまいりますので、そういうところに視点を当てさせていただいていると。現在、市のほうでは、廃屋だけでは109軒抱えておりますし、解体が済んでいるのは20軒ぐらいしかございません。1人の担当者が今現在やっておりますけれども、1軒につきもう2カ月ぐらいかかっても、なかなか解決できない。そういう状況、そういう背景がある。要するに、現在、限界を越えているような状況の中で仕事をさせていただいておりますので、それをもう一気に解決する。そういう状況も、今回、空き家対策係を独立させるという狙いでございます。それも最後に申し上げておきたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 最初に、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づいてできたとおっしゃいましたが、やはり人吉市を見る場合にも、住民の皆さんとの懇談で、廃屋対策についての要望がとても多いと。だから独立させたと、ちゃんと位置づけたということがわかりました。この空き家対策係は、その特別措置法に伴って新設されたわけですが、その大もととなっている、空き家等対策の推進に関する特別措置法はどんな法律でしょうか。概要をお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

空き家等対策の推進に関する特別措置法、何回も出てきますので特措法ということで、少しまとめさせていただきたいと思います。

特措法は、平成26年11月27日に公布をされておまして、平成27年2月26日から施行されております。この法律の内容でございますが、まず、適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のための対応、そういう対応が必要であると。そういうものがこの法律の中で最初に定められているところでございます。また、空き家等に対する施策としましては、国土交通大臣及び総務大臣は、特措法の施策の基本指針を策定しなければならないとされておりますし、都道府県は市町村に対して技術的な助言、それから市町村相互間の連絡調整に必要な援助を行うよう努めなければならないとされているところでございます。それから市町村につきましては、国の基本指針に即しました空き家等対策計画なるものを策定すると。その計画の作成それから変更、それから実施に関する協議を行うための協議会、そういうものを設置しなければならないとされておまして、市町村長は法律で規定する限度におきまして、空き家等への調査それから空き家の所有者等を把握するために、固定資産税など情報の内部利用、そういうものができますよと、可能とされておまして、同時に、空き家等に関するデータベースの整備を行うように努力しなければならないと。そういうふうなことが、この法律の中では細かく定められているところでございます。空き家に対する措置としましては、倒壊など著しく保安上危険となるおそ

れのある状態、また、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われないことにより著しく周辺の景観を損なっている状態、その周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態、今4つ申し上げましたが、そういう空き家を国のほうでは特定空き家等と位置づけておりまして、特定空き家等につきましては、市町村長はその所有者に対し除却、修繕、それから立木の伐採の措置の助言または指導、それから勧告、命令が可能とされておりまして、要件が明確にされた場合には、行政代執行の方法により強制執行が可能とされておりまして、この特措法というのは、そこまで踏み込んでいるというような法律でございます。

最後に、財政上の措置、税制上の措置としましては、国及び都道府県は、市町村が行う空き家対策の円滑な実施のために、空き家に関する対策の実施に要する費用に対しての補助、それから地方交付税制度の拡充、そういうものを行うとともに、今後、必要な税制上の措置を行うこととされていると。そういうものも法律の中に入っているというふうな状況でございます。空き家対策特別措置法、特措法については、このような内容となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 今の説明をお聞きして、特措法という特定空き家というのは、人吉市の廃屋条例にある廃屋とほぼイコールではないですけど、かなり重なっていると感じました。そして基本指針あるいは空き家等対策計画を策定しなければならないとなっておりますが、聞いていてオツと思ったことは、その措置ですね。廃屋条例に比べて、特定空き家に関する措置が助言もしくは指導、そして命令、さらに行政代執行についてもできると、踏み込んだと言われましたけれど、そういう措置ができると定められていることがわかりました。

9月議会で、私は廃屋対策について質問しました。人吉市廃屋対策条例ができて4年です。廃屋対策は、次の新たな段階に進んでいるのではないかと。行き詰まっている廃屋対策が前進するようにと要望しました。そして市長も、将来のことを考えると、これまで以上に有効な施策の必要性を感じていただけたと言われました。しかし、現段階では、人吉市廃屋対策条例を適正に執行しながら、廃屋の所有者に、市の住宅リフォーム促進事業を活用した解体、撤去を実施していただくよう、引き続き努めていくという回答でした。このように本市には、廃屋条例が先行して存在しています。ですが、この特別措置法に伴い新たな条例をつくる予定かどうか。つくるのならそれに盛り込む内容、そして策定の時期についてお尋ねします。また、つくりたくないのならその理由をお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

本市におきましては、現在、危険な状態で放置されている廃屋に限定した形で、人吉市廃屋対策条例に基づいて、現在、対応を行っているところでございます。これは国の特措法よりも、うちのほうが早くこういうものをつくり上げて取り組んでいるというような状況を

すね、まずお伝えしておきたいと思います。

平成27年に施行されました、先ほどの特措法、空き家等対策の推進に関する特別措置法におきましては、本市が規定しております廃屋はこれはもちろんですけれども、さらに広い状態、広義的な状況の中で、そういうものを含んだ空き家、そういうものも入っていると。廃屋まではならないけれども空き家、要するに人がもう住んでない状況、そういうようなものも含んでいると。少し幅が広いような状況でございます。また、その対策に関しまして、人吉市廃屋対策条例では、所有者への助言それから勧告にとどまっている。要するに、危ないからどうかしてくださいと、そういうようなことにとどまっているところでございますが、この国の特措法によりますと、これは最終的には、先ほどお話ししましたように、行政代執行による空き家の強制撤去、そういうものも可能となっているところでございます。全国の地方自治体におきまして、この特措法に準拠した条例を制定して、空き家対策を始められているところもございます。

本市におきましては、先ほど申し上げました人吉市廃屋対策条例に規定されている以上の対応、具体的には強制撤去までは行うことができない、そういう状況でございます。平成29年度より廃屋を含みます空き家対策に関する窓口を1本化すると。これは先ほど最初に申し上げました、空き家対策係を独立させるというふうな状況でございますけれども、空き家対策と空き家の有効活用を総合的に推進する体制といたしまして、設置するような状況でございますけれども、この係におきましては、現在の人吉市廃屋対策条例の取り扱い、それと特措法、国の特別措置法に準拠した新しい条例の制定、これはもちろん係を独立させるわけですから、制定についてはやっつけていかなければならない。検討していかなければならないというふうに考えております。つくらないというようなことは、現時点では、私どもとしましては考えていないところでございます。できるだけ前向きに進めたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 廃屋対策条例は確かにあるけれど、それよりももっと大きな意味で、広義の空き家対策が必要とされていると。ですから、それに対しても特措法に準拠した新たな条例をつくるおつもりだと、そういうことを伺いました。

ここでぜひとも検討していただきたいことがあります。廃屋条例で対策が進まない理由の一つに、解体、撤去の費用が高過ぎる点があると思われまます。助成は住宅リフォーム促進事業を利用しての上限20万円では、自己負担が重過ぎて、解体したいのはやまやまだけど、費用が工面できないと言われる方もおられます。ほかの自治体を見ると、函館市は上限30万円、長野県大鹿村は上限50万円、八代市は上限60万円、足立区は上限100万円の助成をしています。助成金を引き上げることも検討していただきたい。ぜひ御検討していただくよう要望し

ます。また、国や県の財政上の支援、いわゆる大胆な補助金も交付されるよう、市も要望していただきたいと思います。

では次に、廃屋対策の課題とこれからの方向性についてお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

今後の廃屋対策の課題とその方向性ということでございます。廃屋対策に空き家もあるんですけども、廃屋対策に関しましては、本市に限らず1回目の御質問でもお答えしましたように、これはもう全国的な問題でございますので、国におきまして、先ほどからの特措法が施行されましたことにより、空き家の強制撤去などの対応が可能となってきたところでございます。

本市におきましても、人吉市廃屋対策条例の施行により、一定の効果はあらわれているところでございますが、危険な状態が解消されていない廃屋も多数存在しているのは、これはもう見ていただければ、そういう状況でもございます。恐らくその背景にはさまざまな問題がありまして、解決できないような状況も含んだところで、危険な状態が解消されていないということでございます。補足をさせていただきますけれども。この国の特措法に準拠した新たな条例は、必ず検討していかなければなりませんし、その中で空き家の撤去を含めた有効な対応が可能となるような体制も、あわせて整えていく必要があると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 廃屋だけではなくて空き家の撤去も含んで、いろいろ方策を考えていきたいということでした。先ほどから代執行といいますか強制撤去の可能性もある。それも選択肢の中に含まれると言われましたけれど、強制撤去した後で、その経費を所有者にあとから求めてもやっぱり回収できない。強制代執行にはそんなリスクもあると聞き及んでいます。強い対応をするか、あくまでも所有者の意思で対応してもらうか。本当に悩ましいところだと思います。

私が9月に引き続いてこの問題を取り上げたのは、私の近所にある危険な廃屋が、御近所の皆さん、御町内の皆さんの心配の種になっていることからです。通学路でもあるので事故にならないかと心配です。市民が安全・安心に暮らせるためにも、危険な廃屋の対策は待たなしの課題です。

それともう一つ、同時に観光都市人吉の景観との関係でも見過ごすことはできません。人吉医療センターに通勤する皆さんは、毎日その廃屋を横目に見て歩いて行かれます。「初めての人は驚いたようにして通りなつたよ、こっちが恥ずかしか」という声もあります。このように廃屋はそのまま放置すれば著しく危険となるおそれ、そして著しく景観を損なうおそれがあります。

市長は施政方針で、本市は景観条例の制定を目指していると言及されました。良好な景観

を守り育てるためにも、廃屋問題は避けては通れません。廃屋は所有者個人の問題に帰するにとどまらず、公共性の観点からも市は積極的に取り組むべきではないでしょうか。これからの廃屋対策の方針について、市長のお考えをお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

廃屋対策に関しましては、各校区の市政懇談会等でも案件として取り上げられることも多く、最大の地域課題の一つであると認識をしております、今回の機構改革において、担当セクションを置いて重点的に取り組むことといたしました。町内会長さんや御近所の方々も同様ですが、この問題の取り扱いに苦慮される点、複雑な部分は、現在は住んでおられなくとも、家という家族の思い出や思い入れの深い場所が対象であるということに尽きると感じております。家は故郷の心のよりどころとして、いつまでも残ってほしいと思う大切な場所であることは御理解いただけるものと存じます。確かに特別措置法に沿って、厳格に対処しなければならないような事案もあろうかと存じますし、単なる危険物の除去という感覚では、取り扱えないものも多数あるものと認識をしております。市民に一番近い行政である市といたしましては、基本的にはそれぞれ諸事情のある中で、所有者の御理解を求めながら、この廃屋問題に取り組んでまいりたいと考えております。しかしながら、危険な状態が改善されないままの廃屋が数多く存在する現状と、10年後、20年後の将来に良好な都市景観、そして安全・安心な住環境の創出を考えたときに、まちづくりという観点でもこの問題に取り組む重要性を感じておりますので、議員御指摘のとおり、さらに有効な手段、手法、先ほどから総務部長がお答えしておりますとおり、空き家等対策の推進に関する特別措置法に準拠した新しい条例の制定についても、改めて検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 今の市長のお話から、町内会長さんからの要望とかそういうのもとても多いと。だから重点的に取り組むという姿勢がよくわかりました。そして、まちづくりの観点からも、新たにバージョンアップした新しい条例、そして廃屋対策条例の検討、両方続けていかれるように希望します。家という大変思い出深いものではあるけれど、やはり危険なものでもあります。私が考えるに、やはり財政的なことがもう少し、その問題がもうちょっと一歩前に進むと、また、できるんじゃないかなと思いますので、それも重ねて要望しておきます。

この質問をするに当たって、廃屋対策をいろいろ調べてみたら、ポケットパークとして10年間貸し出すことを前提に、町が除去したという福井県越前町の例、あと、寄附された土地、建物を市が除却する長崎市の例などがありました。行政区長が申請をしたり町内会が撤去したりとさまざまな例があるようです。私は、一旦廃屋になってしまえば、その後の対策がとても大変だと実感しました。廃屋を出さない工夫、そして廃屋につながる空き家も出さない

工夫が求められていると思います。その点においても空き家と廃屋の総合窓口、窓口の1本化とおっしゃいましたけれど、その窓口として空き家対策係の活躍に期待するものです。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時6分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 質問の2項目めは、人吉盆地南縁断層地震に対する防災対策についてです。いざ大地震が起きたとき、市の職員も被災したとき、庁舎機能も麻痺したとき、それでも業務が継続できるようにと、この人吉市業務継続計画が策定されました。人吉盆地南縁断層地震に正面から向き合ったもので、その想定はリアルで、どんなに厳しい条件のもとでも、応急対策業務に全力を挙げるという覚悟が伝わってきました。熊本地震からわずか7カ月余り、スピード感をもってつくられました。大変な努力があったと思います。それと比べると、大地震が起きる前の地震に備えての予防的な対策、減災対策はこれからだとは受けとめました。

ここに平成28年度人吉市地域防災計画書があります。少し長くなりますが、災害の未然防止の防災計画、減災対策が大切なことが書かれていますので、少し紹介したいと思います。

第1編、総則編の第4章、防災ビジョンです。第1節、防災対策の基本目標に、1、災害に強いまちづくりとあり、（1）災害を発生させない機能、（2）災害を拡大させない機能が挙げられています。第2節、防災対策の大綱の1、地震災害対策には、地震災害から市民の生命、財産を守るためには、地震が発生しても災害を起こさないための対策、被害が起きても最小限にとどめるための対策などを推進するとともに、防災活動のための要員の確保、被害の発生を迅速に把握し、必要な対策を実施するための指揮体制の確立が重要である。予防対策としては、個々の建造物の耐震性を確保するほかに、都市の防災化、公共施設等の安全対策、ライフライン施設の安全対策、防災施設等の整備、避難場所及び避難所の整備、地震火災予防対策、土砂災害対策、避難行動要支援者対策、自主防災組織の育成、防災教育等総合的な対策が必要であると書かれています。

私は、ここに地震災害の防災のためには、地震が発生しても災害を起こさないための対策、被害が起きても最小限にとどめるための対策、つまり予防対策、減災対策が重要であると確認されていると思います。9月議会で私は、断層の位置が確認できたら市はそれに対応する条例をつくり、活断層の上を特定して活断層防災特別区域を指定し、そこに保育所や学校など公共施設があれば移転させるなど、何らかの方法を講じるべきではないかと質問したところ、本市も何らかの形でそういう協議をしていかなければならないとの答弁をいただきました。

た。では本市において、地震の被害を最小限にとどめるための減災対策を、具体的にどのように対処しようとお考えなのかお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

具体的にとのことでしたけれども、明確な答弁ができるかどうかわかりませんが、現在の取り組み状況も踏まえて、国の動向も踏まえてお答えをさせていただきたいと思えます。

平成26年3月に内閣府から発表されました、大規模地震防災・減災対策大綱なるものによりますと、大規模地震による膨大な被害量を、でき得る限り減少させるための事前防災といたしまして、地方公共団体は、住宅を初めとする建築物の耐震化に重点的に取り組むこととされております。

耐震化を推進するための方策といたしましては、個々の居住地が認識可能となる程度に、詳細な地震防災マップを作成、そしてそれを公表し、耐震化の必要性について、まずは広く周知を図るとともに、補助制度、税制の優遇措置など、そういうものの周知及び活用の促進を図り、住宅その他の建築物の耐震診断、耐震改修及び建てかえを促進するとされております。

現在、見直しを行っております人吉市防災マップにおきましては、新たに災害の種類ごとの対応について、わかりやすく表現したページを設けておりまして、地震から命を守るための備えにつきましても、改めて市民の皆様にも周知していきたいと存じます。

次に、減災対策の展開でございますが、まずは市が所有しております公共施設につきましては、庁舎、学校、避難所として使用しております校区のコミュニティセンターなど、さまざまな応急対策活動の拠点、避難所となり得る施設の耐震化につきまして、公共施設総合管理計画が完成いたしますので、それと整合性を図りながら、年次計画により、着実に進めていくとともに、非構造部材を使用した地震対策を推進する必要があるというふうに考えております。同時に、水道や電気、ガスなどのライフライン機能維持のために、各事業者と連携を図りながら、災害に強いライフラインの構築に努めていくことを、市のほうからも働きかけてまいりたいと存じます。

人吉盆地南縁断層地震が発生した場合に、どのくらいの被害が発生するのか、また被害がどのくらいの範囲に及ぶのか、関係機関の協力を仰ぎながら、当然、県との協力体制も、当然これは必要なことでございますので、そういう調査等々も早急に行う必要があると存じておりますし、民間の住宅につきましても、その耐震改修につきまして、安価で効果のある耐震改修手法等につきまして、またそのためのアドバイスや情報提供、ハード面、ソフト面の充実のために、本市として何ができるのか、先進自治体の例を参考にしながら、検討してまわってまいりたいというふうに存じております。

現在、先ほど議員が申されました人吉市地域防災計画書におきまして、第2編で災害予防

計画編の中では、公共施設等の安全対策、ライフライン施設の安全対策、地盤災害の予防対策など、災害予防計画をうたっているところではありますけれども、先ほど私が申し上げました施策を展開していくための計画、マニュアル等の策定につきましても、地域防災計画書の内容の充実とともに、どのような方法が最適であるのか、これも本当に、先ほども申し上げましたけれども、明確な御答弁にはなっておりませんが、月並みではございますけれども、検討してまいりたいと存じます。

災害は忘れたころにやってくるという格言がございますけれども、私たちは、今できることは、できるだけ今やる、そういう心構えで今後対応してまいりたいと存じます。現在の日本全国どこでも、地震が起きてもおかしくないというような状況でございますので、しっかりこの辺を受けとめて、前向きに検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 例えば、このBCPのように、事前減災計画を抜き出してこういう計画ができたなら、本当いいなと思っていたんですが、言うほど簡単なものではありませんし、年を追ってというか、計画的な耐震化、公共施設の耐震化、そして民間住宅の耐震化、両方追及していかなければならないと思います。

このBCPには、人吉市の耐震化率、全国平均の82%になっているだろうかと、自問自答というか、してありました。やはり古い木造住宅はなかなか進んでいない実態があると思います。そして、主に耐震化のことをおっしゃいましたけれども、例えば耐震の係数、ここまでの強度というのは、もっと高くするとか、具体的な手だてはあると思いますので、そういう研究もされて、ぜひ調査も、独自にはできないでしょうから、国や県の調査のときには、必ず名乗りをあげて、それができますように取り組んでいただきたいと思います。

市長は、市民の命、財産を守り抜くためのしっかりとした対応、迎え撃つための準備を、しっかりとやっていかなければならないと、力強く考えを表明されました。そこで、市長にお尋ねします。地震の被害を最小限にとどめる減災対策についてのお考えをお聞かせください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

人吉盆地南縁断層による地震に限らず、大規模地震の発生は予測不可能であり、事前に発生を食い止めることもできない自然災害でございます。また、現在、断層が見つからない地域であっても、地震は発生をしており、安全が約束されているものではないということは皆様御承知のとおりでございます。ひとたび大規模地震が発生した場合には、私を筆頭といたしまして、市職員が一丸となって、防災活動を行っていく必要がありますが、公的関係機関との連携、企業各社や市民の皆様の御支援、御協力をいただきながら、可能な限り、地域の力を結集するという意識の醸成、リスク管理、日々の備えが重要であることは、今回の

熊本地震から得た教訓でもございます。

現在、策定中の業務継続計画、いわゆるBCPでございますが、この計画は、大規模地震が発生した場合の職員の役割分担と、業務の優先順位について定めた計画でございますが、まずはこの計画を災害発生時に適切に運用できる体制を整備していくことこそが、大規模地震を迎え撃つための準備であると考えているところでございますし、市民の御理解も求めてまいりたいと存じます。

今後は、私を含め、市職員の一人一人がBCPを正しく理解し、市全域が被災をするという想定のもとに、市民や市民の生活をどう守り、生き残った都市機能を持続可能にし、失われた機能を復旧していくかをさらに検証し、精度を高め、万が一重大災害が発生した際に、混乱の中でも、きっちりと市民の皆様の方力となれるよう努めてまいりたいと存じます。

先ほど、総務部長が答弁いたしましたように、国が策定した大規模地震防災・減災対策大綱に基づき、公共施設やライフライン、また住宅の耐震化や耐震化を進めるための環境整備につきまして、市が行い得る施策につきまして、しっかりと計画を立てながら進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 私は、防災の基本は予防である。予防を重点課題にするべきだと考えるものです。真の防災対策に求められているのは、地域社会全体として、安全性を向上させ、被害を未然に抑制することによって、事後の応急対策や復旧対策の負担を軽減し、その実効性を高めることではないでしょうか。そして、それを通じて、住民の命と財産を一体的に保護できる、その道が開かれます。このことを申し上げて、防災対策についての質問を締めくくります。

最後の質問は、市民の声から、市営住宅についての質問です。

町内で女性部の集まりがあって、役員が集まった。その中のお一人が、これから温泉に行くと言われたのでうらやましく思っていたら、だって風呂がないんだもと言われた。外見が立派な市営住宅に住んでおられるのに、風呂がないと聞いてびっくりした。風呂は各自で用意しなければならないそうだ。市営住宅だから風呂がついていないのか、市営住宅だからこそ、風呂はつけなければならないのではないか、という御意見でした。言われるまで、私も知りませんでした。このことを知らない人が多いのではないかと思います。

市営住宅に風呂がない。風呂場はあっても、浴槽、ボイラーがないというのは本当でしょうか。現状についてお尋ねします。

○建設部長（大淵 修君） 皆様、こんにちは。お答えいたします。

現在、市営住宅として25団地、121棟、1,127戸を管理いたしております。このうち、平成10年度以降に建設いたしました与内山団地、中原団地、東間団地の3団地は、浴室に浴槽と

ボイラーを建設時に設置しておりますが、それ以前に建築されました団地約900戸につきましては、浴室に浴槽とボイラーがありませんので、入居される際、設置していただくこととなっております。

現在の市営住宅は、昭和40年代から昭和50年代前半に建築されたものが大半を占めておりますが、その当時は本市の市営住宅だけでなく、県内他市町村の公営住宅でも、浴槽とボイラーの設置はなされていなかったようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 25ある団地のうち、最近建てられた3つの団地には、風呂は建設時につくってあるが、それ以前の900戸の団地にはついていない。入居時に設置してもらおうということでした。

まさか、今どき風呂がない住宅があるなんて、今の常識では考えられない。トイレ、台所、風呂は生活の基本なのに。市営住宅は低所得の方が入っておられるんでしょうと、市営住宅に風呂がないことを初めて知った人たちの感想です。

入居するときに、浴槽とボイラーは個人の持ち物として各自が取り付け、出るときには撤去しなくてはならないそうですが、浴槽、ボイラーを設置するときの費用、撤去する費用はどのくらいかかるかお尋ねします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

市営住宅にガスを供給していただいておりますガス協同組合にお尋ねしましたところ、入居時に浴槽、ボイラーを設置するときの費用は、標準的なタイプの場合で約20万円、また団地を退去される際に、浴槽、ボイラーを撤去する費用は、約1万2,000円がかかるということでした。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 浴槽とボイラーの取り付けに20万円、それを撤去するのに1万2,000円。お金がない人はどうすればいいのでしょうか。

今、貧困と格差が深刻になっています。1997年に14.6%だった日本の相対的貧困率が、2012年には16.1%にまで上昇し、経済協力開発機構OECDの加盟34カ国のうち、下から6番目になりました。労働者の平均賃金は、1997年の432万6,000円をピークに、2015年は377万円へ、55万6,000円も減少しました。非正規労働者の増大で、低賃金の労働者がふえています。働いているのに生活保護水準以下の収入しかない世帯は、1997年の4.2%から、2012年は9.7%に倍増しました。2人以上の世帯で金融資産を持たない、いわゆる貯蓄なし世帯は、2016年に30.9%、1997年の10.2%から、実に3倍にふえています。このように貧困化が進んでいます。さらに、アベノミクスの大胆な金融政策は、円安と株高で大企業の利益をふ

やす一方、輸入物価の上昇などによって、食料品、日用品の価格をつり上げ、生活を苦しめています。

一昔前なら、どうにかして市営住宅に風呂を自力でつけられたかもしれませんが、お金がない人に、自力でつけなさいとは言えません。

こんな話を聞きました。ある団地に新しく入居した人がいるのに、ガスの開栓の連絡がなかなかなかったので、ガス屋さんが聞きに行ったそうです。すると、その方は、シングルマザーで、女手一つで子育てをされていて、引っ越しなどでお金がかかり、余裕がないから、ガスを使うのさえ我慢している。風呂をつけるのはいつになるやらわからない、外風呂に行っているとの話。また、どうせ出るときに撤去をしなければならないから、つけるのは無駄だと割り切って、温泉に行っている方は、今は歩いて行けるからいいけど、これ以上年をとったら、風呂をどうするか不安だという話。さらに、風呂がついていないことを承知で、それでも入居せざるを得ない事情など、話を聞くほどに、私は市営住宅に風呂がないことを、仕方がないでは済まされないと思うようになりました。

風呂があって当たり前の時代に、市営住宅だから、風呂がなくても我慢をすべきとは思いません。できるだけ市営住宅に浴槽、ボイラーを設置する努力をすることを要望します。それが難しいときには、入居者の負担を軽くする手だてを講じてほしいと思います。

水俣市では、原則は個人持ちですが、譲渡してもらおう方法もあるそうです。退去される方がどうされるか、風呂を撤去するか、風呂を有償で譲るか、風呂を無償で譲るか、意向を聞いているそうです。出る人には撤去の費用が浮き、入る人には設置の費用が浮く、そんな場合もあるということです。

熊本県の県営住宅では、3つのパターンがあって、1つは人吉と同じで、風呂は個人持ち。2つ目は、入居者がいない空き部屋の間、県で風呂釜を設置する工事をする。3つ目は、トイレの水洗化と段差をなくすバリアフリーと、風呂設置の工事の希望者を調査して、県で1年に100戸程度のペースで工事をしている。その工事をしたら、家賃が1万円程度上がることも説明しているが、希望者が多くて抽せんになっている。とても喜ばれているとのことでした。

そこで、本市でも風呂設置の負担を軽くするような手だては考えられないでしょうか、お尋ねします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

議員がおっしゃいましたように、市において浴槽、ボイラーを設置することが、入居者負担軽減の手だてだとは思いますが、先ほども答弁いたしましたように、市営住宅は昭和40年代から50年代前半にかけて建設されたものが大半を占めているために、大変老朽化が進んでおります。

今までもですが、本年度におきましても、日常的な施設等の修繕や、国の交付金を活用し

ました長寿命化のための工事を行っておりますが、多額の経費が必要でございます。また、来年度からは、各住戸に設置している火災警報器の更新時期となるため、この経費も新たに必要となってまいります。低廉な家賃であることで、市営住宅に入居される方々に、浴槽、ボイラーの設置費用を負担していただくということに對しまして、大変心苦しく思うところでございますが、厳しい市財政状況のもとでは、新たに浴槽、ボイラーの設置経費を捻出するのは難しいのではないかと考えているところでございます。

議員、水俣市の例をおっしゃいましたが、人吉市においても、以前はそれまでの入居者が退去する際には、浴槽、ボイラーを撤去するのではなく、次に入居される方に、有償で譲っていただくという方法を認めていたところでございます。ところが、お金の支払いに関するトラブル、あるいは使い始めて1カ月もたたないうちに、ボイラーが故障するなどのトラブルが頻発したことや、退去後に、浴室内の塗装や防水補修を行うことから、浴槽、ボイラーの撤去をしていただくこととしたものでございます。

議員おっしゃいましたように、他自治体では入居者間の有償譲渡を行っているところもございまして、その方法等も含めて、浴槽、ボイラーの設置に對しましては、調査検討をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） ぜひ負担を軽くするような方法を研究して、実施できるように努力していただきたいと思います。

最後に、市長にお尋ねします。市民幸福のために、低廉で良質な住宅を提供していくという市長のお考えに對して、風呂がついていない市営住宅はいかかなもののでしょうか、お尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

議員がおっしゃいましたように、市営住宅は住宅に困窮されている所得の低い方々に對して、健康で文化的な生活を営むために、低廉な家賃で賃貸することを目的としたものでございます。そのような中で、平成10年度よりも前に建設された住宅の浴室に、浴槽、ボイラーが設置されていないことにつきましては、私も入居者の皆様方に對して、大変心苦しく思っているところでございます。

しかしながら、先ほど、建設部長が答弁いたしましたように、市が新規に浴槽、ボイラーを設置することは、現在の厳しい財政状況下におきましては、非常に厳しいと考えているところでございます。

議員がおっしゃいましたように、他の自治体では入居者間の有償譲渡を行っているところもございまして、その方法等も含めまして、今後、調査検討をさせていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） いざ市営住宅に入れると喜んだのもつかの間、市営住宅には風呂がついていなかった、それは当事者になって経験して、初めてわかるものです。逆に言うと、当事者にならないとわからないのです。もし自分がその立場に立たされたらどうか、市長にも、市の職員にも、我々議員にも、常に当事者意識が必要ではないでしょうか。

市営住宅には、市長もおっしゃったように、住宅に困窮する所得の少ない方々に、低廉な家賃で住宅を提供するという本来の目的があり、また、若者に対する定住対策という役割も担っています。風呂がついていないのはおかしいという感覚を持ちたいと、改めて申し上げて、一般質問の全てを終わります。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）（登壇） 皆さん、こんにちは。13番議員の福屋です。

通告に従いまして一般質問を行います。通告は、まず初めに、スポーツ振興から、多目的運動広場建設について、今後の人吉市のスポーツについて、大会開催による観光客誘致についてです。それと、2番目に、安全対策から、自主防災組織について、防災士育成について、防災行政無線についてです。3番目に、市民の声から、中神地内第2号線について、質問してまいります。

まず、初めにスポーツ振興から質問をいたします。

平成27年6月定例会にて、人吉市長は、「チェンジ人吉」を掲げられました。当時の施政方針において、地域全体でスポーツ振興に取り組んでまいります。2020年の東京オリンピック・パラリンピックに出場できるような選手づくりを目指すとともに、第一市民運動広場や梢山地区多目的グラウンドの改修等のハード整備にも着手、またそれぞれの人生のステージにおける生涯スポーツを行える環境づくりに努めると発言をしておられます。

このとき、私はスポーツの持つ力について青少年育成、高齢者の健康管理、大会開催における観光客誘致ができるのではないかと質問をいたしました。

当時、総合運動公園構想は、スポーツ推進基本計画においても何ら変わることなく、本市のスポーツ振興の核として、計画書の中核であり、具体的な方策の中に明確に位置づけている。建設については、複雑な法手続、多額の経費が必要であり、今後、防災機能の役割を持たせた多目的運動広場を含め、調査研究を進めていくとの答弁をいただきましたが、その後、どのような調査研究をされたのか、具体的な説明をいただきたいと思っております。

1回目を終わります。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

調査研究ということにつきましては、事務レベルでの検討、検証を行っているということでございます。考えられる候補地につきまして、可能性を検証いたしました。用地取得の

問題、災害物資の備蓄倉庫の問題、増水時に機能を果たせるかなど、その機能面や設置場所の課題は大きく、成果につながっていないというのが現状でございます。

以上、お答えします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 簡単に言えば、調査研究はしない。その場しのぎで答弁をしているだけじゃないかなと私は受け取っております。そういうことを踏まえながら、この次、この次と質問を繰り返していきたいと思いますが、きょうはさわりだけでいっときます。どうしてもちゃんとした答弁をもらえないということで、非常に困っております。

場所的に、第一市民グラウンドというお話が出ましたので、第一市民運動広場についてですが、あそこでもグラウンドゴルフ大会が行われております。そのときに、駐車場が少なく、とめることもできない。グラウンド横の竹やぶを駐車場にできないかと、これまで何度も相談をしているというお話を伺っております。

あのあたりは、県の許可が必要だと思うんですけども、何か災害が起こらない限りは、こういうのもできないのかなとか、調査研究するあたりで、そのあたりも常に目を向けて、必要じゃないとか、そういう考えがどうして出てこないのかなというのを、不思議に思います。いざというときの、災害のときの避難場所にもなるし、防災訓練として使うこともできますし、熊本県であれば、熊本のほうにこういう災害が起きたときにですから、避難場所として、人吉市としても使いたいの、どうにかできないだろうかというものを要望していただく必要があるんじゃないかなと思います。そういうことをできるかどうかお尋ねをいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

第一市民運動広場の駐車場につきましては、大会開催時には多くの参加者が自家用車を利用されることから、不足しているという状況は把握をしているところでございます。

御提案のありました竹やぶを駐車場にということでございますが、その土地につきましては県有地でございますので、まずは熊本県の球磨地域振興局に出向きまして、その情報を収集してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 県のほうにそういう提案をしていただいて、要望していただいて、人吉市としてどうしたら使えるのかとか、そういうのを議会から提案をしたときに、やはり動いていただかない限りは、ただの議論で終わってしまうんじゃないかなと思いますので、しっかりとその辺はお願いをしておきたいと思っております。

次に、今回、教育委員会の事務に関する点検評価報告書の中で、事業の内容として、スポーツ活動の拠点となる多目的運動広場や、老朽化が進む施設の計画的な整備改良を行うこと

で、地域のスポーツ振興及びスポーツ交流の活性化を図り、市民の健康増進や市外からの集客による経済の活性化を目指すとしております。

多目的運動広場については、財政的なものから、構想そのものが白紙の状態であると書いてありました。しかし、事業の方向性については、スポーツを通じて健康で活力ある生活を送ることは重要である。希薄化している地域コミュニティ再生にも、スポーツの果たす役割は大きく、施設の整備は大切で、各種助成制度を活用して、今後も進めていくと、今後の事業について明記をされておりました。

末次教育長は、これまでの歴代の教育長と同様に、多目的運動広場の必要性、さらに重要性は十分認識しているとこれまで御答弁をされ、答弁をいただいておりますが、これまでに助成制度についてどのような調査を行われたのか、また多目的運動広場建設に対しての補助事業はないのか、調査されたのか。その後、どのような行動を起こされてきたのか。教育長に今後の考えについて、お尋ねをしておきます。

○教育長（末次美代君） 議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

現時点では、多目的運動広場の設置場所も特定されておりませんし、また、その機能についてもはっきりいたしておりませんので、詳しくはお答えできませんが、スポーツ施設として捉えるならば、議員も御承知のとおり、地域スポーツ施設整備助成としまして、スポーツ振興くじ助成金が該当するのではないかと存じます。

多目的運動広場への考え、思いにつきましては、先の一般質問でもお答えいたしましたとおり、これまでの経緯を尊重いたしますとともに、歴代の教育長と同様に、多目的運動広場の必要性、重要性は十分に認識しており、同じ考えに立つものであり、あれからも変わっておりません。

しかし、熊本地震の復興事業といたしまして、全庁的には新市庁舎の建設を第一の目標と掲げ、取り組む必要があるものと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） これまでと何ら変わらないような答弁じゃないかなということで、私も3人の教育長と議論をしてきたんですけども、今回、無理に答弁を求めませんけれども、今後どうあるべきかというのは、教育問題として、9月にも小学校の部活動が社会教育に移行するというので、学校が許可をしなかったら使えなくなるんですよ。教育の中で、場所で使えなくなったら、どこかで使う場所を見つけていかないと、子供たちに対する健全育成はできないと思います。そういうのを、アンテナをいっぱい広げていただいて、補助金とか、今後、人吉市はどうあるべきかを、部内で話し合っていたいただきたいなというのをお願いしておきます。

今回、11月15日に、私はそういうこともありまして、会派のほうで七尾市のほうに行政視

察に行つてまいりました。視察として、スポーツ合宿のメッカづくりについてです。日本どこでも、今、少子高齢化が進み、七尾市も平成16年10月1日に1市3町が合併し、新七尾市が誕生したわけですが、人吉市と同様に、全国に有名な和倉温泉があります。七尾市も、合併後、徐々に人口が減ってきているようですが、温泉旅館組合が、サッカー合宿の受け入れを開始され、減少する宿泊者に歯どめをかけるための方策として、平成21年に和倉温泉観光協会、旅館協同組合がサッカー場建設を要望されたそうです。

そこで、人工芝サッカー場3面、フットサル場2面、ビーチフットサル場1面、また全天候型砂入り人工芝テニスコート24面が整備されたとのことでした。その後、人工芝サッカー場2面、フットサルコート場2面、テニスコート3面が、25年に能登島グラウンドに完成したとのことでした。旅館組合が全てにおいて、管理から大会誘致までをされておられるということです。

人吉市でもできないことはないと思います。大会を行う場所がなければ、誘致もできないのではないのでしょうか。そのような話を伺つてまいりました。当たり前のことで、ただ問題は、財政が厳しいので、人吉市ではなかなか思うようにいきませんと、ぐちを言つてしまいました。すると、担当の方が、七尾市も財政破綻の危機に遭つたそうですが、職員が危機に対して向かい、いい条件の補助金がないか、みんなで探しましたとのことでした。今後生き残るためにも、必要なことと私は思います。

そこで質問ですが、当時、多目的運動広場の建設は、梢山に移転するとのことでしたが、現在は白紙であり、計画そのものがないと判断されているのでしょうか、お尋ねいたします。

○**教育部長（松岡誠也君）** お答えいたします。

これまで、議員からいただいた一般質問にお答えいたしましたとおり、白紙と申しておりますのは、多目的運動広場を諦めたということではなく、候補地などを含めまして、一旦、原点に立ち返るという意味での白紙ということでございます。

過去においては、本市において、候補地が示された経緯もありましたが、本市のスポーツ推進基本計画でも触れておりますとおり、現在は、陸上競技場を含む多目的運動広場のその設置場所が決まっていないということございまして、さきの議会でも議員からの一般質問に対しまして、市長が答弁いたしましたように、多目的運動広場につきましては、常に意識を持ちながら、今後も財政面の問題、エリアの問題など、さまざまな問題がございますので、我々も精いっぱい努力をしまつてまいりたいという趣旨については、何ら変わるものではなく、これまでの経緯を尊重いたしますとともに、圏域的な取り組みも視野に入れながら、多目的運動広場の必要性、さらに重要性は十分認識をいたしているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 13番。福屋法晴議員。

○**13番（福屋法晴君）** 白紙ではないということで、状態であるけれども、求めていくという

か、そこに向かっていくというような判断で受け取っていいのかなと。

先ほど大塚議員のほうからも、梢山については質問がっておりますけれども、やはりいろんなアンテナを張って、ここに何をつくったらいいのか、それは目的は何なのかとか、今後、それをつくることによって、何が生まれるのかとか、ただ単につくる、つからないの問題ではなくて、いろんな問題を考えながら、今後、していつていただきたいなと思います。

そこで、観光ということもありましたので、現在、春風マラソンですか、当市で開催されておりますが、大会参加者として、また家族の応援などで宿泊される方々がおられることは承知されておると思いますが、人吉市において、大変このことはありがたいことです。つまり、大会を開催することで宿泊をしていただき、また、今回、人吉市は日本遺産に認定をされていますので、結果、観光にも大変役立つと思います。

以前、一度お願いしたことがあります、グラウンドゴルフ協会の方から、多目的運動広場があれば、大会誘致もできるとのことでした。人吉市は国宝青井阿蘇神社を初め、人吉温泉もあり、日本遺産もあり、残すは人口減少に歯どめをかけるため、先ほど説明をいたしました、この交流人口を確保するための拠点となるスポーツ振興策だけだと思います。

これは、観光があっても、そういう大会を開こうと思っても、場所がなければ何もできないということですね。だから、質問いたしますが、スポーツ振興というのは、地域の経済を動かすと思いますが、大会における交流人口による、観光における御意見を、経済部のほうからお答えいただきたいなということで、スポーツのほうから、教育から経済に移りますけれども、福山部長のほうに、どのような考えを持っておられるかお尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君） 御質問にお答えいたします。

スポーツ大会における交流人口による観光ということでございます。まず、第5次総合計画のスポーツ振興の主要な事業の事務の中でございますけれども、スポーツ交流イベントとして、春風マラソンとおどんな日本一大会というのが入っております。

議員が話されました、ひとよし春風マラソン、それとおどんな日本一でございますけれども、参加されるだけじゃなくて、その御家族や応援される方々、そういう方々もいらっしやいますので、特に宿泊に関しましては、特に多いということがございます。また、来年は、72回熊本県民体育祭が当地で開催されるわけでございますので、さらに多くの選手、御家族、応援の方々、おいでいただくことを期待しているところでございます。

このようなスポーツ交流ということで考えますならば、この近隣、人吉球磨で申し上げますけれども、例えば水上村でございますけれども、平成29年5月上旬にオープンを目指されておりますが、陸上競技のクロスカントリーコース、こういったところの整備を行われておりまして、学校対応をメインといたしました合宿の里として、地域振興を図られていると、そういうものもございます。それ以外でも、宮崎県や沖縄県、これを代表とするプロ野球がでございます。それから、鹿児島県や沖縄県のサッカー、Jリーグのキャンプ場でございます

けれども、こういったところにも県内外から多くのファンが見学に訪れると、こういったのも一つの、観光には大きな効果を果たしているのではないかと思います。

経済部への質問でございますので、経済の視点から、経済効果というところで、数値で置きかえてお話をさせていただきますが、日本人の一人当たりの年間消費額というもの、これは平均で121万円でございます。これを、例えば外国人が観光で訪れるということで置きかえてみますならば、大体11人分と。これは、日本人の宿泊客ならば26人分と。日帰り客で申しあげましたら、81人で、大体、一人当たりの年間消費額121万円を賄えるということでございます。いわゆる交流人口がもたらす経済効果というのは、非常に大きいものがあるということでございます。先ほど議員がおっしゃいました人口減少ということがございましたので、これの対応策にも大きな効果があるということでございます。数値的なことで申しあげさせていただきます。

このことは、国の観光庁でございますけれども、ここでスポーツ観光、スポーツツーリズム推進基本方針というのがございます。こういった具合に、国も推進しておりますし、今申しあげました経済効果から見ましても、スポーツ大会開催による交流人口の増加ということは、観光客の増加だけではなくて、地域振興と活性化へも大いに期待できるものと、私はそのように存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 多目的運動広場は、市長決断でないと、なかなか難しいのかな。部の中では、検討課題になってしまって、それ以上進まないのかなと。あとは人吉市民が、いかに求めるか、そのあたりを立ち上げていかないと、難しいのかなとありますが、観光のほうからすると、やはり交流人口があれば、それだけの大会を人吉市で開くことによって、例えば人吉市でも、子ども育成会のほうで大会をされておられますが、そのときに孫さんが出れば、じいちゃん、ばあちゃんも全部来なつてすよね。地元の祭りがあっても、そっちのほうに行ってしまう状況です。

それと同じで、やはり交流人口をふやすためのスポーツ振興をしたら、それだけの人間が人吉市に来るんですね。だから、交流人口をふやすために、ふえたら何かをしましょうじゃなくて、ふやすためには何をしたらいいかというのを、今度、七尾市に行ったら、非常に勉強になってきました。

8億ぐらいのグラウンドを、10面以上つくるわけです。テニスコートでも一緒です。そして学校の跡地を利用ということで、学校は市の財産ですので、そこは買う金も要らないということで、年間に100万から150万ぐらいの管理運営費で、サッカー場をつくったりしていくわけですね。人工芝ですので、先ほど話がありましたように、安い金額でできますので、交流人口をどれだけふやすかによって、人吉市がどれだけ伸びるかということ、発想の転換

ですよね。人が来てから考えるんじゃないで、来るためには何をしよう。じゃあ、そのためには、国、県から、どこか補助金、何でもいいです、どこからか、何か持って来れないかなという知恵を出していかないとだめなのかなと思います。

このことは、最後に市長にお伺いしなければいけないと思いますので、人吉市は、防災機能を兼ね備えた新市庁舎建設へ向け、現在スタートしております。行政としての災害時防災拠点としての本部であり、市民全てに対しての避難施設ではないと考えます。通常は、スポーツ交流観光都市として位置づけ、人吉市民が安心・安全で、健康で、なおかつ活力ある生活をおくれる地域コミュニティーの場所として、災害時には現在の主流であります車社会に対応できる屋外避難場所としての機能を備えた場所も、今後は必要になってくるんじゃないかなと思います。

今後の人吉市の屋外スポーツのあり方を含め、スポーツ振興について、松岡市長の見解をお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

議員も御承知のとおり、スポーツは運動をするという視点だけではなく、見る、支えるという視点がございまして、毎年6,000人を超える参加者がございます春風マラソンは、多くの参加者、多くのボランティアスタッフによって支えられておりまして、経済的な波及効果はもちろん、スポーツを支えるさまざまなボランティアの方々の育成、人々の交流、きずなの醸成に大きな成果をもたらしております。

屋外の体育施設を初めスポーツパレスなどは、災害等有事の際には避難所として位置づけられておりまして、特にスポーツパレスの駐車場につきましては、仮設住宅建設場所として、また空路による物資の輸送や救助活動の拠点として、重要な役割を担うことになるところでございます。

避難所としての役割を兼ねている体育施設でございますが、市内外から毎年約20万人の利用がございまして、さまざまな大会が開催されております。大会の開催によりまして、チーム間の競技力アップはもとより、観光交流、人的交流も盛んに行われておりますし、マラソン大会やサイクリング大会のように、市内そのものが大会会場となる場合もございます。

行政や競技団体が知恵を出し合い、スポーツ大会を誘致すること、そして新たなスポーツ大会を企画することは、本市のスポーツ振興のみならず、経済の活性化、市民の健康増進や幸福にもつながるものでございます。

本市は九州の中央部に位置し、交通の利便性も高いゆえ、特にスポーツパレスは、県内でも数少ない冷房設備がある体育館でございますし、柔道競技におきましては、競技用畳を常備いたしております。県の競技団体におきましても、県大会や九州大会など、本市での大会開催に一翼を担っていただいているところでございます。また、地元の一般社団法人人吉温泉観光協会では、大会、会議、スポーツイベント、合宿など、コンベンション開催奨励金

制度を設け、スポーツ団体誘致の一端を担っていただいております。

スポーツ大会の開催につきましては、行政と民間で役割を分担し、今後も官民が一体となって、さまざまなチャンスを捉えながら、取り組んでまいり必要がある重要な施策として考えております。今後も、スポーツや観光など本市が持つさまざまな魅力を、情報を発信しながら交流人口の増加につなげていきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 多目的運動広場については、今後とも質問をしていきたいなというのと、考え方をもう少しやわらかく、違った面から切り取っていただいて、どうしたらできるのかというのを、今後、市長においては、検討していただきたいなと思います。私たちもそれなりの、何をしたらいいのかとか、それはできると思います。

例として、熊本県のジュニアサッカー大会なんかは、600チームぐらい集まります。これに対して、じいちゃんばあちゃん、親戚みんな集まったときに、1大会に大体3,000人から4,000人、多い大会では6,000人規模であります。

人吉にグラウンドゴルフ協会から要望があるように、そういう施設があった場合には、今度は高齢者と言ったら失礼になりますが、グラウンドゴルフをされている方々は、人吉の温泉はすばらしいんだということで、お泊りになって、球磨川下りもしていただいて、それからお土産も買っていただいて、非常に人吉のためになると思うんですね。

そういう目線から、今後、考えていっていただきたいなとお願いをしておきます。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時12分 休憩

午後2時27分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 次に、安全対策から、自主防災組織についてお尋ねをしていきます。

ことは大雪、台風、そして4月16日には熊本地震、10月には阿蘇山が36年ぶりに噴火をいたしました。大変な1年でありましたが、ふだんから防災について知識を持っていなければと感じた1年でもありました。

人吉市においても、熊本地震を経験しましたが、その時点では、私も何をどうしたらいいのか、判断ができませんでした。ただ、地震がおさまるのを待っているだけでした。熊本城倒壊とのメールを夜受けまして、そのときも何をしたらいいのか、判断ができませんでした。

このとき、町内で被害がないかと、確認のため町内を見て回ったのですが、後で、このようなときには、どんな行動をしたらいいのかなど、思い浮かべました。そこで質問ですが、

人吉市全ての町内に自主防災組織が立ち上げられているのか、現在の状況についてお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

各町内会を自主防災組織として位置づけておりますので、現在の設置状況ということでございますが、市内に現在91町内会、大塚町のほうが合併しておりますので、従来の92から91になっております。91町内会全てにあるものと、現在、認識をしておるところでございます。

ただ、各町内に調査を行っておりませんので、実態として、自主防災組織としての規約とか、体制、そういうものを整備されている町内会がどのくらいあるのか、これはもう具体的には、現在、把握はしていないところでございます。恐らく、自主防災組織としての条件等を満たしていない町内が数多く存在するのではと思っておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 答弁の中で、町内91全てにあるものと思っておられるということで、確実にあるのかなというのを、今、考えました。

その自主防災の条件等を満たしていない町内というのが、あるというような答弁でしたので、それぞれの自主防災組織は、現在、どのような活動をされているのか、それぞれの取り組みについて、また人吉市としては自主防災組織に対し、どのような指導を行っておられるのかお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

平成7年に発災いたしました阪神・淡路大震災後、災害対策の最も基本となる法律でございます災害対策基本法が改正をされ、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織、これは基本法の第5条第2項に位置づけてありますけれども、その防災組織としまして、市町村がその充実に努めなければならないということで、自主防災組織なるものが規定をされたということとなっております。

役割という点、議員からの御質問は、活動状況、具体的な取り組みということでございましたけれども、まず役割ということで少しお話をさせていただきますと、これは自分たちの地域は自分たちで守るという精神のもとに、自主的に結成する組織でございます、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織となっております。

具体的には、災害時においては、避難行動要支援者を初めとした、いわゆる災害弱者の方たちを早目に避難させることや、無理のない範囲内での初期の消火、また救助機関が到達するまでの対応などが挙げられます。また、常時におきましても、防災資機材の点検、また防災訓練、ハザードマップの作成などが挙げられております。

本市のほうから、どのような指導を行っているのかという御質問でございますけれども、これは、あえて言うまでもなく、自主防災組織そのものが自主性を重んじ、活動していただ

く組織でございますので、現在、特段の指導等は本市のほうからは行ってないところでございます。お尋ね等がありましたならば、適宜に、適切に御対応させていただいているというところでございます。

我々行政の行います防災活動、災害活動は公助であります。自主防災組織は、いわゆる共助、地域による助け合いの中核的な位置にあるものだと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今、部長のほうからる説明をいただきましたが、大災害時においては、先ほど言われましたように、自助、つまり自分のことは自分で守ることが一番大切であると思っております。また共助、自分たちの地域を自分たちで守ることがまた大切なことで、その次に消防、警察に助けを求めることとなっていくと思っております。

公助に頼ることは、なかなか難しいのではないかなとも思われますが、そこでお尋ねしますが、例えば地震でもいいですが、私の町内と松岡市長の町内では、避難場所も違いますし、住宅規模も、隣との密接度、こういうのも違います。人吉市では、ことしは大変なデータや労力のもと、人吉市総合防災マップの作成をしていただきましたことには、まず感謝をいたします。

私からの提案であります。それぞれの町内独自の避難訓練、先ほど部長が言われたとおりに、自助が大切だということで、避難方法、共助が必要とされる方たちの確認などの訓練ができないでしょうか。今後、ますます高齢化社会になってきますので、各町内で防災訓練をしていただき、避難訓練などを行っていただいた町内会に対し、お茶菓子代として幾らかの補助金を出すことはできないでしょうか。各町内会の防災意識が高まっていいことだと思いますが、どう思われますかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

各地域における今後の展望、整備方針も含めて、お答えのほうをさせていただきます。

今回の熊本地震の発災を受け、現在、業務継続計画（BCP）の策定を進めておりますが、特に大地震の場合は、地域全体が被災をするというのが前提にございまして、例えば現時点で被災者と救助者を明確に想定することはできません。しかし、発災後、行政、消防、警察、自衛隊といった公的機関などと、企業、地域住民が復旧にどう動いていくのかをシミュレーションして、準備しておくことが非常に重要だというふうに考えております。

最初に御質問いただきました自主防災組織につきましても、これは同様でございまして、阪神・淡路大震災、新潟中越地震における旧山古志村、そして東日本大震災、全ての事例で、地域コミュニティの重要性は、これはもう本当に大事だということが証明されておりますので、これまで我々が主に想定しておりました風水害、土砂災害とは別次元の災害であり、ある意味、経験則のない大地震につきましても、自主防災組織のあり方、それから展望、準

備等を、関係機関の皆様と構築をしまいらなければならないと存じております。

具体的には、地域の運動会の種目の一つとして、バケツリレーとか、例えば担架搬送とか、そういうことも自主防災としての意識の高揚にもつながりますし、先ほど議員のほうから、ありがたいということ言っていたいただきましたハザードマップの作成、こういうものも地域に応じた防災訓練として、必要だと認識をしておるところでございます。

いずれにしましても、地域の人たちとのコミュニケーションを深めることが最大の防災であると認識をしておりますので、多くの市民の方に防災に関しての興味を示してもらえるような取り組みを、本市としましては今後も進めてまいらなければならないと存じております。

御提案をいただきました町内独自の避難訓練につきましては、これは市が容認するとかそういうものではなく、積極的に実施をしていただきたいと思ひますし、私たちも精いっぱい御協力のほうはさせていただきたいと思ひます。

このような御提案をいただけることは、非常にありがたいと存じております。また、後段で申されましたお茶代などの助成、そういうものにつきましても、どのような助成のやり方があるのか、今後、検討をさせていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） お茶代などを補助していただけないかなというのは、やはり行政視察で輪島のほうに行ったときに、それぞれに、そういうことをされているところに補助を出して、お互いに自分たちの地域は自分たちで守るんだというような意識づけのために行っているということで、先ほど部長が言われたときに、大災害のときには、公助の場合には、ほとんどそちらにかかりっきりで、地区には行けないと思うんですね。そのためには、こういうのを地区でやっていただいて、そこで何らかの方法をとっていただければなと考えた次第です。

次に、市民の方に避難場所について話を聞いてまいりましたが、市民の方々は、どこに避難したらいいのかわからないとのことでした。何度も繰り返し、繰り返し訓練することで、何らかの災害で避難が必要なとき、自分のことは自分で守れるようになるのではないのでしょうか。災害時に、今の場所からどの方向に逃げたら一番近い避難場所に避難できるのか、避難誘導看板を設置していただければ、安全に避難ができると考えます。検討されてもいいのではないかなと思ひます。このことはどうお考えか。

また、それぞれの自治防災組織において、避難場所が決まっていると思ひます。例えば、私の地域では公民館になっておりますので、公民館というのが、実際に地域の中で聞いた場合に、高齢者の方はよくわからないということでしたので、例えば、公民館のほうに避難場所というような看板を立てていただければ、常日ごろから見ますので、あっ、ここに逃げたらいいんだよというのが、頭にすり込まれるんじゃないかなと。それと、車社会で、人吉

中を走り回っていますので、皆さん。その場、その場で、ここも避難場所なんだよというのを覚えていくんじゃないかなということで、避難場所に、ここは避難場所ですよという看板を立てていただくということはできないかお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

避難誘導看板につきましては、平成24年度に国土交通省八代河川国道事務所のモデル事業によりまして、河川整備とあわせてソフト対策の充実を図るため、一部の地域で住民の避難に関する取り組みが行われております。このときは、上・下薩摩瀬町からスポーツパレスへ避難をするというような、モデル的な事業が行われたというふうに伺っております。

また、平成27年度の球磨川水系防災・減災ソフト対策事業の整備事業の中で、指定緊急避難場所及び指定避難所となっております施設につきましては、災害発生時に安全かつ迅速な避難を推進するため、指定緊急避難場所に29カ所、指定避難所に22カ所、福祉避難所に6カ所、表示看板を設置をさせていただいております。うぐいす色みたいな感じで、今、設置してあると思います。きょう持ってこれればよかったんですけども、御確認していただければありがたいと思います。

自主避難所につきましては、主に地域、町内会の皆様が、災害の発生が予測される際に、前もって自主的に避難される場所になりますので、看板設置、これは一つの有効な方法ではあると思っております。災害時だけではなく、常日ごろから地域の皆様全員に、どこが地域の自主避難所なのかを知っていただけるような、ほとんどが町内会館だと思うんですけども、そういう体制づくりを、自主防災組織の強化の観点からも、地域の皆様とともに考えてまいりたいと存じます。

誘導に関しましては、当然、自主避難所にそういう看板等を置くことによって、これは議員が先ほど申されました、常日ごろからの訓練等々を町内でも行っていただいて、非常時の場合はどこに行くということも、ある程度、そういうことを頭に入れて、日常生活をおくっていただければ、非常に私たちもありがたいというふうに思っています。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 自主防災組織について質問してきたんですけども、私はこれを出してから、錦のほうに行ってみました。そしたら、錦の裏道に、避難所といって、矢印で「避難所 錦小学校」だったですかね、書いてあったのを見ました。ああ、こういうのがあったらいいのかなって。常日ごろ、通ってたんですけども。グリーンに白抜きだったもんですから、たしか。よく覚えてないんですけども。例えば人吉だったら、消防の色としてオレンジ。オレンジを見たら危険とか、そういう色に、何か対応できるんだというようなすり込みといたしますか、そんなんでつくっていただければいいのかなと思います。

それと、研修のときに気づいたんですけども、それぞれの地区、例えば人吉の場合は、

山間部とか平野部とか、河川のそばとか、これによって避難する方向性もそれぞれ違うと思うんですね。こういうことを、それぞれの地域で、一番最初どこに行ったらいいんだろうかということ、今後、その中でも意見として、市のほうからでも、何かの機会にお話をいただければと思います。この件は終わります。

次に、防災士についてお伺いをします。今回、石川県輪島市に行政視察に行きまして、その内容としまして、輪島市の防災の取り組みについて行政視察を行ってきました。輪島市は2007年3月25日に、マグニチュード6.9、震度6強の地震が発生し、有感地震が500回以上だったそうです。避難状況は、避難所27カ所、避難者数約2,300人、道路の通行どめ52カ所、インフラ被害として、断水5,500世帯、停電については、全世帯だったそうです。

そこで、防災士についてですが、災害に強いまちづくりを目指すとともに、地域防災の強化が大切であると思われ、輪島市独自の防災の専門知識を持ったリーダーの育成を始められたそうです。

すなわち、防災水準の維持向上と、防災意義の啓発を行う防災士の育成を行う育成研修、また防災士の資格習得を勧められておられるそうです。27年度現在、539名の防災士が活動されておられるそうです。ことし、私たち熊本県民も熊本地震を体感したわけですが、そこで質問いたしますが、人吉市において、大災害のときには、リーダー的な防災士がいたらと思いますが、育成にはいろいろな条件があると思いますが、免許習得にも経費が必要であるようですから難しいかもしれませんが、人吉市が防災士の育成を、今後行うということはあるのかお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

まず、防災士について、御説明のほうをさせていただきます。防災士と申しますのは、減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつそのために十分な意識、知識、技能を有するものとして、NPO法人日本防災士機構が認定したものに与えられる民間資格でございます。阪神・淡路大震災を契機として誕生した資格でございます。民間の資格でございますので、特別の権限や義務はございませんが、防災意識の高い個人や団体では、この制度を活用して、防災士の資格を取得されておるようでございます。

平成28年11月現在で、全国で11万9,460人の防災士が、それぞれの地域において、さまざまな防災活動を展開されておるところでございます。本市におきましては、地域の防災力の強化を目的といたしまして、平成26年度から人吉市消防団に防災サポーター制度なるものを導入しておりまして、現在、72名の方が防災サポーターとして在籍をしておられるところでございます。

防災サポーターは、議員が御提案されました消防団の経験者でもあり、各方面隊単位で人選をいたしておりますので、防災サポーターの皆さんに、例えば防災士の資格を取得していただければ、これは今後のことを考えれば、ますます市全体の防災力が大きく向上すると期

待はしておるところでございます。

ただ、現役の防災サポーターの皆さんには、このほかにもさまざまな活動で御活躍をいただいておりますので、防災士の資格までお願いするのは、非常に心苦しいところではあるというふうには考えております。

本市における防災士の育成に関しましては、まずは人吉市消防団、もしくは消防委員会におきまして、防災士育成ということで御検討していただくよう、御相談をしてみたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 防災士について通告をして、議員の方々とおしゃべりをしていたら、この中にも防災士を持っておられる方がおられます。御存じですか。犬童議員が持っておられるということで。私も研修に行って、防災士とは何ぞやということで、よくわからなかったんですけども。まず一番初めに、熊本県にもありますよと言われて、早速、帰って調べますということで帰ってきたんですけども。

そこで、犬童議員も持っておられますので、現在、人吉市において、何名の防災士を持っておられる方がおられるか、もしわかれば教えていただければと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

犬童議員は消防士でもあり、防災士でもあり、後から伺いまして、本当に驚いたところでございます。

本市のほうで、防災士のライセンス、資格を持っている方が何名いらっしゃるのかというところは、本市のほうではまだ調査をいたしておりませんので、現段階ではわからないということでお答えをさせていただきます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 現役で活躍される消防団の団員の方とか行政のほうは、なかなかこういうのは難しいのかなと思います。そこで、今度、市長にお尋ねしますが、人吉のトップとして、地域リーダーとして専門知識を持つ防災士について、どのような考えを持っておられるのか、松岡市長にお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

特に、我々に経験則の薄い大地震等の大規模災害が発災した場合の対応等について、関係の公的機関はもちろん、民間企業や市民の皆様、そして外部からのボランティアの皆様のお力添えが不可欠であることは、今や誰もが共通理解をすることだと認識をいたしております。中でも、共助、協働のリーダーとして、議員御提案の防災士が地域や職場にいらっしゃるという状況を創出できれば、地域防災力がさらに高まるものと思われまます。要は、災害に強い

まちづくりを実現するためには、防災力の高い人材を、どれだけ育成できるかが最大の課題であると認識いたしております。

先進の市や県によって、防災士の設置について、さまざまな取り組みを行われておりますようですし、県内でも、大津町、水俣市、多良木町では、助成制度も整備されているようですので、これから進めます大規模災害対策の一連の中で、先進事例を参考に、研究、検討を進めてまいりたいと存じます。

防災士は、人材育成のきっかけとして、大変有効な制度であると存じておりますので、人吉市消防団の防災サポーターを含めまして、制度の活用について、引き続き検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 市長の答弁にもありましたように、事業者などの中に防災士をつくることによって、安全な避難ができるんじゃないかなということも考えます。

ちなみに、防災士は、先ほどから説明ありましたが、NPO法人日本防災士機構が運営しておりますが、その中で、免許をとった後にスキルアップ研修というのがあるそうです。輪島のほうでは、小学生から受験をされて、中学生がお一人、合格をされたという説明でありました。

この受験に関して、5万円ぐらいかかって、また申請料が幾らかかって、六、七万のお金がかかるんだということで、なかなか手がないのかなということで、このあたりも今後検討される中で、受験に関しての補助金、補助を出すので免許をとっていただく、そういうことが人吉市の防災強化にもなると思いますので、部内の中でも検討をしていただきたいと思います。お願いをし、終わります。

次に、安全対策から、防災行政無線についてお尋ねをしていきます。

まず初めに、防災行政無線の設計に当たり、建設の場所選定、また放送エリアの決定など、数など、また放送の方法について、これまでの運用開始までの流れについて御説明をいただきます。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

本市の防災行政無線は、災害に強いデジタル方式のアンサーバック機能付無線で、災害情報をいち早く市民の皆様へお伝えするため、平成25年4月1日から運用を開始しておるところでございます。

運用といたしましては、防災情報及び行政のお知らせ情報を録音もしくは生放送で放送いたしております。統制局において発信された放送は、高塚山にある中継局を経まして、市内各所にある91本の屋外拡声子局、これはラップ型のスピーカーになりますが、そのスピーカーを通しまして、市民の皆様へお伝えしておるところでございます。

91本の子局には、一斉放送と時差放送がございます。一斉放送は、全ての子局が一度に放送されるものでございまして、こちらは震度4以上の地震が起こった場合や、避難勧告、避難指示等の急を要する場合、それと毎日、正午と夕方6時に、時報がわりのミュージックチャイム等がございます。

また、一方、時差放送は、あらかじめ3つのグループに分けられた子局が、順番に放送されるものでございまして、こちらは、災害が予測される前に呼びかける予防的避難の情報や、行政のお知らせ情報を放送する場合に使用をいたしておるところでございます。グループ分けにつきましても、隣同士がぶつからないように、位置、地形等を配慮し、設置をしておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） これまでの経過について御説明をいただきましたが、そこで、防災行政無線の運用が開始されてから、市民からどのような意見、要望がこれまでに寄せられているのかお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

まず、多いのが、聞こえない、聞こえにくいという苦情が多く、その理由としましては、ボリュームや音割れの問題が複数あること。それから、他の施設に反響して聞きづらいというもの。また、天候等によって左右される状況のもの、言葉の速度、そして不明瞭さによるものが多いような状況でございます。

具体的には、窓をあけても放送が聞き取りにくいので、どうすればよいのかとか、天候不良によるイベントを開催をするかしないか、その可否の放送。水道管が凍結する場合の注意喚起の放送。長時間の停電が発生している場合の放送など。こういうものは御要望でございます。また、山からの反響が早過ぎて、放送内容が聞き取れないとか、納期限の放送はやめてほしい、こういうものはクレームでございます。また、放送を言う際は、文言をはっきり発声してほしい。発声する文言の間隔をあけてほしい。山からの反響が早過ぎるため、単語を短く切ってほしい。放送内容は、災害時の緊急的なものだけでよいと、これはもう御助言等も入っておりますけれども、さまざまな声を届けていただいております。また、一方では、御家庭の御事情や状況等によって、ただ一言、静かにしてほしいと、そういうような苦情、要望があつてるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今説明いただきましたが、一番は、近くの人ほうるさいというのが本当だろうと思います。

説明の中でやっぱり、こだまといいますか、反響といいますか、私、人吉市が今放送して

いるのを外に出たら、ゆっくりであって、いい声で、聞き取りやすい声ですね。外に出たらいいんですけど、たまたま私のところも一番目の放送と、こだまと次のところと、ある箇所
で接点と同じになることがあるんですよね。もう少しずらしてもらえばいいのかなというのを感じております。そういうクレームは多分、何があっても多いんだろうと思いますが、ただいま言われましたように、多くの市民からの意見で、聞こえづらいなどの意見がたくさんあったようですが、市民の意見、要望に対して、その対策といたしますか、どのような対策をこれまでしてこられたのかお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

苦情や要望につきましては、町内会長さん等を通して伝えていただく場合が多いですので、現地で町内会長さんや関係者の方と立ち会いのもと、個別対応をしておる状況でございます。スピーカーの向きや音量調整などが中心となりますが、最終的にもう是正できない場合は、個別受信機を設置するという事にいたしております。

それでも最近は、防災行政無線設置当初からいたしますと、市民の皆様から少しではございますけれども、以前より聞きやすくなったというようなお声もいただいております。徐々にはございますが、放送に關します問い合わせ件数は減ってきているという事実もございます。

防災安全課の職員も、どういうふうな状況で放送をしたらいいのか、もうこれは日夜、本当に一生懸命努力をしてくれておりますので、地震発災時の4月末から5月にかけては、空き巣の対策の問題を警察のほうから、すごく強化してくれというふうに言われておまして、ずっと担当者が非常に本庁舎危ない状況の中でも、空き巣の状況をしっかり伝えて、警察のほうから非常にありがたいというようなお声もいただいたところでございます。

現在作成中でございます人吉市総合防災マップにおいて、防災行政無線電話応答サービス、そういうものも記載しておりますので、屋外拡声子局を調整する以外の方法といたしまして、電話応答サービスもあわせて、これはもう前回は答弁させていただきましたけれども、周知をしてまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても、市民の安全・安心に直結する防災無線施設でございますので、議員御指摘のとおり、これから私たちも、より以上、丁寧に対応をしていかなければならないと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 市民からの意見、要望等に対しては、やはり町内会長あたりに今後とも丁寧に説明をいただき、聴取していただければいいのかなと。そこで確認ができるんじゃないかなということで、よろしく願いをしておきます。

次に、人吉市内に難聴地域があるのか。難聴地域に対する調査、このようなことを行っておられるのか。行っておられるとすれば、その調査内容・方法、どのようなことを調査され

たのかお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

難聴地域というよりも、この防災無線を構築したときには、そういうものを全て解消するという前提に立って整備を進めておりますので、調査とかそういうものは防災無線を設置する前の段階で、しっかりやらせていただいたということで、まずはお答えをさせていただきたいと思います。

議員からの御質問は恐らく、そういう難聴地域があれば、何らかの対応ができないのかというふうなことだと思いますけれども、そういうことで、お答えのほうをさせていただきたいと思います。

一番いいのはスピーカーの増設だと思うんですが、これは、例えば難聴地域であろうという地域にスピーカーを今以上に増設する、そういうものは可能でございますが、これは屋外拡声子局、91本あるんですけれども、一本の柱に複数のスピーカーを固定しました屋外放送設備、それは、その容量によっては増設できないところもあるということでございます。

現在は、旧麓町庁舎にあります防災行政無線室に向かい、屋外拡声子局のラップ型のスピーカーのボリュームを一段階から二段階上げること。それからスピーカーの向き、角度を変更し、その難聴地域への対応等をさせていただきたい。そういうふうに考えておるところでございます。

新規で屋外拡声子局を設置することも考えられますけれども、それは統制局——統制局というのは、今、麓町庁舎にまだ残っているんですけれども、そのシステム改修とあわせて、これは1基当たり500万円程度の費用がかかりますので、現時点では非常に厳しいと言わざるを得ないということをお答えさせていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今、答弁いただきましたように、難聴地域で私たち議会というか、執行部のほうには子機の増設をされておるわけですね。可能かどうか、そういう500万円もかかるし、一つのポールに対して、パンザマストにスピーカーを取りつけた場合、スピーカーが60キロ、70キロあるかもしれませんので、不可能かなというのもあるんですけど、今、トランペット型のスピーカーを子機として使用するというのもあると思いますので、できましたら先ほど申し上げましたように、町内会長あたりに、この地域で難聴地域がないのかとかですね、そういうのをお聞きいただいて、可能なかどうなのか。そして、早急にトランペットの向き、なかなか変更に来ていただけないというお話も聞きましたので、やはりそのあたりも確認をとりながら、早急に進めていっていただきたいと思います。何かあったときに聞こえなかったでは済まないと思いますので、どうぞそのあたりはしっかりと今後御検討していただきたいと思います。

それと、1点なんですけど、町内で放送をするときに、あの中にボリュームがあるんですよ。放送設備を兼任していいということで、あのボリュームの段階といいますか、今、庁舎でしていますけど、町内放送に対して、そのボリュームは勝手に扱っていいのか、もしわかれば答弁をいただきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） 突然の質問でしたので、ここで明確なお答えはできませんけれども、大体あそこで非常時に、あそこで放送もできるわけでございますので、今、福屋議員がおっしゃったようなことは、恐らく対応可能ではないかというふうに思っておりますけれども、答弁はそういうことで済ませさせていただいて、その後しっかり確認をして、またお伝えしたいというふうに思っております。

それでよろしいでしょうか。済みません。お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 済みません。麓町庁舎のほうでボリュームを上げるという話を聞いて、町内にもついているんだけど、どうかなということ不思議に思ったものですからお尋ねしましたので、またその件については、後ほど教えていただければと思います。

防災無線については終わります。

次に、市民の声から、中神地内第2号線について質問をいたします。中神地内第2号線については、昨年、担当課と現地視察をした場所ですが、これまでの地権者がかわりまして、新しい地権者になり、人吉市の協議も必要になると思います。改修工事に向け、いろんな方々と協議、検討をいただいておりますが、ただ、昨年と違うのが、熊本地震が起こってから少し地盤のでこぼこや、崖側にひび割れ、フェンスの土台が浮き上がって、危険な状況が確認できました。

地元の方々から、フェンス側は歩くのが危険で恐ろしいとのことでした。市道と民間が所有するのり面が境界になっていることでもあることから、大変難しいことだと思いますが、安全確保が一番だと思いますので、例えば、熊本地震災害として対処できないかお尋ねをいたします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

市道中神地内第2号線ですが、市道上林中神線を起点に福助熊本工場、旧のユニチカパークシャー熊本工場の南側を通り、市道城本3号線に接続する、延長が約568メートル、幅員が2.1メートルから約6.0メートルの市道でございます。

議員御指摘の区間は、延長約228メートル、幅員2.5メートルから3メートルでございます。この区間につきましては、昨年、福屋議員と現地立ち会いを行ったところでございますが、民地にフェンスが設置されております。その一部が路肩等の陥没によりフェンスが傾いたり、道路の一部に亀裂が入っておりまして、市といたしましては、その都度、補修合材や土のう

により補修等を行っているところでございます。

熊本地震災害として対応できないかという御質問でございますが、現在、状況を確認しましたところ、路肩部分の陥没については、路肩や民地側のり面の経年劣化等が要因とされますので、熊本地震災害での事業対応は困難と考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 熊本地震災害としての扱いはできないということなんですけど、非常に危ないところですので、できましたら毎月とは言いませんので、確認をしていただければと思っております。

そこで、教育長にお尋ねをいたしますが、現地は通学路としても使用されていることでもありますので、危険箇所として確認されているのか。また、ここだけではなく、ほかにも多くの危険箇所があると思いますが、もし確認されていたら、このような通学路について、学校に対してどのような注意とか指導をされているのかお尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

通学路の危険箇所につきましては、毎年4月に各小中学校におきまして通学路の安全点検を実施し、その結果を報告いただいております。各学校の点検結果を受けまして、毎年7月から8月にかけて、学校、PTA、そして関係機関による合同点検を実施しております。その点検結果につきましては、人吉市のホームページにも掲載するなどして、各小中学校や保護者、市民の皆様方に周知するようにいたしております。

ただいま福屋議員のほうから御指摘いただきました箇所につきましては、中原小学校の通学路の危険箇所としては上がっておりませんでした。しかしながら、中原小学校に確認いたしましたところ、当該の道路を登下校で利用している児童は13名おりまして、現場も確認し、フェンス倒壊の危険性もあるということで、十分注意をして通行するよう、日常的に指導は行われているとのことでした。

通学路の安全確保のための取り組みといたしましては、平成27年10月に、人吉市通学路安全推進会議を設置し、小中学校に通学する児童及び生徒の通学路における交通安全の確保を図るよう、関係機関での情報共有と連携を進め、それぞれの立場で通学路の安全整備に努めていただいております。

このほかにも年間を通じて、通学路の危険箇所の状況についての情報収集に努めており、窓口は教育部の学校教育課でございますが、関係機関と情報を共有するとともに、各小中学校への情報提供や指導をも含め注意喚起などを随時行っているところでございます。

何はともあれ、安全に登下校できるということが第一義でございますので、今後も通学路の安全確保に、足を運びながら努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 確認をされていなくて、その後、確認をしていただいたということなんですけど、もうあそこに、ちょうどフェンスのすぐ横が、陥没しているところがいっぱいあるんですよね。車が通ったときに、やはりよけたときに万が一足を、滑って、その穴の中に入って骨折をしたりとか、けがをしたりするといけませんので、事あるごとに注意喚起をしていただければなと思います。また建設部のほうにも再度お願いして、早期に対応していただくように、また後ほどお願いをしておきたいと思いますので、教育長からもお願いをしていただきたいと思います。

次に、今後、現地が崩落したら大変なことになります。雨による浸透事故が起きる前に、何とか沿線において生活をされておられる方々や学校関係者、地権者と協議をしていただき、安全対策をしていただくことができるのかお尋ねをいたします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

まず、市道管理についてでございますが、日常的にパトロールを行っておりまして、異常を発見した場合は、先ほど申しました補修合材等で補修を行いましたり、カラーコーンを設置しまして、注意を促しているところでございます。

この区間の管理といたしましては、応急措置といたしまして、路肩の陥没等は状況を見ながら補修を行ってまいりたいと存じます。また、具体的な安全対策といたしましては、のり面部とフェンスの所有者が違いますので協議を行い、どのように対応していくのか工法、検討を踏まえて、道路の安全対策を検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 部長から言われたとおり、その民間の方々と今後協議を行っていただき、子供たちが安全に通学できるように対処していただきたいと思います。人吉市においても、いろんな場所に今回の地震によって、今、亀裂が出てきているところがいっぱい出てきます。昨日も願成寺のほうで亀裂がなかったのに、国道なんですけど地震後に、このごろひずみが出てきているということで、空洞ができてるんじゃないかなとか、そういうのがありますので、パトロールを今後も行っていて、そういうところに対しては、しっかりと対応をしていっていただきたいと思います。お願いをして、私の一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後3時20分 休憩

午後3時34分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）
12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 皆さん、こんにちは。12番議員の笹山でございます。本日最後の登壇となりました。会議終了後、全員協議会、それから3常任委員会の協議会が予定されておりますので、執行部の明快な答弁をいただきながら、簡潔に終わっていきたくと思います。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。今回は、市長の施政方針から平成29年度予算編成の考え方、農業振興から減反政策の廃止と対策、市民の声から庁舎西間別館の来庁者への対応についての3点を通告をいたしました。

まず初めに、市長の施政方針から平成29年度予算編成の考え方についてであります。今議会の市長の施政方針を聞いておりまして、非常に落胆をしたところであります。私だけでしょうか。それぞれの事業についての今後のあり方として、方針もしくは施策の方向性をうたわれるであろうとっておりましたが、今回は何も施策の方針をうたわれておりません。ほとんどが事業に関する報告であり、何ら響いてくるものはありませんでした。施政方針を述べられるのであれば、報告ではなく、それぞれの事業における施策の方向性、もしくは今後取り組まれていくであろう施策等について述べられるべきではないでしょうか。私はそのように感じたところであります。

そのような中で気になった点が、今回通告をいたしました平成29年度予算編成の考え方についてであります。市長は、施政方針において、国の予算編成の方針、県の予算編成の方針を述べられながら、本市の予算編成の方針について触れられ、平成29年度の予算編成に当たっては、国の予算編成や支援の動向を見きわめつつ、最大の課題である新市庁舎建設を初め、市民が求めるニーズ等の状況変化にも的確に対応するとともに、課題の整理、将来展望を見きわめながら、新年度の予算編成を進めてまいる所存であると述べられておられます。具体的な部分が全く見えておりませんので、今回、財政関係で議論を深めてまいりたいと思います。

施政方針にありますように、国の動向、県の動向が本市の予算編成に大きく影響しますので、国の中期的な財政展望、それから予算編成の考え方について、まずお尋ねをしていきたくと思います。

1点目に、国における骨太方針2016の概要についてお尋ねをしておきます。

以上、1回目を終わります。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

骨太方針2016の概要ということでございます。骨太方針の2016の根幹となっております経済財政運営と改革の基本方針2016、これに基づいてお答えのほうをさせていただきたいと存じます。

まず、マクロ的な観点からでございますが、国は、何よりも経済再生、成長を優先しておりまして、潜在需要の掘り起こしや需要拡大により、国内経済において個人消費や設備投資

等の民需に力強さを取り戻すということを第一義としておるようでございます。そのような取り組みを加速化することにより、経済再生と財政健全化の双方を一体として実現することを掲げているようでございます。また、1億総活躍社会の実現という考え方のもと、国民の希望の実現を中心としまして、新しい需要と供給を生み出し、その成果を国民一人一人に分配することにより好循環を生み出し、実質で2%、名目で3%程度を上回る成長を目指すと、その計画の中には位置づけられております。

さらに、熊本地震への対応についても触れられておりました、平成28年度補正予算を初め、一日も早く被災者が安心して生活でき、被災地での復興をなし遂げられるよう、政府一丸となって全力で取り組むことも掲げられておりました、あわせまして東日本大震災においても、復興道半ばであり、被災者の自立につなげ、地方創生のモデルになるような復興を目指すと、そういうことをこの経済財政運営と改革の基本方針2016の中に掲げておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 骨太の方針ですね。経済財政運営と改革の基本方針2016の中で具体的に説明をいただいたところであります。その中で、ちょっと気になった点は、経済再生と財政健全化の双方を一体として実現するというふうなところであります。

ここについては非常に難しい課題があるのかなとちょっと思うところではありますが、そういった経済再生と財政の健全化、財政改革との関連。これについては、具体的にどういうふうに述べておられるのか、この点をちょっとお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

先ほどの骨太方針2016の中で、経済再生と財政の健全化の双方を一体として実現すると言っているものの、経済再生なくして財政健全化はなしといったことを基本方針としておりますことから、恐らく、これから読み取れるのは、国は経済再生のほうにウエートを置いているということが言えるんじゃないかというふうに存じます。

このことは消費税率の10%への引き上げを平成31年10月まで、2年半も先送りしたことで明確になっておりました、すなわち、これまでの好循環をより強化することにより、成長の実現をより確実なものとする、そういうものを優先したことがうかがい知れるということでございます。

以上のように、歳出削減といった財政改革よりも、経済成長といった歳入の増加を見込む中で、最終的には平成32年度の基礎的財政収支、これプライマリーバランスと言っていますが、この黒字化という財政健全化を目指すと言われておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 歳出よりも歳入のほうの黒字化を目指すというようですが、ところが、私たち、この地方自治体にとっては、国のそういった状況の中で、地方財政計画における地方交付税、これがどういうふうに変っていくのかというのが非常に気になる場所なんです。ですので、やっぱり基本的には地方交付税がどういった形で、国のほうで策定をされながら、地方財政計画の中で策定をされながら、そして、それが、交付税が削減されるのか、現状維持なのか、それによって自治体に来る地方交付税が非常に影響ありますよね。その中でやっぱり地方が地方財政運営を行っていかねばいけないというような状況ですので、その地方交付税の動向、この辺についてはどのようにお考えなのか。また、国としてはその地方交付税の動向をどのように捉えておられるのか。その点、おわかりであれば、この点についてちょっとお尋ねをしておきたいと思えます。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

地方交付税改革というものが、ずっと議論されているんですけども、このことは毎年国において、必ず振り返って議論になるというところでございます。国の予算編成を行う、これは財務省がやるわけでございますけれども、地方自治体に配分する地方交付税交付金を抑制することが国の負担を抑制し、財政健全化につながると、そういう観点から、これまで何度も何度も地方交付税の削減を提言、提案してきているということでございます。

一方、地方交付税を取り扱う総務省、要するに地方財政計画を策定いたしますので、これは、全国の知事会を初め、多くの地方自治体から地方の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを十分に担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額の確保を行ってほしいという要望を受け、常にこの時期になれば、また地方交付税をしっかりと確保、維持してほしいというような提案をしておるところでございます。これは先週の新聞でも報道されておりましたけれども、財務省の願いと、要するに全国知事会の考え方というのは相反しているというような状況でございますので、今から先、国の予算編成が恐らく進んできて、今後交付税に関しては、大臣折衝も考えられるんじゃないかなというふうに考えておりますけれども、綱引きが常に行われているというような状況でございますので、今後の折衝いかなんでは交付税総額の見直し、こういうものはこれまでどおりずっとくすぶり続けるという状況でございますので、このことは、私たちも非常に危機感を持っておりまして、交付税いかなんでは、当然今度の市庁舎の建設に当たる地方債も、交付税のバックのあるものを計画しておりますので、この動向については、やはりしっかりと見きわめていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、平成29年度の地方交付税の動向でございますけれども、現時点では、平成29年度の地方財政計画が公表されておられませんので、詳細なところは明らかになっておりませんが、これまでの国からの喫緊の情報の中では、交付税総額は前年度比4.4%の減となるのではとそういうふうに見込んでおるところでございます。昨年度までは国税の上振れ分

があり、翌年度への交付税繰越財源となっていたところでございますが、平成28年度の国税の状況が昨年度とは違い下振れしているようでございまして、国としても、財源の確保が非常に厳しいということを伺っております。これはもう地方交付税の原資というのは国税の5税が原資になっておりますので、国税の動向によって交付税の状況も変わってくるということを行っているところでございます。

また、27年の国勢調査人口における人口が確定をいたしましたので、平成29年度からはその確定値が採用されることになり、人口減の影響を懸念しておるところでございますが、本市も人口がかなり減っておりますので、日本全国で人口減少が課題として上げられており、その対処といたしましては、国は人口減少に対しましては、緩和措置、激変緩和というふうに言っていますけれども、一遍に減ったところについてはできるだけ交付税が一遍に落ちないように、そういう緩和措置を講じるということでございます。そういうことも今検討されているようですので、しっかり交付税制度のほうも私たちも注視をしていきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（田中 哲君） ここで会議時間を延長いたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）
12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 確かに財務省と総務省、これは毎年のように、確かに財務省は抑制をする、ただ総務省は本当に地方六団体の要望等において何とかそれを実現しようとする、そういった中で綱引きが毎年本当に行われているようであります。毎年のようにそういった交付税総額の見直しが議論をされる。どういうふうに動くかわからないと、そういった状況がやはり本当に私たち地方自治体にどういった形で影響を及ぼすのかということ、非常に毎年注視をしながら、交付税の動向を見ていかなければいけないのじゃないかなというところであります。

確かに先ほど部長が答弁されましたように、地方財政計画の中で、まだ公表されていないということではありますが、交付税総額が4.4%の削減となりますと、これはかなり非常に大きい削減だと思うんですね。それを考えると、やはり地方自治体にかなり影響が出てくるというふうに思いますし、ただ、そういった中でも地方財政計画の中で、地方交付税額をきちっと総務省が確定をすると。そして、地方財政計画の歳出分をきちっと確定をさせながら、それに見合う収入分を何とか見つけようとしていくと思うんですね。そうした中で、収入が、例えば足りなくなったり、どうしても見合うことができなくなる。そうなれば、恐らく過去10年ぐらい前ですかね、ありましたように、今もちょっとあるのかもしれませんが、結局臨時財政対策債を確保して、何とかその地方交付税総額を確保するというような状況があると思っています。となると、29年度においては、恐らくそういった臨時財政対策債がまた結局復活してくるのかなということで、結局はやはり交付税の措置があっても、借金をしな

ければいけない状況も出てくるのじゃないかなと、ちょっと非常に気になるところであります。

また、確かに、人口減少が課題となっておって、そういった激変緩和措置があるとしても全体的に人口が減っている状況になれば、そういった地方交付税のいろいろな部分的なところで補正係数を調整するといいますか、調整をしながら確保していくということになりますので、そういった補正係数がどういうふうに変わっていくのか。また、そういった激変緩和措置がどういうふうに変わっていくのか。そういったところもやっぱり十分に注視をしながら、この地方財政計画がどういうふうに策定されるのか、これは注視をしていく必要があるかと思っておりますので、これについてはやっぱり十分に早目の情報収集をしながら、取り組みをお願いをしたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。私たちもやっぱりこの地方財政計画については、情報を得ながらといいますか、やっぱり私たちも勉強しながらそういったことについて、きちっと対応していく必要があると思っておりますので、整理をしていきたいと思っております。

そのような状況の中で、県におきましては、やっぱりことしの熊本地震によってかなり影響が変わってきたと思っております。ですので、熊本県の予算の動向についても施政方針で若干述べられておりますけれども、かなり削減をする、かなりの見直しが行われる状況で方針の中でうたわれておりましたけれども、そういった平成28年の熊本地震を受けた中での予算編成がどうなっていくのかということ、やっぱり熊本県の予算編成のあり方も気になっているところなんですね。ですので、まずそういった熊本地震発災後の予算編成となりますので、そういった予算編成についての基本的な考え方、県の考え方がどうあるのか。もしくはその中で復旧・復興4カ年戦略ですかね、そういった部分も策定をしながら県のほうは取り組まれていくというふうに思っておりますけれども、その点について具体的にどういう動向になるのかお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

熊本地震を経験し、その影響を引きずったまま県は新年度の予算編成に着手するわけでございまして、現状では厳しい状況、予算編成というふうに言われておるところでございまして。熊本地震発災直後の6月補正予算編成後において、財政調整基金を初めとする4基金が枯渇する状況。これは、28年度当初は4基金の総額は258億円あったわけでございますけれども、それが全て枯渇する状況に陥っております。その後の補正予算編成も非常に厳しい状況になっておると伺っております。このような財政状況のもとでの予算編成でございますので、もちろん熊本地震への対応は何よりも優先すべき課題ではあるものの、県が従来から推し進めております究極の課題、目標でもあります将来的な財政の健全性、これはもう同じように追い求めるというふうにしております。あわせて、熊本地震からの復旧・復興の推進は、両立させる財政運営を果たすための今回の予算編成方針ということで、公表されております。

県のほうの予算編成は、非常にそういう大きな課題を抱えた中で進み始めるということでございます。

熊本復旧・復興4カ年戦略につきましては、復旧・復興の3原則、これは被災された方々の痛みを最小化する、これが1点目でございます。2点目が、単にもとあった姿に戻すだけでなく、創造的な復興を目指す。3つ目が、復旧・復興を熊本のさらなる発展につなげるといったものでございまして、このことを実現していくことで県民の総力を結集し、将来世代にわたる県民総幸福量を最大化するということをうたっているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） かなり県のほうも厳しい財政状況のようであります。そういった非常に厳しい財政状況の中で、施政方針に書いてありましたように一律20%カットをしたり、10%カットをするとそういった一律カットの方針を打ち出しておられるようでありますけれども、その中でやっぱりその具体的な歳出のシーリングですよね、これについて県の方針等情報が来ているのか。それによってやっぱり市の、結局県に対する予算についても、交付金、補助金等についてもかなり影響があるのかなとちょっと思いますので、そういったシーリングの設定等についての情報等があるのかどうか、ちょっとこれお尋ねしておきたいと思えます。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

具体的なシーリングですね、条件等の設定につきましては、県におきましては基金が先ほど言いましたように枯渇する中、非常に厳しい財政状況であると。そういう中での予算編成でございますので、当然その不足する分は何らかの形で、歳出削減等々で生み出す必要があるというようなことでございますので、シーリングを設定していると。具体的には、義務的経費を除く一般行政経費を一律20%カット、義務的経費は人件費、公債費、扶助費ですね、これを除く一般行政経費は一律20%カットをします。あと公共事業などの投資的経費のうち国庫補助事業は10%、それから、県の単独事業は20%カットをするという方針を打ち出しておるところでございます。ただ、こういう事業の見直し、歳出予算のシーリングを実施したとしても、まだ117億円程度の財源不足が見込まれるということで、そういう状況からすると、やはり厳しい財政状況の中での予算編成ということがうかがい知れると思えます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 一般行政経費の20%カット、公共事業、投資的経費ですね、公共事業費、国庫事業については10%、また、単独事業は20%カット、かなり厳しいですよ。例えばそういった状況の中で、当然そうなりますと市からも単独事業であったり、国の補助事業、また県の補助事業の割合から見た場合に、県の割合の部分がまたその中で20%カットされる

ということであれば、かなり県がこういった形で予算編成をするのであれば、人吉市に与える県の影響、これ、かなり厳しくなるのかなとちょっと予測するところなんですけれども、その辺の県のそういった予算編成が与える影響について、本市に与える影響について、どのように予測しておられるのか。具体的にそういった単県事業等にはかなり厳しい状況が出てくるのかなと思いますので、この点についてちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

どういう事業に影響があるかというのは県のほうからまだ具体的に示されてはおりませんが、本市におきましても、県のほうから補助をいただいて事業を実施しているものもございますので、少なからず必ず影響はあると懸念をしておるところでございます。今後はできるだけ早い情報収集に努め、影響があるならば、事業の見直しも当然やらなければならないし、新規の事業であれば先送り、そういうものも視野に入れて、私たちも予算編成始まりますので、検討していかなければならないと考えております。

先ほど議員が申し上げられた予想されるものとしては、健康福祉部関係にもありますし、経済部関係にもありますし、当然単県事業は建設部関係にもあります。そして、教育部関係も県の補助をいただいて事業をやっているものもございますので、非常に私たちも少し心配だということを考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 国の予算編成の考え方、それから県の予算編成の状況等についてある一定の理解をしたところなんですけれども、そういった中で、健康福祉部であったり、経済部であったり、建設部であったり、教育部の中でやっぱりそういった県の関係でかなり影響があると予測されておられるようでありますけれども、そうであれば、早目の情報収集をされながら、なるだけそういった削減につながらないように歳入の確保を、これは努力をしていただきたいなというふうに思うところであります。

そのような中で、本市の予算編成の考えについて、今後ちょっとお尋ねをしていきたいと思いますが、まず1点目に、施政方針に、先ほども言いましたが、市民が求めるニーズ等の状況の変化にも的確に対応するというふうにあります。具体的にどのようなことを示しているのか、ちょっと具体的にわかりませんので、これについてお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

本市の予算編成方針をより具体的にしました予算編成要領というものがございます。その中から根幹をなす3本の柱と申しておりますけれども、御説明をさせていただきたいと存じます。まず、1点目は、平成28年熊本地震に伴い市民の安全・安心を確保するための防災対策の推進、これが1点目でございます。これから数年、本市の予算編成は市庁舎建設が中心

となることは、これは言うまでもございません。また、人吉盆地南縁断層地震を想定するとともに、市民の安全・安心を確保するためのさまざまな防災対策、これはソフト事業であり、ハード事業であり、そういうものを最大限に講じていかなければならないと存じております。

次に、2点目でございます。これは第5次人吉市総合計画後期計画、それからまち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組み事業を着実に推進することでございます。すなわち国の成長戦略に歩調をあわせるとともに、地方における経済の好循環をつくり、雇用や所得の拡大につなげていくことでございます。具体的には、一昨年認定を受けました日本遺産等々をいかに圏域の経済振興、これは稼ぐ仕組みづくりの構築そういうものにつなげていくことができるかが大きな鍵となっております。

3点目に、施策の優先順位の洗い直しと予算の中身の重点化ということでございます。このことは従来の事業を単に継続するのではなく、事業の目的、効果を十分に検証した上で、施策の優先順位を決め、時には集中的に実施をしていくといったものでございます。これはもう従来型の予算編成でございますけれども、例えば、真に住民ニーズの高い事業であるかを見きわめること、これが非常に重要になってくると存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 予算編成の要領の中で大きく3本の柱で取り組んでいかれるようになります。この中で、さらにちょっとお尋ねしていきたい部分があるんですが、さきほど施策の優先順位の洗い直しと予算の中での重点化というようなことで、今話があったところなんですが、結局、優先順位を洗い直しながら事業を絞り込んでいくということですので、現在行っている事業についても、今行っている事業についてはやっぱりどれもが市民にとっては大切な事業でありますし、何らかの形で市民ニーズにも対応しているんじゃないかと思っております。ただ、そのような中であっても、やっぱりそういった洗い直しをしながら絞り込みをしていかなければいけないというようなことですよ。これは非常に難しいことだと思いますけれども、そういうことであれば、例えば29年度の予算編成の中でどういった形で絞り込みの方法を行うのか。またはどういった形で絞り込みの基準を設定していくのか。これを定めることによって、やはり事業の洗い直しが大きく変わってくるんじゃないかと思えます。ですから、やっぱり基本的にそういった方法とか基準がどういったところにおいてされるのかというのが一番気になる場所なんですけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

これ、非常に難しいことで、私たちが予算編成の中で一番頭を悩ませる問題でございます。事業の絞り込み方法、基準でございますけれども、特に判断のよりどころとさせていただいている点を幾つか申し上げてお答えとさせていただきたいと思えます。

まず、1点目がその事業の将来性でございます。例えば、国県の補助事業であったとしても、複数年の限定的補助金で、あとは市町村の負担となるような事業、最初に先行型で国県がしっかり補助するんだけど、あとは独立してやっていきなさいとそういう事業につきましては、優先度合いというものは、財政課の判断としては低いというふうに判断をしておるところでございます。

2点目でございますけれども、政策実現のためのものであっても、経費の効率性に課題がある事業、要するに必要予算に対してその恩恵を受ける対象者が非常に少ないと、そういうものにつきましては、その優先度合いは高くないと判断しておるところでございます。このほかにもイニシャルコスト、要するに最初に突っ込みます経費、そういうもの以上にランニングコスト、その後管理運営費がかかる、そういう後年度の財政負担につきましても、最もこれは重視して査定を行っているというような状況でございます。

いずれにしても、今年度から実施計画と中期財政計画をリンクする内容にて予算編成も行い、その2つの計画も策定をいたしておりますので、この計画に位置づけることがまずは最大の基準、きっかけであり、そこに位置づけられたものにしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますけれども、あくまでも実施計画はローリングでできなかった場合は次の年に先送りになってくることもありますので、その年に、そのときに必ずやらなければならないものを優先的に絞り込んで事業はしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 非常にそういった事業の見直しは大変難しい状況があるのかなと、今ちょっと気になったところなんですけど、これについては、今後それぞれヒアリング等をされながら、そういった今言われた事業の将来性とか、政策実現の経費の効率性、この点に勘案しながらどういった基準で判断をされるのか、その辺今からしっかりローリングされると思っています。それについては、また今後、3月議会当初予算編成等で予算編成が上がってきますので、その中で具体的に中身を見させていただきたいなというふうに思っているところでもあります。

そのような中で、今の一般会計の当初予算関係、これをずっと見てきておりまして気がかりなことがちょっとあるんですね。当初予算の規模についても、本当毎年度当初予算規模からはかなり増額してきているような状況が、ずっと増加傾向であるというふうにちょっと気になっているところでもあります。平成27年度までの当初予算については、恐らく百四十四、五億程度の予算規模で当初予算編成をされて、最終的にその後の補正等によって百五十七、八億もしくは160億になるかならないかというようなところでの単年度の一般会計の予算編成だったのかなと思っているところなんです。ところが、平成28年度今年度を見ても

と、当初から150億を超える予算編成で提案をされたわけなんですよ。そして、毎議会の補正予算等の中で約3億から4億ほどの補正予算を計上されておりますので、今回も約4億7,000万ほど計上されていると思っておりますが、今回は12月補正でも164億の予算規模になります。恐らく3月議会を迎えますと、これからまた恐らく二、三億ふえるんじゃないかなと。非常にかなり大きい予算規模になっていくように、膨れ上がってきているなど感じる場所なんですよ。ですので、当然、そういった予算規模も見ながら事業を進められると思っておりますが、補正予算等で上がってきている事業経費等を見ても、当然これは必要な経費等で精査をされて計上されてきていると思っておりますので、当然必要な部分ではあるとは思っているんですけども、ただ、そのような中で、当初予算規模がやっぱりこれだけふえてくる要因は何なのかとちょっと気になる場所があるんですよ。こうなりますと、恐らく平成29年度も150億に近い当初予算規模に編成されるであろうと、これは予想がつくわけなんですけど、その辺の増加する要因、当初予算規模が増加する要因、これはどこにあるとお考えでしょうか。これをちょっと確認をしておきたいと思っております。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

当初予算規模が増加する要因でございますけれども、これは、国、県他の自治体と同様、国の予算もそうですし、県予算もそうですし、社会保障費の伸び、これが非常に大きいというところは一番の要因と考えております。投資的経費、例えばここ一、二年出ていますスマートインター、そういう投資的経費によることでふえてくるときもでございます。当然スポーツパレスをつくったときとか、第一中学校をつくったときとか、これは非常に投資的経費がふえて全体的に予算総額を押し上げていったと。そういう年度間のばらつきはあるところでございますけれども、今のところ経常的な経費では扶助費の増嵩が歳出規模を押し上げていると、私たちは分析をしておるところでございます。

議員が申されたように平成28年度一般会計当初予算は、これは私も長く財政にかかわっておりますけれども、恐らく市政施行以来初めてではないかなと、当初予算で150億を超えたのは。最終的に決算で150億を超えてくるんですけども、非常に心配というよりも、今後庁舎建設が加速化されてきますと、これは本当に150、170億ぐらいまで予算規模は上がってきますので、確実にしっかりした財政運営をやっていかなければならないのではないかなというふうに思っています。ただ、平成28年度の当初予算150億を超えた理由としては、消費税等の影響を緩和するための臨時福祉給付金、こういうものの経費が計上されておりますので、そういうものが少なからずも影響しておるということを分析しております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 確かに社会保障費の伸びとか扶助費の増加、これはもう年々増加しておりますので、これは人吉市だけでなく、ほかの自治体も同じなのかなというふうにそう

いうふうに思っているところであります。

その中で、先ほど部長もちょっと庁舎建設関連について話をされましたが、確かに庁舎建設関連を考えてみますと、今後恐らく約40億ほどの規模で進んでいくのかなとちょっと思っているところであります。ですので、それを考えますと、平成29年度、それから30年度、31年度と加速化を起こしていくと、そういった状況があると思っております。そのような中で、特別委員会等においても有利な財政措置が講じられているので、極端に影響を与えるとかそういう部分はないと。影響を与える分は少ないというふうな説明をされているところでありますが、ただやっぱり有利な財政措置といっても、ほとんどが地方債ですので借金ですから、当然、その分も償還をしなければいけない。そういったこともやってくる。恐らく庁舎建設関連については、32年度以降に償還が始まっていくのかなと思っておりますけれども、そういったことを考えますと、その庁舎建設関連部分で考えても、非常に単年度で返済をしなければいけない状況が出てくるので、かなり財政状況を見てみますと、非常に悪化してくるのかなと気になるんですよね。極端にやっぱりそれだけの規模が大きくなって、その中で当然償還がかなり大きくなっていくということで、非常に気になっているところであります。その辺の財政状況についても、今どのように対応していくというふうにお考えなのか、お尋ねをしておきたいと思えます。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

市庁舎建設につきましては、議員も先ほど述べられましたように有利な財政措置が講じられることとなったということでございますけれども、この災害対策復旧事業債と申しますが、償還期間が2年据え置き8年償還と短いために、年間の償還額も大きくなるということから、これは私たちが今取り組もうとしているのは、全体的な財政運営、要するにこういう状況で公債費がふえるからほかの事業に影響を与えないように取り組まなければならないと、これはしっかり今検討しておるところでございます。

現段階におきましては、新市庁舎建設事業には全体事業費、先ほど40億円、これはもう新聞報道とか公表している数字、33億円の本体、7億円の附帯工事ということでございますけれども、このうちの8割以上に有利な地方債、災害復旧事業債が充当されます。交付税バック、要するに元利償還に対して85.5%の国の補填があるという非常に有利な財源でございますけれども、そういうものであってもやはり交付税算入がしっかり確実に、これは先ほどの交付税の話になるんですけれども、そこは国は大丈夫と言っていますので、それを信じるしかないんですけれども、そのときの状況によってやはり変わることも考えられますので、今は建設後の元利償還がほかの事業に影響を及ぼすことは、私たち財政サイドでは極めて少ないというふうに見込んでおるところでございます。

具体的な対策ということでお尋ねになりました。市庁舎建設期間において、できれば市庁舎建設基金の取り崩し、今6億7,000万近くありますけれども、それを最小限に抑えて可能

な限り庁舎建設終了後、第1回目の起債償還が始まる時に建設の基金を最大限留保しておいて、元利償還に当てることで対応していくなど、ほかの事業に影響が出ないような財政運営に取り組んでいかなければならないと、現在考えておるところでございます。まだまださまざまに検討する必要があるわけでございますけれども、とりあえず庁舎移転に関しましてはそういう方向性であるということをお答えさせていただきたいと存じます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 先のことですので、どういうふうになるのかちょっとわからない部分がありますので、今の部長の答弁がありましたように、やっぱりほかの事業に影響を与えないようにきちとした財政運営を図っていく、取り組んでいく、これは非常に重要なことだと思っています。ぜひ、そういったほかの事業に影響を与えないような、やっぱりそういった財政状況を見ながら取り組みを、これは今の時点でお願いをするしかないと思っています。そういった中で、よろしくお願ひしたいと思いますが、それと庁舎建設に限らず、ほかの部分についても若干気になる部分があるんですね。今の歳出の中で、かなり大きなウエートを占めていくであろう部分について、この辺もちょっと気になっているところなんですね。その辺の動向等についてどうお考えなのか、ちょっとお尋ねをしておきたいというふうに思っております。

1点目は広域行政組合の負担金の問題であります。広域行政組合のクリーンプラザについては、恐らく償還が平成29年度で終了すると思っておりますので、その償還が終わればその負担金はかなり減額されるのかなというように思うところなんですね。ところが、施設の状況を見ても、非常に数年前から大規模改修等も行われておりますし、今、その地元町内と協議をされておりますけれども、また15年延長するというような状況で施設は運用されていくであろうというふうに思っております。15年延長されますと、さらにその施設の維持管理とか、また大規模改修等が予想される場所なんですね。この辺について、やっぱり広域行政組合の負担金については非常に削減できないのではないかなというふうに思っておりますので、この辺の考え方は今後どういうふうに考えていかれるのか、ちょっとお尋ねをしておきたいと思ひます。

2点目は、介護保険特別会計とか後期高齢者医療保険の負担など、そういった一般会計の繰出金なんですね。これについても、恐らくこういった社会保障費等については増加が予想されますので、何と申しますか、団塊の世代、2025年問題と言っておりますが、そういった状況を考えますと、さらに増加が見込まれるという状況があるかと思ひます。そういった部分についてどう対応されるお考えなのか。この点もちょっとお尋ねをしておきたいと思ひます。

3点目に漆田の中核工業用地であります。なかなか事業が進まない状況があるようであり

ますが、計画的な売却が進まなかった場合、一般会計に与える影響がどうなっていくのか。この点についてちょっと気になっているところであります。

4点目に新定員適正化計画による職員の安定的確保、これについてはどのような形で安定的に確保していくのか。これも非常に気になるところであります。

このような点について、今後どのように対応していかれるのかそのお考えについて、これはちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

まず、広域行政組合のうちごみ処理関係でございますが、平成29年度に議員申されましたようにクリーンプラザ建設に伴う償還が終了するというところでございまして、平成30年度からは約2億円程度の行政組合への負担金が減額、この2億円というのは本市の出し分ですね、が減額になると見込んでおるところでございます。しかしながら、議員も申されましたように、今後クリーンプラザの施設の老朽化は否めないところでございまして、年次的な大規模改修等も行政組合にお尋ねしましたところ、予定されているということでございますので、単年度でのそういうものが大きな負担とならないよう、行政組合との協議も進めていきたいし、私たちとしましては経費の平準化、そういうものを図っていただきたいということを組合のほうにも協議を申し上げていきたいと存じております。

次に、介護保険等々への繰り出し、後期高齢者医療への負担についてでございますけれども、これは本当、団塊の世代が75歳、後期高齢者に突入する2025年問題、それと高齢化率の上昇による社会保障費につきましては、引き続き市の大きな、市というよりもこれは日本全国の大きな課題であるというふうに存じております。最近の新聞報道等におきましても、70歳以上の医療限度額を引き上げることとか、75歳以上の保険料の引き上げなど見直しが検討されておまして、これは本市1自治体では判断できない要素が多いですので、国、県の今後の動きを注視しながら、対応を行っていかねばならないのではと考えております。

3つ目の中核工業用地につきましては、用地造成費用を地方債、起債を起こして対応しておりますことから、企業誘致による財源、これは当然企業誘致の仕組みとしては誘致された、買っていただいた土地の売却代金、それを確保する、そしてそれを償還に充てていく、それが1つのサイクルでございますので、これは喫緊の課題であると考えております。企業誘致が稍山もそうだったんですけれども、余りうまく進まないのであれば、起債の償還が始まる状況にあわせて、当然一般会計からの繰り出し、そういうものが多くなって、当然それが多くなればなるほど一般会計に与える影響が大きいと、そういうことも現在危惧をいたしておることでございますので、やはりこれは頑張ってくださいということを申し上げておきたいと思います。

最後に、新定員適正化計画による安定的な職員確保ということにつきましては、現在の定員適正化計画では職員は当然減っていくということで計画をされておりますので、その反面、

国、県からの権限委譲による業務の増、それから多様化する市民ニーズへの対応という課題は、これはどんどんどんどん多くなってくる、課題もふえて非常に大きい問題となっていて、このことにつきましては、1人の職員への業務が集中することがないように部課係全体での対応を努めるとともに、再任用職員、それから任期付きの職員を最大限活用することにより、職員はたくさん採用できればいいんですけど、当然市にはちゃんとしたキャパ、定員適正化、すなわち必要な職員数がありますので、人件費等へのはね返りを最小限に抑えるような取り組みをしていかなければならないと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） やっぱり今後非常に難しい課題が予想されるようであります。そういった中で、こういった大きな問題点をどういうようにきちっと財政運営の中で考えながら取り組んでいくのかというのが、非常に重要なことに今からなってくると思いますので、ぜひこういった課題については常に意識を持ちながら進めていただきたいというふうに思うところでございます。

また、あと1点は、今、国の成長戦略の中を見ても、まち・ひと・しごと創生総合戦略が非常に気にはなってくるところでありますけれども、今後、このまち・ひと・しごと創生総合戦略、これは人吉市ではどのように進めていくおつもりなのか、これをちょっとさわりだけでいいですけども、その方向性だけちょっと確認をしておきたいと思っております。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

国において地方にまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定させた大きな柱としましては、もうこれは言うまでもなく東京一極集中を是正すると。人口減少に歯どめをかけることを目指す。地方創生に取り組む内容、そういうものであるというふうに存じております。財政面でも中長期的な地方創生の取り組みを支援すると、そのために地方創生推進交付金というものの措置を講じる、これが大きな考え方でございます。本市におきましては、これまでも地方創生推進交付金等を活用しまして、具体的なものとしましてはスマート林業等の施策を通しましてもうかる林業の仕組みを確立し、これを雇用創出につなげることができるように地域産業力の充実強化に現在積極的に取り組んでおりまして、今後も実践につながるような検討を現在も進めておるということでございます。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の中には、本市への新しい人の流れをつくる交流人口による活性化という視点もございまして。国は広域的な視点での取り組みを推進しておりまして、今後は広域的に人吉球磨一体となって取り組む施策が必要ではないかと言っておるところでございます。認定を受けて、なかなか活路が見出せていない日本遺産を中心とした観光振興、交流促進といった事業の積極的な展開もあわせて、今後、地方創生の推進にはぜひ必要ではないかと存じておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 日本遺産の認定を受けて、その事業の推進が今本当にどういうふうに流れていくのか、進んでいくのかというのはなかなか目に見えない部分がちょっと今あると思っています。そういった思いもありましたものですから、どういった位置づけでされるのかなということで、ちょっとお尋ねをしたところであります。ぜひそういった位置づけでやはり取り組みを広域的にお願いしたいと思っています。今まで財政課題、非常に難しい課題等もあったんですけれども、さまざまにちょっと今議論をしてきたところであります。そういった議論を受けた中で、最終的には本市の中期的な財政展望、これを総括してお尋ねしておきたいと思っておりますので、そういった中期的財政展望について総括をしてお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

本市における中期的な財政展望ということでございますが、平成27年度一般会計決算におきましては、実質単年度収支の黒字は確保いたしましたものの、これまでもさまざまに述べてまいりましたように、社会保障関係経費を初めとする扶助費が引き続き増加することが予想されるなど、当面は財政の硬直化が続くものと予想をしておるところでございます。さらに今後も人口減少、少子高齢化による生産年齢人口の減少が続くならば、歳入面での市税収入の伸びも期待できない状況でございます。また、人口の減少は、地方交付税の算定に大きな影響を及ぼしますことから、あわせまして一般財源の安定的確保が非常に厳しくなるのではと危惧いたしておるところでございます。

そのような状況を打開していかなければならないんですけれども、当然人吉市総合計画後期計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿った取り組み、中でも地域独自のきめ細やかな取り組み、そういうものを一つ一つ着実に実施していくことで、暮らしやすい地域、子供を産み育てやすい環境を整備し、人口減少に歯どめをかけ、それが結果、移住・定住促進につながっていくと、そういうような状況で取り組んでいかなければならないと考えております。

さらに歳出面におきましても、市庁舎建設、社会保障費の増大、そういうものは避けることのできない喫緊の課題でございますので、予算編成時には各部、各課とのヒアリングを緊密に行うとともに、あわせまして先ほど申し上げましたけれども、実施計画、それから中期財政計画との調整を図るなど、確実な財政運営を行ってまいりたいと存じます。

熊本地震を契機にクローズアップされました公共施設のあり方、これも最大の課題として今後のしかかってまいります。公共施設総合管理計画との整合性を図りながら、施設の統廃合等を含め検討してまいりたいと存じます。私、日ごろから経済、そういうものは生き物であると、これは19世紀から20世紀にかけて活躍しました英国の大経済学者のケインズが申し

上げているんですけども、そういう名言、すなわち財政もまた経済や社会情勢に応じて変動するものでございますので、この先行きをしっかり見通していくことは、誰がやっても非常に困難でございます。ただ、国や地域を考えていくこと、それがしっかりした財政運営につながっていくんじゃないかということは常に思っておりますので、肝に銘じて財政運営をやっていきたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 大変な状況でありますけれども、先ほど部長が答弁されましたように今後の財政展望について、きちっと取り組んでいく必要があろうかと思っておりますので、国県の動向等を十分に踏まえながら、本市の財政状況をきちっと見据えて取り組みをお願い申し上げたいというふうに思っております。

以上で、1点目の項目について質問を終わっていききたいと思います。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後4時34分 休憩

午後4時45分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）
12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） それでは、次に減反政策の廃止と対策についてであります。2013年11月に政府の農林水産業・地域の活力創造本部は、農業基本政策の抜本改革についてを決定し、米の生産調整政策を廃止すると、減反政策を本格導入した1970年以来の米政策の大転換を図り、2014年度から実施をされてきました。そのような中で、減反を5年後に廃止するとの方針であり、2018年度に廃止される予定であります。減反廃止の方針表明が唐突である、米だけをつくっている農家は経営が成り立たなくなる、将来の見通しが立たないといった声もあるように、価格の乱高下や交付金の廃止、削減で最も打撃を受けるのは農家であり、また地域経済にも大きな打撃を与えかねないというふうに思っているところであります。

このように農業に大きな影響が出てくることは明白でありまして、農家のことを考えると、一日も早く情報を入手し、提供することが求められると思っております。国や県などにおいて新たな施策などの情報を入手しておられるのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

平成30年産米からの米の生産調整、減反政策が廃止されることに対しましての国や県の施策についての情報ということでございますが、国や県の新たな施策などにつきましては、現在のところ情報は入っていないところでございます。国としましては、平成30年以降は全国

ベースの需給見通し及び生産の見通しのみを提示されておまして、また、産地別主要銘柄のきめ細かな情報を提供し、産地の具体的な販売戦略を支援するということとなっております。

また、県におきましては、こちらは県でございますけれども、現在、各市町村地域再生協議会のほうへアンケート調査とヒアリングを実施されております。地域の意見の吸い上げを行っているというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 新たな情報はまだなかなか入手をされていないということでありまして。減反廃止をされてどうなっていくのかというのが、やっぱり農家の非常に不安な声じゃないかなというふうに思っているところなんですよね。やっぱりそういったことによって非常に収入が少なくなるとか、非常に生活ができなくなるような状況に陥っていくとか、そういった状況もちょっと考えられるのかなというふうに思っているものですから、やはりそれにかわる新たな政策を早目に入手しながら農家に提供していくということが、今後は求められるというふうに思っておりますので、若干聞いたところであります。

そのような中で、新たな米政策において、米の生産調整については、2014年度から主食用米の一律補助金は、反当たりの1万5,000円を半分の7,500円に削減すると。また、飼料加工用米の転作補助金については、反当たり8万円を5万5,000円から10万5,000円の範囲で収穫量に応じて支給額を決めると。そして、2018年産米から米の直接支払交付金を廃止をするというような状況なんですよね。そういうような中で、今本市で行っている、先ほど話をした経営所得安定対策、これについて過去3カ年間の作付状況がどういうふうになってきているのか。またその作付状況を見た場合に、今後そういった作付状況がどのように推移をしていくのか。この辺についてはどのように推測をしておられるでしょうか、お尋ねをしておきたいと思えます。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

米の生産調整がなくなるがと、経営所得安定対策の過去3カ年の作付状況を見て、今後の推測ということでございます。過去3年間となりますと、平成25年度から平成27年度の経営所得安定対策におきます交付金の実績について、これは水田におきます延べ作付面積の大きい上位3つでございますけれども、この作物についてお答えをさせていただきます。

まず、平成25年度でございますが、水稻が1万9,470アール。それから飼料作物が1万5,165アール。それからWCS用の稲、これが9,244アールでございます。続きまして、平成26年度でございますが、水稻が1万8,397アール。それから飼料作物が1万5,730アール。WCS用の稲ですけれども、これが1万80アールでございます。あと平成27年度でございます。こちらが水稻が1万7,218アール。飼料作物が1万5,997アール。それから、WCS用の稲で

ございますが、これが1万2,177アールとなっております。平成25年度と平成27年度を比較いたしますと、水稲が約12%、2,252アール減っております。それから飼料作物につきましては約6%、832アール、こちらは増でございます。WCS用の稲でございますけれども、こちらは32%、2,933アールの増という状況となっております。

このことを踏まえまして、それぞれ3つにつきまして推測ということでございます。今後の作付の推測でございますが、制度が継続され、また見直しがなかったと仮定した場合、こういう場合には水稲につきましては、平成33年産米から直接支払交付金が廃止されますので、現在の米の価格とあわせまして考えますと、今後も作付面積が減少するのではないかと推測いたしております。それから、次の飼料でございますけれども、飼料作物につきましては、現状維持程度で推移するのではないかと今のところは推測をいたしております。もう一つ次にWCS用稲でございますけれども、これは現在国におきまして飼料用米の作付を推進しておりまして、本市の状況といたしましては、WCS用稲の作付面積がふえておりますので、今後におきましても主食用米の作付の減少に伴いまして、作付面積のほうは増加するものと推測をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 主食用米の作付は減少すると。また、WCS用稲が増加をするというような推移の推測のようでもありますけれども、恐らくそのような推移が推測できるのかなというふうに思っているところであります。ただ、そのような中であっても、小規模農家ですよ。小規模農家にとってはなかなかそういった部分で、例えば飼料用米であったり、WCS用稲を作付する。なかなかそういったのが厳しい状況があるのかなとちょっと思っているところなんです。そういったことを考えますと、小規模農家にとってはますます経営が厳しい状況を迎えてくるのかなというふうにちょっと思うところなんです。非常にこれ気になっております。ですので、農業政策のあり方として、小規模農家が残っていく対策、これをやっぱりきちっと施策として持っていかなければいけないと思っているんですけども、この辺の考え方についてはどのようなお考えをお持ちなのか、お尋ねをしておきたいと思えます。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

今後、小規模農家の対策ということでございます。兼業農家や経営面積の少ない農家、これ、自給農家が小規模農家に当たるのではないかと考えております。また、小規模農家ほど農業従事者の高齢化、それから後継者不足、これがまず喫緊の課題であるものでございまして、まず、兼業農家につきましては、中には経営所得安定対策の活用ができる方、このような方がまだまだいらっしゃいますので、現在、本対策をまだ活用されていらっしゃらない方、そういう方々につきましては、本対策の活用を引き続き推進してまいりたいと存じます。

次に、経営所得安定対策の対象とならない兼業農家の方、それから経営面積の少ない農家の方々、こういう方々につきましては、本市の農地や農村環境保全の観点からも大変重要であるとこのように感じておりますので、まずは機械や施設整備への投資を極力抑えていただくことが必要ということでございます。そのためにも機械利用組合、それから集落営農組織などの設立によりまして、機械の共同利用や共同作業の推進、こういったものを進めてまいりたいと存じます。

また、今度は作物でございますね。作物の作付といたしまして、甘長とうがらし、こういったものやズッキーニ、ニンニク、オクラとか抑制カボチャ、こういったものが比較的軽量でありますし、また高齢者でも取り組みやすいということがあります。ある程度の収益、こういったものが収益性が見込めます作付の作付推進に、これはJAと連携しながら、今後も進めてまいりたいということでございます。

また、自給農家の方々につきましても、現在はどちらかと申しますと、農地の保全管理、これに重きを置いて作付を行っていらっしゃるところでございますが、このようなことに取り組んでいただくことで、新たな収入も得られるのではないかとそのように存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 小規模農家においては、補助事業等を考えてみましてもなかなか取り組めない状況にあるんじゃないかなと思っているところなんです。例えば市の活性化補助金にしても、さまざまな制約がある中で、使いにくい状況、もしくは使われない状況、そういった部分もあるというふうに思っております。そういったことを考えますと、やっぱり減反政策の廃止と同時に、やはりそういった活性化補助金のあり方、これについて私は検討する必要があるのかなとちょっと思っていますので、その辺はお考えいただければなというふうに思うところでもあります。ただ、そういった小規模農家に限らず、やっぱり減反政策の廃止、さまざまに影響を受けるとは思いますが、そういったところで影響を受けることなく、例えば本市、人吉市の農業のあり方、これについてやっぱりきちっとした施策の方針を持って取り組む必要があるのかなというふうに思うわけです。結局は人吉市の農業をどういうふうに守っていくのかと。これがやっぱり問われてくるんじゃないかなというふうに思っています。

農業生産というのは、安全な食料の生産とか供給、それとともに地域経済と集落の維持とか、国土もしくは環境の保全など、やはり経済効力だけでははかれない部分も大きな役割を今担っているというふうに思っております。そういったことを考えますと、やはりそのような減反廃止とかにぶれずに、やはり今後の人吉市の農業の政策もしくは方針、これをやっぱりきちんと策定をして取り組んでいく必要があるんじゃないかなというふうにちょっと考えるところなんです。ですので改めてその辺の方針等についてどのようにお考えなのか。

この点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○**経済部長（福山誠二君）** お答えいたします。

本市の農業施策と方針ということでございます。本市の農業施策につきましては、笹山議員がキーワードとして4つのえん農で表現をされておりますので、これを例えさせていただきますが、延ばす農業のいわゆる延農でございます。これにつきましては、先ほど3回目の御質問でもお答えいたしておりますように作物の振興、これをまず行ってまいりたいと。それから次に、応援していくという農業の援農、援助の援でございますけれども、こちらにつきましては、これが経営所得安定対策や農業活性化対策事業、有害鳥獣被害の対策等々の活用、こういった国、県、市の各種事業による行政の担い手支援であると存じますので、これにつきましては認定農業者や新規就農者、それから集落営農組織の育成・確保、こういったものを含めまして、事業活用の推進を行ってまいりたいと、そういうふう存じます。次にゆかりの縁農がございますね。これにつきましては、小規模農家や自給農家の農地保全、耕地の継続のためにも地縁などによる機械利用組合、それとか集落営農組織、こういった地域が一体となった組織づくりの推進、これと、あと結婚対策とかこういったものに関します支援につきましても行ってまいりたいと、そのように存じます。最後にお金の円農でございますけれども、先ほどの3つのえん農の達成に加えまして、本市におきましては、まだ伸び悩んでいるところでございますけれども、6次産業化や農商工連携、これを行うことによりまして稼げる農業が実現できるのではないかと存じております。こういったものにつきましては、県南フードバレーの活用、こういったものも含めて推進してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 12番。笹山欣悟議員。

○**12番（笹山欣悟君）** えん農をキーワードとした農業政策、これについては、以前から、先ほど部長が答弁されましたようにそういった立場での農業政策の推進と、また政策のあり方を提言させていただいたところでもあります。ぜひそういった方針を持って、やっぱり人吉市の農業をどういった形で守っていくのか、またどういった形で伸ばしていくのか、これは非常に今から大事な要素だと思っていますので、ぜひ、そういった方向で今後の農業政策の方針をきちっと定めていただいて取り組んでいただければというふうに思っているところであります。ただ、最後にやはりそういったことをきちっと取り組んでも、1つは農家にどのような形で周知をするのか、これがやっぱり重要な部分だと思っています。農家に対する周知についてはどのようにされるのか。この点を最後にお尋ねをしておきたいと思います。

○**経済部長（福山誠二君）** お答えいたします。

周知ということで一番大事なことなんですけれども、先ほどの減反という平成30年からの生産調整の廃止ですね、これが一番なんですけれども、全農家に経営所得安定対策のパンフレットの配布、これを平成26年度からでございますけれども、農家振興組合長を通じまして

配布を行っていただいております。また、農家振興組合長会議、経営所得安定対策の申請者、これを申請される方につきましては伝えてきているところではございますが、引き続き周知していく必要が大変重要であると思っておりますので、今後、国、県において新たな施策が講じられた場合、そういった場合や既存の制度の変更などとあわせて、先ほどの農家振興組合長会議、それとかJ Aが主催されます営農座談会、こういったものへの会議へ出向きまして説明を行ってまいりたいと存じます。

さらに、担当が毎月発行いたしております農業広報誌みのりというのがございますので、みのりへの掲載、それから農業委員会が発行いたしております農業委員会だより、こういったものへも掲載をさせていただきまして、農家の方々へ情報が行き渡るように引き続き周知には努力してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） そのような周知のほうをぜひ取り組んでいただきたいと思うんですが、ただ、例えば、そういった形でパンフレットを配布する、みのりを配布する、それは当然必要なことでありますけど、農家の方といたしますか、私もその1人かもしれませんが、なかなか自宅にパンフレット等が来て、それをやっぱり一から十まで詳しく読むとはなかなかしないわけですよ。ただちらっと見て、ああこんなもんかなと思って、すぐ横に置いておいたら、もうそのまま置き忘れてしまって、何がなんやらわからないと。そういった状況の中で、例えば、そういった経営所得安定対策の申し込みがあったときに、申込期限でいろんな話でいつまでに申し込みというときに行って、ああどういうことをすればいいのかなと、改めてまた聞いて申し込みをすると、そういった状況があるのかなと思っております。ですので、やっぱりパンフレット配布とか、そういった情報誌の配布は重要かもしれませんが、それだけに限らず、やっぱり例えば直接口頭で話を、情報を伝えるとか、そういった部分も重要だと思っておりますので、配布に限らず、やはり農家、集落を集めて話をするとか、そういった機会も必要ではないかなと思いますので、その辺も検討いただければと思いますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

最後に、市民の声から庁舎西間別館の来庁者への対応についてということであります。市民の声というよりも、これについては職員の意見も聞いたところで今回通告をしたところがあります。庁舎の西間別館につきましては、やはり市民の方が多く来庁されておまして、いまだにどこの窓口に行ったらいいかわからないとか、場所がどこにあるかわからない。また、行ってその場所で迷ってしまって、出口がどちらにあるかもわからないとそういったような声をさまざまに聞くところなんですよね。ですので、そういったことを考えますと、非常に行政サービスが低下しているなど感じているところなんですけれども、ただそうはいつでも、やはり職員の皆さんが懇切丁寧に案内をされたりとか、説明をされて市民の方をちゃ

んと誘導されているそういった姿を見ると、本当に職員の皆さんが一生懸命に、そういった市民サービスの低下がないように努力をされている姿を拝見しますので、職員の皆様方には本当に頭の下がる思いもしますし、本当に一生懸命そういった努力をされている姿には敬意を表したいとも思っているところなんです。ところが、やっぱりそういった部分についても職員にも限界があると思っていますので、やはりそういった職員の負担を軽減するためにも、さらにもう一つ周知の方法を考える必要があるのかなと。周知はきちっとされておりますけれども、なかなか周知が思うように市民に伝わっていない部分があるのかなというふうにちょっと思いますので、その辺のさらなる周知の方策について何か検討をする必要があると私は思っていますけれども、その点についてはどのようにお考えなのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

6月の定例会で分庁したときに大きな課題として、多分今後3年間はこういうふうな状況で、行政が分かれて仕事をやっていく上で、特に中心となります西間別館の来庁者対応というのは、本当にどうなるのかと言いながら、あのときに議員からさまざまに御指摘を受けながら取り組んでおるところでございます。きょう、市民部長、健康福祉部長、両者いらっしゃいますけれども、私も時々はのぞくようにはしているんですけども、なかなか状況がうまく把握できないところもございますので、その辺は契約管財課の職員あたりが常に状況を見ておりますので、その辺を伺いながら御答弁をさせていただきたいと思います。

これまでもどの庁舎にどの部署が入っているのか、また各庁舎の見取り図、そういうものを看板とか張り紙等々で周知をしておるところでございますけれども、設置場所も限られておりますので、議員が先ほど申し上げられましたように場所がわからないと、迷われているという方をお見受けする場合もございます。そのような方を見かけた場合には、西間別館の気づいた職員が声をかけて誘導すると、そういうようなことを心がけるように上のほうからしっかり言っているんですけども、なかなかそれは個人差もありますし、狭いところで職員もかなりストレスを感じたまま仕事をしておりますので、徹底できないというような事実もございます。本当であれば、職員全員が以前やっておりましたコンシェルジュですよね、そういうような気持ちでお客様を御案内するということを基本に、改めて取り組んでいかなければならないと考えておるところでございますけれども、そこを全て職員に任せるとことはできませんので、何かこれにかわった方策もやはり講じていく必要があるということを考えております。

間違いやすい部署、例えば最近あったのが、農業委員会というのは以前西間別館の1階部分にあったわけございまして、経済部と一緒にいるというイメージが、農業委員会を訪れるお客様方にはそういう状況もあるようでございまして、こういうものはしっかり共通認識を図っていくような手だても必要ではないかなと思っています。農業委員会でも頑張

っていただいて、その辺しっかり御対応していただいているんですけど、この辺にももう少し、もう一ひねり、さまざまに対応をつくり上げる必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

一番はやはり来庁者目線で、職員がわかっている、やっぱりお客様、市民の方はなかなか言えないというのがありますので、職員が必ず寄って行ってどうされましたかと、そういうような状況をぜひつくり上げていきたいというふうに思っております。これは個人的なことですけれども、私の母なんかはやっぱり役所に行くのが一番嫌いと言っていますので、そういうことを考えれば、やっぱりそういうふうに見られているのかなというふうに感じておりますので、これは看板とか表示がわかりやすいもの、そういうものも今まで以上に検証してやっていきたいと。表現ですね、そういうことを考えております。

また、広報、そういうふうに広報においてのお知らせ、郵送したときに案内文書の発送の際には建物の明示、これも以前議員からおっしゃっていただきましたけれども、それがあって西間別館、それから本庁舎ということで切り分けていったんですけれども、わかりやすい案内、そういうものにまたしっかり変えていく、徹底していきたいというふうに考えております。

お答えになるかどうかわかりませんが、非常にやっぱり悩んでおりますし、こういう状況が3年間も続いていくとなると、やっぱり抜本的な見直しが必要になってまいりますので、そういうところを原課のほうでもしっかり意見を出し合いながら、今後検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 庁舎に頻繁に来られる方はわかっていらっしゃるのですが、それはないかもしれませんけれども、なかなか1回とか2回とか、初めてとかそういった方がほとんどだと思えますよね。ですので、やっぱりそういった庁舎の位置を余り意識していなくて、あそこへ行けばいいんだろうというような形で行かれたら、そういった状況も発生するのかなというふうにも思っているところなんです。ということはやっぱり、市民の方に意識がなかなか徹底していない状況もあるのかなというふうに思いますので、その点についてやっぱりそういった市民の目線、また来庁者の目線に立って、何回も周知をするとかそういった努力も必要だと思えますし、周知についても広報で1回載せればいいではなくて、定期的に広報でも案内をするとか、そういったあらゆる方策を考えながら、市民の方にそういった周知等をお願いできればなというふうに思いますので、限られた範囲での取り組みになりますから大変厳しい状況があるかもしれませんけれども、少しでもそういった部分で努力をいただければというふうに思いますので、お願いをしたいというふうに思っております。

ただ、あと1点、非常に気になる点があるんですね。これは職員の方から意見ちょっと、

数人の職員から意見をいただいたところなんです、年度末もしくは年度初めの窓口業務なんです。年末年始はそんなにないというふうに思っております。ただ年度末、年度初め、3月から4月にかけての状況を見てみますと、非常に今までの旧本庁舎の状況を見ても、旧本庁舎においてもやっぱり年度末、年度初め窓口が非常に混雑をしていたように思っているわけなんです。あそこの1階の部分、かなりそういった手続に来られる方で混雑をしている状況を見ていたものですから、それを考えますと、そういった旧本庁舎の1階の部分の来庁者が来るスペース、それと現在の窓口部分の庁舎のスペースを比較したときに、非常に狭いわけなんです。ですので、例えばそれだけの方が手続に来られたときに、今までどおりの対応ができるのかなという部分です。非常にこれ心配をします。そして、そういった対応は非常に厳しくなるんじゃないかなと、今からでもちょっと危惧される場所なんです。

ですので、例えば市民課に転入届もしくは転出届などしに来られた方が、結局、その待合スペース、恐らく10人座れるのかなとちょっと思っているところなんですけれども、そういった待合スペースにおさまり切れない、右往左往しなければいけない、もしかしたら庁舎の外で待たなければいけない、そういったこともちょっと予想できているんです。また、市民課の窓口だけでなく、あるいはほかの連動する、関係する窓口にもそういった影響が非常に及ぼすのかなということで、非常にやっぱり職員の方も今から心配をされている状況があります。ですので、今の状況を見ますと、そういった年度末、もしくは年度初めに来られる市民に対しては、1つは安心・安全なサービスを提供できなくなる。もしくは市民に対して不快な思い、また不安な思いをさせることにつながる。

また、職員の立場からいいますと、やはりそういった非常に混雑する中で執務をしますと、一生懸命職員の方は努力をして迷惑のかからないように職務をされると思いますけれども、やはりその部分がストレスにつながる。もしくはそのストレスがメンタルダウンにつながってくる。職員のそういった部分にもつながるといふように、やっぱり職員のほうの心配もされるわけなんです。ですので、多分今の段階でそういった状況がわかりますので、やはりそういった状況を少しでも解消する対策を早目に講じる必要があるんじゃないかなと思っているところです。この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

西間別館につきましては、庁舎業務の緊急移転に際し、市の業務が今分散していると。住民サービスに直結する部署を集約しておりますので、現在の配置になっている。要するに分庁舎を決めるとき、西間別館にどこを持っていくのか。それは相当議論したわけでございまして、やはりお客様方から一番近いところ、ここの下城本よりも西間別館が近いということで、あそこに住民サービスの拠点を置いたわけでございますけれども、やはりそのときの考えは少し、よかったですけれども、スペース的なことからすればイメージ的にはあそこには教育委員会と経済部があったそういうイメージしかなかったの、少し甘かったなど、そ

ういうスペース的なことを考えたときに甘かったなと今考えておるところでございます。そういう状況の中で、現在、入ってちょうど右のほうにプレハブを何とか今建設を始めたところでございます、そういう状況の中で少し部署の移動等も今後協議していかなければならないと考えております。

過去2年間の住民票の転入転出の世帯処理件数を参考にいたしますと、例えば5月から2月までは月平均が118件弱なんですね。これが、議員が先ほど申し上げました年度末、年度初め、3月、4月の月平均は457件弱でございます、年度末、年度初めには異動関係だけでも平常時の4倍近くの来庁者がお見えになると、そういう状況の中で今のあのスペースではやはり本当に恐ろしくなるぐらい、ちょっと不安を抱えているというような状況でございます。議員の御懸念とおり、このままでは繁忙時期、繁忙期、異動時期には待合状況、それから職員の執務環境、それとあと一番心配しているのが防災面です。いつ何時火災が発生しないとも限りません。地震が起きないとも限りませんので、そういうものが懸念されますので、これはできるだけ早い時期に、新庁舎が完成するという3年後を見据えたところで対策を講じる必要があるわけでございますけれども、ただ、今の現状でそこに何らかのやはり対策、施設のリノベーションを少し先行しなければならないのかなというふうなことを現在考えておるところでございます。

物理的には部署の移動により1階のスペースを確保するしかなく、この話は6月議会でもお話ししましたがけれども、敷地内の先ほど申し上げましたプレハブ完成後にどこかの部署が移動可能なのか、そういうものを現在市民部長が庁舎管理者でございますので、協議を進めていると。お客様の待合スペース、休憩室をなるべく確保しなければならないというのはこれはもちろんのことですので、状況によっては、全体の会議室の利用そういうものもしっかり考えていかなければならないと思っております。

もう一つ心配しておりますのが確定申告でございます、これは税務課がそのプレハブの中で確定申告をやっていただくということで、今何か方向性が定まっているようなんですけれども、状況的に、税務課自体を確定申告とあわせて移動させるということも可能であるならば協議もしていかなければなりませんし、そうすると、税務課が移ることによってそのスペースはまたあくから、そういうところを西間別館の1階にある部署を移して、そしてそこでお客様の休憩室、職員の休憩室を確保する、そういうさまざまなことが考えられますので、しっかり今後議論をしていかなければならないと思っております。

ソフト的な対策も検証する必要があるございまして、異動時期などの期間によっては案内係、誘導係こういうものも、先ほど職員が全員コンシェルジュと言いましたけれども、別に雇用するというものも考えられますので、そういうところも市民サービスの低下につながらないように、そして職員の負担軽減そういうものにつながるように、今、議員申し上げられましたように職員のストレスケアも必ず必要でございますので、あわせて検討してまいりたいと

思います。いずれにいたしましても、担当部署と十分な協議を必要としますので、限られた中でも最大の努力で知恵を出し合いながら検討してまいりたいと考えておるところでございます。

長くなりましたけれども、以上、お答えとさせていただきます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） なかなか今の現状では厳しい状況があるのかなと思うところなんですけれども、ただやっぱりそういった状況が予測できますので、先ほど申しましたように何らかの対策は必要だと思いますので、ぜひそういった対策をとっていただきたいというふうに思っております。

このような状況は3年は続きますので、その3年の中でやはり新しく本市に転入してこられた方が、そういった転入届をしたときにどういった人吉市に対するイメージを持たれるのかなと、そういった部分が非常に不安に思うところなんですよね。人吉市にいいイメージを持って住んでいただければいいんですけれども、そこでやっぱり人吉市に対する悪いイメージを持たれたときに、それがどういった形で連鎖反応でつながっていくのかと、非常にその辺を心配いたします。ですので、やはり限られた中であろうかもしれませんが、先ほど部長が答弁されましたように、限られた中であってもそれぞれの職員の皆さん方の意見を出し合って、いい意見を出し合って十分な協議をしていただきたいというふうに思っているところであります。

プレハブを今建設しているというふうな話をされました。プレハブを建設することによって駐車場が少なくなっています。ということは、駐車場も限られた台数しかとまりませんので、本当に今のプレハブを建てて残りの駐車場で、例えば税の申告、それからこういった手続のときに十分な駐車場も確保できるのかと、そういった問題も出てくるわけなんですよね。そういった部分もあわせて今後十分な協議をお願いしておきたいというふうに思っております。

今回は通告しませんでしたけれども、新市庁舎建設に関してちょっと要望だけしておきたいというふうに思っているところがあるわけなんです。今のようないきなり機能分散をしたことによって生じる諸問題、いろいろな問題が今浮かび上がってきておりますけれども、そういった部分についてやっぱり可能な限り把握をしながら、執行部もしくは職員の皆さんでしっかりと議論をしながら、また、解決していく。そして、それを新市庁舎に生かしていくこともやっぱり重要だというふうに思っております。

新市庁舎建設自体、これも1つの市民サービスの提供というふうに考えますと、何よりもそこで勤務する職員が仕事をしやすい環境をつくらなければいけない。また、そういった仕事のしやすい環境をつくることによって、効率的な行政サービスの提供につながっていく。

そうすることによって市民も安心して庁舎に来ることができる。安心した庁舎を使うことができる、そういうようにつながっていくというふうに思っております。

ただ、その新市庁舎建設については、職員の皆さんからはなかなか進捗がわからないというふうな話も聞いております。ですので、今どういった状況で進んでいるかわからないので、私たちの意見はいつ言えばいいのかなと非常に不安がっていらっしゃる職員もいるようであります。私は前回、やっぱりそういった新市庁舎については若い職員の意見を取り入れていただきたいというふうな話もしましたけれども、やはりぜひそのような機会を設けていただきたいと思いき、市民の皆さんからは特別委員会の中で話をされましたようにいろいろな未来カフェとか、いろいろな立場で29年度以降にそういった市民の意見を聞いていくというふうなことで話をされました。ぜひ、若い職員の意見も、やっぱりそういった機会が来れば、きちっと職員にも進捗状況をグループウェアとかで流していただきながら、その中で職員の意見を取り入れていくというふうな機会を、ぜひ取り組んでいただきたい。そうすることによって、今後の人吉市の新市庁舎がすばらしい庁舎につながるのかなというふうに考えますので、ぜひそういうことをお願いを申し上げておきたいと思っております。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時28分 散会

平成28年12月第5回人吉市議会定例会会議録（第3号）

平成28年12月7日 水曜日

1. 議事日程第3号

平成28年12月7日 午前10時 開議

- 日程第1 議第92号 平成28年度人吉市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第2 議第94号 平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第3 議第96号 平成28年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第4 議第98号 平成28年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議第101号 平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議第105号 人吉市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第106号 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第107号 人吉市交通災害共済条例を廃止する条例の制定について
- 日程第9 議第108号 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第109号 人吉市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第110号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第111号 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第112号 人吉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第113号 人吉市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第15 議第114号 損害の賠償について
- 日程第16 議第115号 損害の賠償について
- 日程第17 議第116号 損害の賠償について
- 日程第18 議第117号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 一般質問

1. 宮原将志君
2. 本村令斗君
3. 宮崎保君
4. 平田清吉君

2. 本日の会議に付した事件

・追加日程

議第118号 平成28年度人吉市一般会計補正予算（第7号）

・議事日程のとおり

3. 出席議員（18名）

1番	塩見寿子君
2番	宮原将志君
3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡隼人君
副	市長	松田知良君
教	育長	末次美代君
総	務部長	井上祐太君
市	民部長	今村修君
健康福祉部	長	村口桂子君

経 済 部 長	福 山 誠 二 君
建 設 部 長	大 淵 修 君
総 務 部 次 長	小 林 敏 郎 君
総 務 課 長	小 澤 洋 之 君
財 政 課 長	植 木 安 博 君
水 道 局 長	中 村 則 明 君
教 育 部 長	松 岡 誠 也 君
農 業 委 員 会 長	荒 毛 正 浩 君
事 務 局 長	

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	赤 池 謙 介 君
議 事 係 長	栗 原 亨 君
庶 務 係 長	椎 葉 千 恵 君
書 記	白 坂 禎 敏 君

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程の追加について

○議長（田中 哲君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。議第118号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第7号）につきまして、日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第118号を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議第118号

○議長（田中 哲君） 執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 議員の皆様、おはようございます。ただいま追加提案いたしました議案につきまして、概要を御説明申し上げます。

議第118号平成28年度人吉市一般会計補正予算案（第7号）は、新市庁舎建設に向けた喫緊の課題に対応していくため、建物の免震構造に係る地質調査及び進入路線形協議のための測量設計などについて追加補正をお願いするものでございます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ4,640万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ165億686万2,000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（井上祐太君）（登壇） 議員の皆様、おはようございます。それでは、私のほうから議第118号平成28年度人吉市一般会計補正予算案（第7号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元の予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により御説明をいたします。第2条の繰越明許費の補正につきましては、第2表繰越明許費補正により、また第3条の地方債の補正につきましては、第3表地方債補正により、それぞれ御説明のほうをいたします。

めくっていただいて、4ページをお願いいたします。まず、第2表繰越明許費補正の追加

でございますが、2款総務費、1項総務管理費、市庁舎建設事業でございますが、市庁舎建設に伴います免震構造のための地質調査を実施するに当たり、調査に一定の期間を要しますことから、年度内での調査完了が困難なため、平成29年度へ繰り越すものでございます。

次に、その下でございます。第3表地方債補正の追加でございますが、市庁舎建設事業債は、市庁舎建設に伴います免震構造のための地質調査業務に対するものでございまして、限度額並びに起債の方法等を定めております。一番下の変更につきましては、地方道路等整備事業債でございますが、市庁舎建設に伴います進入路線形協議に係る市道青井西間線測量設計業務に対するもので、限度額の変更を行うものでございます。

めくっていただいて、7ページをお願いいたします。歳入の主なものでございますが、21款市債につきましては、先ほど第3表地方債補正にて御説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

次のページ、8ページをお願いいたします。歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、14目市庁舎建設事業費3,200万円の増額補正は、市庁舎建設に伴う免震構造のための地質調査委託料でございます。その下、5款労働費、1項労働諸費、1目人吉球磨地域技能振興費205万円の増額補正は、人吉球磨能力開発センターに対する補助金の追加補正でございます。一番下でございます。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費1,600万円の増額補正は、市庁舎建設に伴います進入路線形協議に係る市道青井西間線測量設計委託料でございます。

次のページ、9ページをお願いいたします。14款、1項、1目予備費を365万円減額補正をいたしております。

以上で、議第118号平成28年度人吉市一般会計補正予算案（第7号）についての補足説明を終わらせていただきます。御審議のほうよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（田中 哲君） ただいま説明がありました議第118号に対するの質疑は、あす8日の一般質問終了後に行いますので、よろしくお願ひいたします。

質疑を含めた一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、これより質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君）（登壇） おはようございます。2番議員の宮原です。本日の一般質問の通告書を見ますと、私の後にも盛りだくさんの質問が予定されておりますので、早速質問のほうに移らせていただきます。

最初に、災害時のトイレ対策について質問をしていきます。熊本地震の発災から間もなく8カ月がたとうとしております。被災地では復旧・復興に向けた取り組みが進んでおります

が、今もなお余震が続いており、終息する見通しは立っていません。また、10月には鳥取県、11月には東北地方で大きな揺れが観測されるなど、いつどこで地震が起きてもおかしくない状況であり、人吉盆地南縁断層を有する本地域においても、自然災害に対する備えをしっかりと行わなければなりません。

そこで、災害時のトイレ対策ですが、非常時には水や食料の確保とともにトイレをどうするかということは非常に重要な問題であり、熊本地震を初め過去の災害においてもトイレ問題は大きな課題となりました。人は食べれば必ず排せつを伴います。しかし、下水道が破損しトイレが使えない、断水の影響でトイレが不衛生になる、仮設トイレの使い勝手が悪いなど、トイレが使えなかったりトイレ環境が悪くなると、なるべくトイレに行かずに済むよう食事や水分の摂取を控えるようになり、脱水症状やエコノミークラス症候群を引き起こすおそれが出てきます。

このように災害時のトイレ問題から起こる悪循環を防ぐためにも、避難所のトイレの確保、改善は極めて重要な課題であり、水、食料等の支援とともにいわゆるライフラインの1つとして、避難所を開設する自治体として適切な対応をしなくてはならないと考えております。

それでは、最初の質問ですが、災害時には、断水、給排水管や汚水処理施設の損傷など、さまざまな要因で水洗トイレが使用できなくなると考えられますが、現在、本市の上下水道の耐震化の状況、耐震化率はどうなっているのかお尋ねいたします。

○水道局長（中村則明君） 皆さん、おはようございます。それではお答えいたします。

まず、上水道についてでございますが、上水・下水管路、管の耐震化率でお答えいたします。上水道につきましては、厚生労働省が指標としております耐震適合率でお答えいたします。ちなみに、人吉市の上水道の総延長は285キロになっております。耐震適合率は、耐震管延長と耐震適合管延長の合計を管路延長で割った数字でございます。公表されております最新のデータは、平成26年度末の数字になりますが、全国平均は36.0%、熊本県は25.4%、人吉市では10.9%となっております。ちなみに、平成27年度末では本市は12.2%でございます。

次に、下水道でございますが、下水道事業における耐震化率については、上水道の耐震適合率のような明確な指標となるものがございません。しかしながら、下水道施設における耐震対策指針が平成9年に策定されておまして、これは阪神・淡路大震災を受けてのものでございます。その指針に準じて、それ以降であれば耐震性はあるものとされておりますので、平成10年以降に布設された管延長の割合でお答えいたします。下水道の全延長162.7キロメートルに対し、平成10年以降の管渠の布設延長が41.4キロメートルですので、25.4%となります。

上水道も下水道も一足飛びに値を上げることは財政的にも厳しい状況ですが、着実に耐震化を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 上水道の耐震適合率については、全国、また熊本県平均よりも低いということでありまして、また下水道については、平成10年以降は耐震性能が確保されているというわけで、こちらが25.4%ということは、平成9年以前に施工された管路については約75%ぐらいあるということで、大規模な地震が起きた際には、全てとは言いませんが、被災する可能性がやはり出てくるというふうに思っております。

先ほども言いましたが、下水道が被災したためにトイレが使えない、断水しているために水の確保ができなくてトイレが流せないとか、建物は大丈夫だったけれども、建物の周囲の地盤が下がったために配管がずれてしまったというような問題が災害時には出てくると思いますので、トイレが使えないときの対策はしっかりと考えなくてはいけないというふうに思っております。

そこでお尋ねしますが、現在、地域防災計画で災害時のトイレについてどのように計画しているのか、避難所において必要となるトイレの数をどのように推計しているのか、また、ポータブルトイレ等の備蓄数はどのぐらい必要だと考えているのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

人吉市地域防災計画では、災害時の応急対策におきまして、し尿処理の対策という項目がございます。記載内容は、まず地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋のくみ取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の処分能力を確認し、収集、運搬等の対策を講じるものとする、これがまず1点目でございます。

2点目に、処理すべきし尿処理の量が処理施設の能力を超える場合は、県及び人吉球磨広域行政組合と協議の上、隣接自治体に対し応援要請を行うものというものが記載されております。

3つ目に、被災時における水洗トイレ等の使用の困難性を考慮し、県及び自衛隊災害派遣部隊等とも協議を行い、共同仮設トイレの設置を行うものとする。この3つが記載をされておるところでございます。

また、この地域防災計画の相互応援協定という項目がございます、その中では、例えば静岡県牧之原市、宮崎県小林市、えびの市、鹿児島県伊佐市、湧水町とし尿処理のための車両のあっせんについて相互協定を締結しておるところでございます。防災計画書には記載はないんですが、九州市長会においては、発災後速やかに各市で保管している備蓄品、例えば簡易トイレを被災地へ送付するための体制が整えられているところでございます。

2つ目の御質問の避難所において必要なトイレの数の推計につきましては、これは内閣府が平成28年4月に避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインというものを示しておりますが、その中で、男女の違いもございまして、目安といたしまして、災害発生当初は

約50人あたりに1基、その後長期化する場合は約20人あたりに1基、これを1つの目安として計画することが望ましいということがこのガイドラインの中に書かれているということでございます。

過去の災害の実例では、阪神・淡路大震災におきましては、75人に1基を配備された段階で苦情がほとんどなくなったと、そういう記載もあるようでございます。また、ポータブルトイレにつきましては、特に災害初期に使用することが多くなるというふうに考えております。

備蓄の必要数につきましては、例えば本市の地震による最大避難者数は、現在熊本県が示しております地震の被害想定から算出いたしますと、1日当たり約5,000人、当然マグニチュード7.1、人吉盆地南縁断層が発災した場合なんですけれども、5,000人程度と考えられますので、その場合、単純計算ではございますが、1基50人で計画するならば100基程度は備蓄しなければならない、そういうものが理想であると考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 私も地域防災計画を見たのですが、トイレに関する記述があったのは、答弁にもあったように、共同仮設トイレを設置するという部分だけでありまして、その共同仮設トイレを設置するという事、また、今現在九州各地で備えてある備蓄品を被災地へ送るための体制を整えるということでもありますけれども、災害時には仮設トイレが不足するというのも言われておりますし、また、道路状況が悪いために必要な支援物資が入ってくるのに時間がかかるということもありますので、先ほど説明いただきましたトイレの数を確保するには時間がかかるのではないかとこのように思っております。やはり家庭での備えだったり、また、避難所のトイレの整備が必要になってくるというふうに思っております。

そこで、避難所のトイレを整備するという事で、マンホールトイレの整備がございまして。マンホールトイレについて詳しく説明していると時間がなくなりますので、簡単に説明させていただきますと、マンホールトイレとは、道路下に埋設してある下水道本管から避難所や公園等の敷地内に下水道管を引き込み、敷地内に下水直結のマンホールを設置する、そして震災が起こった際にはマンホールをあけてそのすぐ上に簡易トイレとテントを組み立てるとこのようにございまして。下水道に直結しており、汚物を直接流せるということで、くみ取りの必要もなく、仮設トイレに比べるとにおいも余りないということで、現在マンホールトイレを設置する自治体もふえてきております。

10月には総務文教常任委員会の視察で長岡京市にマンホールトイレについて視察させていただいたのですが、マンホールトイレの必要性についてとても考えさせられた視察となりました。また、私の知り合いがたまたま熊本市の上下水道局にいまして、しかもマンホールトイレの整備を担当しておりましたので、直接お話を聞かせていただいたのですが、熊本市の

マンホールトイレの取り組み、災害時にマンホールをどのように使用したかということで聞かせていただいたのですが、熊本市は平成33年までに38の中学校にマンホールトイレを設置する計画をされております。平成27年度に4つの中学校に整備をされておられました。整備したらすぐに地震が発生し、4月14日の前震発生翌日からマンホールトイレを設置して、避難所のトイレとして活用されたそうです。

マンホールトイレを整備してすぐの地震だったということもありましたので、利用者へのマンホールトイレ自体の周知が徹底できていなかったとか、トイレの使用のルールが明確化されていなかったというような課題はあったということですがけれども、断水して水が限られた中で、いつもと同じように利用ができてよかったということと、車椅子用のトイレもあり、段差もなく利用できたので、利用しやすかったということ、また、洋式だったために使いやすかったというような声もあったようでございます。こうした取り組みが被災者の生活環境の改善に貢献したと高く評価されて、国土交通省の循環のみち下水道賞に選ばれております。

視察をさせていただいた長岡京市、熊本市では、下水道総合地震対策計画を策定されており、その計画の中でマンホールトイレを位置づけすることにより、国からの財政支援を受け、マンホールトイレを整備されております。

そこでお尋ねですが、本市は下水道総合地震対策計画を策定しているのか、また策定していない場合は、これ交付金を受けるためだけではなく、今後の施設の耐震化や、被災した場合における下水道機能のバックアップ対策等の下水道事業の地震対策を進めていく上でも、下水道総合地震対策を策定したほうがいいのではないかと考えますが、本市はどのように考えられているのかお尋ねいたします。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

地域防災計画上に位置づけられた施設において整備するマンホールトイレシステムに関しましては、下水道総合地震対策事業により社会資本整備総合交付金の対象になります。これには、議員御指摘のとおり、下水道総合地震対策計画の策定が前提となっているところで。しかし、本市においては策定はしておりません。事業を実施するには計画策定から行うこととなりまして、相当の時間を要するものと思われま。

現在、下水道事業におきましては、地震対策を含めたストックマネジメントの策定を優先課題として、平成29年度より着手を予定しております。ストックマネジメントとは、終末処理場やポンプ場及び管渠などの膨大な施設の状況を把握、評価し、長期的な状態を予測しながら計画的かつ効率的に管理していくというものでございまして、地震対策につきましても検証を行うこととしております。

なお、策定作業の中には、御質問の下水道総合地震対策計画の調査項目等も一部含まれているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 下水道事業における地震対策については、来年度から策定されるストックマネジメントの中でやっていくということで理解したいと思いますが、もし今後、下水道総合地震対策計画を策定し、マンホールトイレの整備を進めるとしたら時間を要してしまうということでありますけれども、本市においてもマンホールトイレの整備を検討されているというふうに聞いておりますが、それでしたら、今後どのようなスケジュールで事業を進めていくのか、また、本市では下水道総合地震対策計画を策定していませんので、社会資本整備総合交付金事業の対象とならないと思います。そこで、財政支援等についてはどのようなものを考えているのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

私も宮原議員さんと一緒に長岡京市のほうに行かせていただきまして、非常に感動というか、こういう状況なのかというのをしっかり見て研修をしてきたところでございます。

お尋ねのまずマンホールトイレを整備していくためのプロセス、流れとしましては、これは災害対策基本法に基づき、先ほど2回目で御答弁申し上げました地域防災計画にマンホールトイレの整備方針を登載するということがまず切り口になっております。現在はし尿処理対策はありますけれども、マンホールトイレの整備方針は登載されておられませんので、地域防災計画書に速やかにマンホールトイレの整備方針をしっかりと位置づけたいというふうにまずは考えております。

現在、人吉市業務継続計画を策定中でございまして、検討会議、あるいはその下部にありますプロジェクト会議の中でも、大災害時におけるトイレの問題は最重要課題の1つであると全員が認識をいたしまして、時間をかけて議論をしてまいったところでございます。会議の中では、大災害時のトイレの確保に際し、ありとあらゆる方法について検討を行うとともに、その調達手段、備蓄の状況についてもあわせて協議を行いまして、その協議段階において実用的な効果が高い方法としまして、マンホールトイレを検討していくということになったところでございます。

また、整備に際しての財政支援でございしますが、これ国土交通省が示しておりますマンホールトイレ整備に関するガイドラインなるものがございしますが、地方公共団体の下水道管理者が策定する、先ほど局長が申された下水道総合地震対策計画、これに位置づけられたものについてのみ社会資本整備総合交付金事業、要するに国の補助事業の対象になると認められれば、国2分の1の財政支援を受けられるようでございます。

これは、長岡京市もこれを受けられて事業をやったということなんですけど、私がそのとき質問したときに、質問したというか、向こうのほうからも話があったんですけど、補助裏に財源がなくて、当時はまだ長岡京市の整備が早かったということで、起債対象にはならなかったということで、非常に一般財源の持ち出しが多かったということも御説明をされてお

りました。

ただ、この下水道総合地震対策計画策定には、これも局長先ほど御答弁されましたけども、複数年の期間が必要でございますから、当然、喫緊の課題対応には不利となっているようでございます。要するに、地震はいつ来るかわかりませんので、こういうものに2年も3年も期間を要して、そしてその間に地震が来て、要するにどうしようもなくなると、それじゃ災害対策としては非常に後手に回りますので、現在、国の補助金を受けずに事業を加速化させていく方法を、関係部署、特に財政、防災安全課が中心となり検討を行っておりまして、具体的には、この間長岡京市で見せていただいたところは学校のマンホールトイレでございます。そこにはプール、それから駐車場、それから体育館、そして運動場、この4つがきれいにレイアウトされていて、そこにトイレがあるというような状況でございます。私たちもまずは学校など避難所にマンホールトイレを整備していったらどうかと。その場合、文部科学省所管の学校施設環境改善交付金、こういうものが対象になると。あるいは、地方債計画にあります防災・減災対策事業債を活用する方向で、現在熊本県のほうとも協議を行いながら検討を進めておるところでございます。

いずれにしても、先ほど申し上げましたように災害は待ってくれませんので、課題解決のための協議が調えば、なるべく早い時期に具体的な計画をお示ししていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 財政的な問題についてはいろいろな角度から検討等をしていただいたというふうに思っておりますが、災害時のトイレ問題、またマンホールトイレの整備は喫緊の課題として取り組むということでしたので、また具体的な計画ができましたら御説明いただけたらというふうに思います。

また、マンホールトイレを整備するときには、市民の皆様にも周知をしていただきたいというふうに思っております。今回の熊本地震でも、熊本市では整備してすぐに地震が来たということもあって、周知できなかったというような課題も上がっておりますし、また先月行われた防災訓練で、市民の方がHUG訓練に参加されたのですが、その中でマンホールトイレというワードが出てきて、マンホールトイレって何というような話があったそうです。ですので、整備する際は早目にホームページや広報等で周知等もお願いしたいというふうに思っております。

しかし、マンホールトイレを整備するといっても、全ての避難所には整備が難しいと思いますし、マンホールトイレを整備したところで全ての災害時のトイレ問題を解決するわけではございません。そこで、ふだんからのトイレの備蓄が必要になってくるというふうに思っております。

今回の熊本地震の避難所では、工事現場やイベント等で利用される仮設トイレを多く見ました。仮設トイレはふだんからの備蓄が難しく、また、災害の際は調達まで時間を要する場合があるというふうにも言われております。そういった状況に対応するためにも、携帯トイレや簡易トイレなども必要になってくるというふうに思っております。もちろん市民の皆様にも携帯トイレや簡易トイレを備蓄してもらうよう呼びかけをしていかなければなりません。避難所においても携帯トイレ、簡易トイレを備蓄していく必要があると思いますが、どのように考えているのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

現状では、マンホールトイレを整備しない避難所等におきましては、特に災害発生初期に断水等により施設のトイレが使用できない可能性がございます。これは先ほどからずっと議員のほうから申されているような内容でございますけど、その場合には当然携帯トイレ、ポータブルトイレ、そういう簡易トイレなどが必要になるというふうに考えております。

先ほど防災計画書の中で説明をさせていただきましたが、熊本県、自衛隊とも協議をしまして、早急に共同仮設トイレの設置もこういう簡易トイレとは別に進めていかなければならないと考えております。

現時点での簡易トイレ等の備蓄数でございますが、車椅子でも利用可能な洋式仮設トイレを2基、段ボールトイレを17基備蓄をいたしております。また、簡易トイレ用の畜便袋を1,000人分備蓄しておるところでございますけど、これはもう当然、数的には全然足りないのではないかと思いますので、こういうところはしっかり今後の検討課題としてあるんじゃないかなと思っております。

トイレの確保というのは非常に大事でございますので、今後もさまざまな手だてを考えてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 少しは備蓄あるようですが、部長も言われたように、大規模災害が発生した場合には現在の備蓄では到底足りないというふうに私も思っております。今後も携帯トイレや簡易トイレの備蓄についても検討を進めていただきたいと思いますし、家庭での備えの呼びかけとして、現在作成されている総合防災マップの中に非常用備蓄品のチェックリスト欄があると思うんですけども、そちらにも携帯トイレ、簡易トイレという文言を入れていただきまして、市民の皆様にもトイレの備蓄について心がけていただくということも必要だなというふうに思っております。

それでは、この項目の最後の質問になりますが、今回の熊本地震において避難所で活躍したポータブルトイレに、自動ラップ式トイレというものがございます。このトイレは東日本

大震災でも活躍しておりまして、箱型のポータブルトイレなんですけど、排せつ後、手元にあるスイッチを押すと、便座に取りつけてある自動ラップ機能で排せつ物を1回ごとに特殊フィルムで包み込んで、熱圧着でくっつけて切り離すというものでございます。においや菌を外に漏らさない特殊防臭フィルムで密封するために、二次感染を予防するのが特徴であり、専用の凝固剤で水分を固めるため、紙おむつと同様に処理することができると言われております。熊本地震の避難所においてこの自動ラップ式トイレが使われた方から、においがいいとか、使い方が簡単である、膝が悪いので仮設トイレは使い勝手が悪いが、このトイレは座ってできるために助かるといった声があっております。

そこで、福祉避難所に、使い方が簡単で衛生面もすぐれていることから、この自動ラップ式トイレの備蓄ができないかというふうに考えております。福祉避難所においては、障がい者、高齢者といった、どちらかというと体が不自由な方、また感染抵抗力が弱い方が来られるということで、衛生状態が大きな課題になると思いますし、その対策についても準備をする必要があるというふうに思っております。

そこで、現在、福祉避難所として指定してある施設にどのような備蓄がしてあるのか、また、防災、福祉という観点から自動ラップ式トイレを福祉避難所に備蓄できないかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

現在、人吉市内には災害時に避難行動要支援者を一時収容する避難施設といたしまして、平成23年度に3カ所、平成27年度に3カ所、合計6カ所の施設と応援協定を締結し、福祉避難所として指定をしておるところでございます。

御質問の福祉避難所の状況でございますけども、平成23年度に指定している3カ所につきましては、本市のほうでポータブルトイレを1基ずつ、それと折り畳み式簡易ベッドなどの備品を保管をさせていただいております。これも少ないような状況なんですけども、平成27年度に締結している3カ所には、現在まで本市からの備蓄品はございませんが、施設との協議は随時実施をしておりますので、引き続き福祉避難所として施設のほうで何が必要なのか、そういうところをしっかりと話を聞きながら、調達できるものがあれば、そういうふうに協議を行ってまいりたいと思っております。

ラップ式トイレ、これ議員のほうからいろいろ資料等をいただきまして、現在、防災安全課もしっかり勉強しておるところでございます、この世界は毎日毎日進歩しているというようなことも伺っております。これまで検討したことがございませんでした。ただ、改めて非常に効果があったということを知りまして、これからは本当にトイレ対策しっかりやっつけていかなければならないというふうに思っています。ラップ式トイレにつきましても、災害時の対策として非常に有用な機材であると存じますので、今後、しっかりこの導入についても協議を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） まだ備蓄をしてない施設があるということですので、こちらは福祉サイドと協議をしていただきまして、整備を進めていただきたいというふうに思っております。自動ラップ式トイレにつきましても、既にさまざまな自治体、また民間事業所等で導入されております。今回の熊本地震でも自動ラップ式トイレが使われておりますので、可能であれば使用された自治体の使用状況等も聞いていただきながら、有用性があるということであれば、先ほども言われましたけども、ぜひ本市でも導入に向けて検討していただきたいというふうに思っております。

それでは、次の質問に移ります。次に、小学校における英語教育について質問いたします。現在、小学校では外国語活動として英語が必修化されており、ほとんどの小学校では5年生、6年生の授業に英語が組み込まれ、週1時間英語に親しむ活動が行われています。その英語教育ですが、東京オリンピックの開催を迎える平成32年度からは、現在の小学校5年生、6年生で行われている外国語活動が3年生、4年生から、5年生、6年生においては英語が教科化され、算数や国語と同じ位置づけとなることとされております。

本市においては、文部科学省、熊本県教育委員会の小学校英語教育研究推進特例校として西瀬小学校が先進的に英語教育に取り組みされており、残念ながら先日行われました研究発表会の授業風景は見ることはできませんでしたが、昨年、研究発表会で授業の様子を見させていただいたときには、ゲームをしたり踊ったりとみんな楽しそうに英語を学んでおられました。

しかし、小学校のうちは英語よりも日本語、国語をしっかり学ぶべきだという声もあり、私も母国語である日本語、そして日本の歴史や文化をきちんと学ぶことが重要であると思っておりますし、しっかりと国語や歴史を教えていただいた上で英語教育を進めていただきたいというふうにも思っております。

そこで、教育長にお尋ねいたしますが、小学校における英語教育の必要性についてどう考えているのか、また、英語が教科化されることにより、現在の小学校5年生、6年生が行っている英語活動がどのような授業内容に変わるのか、そしてどのような効果が期待できるのかお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 議員の皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

ただいま宮原議員のほうから御説明のとおり、平成28年8月26日に中央教育審議会から次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめが示されました。そこでは、平成32年度から小学校において新しい学習指導要領が実施され、小学校5、6年生で外国語科が、3、4年生から外国語活動が導入されることなど、外国語教育の充実について述べられております。

まず、英語教育の必要性でございますが、社会の急速なグローバル化の進展の中で、将来的には子供たち一人一人がさまざまな社会的、職業的な場面において国際共通語である英語を用いたコミュニケーションを行う機会が各段にふえることが想定されます。また、英語によるコミュニケーション能力の基礎を養うことの重要性はますます高まるものと言われております。

そのような中で、平成32年度から小学校では、現在5、6年生で実施しております外国語活動の実践を踏まえ、3、4年生から外国語活動を開始し、音声になれ親しませながらコミュニケーション能力の素地を養うこととしております。さらに、5、6年生では、身近なことについて、基本的な表現によって聞くこと、話すこと、加えて積極的に読むこと、書くことへの態度の育成を含めたコミュニケーション能力の基礎を養うこととしており、中学校での学習の系統性を持たせる観点から、英語科として外国語教育を行うことが適当であるとされております。

小学校3、4年生で外国語活動を導入することは、英語学習に対する動機づけや、聞き取り、発音の向上に効果があると考えられ、現在の5、6年生の外国語活動の時間と同じように、週当たり1単位時間の授業時数を確保することが示されております。

小学校5、6年生におきましては、現在中学校で学んでいる内容を単に前倒しするのではなくて、小学校の発達段階に応じて、積極的に英語を読もうとしたり書こうとしたりする態度の育成を含めた初歩的な英語の運用能力を養う指導を行うために、週当たり2単位時間の授業時数を確保することが示されております。

さらに、これまでの課題に対応するために、新たにアルファベットの文字や単語などの認識、国語と英語の音声の違いやそれぞれの特徴への気づき、語順の違いなど文構造への気づきなど、言語能力向上の観点から言葉の仕組みの理解などを促すことにも触れられております。

以上のような学習指導要領の改訂が、子供たちの英語に対する関心や意欲、読む、書くの能力の向上など、小学校から中学校への円滑な移行という効果につながるものと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 実は私、2年間ほど海外に住んでいた経験がありまして、これ私の場合なんですけども、読み書きということももちろん大変だったんですけども、どちらかというと外国の方と話すのが恥ずかしいとか、間違っていたらどうしようということで、英語を話すことに抵抗がありましたので、やはり小さいころからこのように英語に触れて、コミュニケーション能力の基礎や素地を養うということは大変いいことだなというふうに思っております。

また、その授業を今現在西瀬小学校でやられているということですが、そこで質問なのですが、昨年から熊本県の教育委員会の指定校として、また、ことしから文部科学省の特例校として、現在西瀬小学校の生徒が先進的に英語を学ばれていますが、実際に英語を学んでいる西瀬小学校の生徒にどのような効果が出ているのか、また、昨年西瀬小学校で英語を学んだ6年生、卒業生ですが、現在二中の1年生となりますが、英語の成績等でほかの小学校を卒業した生徒との違いが出てきているのかどうかお尋ねしたいというふうに思います。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

西瀬小学校におきましては、平成27年度から熊本県教育委員会の「生きる力」を育む研究指定校事業の指定を受けまして、小学校英語教育推進校として全学年で英語教育の充実に取り組んでおります。

この2年間、実質的には1年半ぐらいいになりますけれども、この2年間の研究の成果といたしましては、まず児童の実態調査、アンケートによりますと、毎回9割以上の児童が英語を使って友達や先生と話をしたり話を聞いたりすることが好きと答えております。子供たちは、英語の授業や朝の英語活動、英語集会、そして英語に親しませる掲示などの環境づくりを通して、英語を身近に感じるができるようになってまいりました。また、英語を話すことに対する抵抗感もなくなり、授業だけではなく日常生活の中でも積極的に英語で挨拶や会話を交わすなど、英語になれ親しむことができるようになっております。朝、登下校の指導をしていると、中でグッドモーニングというような言葉を聞くと、ああなるほど思ったりすることがございます。

西瀬小学校で英語を学んだ卒業生は、第二中学校において英語科の学習において聞いたり話したりすることに関しては得意に感じている生徒が多いようであるとのことでございます。英語の学習の中で、英語担当の先生やALTが使う日常的な英語であるクラスルーム・イングリッシュに小学校のころから触れ合っているため、抵抗なく聞いたり話したりすることができていると思っております。

しかしながら、英語を書くことに関しましては、小学校での経験がないため、中学校に入学後に練習する必要がありますが、話すこと、聞くことに対して、書くことについては中学校1年生全体として苦手意識があるように感じられているということでございます。

学力の面での効果でございますけれども、西瀬小学校の卒業生のみのデータを抽出することができないためお示しすることはできませんが、少なからずとも効果は上がっていると確信しております。ただ、すぐすぐに効果が出るものではございませんので、積み重ねをしていきたいと思っております。

全般的な英語の学力につきましては、課題の1つとなっております書くことへの抵抗感を少なくするよう、小学校のうちからアルファベットに親しませるような取り組みを進めていただいておりますので、今後、成果としてあらわれてくることを期待しておるところでございます。

います。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 書くことに関しては全体的な課題ということですが、聞くこと、話すことに関しては、高学年や中学生になると英語を使うのが恥ずかしいという空気になったりして、英語を苦手を感じる子供がふえてくるというふうに思いますが、抵抗なく英語を聞いたり話したりすることができるというのは、教育長も言われましたけれども、ある程度の効果が出てきているのではないかとこのように私も思っております。また、そのような効果が出ているのであれば、西瀬小学校だけではなくて、ほかの小学校にも西瀬小学校の取り組みを普及させて、同じようにレベルアップをさせていく必要があるというふうに思っております。

そこで、現在西瀬小学校以外の小学校での英語教育の取り組み、そして12月議会の初日の市長の施政方針の中で、早期英語教育の普及と充実を図るべく先進的に取り組むとありましたが、今後、英語教育について本市はどのような取り組みを行うのかお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

まず、西瀬小学校におきましては、去る平成28年11月25日に英語教育に関する研究発表会を開催し、これまでの研究の成果を発表したところでございます。この発表会には人吉球磨管内の県内各地、さらには県外からも合計173人の御参加があり、そのうち57人が市内の小中学校の先生方で行っていただきました。本研究発表会で実際に1年生から6年生までの英語の授業を参観していただいたことで、子供たちの学習に臨む姿を通して、西瀬小学校の具体的な研究内容やその成果について理解を深めていただけたものと存じます。

さらに、本市におきましては、人吉市立教育研究所に平成26年度から外国語教育部会を設け、小学校1年生から中学校3年生までの9年間を見通した小中連携のあり方を研究主題として英語教育の充実に向けていただいております。本部会では、部会長の校長先生を中心に市内各小中学校の英語教育担当の先生方に研究授業を実施していただいたり、研究協議を行ったりして、英語教育に関する現状や課題について共通理解を深め、年間8回程度人吉市における英語教育のあり方や方向性について検討いただいております。

この外国語教育部会では、西瀬小学校の取り組みや研究の成果も共有されておきまして、その内容を部員の先生方が各市内の小中学校に持ち帰り、1年を通して部員以外の先生方に広めていただくことで、市内の各小中学校における英語教育の充実につながっているものと考えております。

人吉市立教育研究所の取り組みの成果につきましては、平成29年2月9日に研究発表会を開催する予定にいたしております。本年度は市内全ての先生方に御参加いただき、外国語教育部会を初めとした各部会の研究成果についての理解を深めていただきたいと考えていると

ころでございます。この発表会も市内の先生方に英語教育の研究成果を広める機会の1つになるものと存じます。

さらに、本年度は二中校区の3つの小学校と中学校におきまして、英語教育に関する合同研修会が各小学校で1回ずつ開催されております。西瀬小学校の取り組みを核として、小学校における英語教育の実際と小中学校連携について共通認識を図るための取り組みが進められております。

このようなさまざまな方向から、西瀬小学校の取り組みの成果を市内の小中学校に普及、浸透ができるよう努めることによりまして、今後も児童・生徒の英語力の向上を目指して英語教育の充実に努めてまいりたいと思っております。また、市内の子供たちは皆一緒でございますので、同じ歩調で同じレベルに引き上げるのが私どもの任務だと思っております。今後とも御指導等もお願いしたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 来年の2月9日には全ての先生方を対象とした研究発表会が開催されるということですので、私も参加をしたいというふうに思っております。

あさぎり町では来年度から、町内全ての小学校で英語教育を行うべく、文部科学省に教育に関する特例校としての申請をされているというふうにも聞いております。本市においては、何度も話が出てきていますが、西瀬小学校の取り組みですね。やはりこの西瀬小学校の取り組みが本市の英語教育のモデルになるというふうに思っております。

西瀬小学校が先行して取り組まれている分、年間計画や学習指導案ができているために、ほかの小学校も取り組みやすいのではないかなというふうに思っております。教育長が言われたように、西瀬小学校の取り組みを普及させていくことが本市の英語教育の充実につながると思いますし、やはり先ほど言われました同じ歩調、同じレベルで全体的なレベルアップを図っていただきたいというふうに思いますので、各小学校、中学校と連絡、連携をとりながら英語教育を推進していただきたいというふうに思っております。

しかし、英語教育を進めていく上で課題も出てくると思います。今一番言われているのが教員の先生方の英語力、指導力が不安であるということでございます。小学校の先生はほとんどの方が英語の免許を持っていらっしゃるというふうに思いますし、中には高学年は英語を教えずにはいけないから担任はちょっとというような話もあるみたいですね。

今後、英語教育を推進していく上では、先生方の英語力や指導力向上が求められると思いますが、英語力、指導力向上のためにどのような取り組みを行われるのかお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

小学校における先生方の英語の指導力向上は、英語教育をより一層推進する上での課題の1つであると認識いたしております。小学校の先生方が英語教育に関する研修を深める場と

いたしましては、県の教育委員会が実施しております英語担当者指導法研修会や、わくわくスタディーミーティング事業による研究授業などがございます。このような研修会に英語担当者などの先生方が参加することによって、英語教育に関する新しい情報や具体的な指導方法を学び、各小学校に持ち帰ってその研修の成果を先生方に広めていただくということになっております。

さらに、各小学校では、校長先生のリーダーシップのもと、校内研修におきまして外国語活動や英語教育への理解を深め、授業改善のため取り組みを進めていただいております。具体的な内容といたしましては、ALTを交えた模擬授業の実施、文部科学省から提供されたものや中央研修受講者による授業を撮影した映像などDVDの視聴、授業で日常的に使われるクラスルーム・イングリッシュの練習、授業で使える学習ゲームの紹介などでございます。

特に研究推進校であります西瀬小学校では、校内研修のテーマが英語教育となっておりますので、年間30回の英語教育に関する研修を実施して、先生方の英語指導力の向上に努めていただいております。その研修の成果は確実にあらわれてきており、その一端が先日の英語教育の研究発表会で示されたところでございます。議員も昨年見ていただきましたように、教員の指導力というのは非常に変化しておりました。昨年からことしに変わったところは、自信を持って子供たちの前で指導をしているという教師の姿がございましたので、やはり積み重ねというのは大切だなと思っております。

あさぎり町では特区を申請されておりますが、人吉市では特区は西瀬小学校だけでございます。しかし、その西瀬小学校の研究の成果を十分に各6校の小学校で充実したものに努めてまいりたいと思っております。何と申しましても、教師が積極的に英語を使うことが児童にとって最大の教材でございますので、臆することなく取り組んでいただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 私も子供たちに英語に興味を持ってもらうためには、やはり先生自身の、自分の英語コミュニケーション能力に自信を持つことがとても大事じゃないかなというふうに思っております。教科が1つふえるということで、先生方の負担もふえるというふうには思いますが、先生方の英語力、指導力の向上がやはり子供たちの英語力の向上にもつながるというふうに思っておりますので、さまざまな研修会への参加の呼びかけや校内研修の充実というものにも十分努めていただきたいというふうに思っております。

また、英語教育では先生方の指導力の向上も重要ですが、効果的に授業を進めていくには、ネイティブの発音を教えてくれるALT（外国語指導助手）の活動が大きなポイントとなると考えられます。

そこでお尋ねですが、英語教育においてALTの役割はどのようなものなのか、また、現

在2名のALTが人吉市にいると思いますが、英語教育を推進していく上で2名のALTで十分なのかお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

まず、文部科学省から示されております英語の学習におけるALTの主な役割といたしましては、担当教員の指導のもと、担当教員が行う授業に係る補助をするというものでございます。その内容といたしましては、授業前に担当教員が作成した指導計画や学習指導案に基づき授業の打ち合わせを行うとともに、教材作成等を補助することなどがございます。また、授業中は学習活動についての説明や助言、言語モデルの提示、音声や表現、文法等についてのチェックや助言、児童・生徒との会話、母国の言語や文化についての情報の提供など、言語活動における児童・生徒に対する指導の補助を行います。

ALTの活用の成果といたしましては、児童・生徒のコミュニケーション能力の向上、外国語や外国の文化への興味・関心の向上、英語本来の発音をしてもらい正しい英語の発音を教えることができること、日本人の教師とのデモンストレーションがやりやすいこと、ゲームなど学習活動を進めてもらうことで英語になれ親しむ楽しい活動につながるなどが上げられます。

現在のところ、人吉市におきましては2人のALTが6つの小学校と3つの中学校におきまして、小学校外国語活動と中学校英語科の学習補助を行っております。ALTの活用の効果は大きく、さらに重要性は高まっておりますが、平成32年度から小学校3、4年生での外国語活動が始まりますと、2人のALTが各小中学校で担当できる時間数が相対的に少なくなりますので、今後、ALTの配置につきましては、増員も視野に入れた検討を進めてまいり所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） ALTの増員についても視野に入れられているということでございましたけども、現在、小学校の5、6年生で外国語活動が始まったことにより、学校現場の需要にALTが追いついていないというような話も聞いております。また、本市ではありませんが、一部では外国人講師の質の低下が問題にもなっているというふうにも言われております。それが、さらに3年生、4年生での外国語活動が始まると、さらに不足するのではないかというふうに思いますので、ALTの安定的な配置が行えるよう、今から増員に向けてしっかりと計画を立てていただきたいというふうに思っております。

また、多忙な先生はALTとの打ち合わせの時間がとれないとか、時間がとれても英語しか話せないALTと英語が余り話せない担任の先生が、授業の打ち合わせをうまくできないというふうな実態もあるというふうにも聞いております。

そこで、先生方との打ち合わせや業務に対する取り組み等について、ALTに対して指導

や助言を行うコーディネーターが教育委員会の中にいると、ALTと学校や先生との連携がうまくいくと考えますが、そのあたりについてはどのようにお考えでしょうか。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

ALTの役割というのは非常に重要になってくると思います。そういう意味でもコーディネートしてくださる方が教育委員会に配属できていれば幸せなことなのですが、現在のところ各学校にお任せしているというような現状がございます。しかし、幸いなことに、各学校でも十分な対応がなされていると私は自負しているところでございます。今、議員のほうから御質問がありましたことにまずもってお答えしたいと思います。

議員の御指摘のとおり、先生方とALTの打ち合わせの時間の確保は、英語教育を進める中でこれまでも大きな課題の1つとなっております。小学校の先生方は、御存じのとおり、授業の空き時間がほとんどないという現状があり、朝の時間や休み時間などの短い時間を利用して打ち合わせをしていただいているということでございます。

しかしながら、どの小学校におきましても、授業当日のスケジュールと大まかな授業の内容をファクスで事前に知らせたり、当日の予定をホワイトボードに書き込みALTにも確認してもらうようにしたりするなど、ALTの連携を図るための工夫が行われております。

また、西瀬小学校では、1時間の授業の流れをALTが理解しやすいように、主な学習活動を平易な英語で表記することによって、打ち合わせの時間の効率化を図っております。また、打ち合わせ以外の時間でも先生方がALTに積極的に話しかける機会を設けて、信頼関係を深めるような取り組みが行われているということでございます。このような取り組みもほかの小学校にも広げているというようにお伺いしております。

今後、英語教育をより充実させていくためには、ALTと先生方がさまざまな授業や打ち合わせを経験することによって、お互いの理解と信頼関係を深め、円滑なコミュニケーションが図られるようにしていくことが重要であると考えております。先ほども申しましたが、臆することなく積極的にかかわっていくという姿勢が私は必要じゃないかなと思っております。

そのためには、ALTと先生方の打ち合わせをコーディネートしたり、ALTに対する指導・助言を行ったりできる人材の確保ができれば、よりよいなと思っております。そういうことも考えられますので、今後検討してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） このコーディネーターですね、ALTの指導・助言もそうですけども、各学校を訪問していただいて、授業を視察して、ここでもまた指導・助言を行うといった役割も兼ねると、さらに本市の英語教育の向上に役に立つのではないかとこのように考えております。ALTの増員や英語教育のコーディネーターの配置ということは、財政的な問題も

出てきますので、今後の検討ということですが、前向きに御検討していただきたいというふうに思っております。

それでは、ずっと教育長ばかりに質問しておりましたので、最後に市長にお尋ねいたしますが、今後、本市における英語教育への取り組みについて市長のお考え、意気込みをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

施政方針でも申し上げましたとおり、本市の小学校における早期英語教育の普及と充実を図るために、先進的な取り組みを進めてまいりたいと存じます。西瀬小学校で行われました研究発表会におきましては、参加者の方々から県内の小学校英語教育の手本となるようなすばらしい実践であったとの高い評価を受けたと伺っております。西瀬小学校の研究の成果を市内全ての小学校で共有していただき、その成果が中学校での英語教育につながっていくことを私といたしましても強く願っているところでございます。

また、先ほど教育長のお答えにもございましたように、グローバル化がますます進む社会の中で、人吉市の子供たちが情報や考えなどを積極的に発信し、相手との適切なコミュニケーションを図ることができるようになるためには、英語は不可欠なものであると言えます。しかしながら、子供たちが国際社会を生きる日本人として成長していくためには、英語さえ習得すれば十分であるということではなく、先ほど議員もおっしゃいましたように、我が国の歴史や伝統、文化などの教養を身につけることや、日本語に関する言語能力を高めることも必要であると考えております。

したがって、新しい学習指導要領の方向性を踏まえ、本市の小学校において英語教育の先進的な取り組みの充実を図ることによって、グローバル時代に自信を持って生きることができる児童・生徒を育ててまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 私も最初にお話をさせていただきましたが、やはり日本語、また歴史、文化を学ぶことはとても重要だというふうに考えておりますし、このグローバル化時代だからこそ我が国に誇りを持つことが国際人としてとても大切なことだというふうにも思っております。そういったところもしっかりと教えていただいた上で、英語教育を推進していただき、将来日本を引っ張っていくような人材を育てていただきたいというふうに思っております。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時28分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）
2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 最後に、市民の声から給食費の未納対策について質問いたします。

ある市民の方から、市長は給食費の全額補助を目指しているが、給食費の未納があると聞いている。給食費の未納をなくするのが先ではないかという声がありました。

本市においては、ことしの4月から給食費については月額1,000円の助成を行っておりますが、この助成事業を始める際には、総務文教委員会の中で給食費の未納対策にしっかりと取り組んでほしいという要望があったところであり、一般質問の中でもそのような内容の質問があったと記憶しております。

給食費の未納については全国的な問題となっており、大阪市では先月から給食費の未納への対応として、督促等を繰り返し行っても納付しない長期高額滞納者等を対象に、給食費の回収業務の一部を弁護士に委託するとの報道を目にしました。また、ある自治体では、未納が続いた場合には給食を提供しないといった対策をとるなど、全国の学校関係者が給食費の未納、またその対策に頭を悩まされていると言われております。

平成24年度の文部科学省の調べでは、全国の小中学校の給食費の未納額は約22億円となっており、同省の調査で未納の原因を尋ねたところ、保護者の責任感や規範意識と回答した学校が61.3%に上り、経済的な問題の33.9%を大きく上回っています。

そこでお尋ねですが、本市の給食費未納額の現状と、未納の原因についての認識をお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） 皆さん、こんにちは。それではお答えいたします。

まず、未納額の現状についてでございますが、ここからの説明におきましては、本年度分の給食費につきましては未納、過年度分の給食費につきましては滞納という表現でお答えをさせていただきます。

9月30日現在、平成27年度以前分に係ります滞納額は、平成9年度からの分で約658万円となっております。本年度の未納状況を申し上げますと、10月31日現在、滞納のある未納世帯は9校中3校で延べ11世帯、約30万円となっております。

これらの未納保護者の方々につきましては、郵便や電話で連絡をとることが困難であったり、面談をして給食費の一部助成により負担軽減がなされていることをお伝えしても、考えが及ばないといえますか、認識が低い方が多いというふう聞いております。

以上、お答えします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 一部助成が始まったことでも未納があるということで、また、その未納がある保護者についての話を聞いていると、中には経済的に払えない保護者もいるかもしれませんが、どちらかという払えるのに払わないといった保護者の責任感や規範意識に

問題があるというふうに感じております。

給食費は食材費であり、保護者から集めた給食費で食材を購入しておりますので、未納者がいると食材の購入に影響を与えるだけでなく、保護者間の負担の不公平感という観点からも解消しなくてはならない大きな課題というふうに考えておりますが、現在、給食費を未納している保護者に対しどのような対応をしているのかをお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

現在、給食費は各小中学校の私会計に属しておりますので、各校におきまして入金状況、未納状況を調べ、その都度連絡をしたり、未納が2カ月目、あるいは3カ月目に督促を出したり、場合によっては相談の機会を設けるなど、現年度中の未納は現年度内に納めていただくよう、どの学校も力を入れているところでございます。

また、教育委員会としましては、保護者の皆様に対して年度当初のPTA総会や就学時健康診断のときに、給食費を滞りなく納めていただくようお願いをいたしております。さらに、定期的に給食費滞納対策委員会を開催して、過年度分の滞納対策を中心に、催告書の送付を初め、その対応について協議を行っているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 現年度分の未納については学校側が力を入れられているということですが、その分先生方の負担もふえてくると思いますので、そこはやはり教育委員会も連携しながら未納、滞納の対応に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

また、給食費を納めていない保護者の中には、生活保護あるいは就学援助制度の受給資格を有しながらも申請を行っていない保護者もいるかもしれません。給食費未納を未然に防止するという観点からも就学援助制度等の説明を十分に行い、この制度の活用を勧めることも必要ではないかというふうに思っております。

しかし、生活保護あるいは就学援助等の制度の適用を受けながらも、学校給食費の支払いに充当するための金銭を受給しているにもかかわらず、さまざまな事情はあると思いますが、ほかの出費に充てている保護者も、本市ではないかもしれませんが、存在している事例があるというふうにも聞いております。

そこで、本市において、要保護及び準要保護者への給食費の徴収はどのように行っているのか、また、未納が発生した場合どのように対応しているのか。それともう1点、現在、保護者の同意、申し出があれば児童手当から天引きができることになってはいますが、未納者に対し児童手当からの天引きが実施されているのかどうかお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） 生活保護や就学援助等により給食費の給付を受けている場合の徴収につきましてお答えいたします。

生活保護や準要保護世帯において、保護者に給食費相当分が直接給付される場合につきま

しても、一般の世帯と同じ納入袋を用いて給食費を納めていただいているということですが、市の給食費の一部助成の対象外となりますことから、助成額と同額の1,000円を別途学校に納めていただいているということでございます。

一方、給食費に未納がある場合は、学校を介して保護者に支払われる就学援助費から納めていただくことになっております。

また、児童手当からの天引きに関してでございますが、給食費は手渡しにより地区委員の皆様に取りまとめていただいておりますというのが原則でございますので、学校に納めていただくということを原則としてははないということから、現在のところ児童手当からの天引きは行っていないということでございます。

以上、お答えします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 要保護、準要保護者については、未納があった場合は給食費分を差し引いてからの支払いがされるということですので、要保護、準要保護者の給食費の未納は少ないんじゃないかなというふうに感じたところであります。

また、児童手当からの天引きは行っていないということでしたけれども、小林市は給食費の未納が2年連続でないそうです。ゼロだそうです。厳密に言うと、未納が発生した場合は保護者の同意を得て児童手当からの天引き等を行い、次年度への滞納を防いでいるというようなことであります。

本市においてもそのような対策をとりながら給食費の未納を防いでいただきたいのですが、今後の徴収対策について何かお考えがあれば教えていただきたいというふうに思います。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたとおり、給食費は各学校の私会計に属しておりますので、それぞれの学校の判断と方法により、まず現年度分の未納解消から全力を挙げて取り組んでいただいているところでございます。

また、給食費の予算や決算を行っているのは学校給食センター運営委員会でございます。徴収体制の細部につきましては各学校の対応に委ねつつも、基本的な流れを統一したほうが、教職員の異動などがあってもスムーズにつながっていくのではないかとということで、今回、給食費未納対策システムを新たに作成いたしました。このシステムは、おおむね未納月が5月から6月までは学校全体で取り組んでいただき、改善されなければ、学校給食センター運営委員会が情報提供を受けまして給食費の徴収に動き出すという流れになっております。

これにつきましては、来年度当初からの運用を予定いたしておりますが、必要があれば、今月開催予定の給食事務担当者会議を経て、来年明け早々から活用が図られるように進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 今回、給食費未納対策システムを作成されたということですので、今後運用していく中でどのような効果が出たのかというのは、ちょっとある程度時間がたってからまたお話を聞かせていただきたいというふうに思っております。また、現年度分について力を入れて取り組まれるということですが、現年度分の未納がないようにしていただくのはもちろんなんですが、過年度分の滞納をどう徴収するかということも課題になってくるというふうに思っております。

平成27年度までの滞納が約658万円あるということで、この中には卒業した生徒の給食費も入っているというふうに思います。未納者の子供が在学中にはどうにか保護者等へのアプローチができると思いますが、卒業してしまうとさらに連絡がとれなくなるなど、徴収が難しくなるケースもあるのではないかとこのように思います。

最近では連絡をしても連絡がとれないとか、担当者が面談を求めても応じないといった悪質な滞納者に対して、法的な措置をとる自治体もふえてきております。それだけ悪質な滞納者がふえてきているということではありますが、本市においても悪質なケースについては法的な対応についての考えはあるのかどうかお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

従来行っていた対応方法を踏襲した場合には、法的な面を含めて最終的にはどこが行うべきかということなどが議論となりまして、なかなか先に進まないといったことが本市に限らず各地で問題になっているところであると思っております。

そこで、今回作成した給食費未納対策システムにおきましては、法的な対応が必要な場合には、学校からの情報提供を受けて学校給食センター運営委員会が実施するということを明記しております。今後は支払い督促や調停、少額訴訟といった方法の検討と、それらに必要な経費をどのように手当てするのかといった具体的な検討を進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 悪質な未納者に対しては法的な対応も行っていくというようなことでしたけども、私どもやむを得ないかなというふうにも思っております。保護者の中には、経済的に苦しくてもやはり親としての責任を果たしてしっかりと給食費を払われている保護者もいらっしゃいます。払えるのに払わないといった保護者には毅然とした態度で臨むということも必要ではないかというふうに思っております。

また、新しく作成した給食費未納対策システムの中にも法的な対応についての明記がされているということですので、今後進め方等、金額が幾らの方には法的な措置をとるとか、そういったいろんな課題があると思っておりますけれども、必要であるならばそのような対応をしていただきたいというふうに思っております。

それでは、最後に市長にお尋ねいたしますが、給食費の未納対策についてどのように考えられているのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

給食費の未納対策につきましては、議員がおっしゃいましたように、本市でもその対策に苦慮しているところでございますが、先ほどから部長からお答えをさせていただいておりますとおり、そのような本市の状況を受けまして、給食費未納対策システムを構築しつつあるところでございます。

先ほど部長から申しました法的な対応というのは、あくまでもやむを得ない最終的な手段でございますが、やはり納めていただく努力と、それでも納めていただけない方への対応をしっかりと検討していく必要があるというふうに存じます。納めていただく給食費は、議員もおっしゃいましたように、食材の購入に充てるためだけのものございまして、必要最低限の対価でございます。このことを保護者の方々に対しまして徹底した周知を図り、御理解をいただくことが大変重要であると考えております。

現在も年度当初のPTA総会や就学時健康診断の場におきまして、学校給食センターから保護者の方々に対しまして、学校給食費についての説明を行っているところではございますが、今後もあらゆる機会を通じて周知を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 給食費についてはことしから一部補助が始まったものの、無料ではありません。当たり前ですが、保護者には給食費を払う責任があります。給食費のゼロを目指すのもいいですが、まずはこの給食費未納についてしっかりと取り組んでいただき、未納額、滞納額のゼロを目指していただきたいというふうに思っております。

これで私の一般質問を終わります。

○総務部長（井上祐太君） 先ほど宮原議員のトイレ対策の御質問の中で、6回目、福祉避難所への備蓄品のところで、私のほうが、これちょっと防災安全課のほうが健康福祉部との調整がうまくやれてなくて、御答弁で、平成27年度に締結している3カ所には現在まで本市からの備蓄品はありませんが、施設との協議は随時実施しておりますので、今後も調整を行っていくと、そういうような状況で御答弁させていただいたわけですが、この福祉避難所への必要物品の調査は全施設にもう調査は既に行って、整っているということ为先ほど確認をさせていただいております。

23年度に3カ所のところにポータブルトイレと折り畳み式簡易ベッドの備品を置かせていただき、27年度にはまだ置いてないからということの流れがあったわけですが、その協議の中では、今あるものでしっかり対応ができますし、新たに持ってきていただいても場所をとるので、これは今のところは施設のほうからは必要はないというようなことを伺ってい

るということの確認がとれました。

ただ、ラップ式トイレについては、このときにまだ話をしておりませんでしたので、これはまた改めて施設のほうと協議をさせていただきたいというふうに思っております。

以上、修正よろしく申し上げます。申しわけありません。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後 1 時00分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）
11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）（登壇） 皆さん、こんにちは。11番議員の本村令斗です。それでは、通告に従いまして一般質問を行ってまいりたいと思います。

質問いたしますのは4点です。まず1点目に水道料金についてで、適正な料金体系及び料金水準について質問します。2点目が学校施設でありまして、熊本地震の被害を踏まえた整備について質問してまいります。3点目にくま川鉄道の利用促進についてで、鉄道ミュージアムへの常設展示について質問してまいります。4点目にダムによらない治水対策についてですが、人吉橋下流左岸の河川改修について質問してまいります。

なお、人吉橋下流左岸の河川改修につきましては、治水・防災に関する特別委員会についても、国交省の八代河川国道事務所の所長に来ていただいてお話をしてもらうことになっておりますが、そこで一応、許可という感じじゃないですけども、道義上、福屋委員長のほうにもちょっとお話しして、あと質疑された豊永委員にもちょっとお話をしまして、いいんではないかということで、質問していくということを申しておきたいと思います。

それでは、まず第1点目の水道料について質問してまいります。

市長は施政方針の中で、上水道について、本年9月、人吉市水道事業運営審議会を開催し、本市の水道料金の不公平感を解消するとともに、水道事業の安定経営の持続等のために適正な水道料金体系及び水道事業の構築について諮問をいたしたところでございますと述べています。このことから、水道料金の値上げがされるのではないかと危惧します。それで、この質問を行います。

まずは、最初に述べられている水道料金の不公平感を解消するとは、どのような不公平感をどのように解消したいと考えているのかお伺いします。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

水道料金の不公平感とは具体的にどういったことなのかという御質問でございますが、初めに本市の水道料金体系につきまして御説明をさせていただきます。

本市の水道料金につきましては、人吉市水道条例第22条に定めてありまして、1月につき

種別、用途、量水器の口径の区分に従い、使用水量に応じ基本料金及び従量料金の合計額とすとなっております。種別、用途は、一般用、営業用、共用、一時用、私設消火栓に分類されておりまして、それぞれについて御説明いたしますと複雑になりますので、量水器の口径、基本料金及び従量料金につきましては、一般家庭の種別、用途であります一般用で御説明いたします。

量水器の口径は13ミリメートルから75ミリメートルまでの6段階に区別されております。一般的には、一般の御家庭では13ミリが大半でございます。基本料金につきましては、使用水量10立方メートルまでが13ミリメートルの場合874円80銭。この銭単位になっておりますのは、消費税を含めたところでの額でございます。13ミリの場合874円80銭から、75ミリメートルの場合3,304円80銭となっております。従量料金として、10立方メートルを超えた使用水量1立方メートルにつきまして151円20銭をいただいております。

そこで、水道料金の不公平感とはどういったことなのかについてでございますが、代表的なところでは、先ほど御説明いたしましたように、一般用では使用水量10立方メートルまでを基本料金として、全ての契約者の方に御負担いただいておりますが、10立方メートルに満たない水量しか御使用されていない世帯の方もおられます。単身世帯の方や御高齢の世帯の方が多ようですが、そういった皆様からは、10立方メートルも使っていないのに10立方メートル分の料金を支払っている、そういったお声をいただいているところでございまして、できるだけそういった御不満を解消いたしたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今の方法は10立方メートルが基本料金ということで、それを下げることですので、本当10立方メートルまで使っていないところは結構あると思いますし、特に低所得者は、それであるならば下げてほしいという思いも持っておられるところから、いろいろ相談も受けますので、ぜひそのように進めてほしいと思います。

2点目の質問ですが、水道事業の安定経営の持続等のためには、水道事業がどういう状況にあり、水道料金をどうしたいと考えているのかお伺いします。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

水道事業の安定経営の持続等のために適正な水道料金体系及び料金水準の構築というところで施政方針のほうに記載をしておりますけれども、その内容でございますが、本市の水道事業は昭和32年の給水開始以来約60年を迎えようとしております。創設期の水道施設や拡張期に集中して整備しました管路などにつきましては、経年劣化に伴います更新時期を迎え、また、過去の大規模地震の被災地では水道施設も大きな被害を受け、水道施設の耐震化は最も重要な課題となっております。

しかしながら、水道事業を取り巻く社会環境としましては、少子高齢化による人口減少、

節水機器の普及、大口利用者の他の水源開発など、使用水量減少に伴います給水収益が減少しておりまして、この傾向は今後も続くことが想定されます。

このように収益が減少する中で施設整備費が増大していくため、昨年度策定しました人吉市水道事業ビジョンの水道施設の更新計画に基づき、優先度の高い老朽化施設から計画的に更新するとともに、適切な施設規模の検討により効率的な施設整備を実施することとしています。

現在は健全な経営状況でございますが、今後、本市の水道事業の課題を解決していくためには、平成8年度の料金改定以降20年間維持しておりました料金制度について、現状に適合した見直しを行い、健全財政状況維持に向けた検討が必要な時期に来ていると判断され、人吉市水道事業運営審議会に諮問をされたものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今の答弁の中に、経年劣化に伴う更新時期や、あるいは言葉として優先度の高い老朽化施設という、そういう言葉が出てきたところなんですけど、そうであるなら、水道ビジョンの中にも書いてある法定耐用年数という言葉が出てくるのかと私は思っておったんですけど、その言葉は使われませんでした。このことは、法定耐用年数が施設をつくりかえる理由にならないことを水道局がよく知っているからだとは私は思います。そのことを押さえておきたいと思います。

インターネットで探してみると、D o r a r i N o t e 不動産投資というサイトがあり、このように書かれています。法定耐用年数は税金を計算するための国が定めたものであって、実際に建物を使用できる年数とは何の関係もありません。例えば、木造の耐用年数は22年となっていますが、きちんとメンテナンスされていれば30年でも40年でも使えますというものです。

また、人吉市水道局が本年3月に出した人吉市水道事業ビジョンの第3章、事業の現状評価と課題においても、法定耐用年数は減価償却を行うための会計上の年数であり、超過した施設が直ちに利用不可能となるわけではないと明確に書いてあります。

このことからすれば、法定耐用年数が来ているとなっても、もう使えないということではないと思います。その点どうなのかお伺いします。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、法定耐用年数とは、一般的には税法における減価償却資産の耐用年数のことございまして、水道施設等においても同じ趣旨で地方公営企業法施行規則に有形固定資産の耐用年数が定められておりまして、耐用年数に達したからといって必ず更新しなければならないものではございません。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今、答弁にありましたように、耐用年数が来たからといって必ず更新しなければならないということではありませんので、ここで延命化のほうに進めていくべき可能性があると思います。

人吉市水道事業ビジョンの第6章、実現方法において、水道施設に関しては可能な限りの延命化を図ることが明記されています。そうであるならば、年数がたった施設についても、新たにつくり変えるのではなく、必要な補強や補修を行って延命化を行うべきだと思います。そうして水道料金の値上げは避けるべきだと思います。そのようにすべきではないかということをお伺いします。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

施設等の更新の方針ですが、議員御指摘のとおり、できるだけ延命化を図りたいと考えております。なお、先ほど答弁しましたとおり、本市の水道事業は昭和32年に給水を開始しておりまして、創設当時に建設した施設等の中には既に耐用年数を超過しているものがあるのが実情でございます。

今後の具体的な施設等の更新についてでございますが、御指摘のとおり、法定耐用年数で改築、更新するのではなく、厚生労働省が公表しております水道事業者の更新実績の平均年数を参考にし、また、機械電気設備につきましては耐用年数が短く、本市でも更新実績を持ち合わせておりますので、そういったものの実績により延命化を図る方針です。

例を挙げますと、土木建築のコンクリート構造物の法定耐用年数は60年、厚生労働省の実使用平均年数は73年、本市の使用予定年数は基本的には80年をめどにしており、法定耐用年数と比較しますと20年間の延命化を、電気設備、機械設備、管路につきましてもそれぞれ5年から20年間の延命化を行う予定でございます。

ただし、議員のほうにも御紹介いただきました人吉市水道事業ビジョンにおきましては、必要な耐震性能が不足し、水道施設の中核となる配水池等に関しては、法定耐用年数をめどに更新も含めた耐震化事業を推進することとしております。配水池は災害時の応急給水の拠点施設であり、また、高台にあるため、地震による配水池自体の損壊による被害を防ぐためにも、いつ発生してもおかしくない大地震に備え早急な更新が必要であり、熊本地震を経験した今、その思いは水道局としてもますます強くしているところでございます。

料金の値上げということでございますけれども、先ほど答弁いたしましたように、料金制度につきましても検討が必要な時期に来ていると判断され、人吉市水道事業運営審議会に諮問をされておりますので、現段階で値上げという言葉を使つての答弁はこれ以上は控えさせていただきます。

いずれにしても、できるだけ延命化を図りながら優先度の高い老朽化施設から計画的に更新し、経費の抑制と平準化を図り、安心・安全で強靱な水道を将来にわたり持続できる

ように目指してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 人吉市水道事業運営審議会で諮問されているということで、これ以上の答弁は控えさせていただきますということですが、いずれにしましても、そこに資料を出すのは水道局でありますし、最終的にそこから答申を受けて決定していくのは水道局だと思っておりますので、本当に今、市民の生活が大変になっておりますので、施設は延命化を主に図って行って、水道料金は上げるべきではないことを最後に申しておきたいと思っております。

次の質問に移ってまいりたいと思っております。学校施設についてです。

子供たちの安全確保のために、学校の耐震化は急を要する重要課題だと思っております。また、総務文教委員会や治水・防災に関する特別委員会では、今後人吉市は小中学校に順次マンホールトイレを設置していきたいという説明があつております。そうなれば、人吉盆地南縁断層地震などの大地震が起こった場合に、幾つかある非難指定所のうち小中学校の体育館が中心的な避難所となってくると思っております。

そのような状況の中、本年7月に文部科学省は熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備についてという緊急提言を行っております。この提言は有識者による検討会によってまとめられたものです。熊本地震における被害や避難の状況などを踏まえ、災害に対する学校施設整備について、これまでの取り組みの効果を検証するとともに、安全性や防災機能の確保など、今後特に重要となる課題について、現時点までに得られた情報をもとに討議を重ねて、緊急提言となったものです。学校施設の安全性、防災機能の強化に大変参考になると思っております。

この提言の第1章、児童生徒等の安全確保に最初に取り上げられているのが構造物の被害状況です。これについては、構造体の耐震化が完了していた学校施設においては、倒壊や崩壊といった大きな被害は発生していないとなっておりますので、耐震対策が終了した人吉市では問題ないと思っております。そして、2番目に取り上げられているのが非構造部材の被害状況です。人吉市では体育館内の非構造部材については、毎年予算をつけて順次耐震化を行っていることは総務文教委員会の予算審議でも明らかです。

そこで、小中学校9校のうち何校の耐震対策が終了しているのか。また、今後全校の耐震対策がなされるようにすべきであると思っておりますが、その点どう考えられているのかお伺いします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

現在、市内の小中学校における体育館の非構造部材の改修につきましては、照明器具等の改修工事が完了している学校は、人吉東小学校と人吉西小学校、中学校では第二中学校ということで、合計3校でございます。これは、平成27年度に実施しました屋内運動場非構造部材耐震化調査の結果に基づき、特に緊急的に改修する必要があつた学校から、国の交付金事

業を活用し、今年度に実施したものでございます。

残りの未改修の学校につきましては、今後、財政当局など関係部署と協議を進め、国の交付金事業を活用しながら計画的に改修を進めていく予定であります。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） これにつきましては、先ほども順次進められているのがわかりまして、本当に、今後もそうされていくと思いますので、ぜひそうしていただきたいと思います。

それから次に、壁や窓のことですね。提言の中では、熊本地震における非構造部材の被害として、外壁や窓の脱落が報告されています。人吉市の小中学校の校舎や体育館では、外壁や窓の脱落については大丈夫なのかお伺いします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

平成27年度に実施した小学校と中学校の非構造部材耐震化調査は、体育館の照明器具やバスケットボールのゴール、その他放送機器等の調査でございまして、校舎の窓ガラスや外壁、内壁の調査は実施しておりません。

校舎等につきましては、旧耐震基準で建設されたものの耐震化工事と大規模改修工事は実施しているところでございますが、今後は熊本地震の被害状況や教訓を踏まえ、新たな耐震化の課題として、体育館も含めた学校全体の建物の窓ガラスや外壁、内壁につきましても調査を行い、調査結果を検討した上で国の交付金事業などを活用し、計画的に改修を実施してまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） この外壁や窓の問題に対しても、熊本地震の被害を受けてやはりきちんと対応されていこうとしているのがわかりましたところで、これについてもきちんと対応していただきたいと思います。

それから3点目は、さらに提言の第2章、避難所機能の確保には、（1）備えるべき施設設備等があります。そこには、熊本地震で避難所となった学校における施設面での課題等が書かれており、避難所となっている体育館入り口の現状、段差が解消されていない（スロープが設置されていない）ため、高齢者が出入りするに当たり支障を来したとなっております。

人吉市の小中学校においても体育館へのスロープの設置が重要になっていると思います。そこで、今スロープが設けてある体育館はどれだけあるかということと、今後は2階にある体育館は、これは困難だと思しますので別にしまして、ほかの全ての小中学校の体育館にはスロープを設けるべきだと思いますが、その点いかがお考えでしょうか。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

市内の小中学校の体育館に車椅子で利用可能なスロープを設置しているところは、小学校

では西瀬小学校と中原小学校の2校、中学校では第一中学校の1校、合わせて3校ということでございます。学校施設は災害時の避難所としても位置づけられておりますので、未設置の小中学校につきましても、国の交付金事業などを活用して計画的に設置をしてみたいと思います。

以上、お答えします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） これにつきましても、ぜひそのようにしていただきたいと思うということをおっしゃいます。

その次に、4番目にはトイレのことなんですが、提言の中では平成26年3月に文部科学省が出した災害に強い学校施設の在り方についての内容の一部を抜粋して、体育館のトイレについて、避難者の居住スペースから近い場所に洋式トイレや多機能トイレを確保することが重要としています。

そこで、現在体育館のトイレの洋式化はどれくらい進んでいるかということと、さらに、洋式化されていない体育館については洋式化を進めていくべきではないかということについて、どのように考えられているのかお伺いします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

市内の小中学校の体育館トイレの洋式化ということでございますが、小学校におきましては6校中3校、中学校におきましては3校中2校が一部洋式化をしております、残りの学校につきましては、体育館のトイレは洋式化ができていないということでございます。

学校施設は災害時の避難所としても位置づけられておりますので、トイレの洋式化につきましては、体育館のみならず教室棟や管理棟のトイレも含めまして、学校全体を総合的に検討しながら計画的に洋式化を進めてまいりたいと思います。

以上、お答えします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 学校全体を見渡して、学校の要望もありますから、それは当然わかることであるので、そのようにしていただきたいと思います。特にやっぱり避難された方にとっては、洋式化しないと使えない、和式ではなかなか使いにくい方もおられますので、その点も考えていって、洋式化進めていただきたいと思います。

次は市長に質問してみたいと思います。熊本地震以後、文部科学省より提言が出され、教育委員会も、今、答弁いただきましたように、それに沿うように学校施設の整備を進めようとしていることがわかりました。市長の施政方針では、市長の災害に強いまちづくりへの思いがよくあらわれていたと思います。学校施設の整備を進めようとする教育委員会を財政的に応援していただきたいと思いますが、その点どのように考えられているかお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

本年発生した熊本地震は、国内でも最大規模の未曾有の大災害でございましたが、国、県におかれても迅速に対処され、その後、文部科学省から熊本地震における防災対策の課題に対し、熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備として緊急提言がなされました。私といたしましても、熊本地震から得られた貴重な教訓から、建物の窓や壁、照明器具などいわゆる非構造部材の耐震化も必要であると痛感した次第でございます。

今回、文部科学省が緊急提言した内容にもありますとおり、学校施設は児童・生徒などの学習、生活の場であるとともに、住民に身近な公共施設でもございますことから、防災も含めた地域の重要な拠点施設であると認識いたしております。今後は学校施設と同様に、避難所として位置づけております各校区のコミュニティセンターを含めた公的施設を、防災拠点として総合的に判断しながら、国、県の補助金を積極的に活用し整備を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） ぜひそのようにいろんな避難所の利用も考えられて、進めていかれるようにしていただきたいと思います。特に学校施設ですね、重要になってくると思いますので、そのようにしていただきたいと思います。

次の質問に移っていきたくと思いますが、3番目、くま川鉄道の利用促進です。

くま川鉄道の応援ができないかと、赤旗新聞の編集部に、日曜版で各地の観光地を紹介している旅の欄にくま川鉄道の記事が掲載ができないかとメールで打診しました。編集部より掲載しましょうとの連絡があり、先日、記者の方が取材に来られました。そのときこのような話をされました。昨日、くま川鉄道について情報を得ようと鉄道ミュージアムに行ってきた。鉄道ミュージアムというからには、当然くま川鉄道コーナーがあると思っていたが、肥薩線の内容ばかりでくま川鉄道についての展示がなかった。何でないのだろうと思ったというものです。

とりわけくま川鉄道は人吉市も出資している第三セクターです。JR九州とはお互いに力を合わせていこうという関係だと思っておりますが、くま川鉄道に対しては積極的に応援していく立場にあると思っております。そのことからしても、鉄道ミュージアムにくま川鉄道コーナーがあっても当然のことだと思っております。そこで、なぜくま川鉄道の展示がないのかお伺いします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

展示がないというわけではないんですが、鉄道ミュージアムの館内には総点数23点が現在展示されておまして、そのうちくま川鉄道、旧湯前線に関連するものは3点展示をされているというような状況でございます。

また、鉄道ミュージアムとくま川鉄道の田園シンフォニーのデザインは、これは御存じのように水戸岡鋭治さんによるものということで、鉄道ミュージアムの壁面やカーテンには田

園シンフォニー車両のイラストを載せておるところでございます。また、売店コーナーではバッジや記念切符なども販売してあるということでございます。

そういうことで、展示が、少しお聞きしていただければよかったですけど、全く展示がないということではございません。ただ、展示物の大部分が肥薩線関連のものに偏っていると、特化しているということは、これは施設の性格上から、また建設されたいきさつからそれは仕方がない、否めないところでございます。

条例の設置目的、人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868条例の中に、設置目的は、明治時代の鉄道の姿を残す肥薩線を、100年の歴史を今に伝える文化遺産と捉え、肥薩線の歴史的・文化的価値を未来へ継承し、もって地域振興に寄与すると、そういうふうにて定めてあります。状況的には肥薩線、湯前線は、くま川鉄道の前身になりますので、状況的には同じラインとして捉えていいというふうに私達は考えておりますけども、まずはこの鉄道ミュージアムというのは肥薩線のガイドンス施設ということで、おのずから肥薩線の歴史的価値と沿線の魅力を発信するというところに重きを置いている、そういう状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 何でくま川鉄道の展示がないのかというのは、確かに記者の方の思いをちょっとそのまま出してみたんですけど、確かにあるのはわかりました。私も一昨日、鉄道ミュージアムを改めて見てきたんですけど、確かにくま川鉄道の田園シンフォニーやKUMA1、KUMA2などの絵もあるのがよくわかりました。

ただ、それらは数多くのJRの車両とともに書かれていたりして、くま川鉄道を意識させたものにはなっていないんですね。一方、肥薩線については、はっきりとしたコーナーが設けられて展示がなされています。くま川鉄道の前身である国鉄湯前線は、開業が肥薩線に十数年おくれはしますが、肥薩線とともに人吉球磨を支えてきた鉄道です。直通列車も走っていました。くま川鉄道の展示は、肥薩線の歴史的価値を高めることはあっても、低めることはないと思います。また、鉄道ミュージアムの展示により幅が出てくると思います。

鉄道ミュージアムは人吉市が単独でつくったものですから、展示内容は人吉市の判断で決めることができると思いますが、そこがどうなのか、確認のためにお伺いいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

展示というのは、多分くま川鉄道関連の展示ということでよろしいのでしょうか。これは、先ほども申し上げましたが、旧湯前線、現在のくま川鉄道に関連するものの展示は、数は多くないけども、少ないながらも展示をしておると。

ただ、鉄道ミュージアム全体のスペースがやはり狭いものですから、なかなか一区画を割いてくま川鉄道関連のものを置くとか、そういうのはちょっと今のところ厳しいのかなとい

うふうに考えておりますが、先ほど私が申し上げました条例の中の第3条には、人吉球磨地域の観光振興拠点としての業務も位置づけてありますので、そういったことからしますと、当然、人吉球磨地域を結ぶ観光の動脈、そういうような状況で現在、鉄道のほうの運営も行っていただいておりますので、くま川鉄道関連の展示を鉄道ミュージアムにおいて行うことは、これは可能ということで考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 展示は可能ということがわかったところで、市長にここから質問していきたいと思うんですが、私は、鉄道ミュージアムにくま川鉄道の展示があったらよいと思うのは、観光客に少しでも多くくま川鉄道に乗ってもらうようにしたいと思うからです。くま川鉄道の存続のために必要なのは、地元である人吉球磨の人の利用であることは十分理解をしています。しかし、観光客に乗ってもらうことを探求すべきことも明白なことだと思います。

11月には湯前町の町議会議員選挙がありましたので、湯前町にはよく出かけましたが、気分転換に湯前駅にも行きましたが、カメラを持った方が駅をバックに田園シンフォニーの写真を撮っている場面を少なからず見ました。観光客がくま川鉄道に乗りに来ていることがよくわかりました。あとはその数をどうやってふやしていくかということだと思います。

くま川鉄道に乗る観光客がふえることは、くま川鉄道の収益をふやすとともに、人吉市に宿泊する観光客をふやすことにもつながると思います。くま川鉄道に乗る観光客をふやすことは大切なことだと思いますが、その点市長はどのようにお考えかお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

くま川鉄道の主な利用者でもある高校生を初め、沿線の人口が減少していく中、圏域住民の利用だけでは収入は先細りになり、平成22年度に人吉球磨の沿線自治体を中心となり公費負担制度を構築したものの、先ほどの状況が続くならば多額の負担が生じると予想されています。平成22年度にくま川鉄道の経営安定化を目指すことを目的として策定されました人吉・球磨地域公共交通総合連携計画では、1、くま川鉄道の年間利用者4万人増、2、公共交通利便性向上による地域交流の活性化、3、公共交通整備との連携による多様な観光客の誘致による地域活性化の3点が上げられ、この目標のもと、現在も会社運営に取り組んでおります。

そのような状況ですので、まずは地元の鉄道としてどうにか地域の方々に利用してもらう方策、手段を講じて、市民の皆様には利用という行動でくま川鉄道を支えてもらいたいと強くお願いをするところでございます。

そして、また一方で、より多くの人吉球磨圏域外の皆様にくま川鉄道を御利用いただき、また、奥球磨への移動を促すことで圏域での滞在も長時間化し、ひいては本市の宿泊業を初

めとする圏域のさまざまな観光関連業界にも好影響をもたらすであろうと考えておるところでございます。

会社といたしましては、そのような構想もございまして、新車両への更新に際しましても水戸岡鋭治氏のデザインによる田園シンフォニーの導入をお願いしたところでございます。また、この10月末から湯前町と同社が主となり人気漫画ワンピースのラッピングをあしらった復興列車が運行されておりまして、鉄道ファンのみならずアニメファンの方々に大変注目を浴び、乗車も多く御利用いただいているとのことございまして、今後もこのようなオリジナリティーにあふれ、また列車に乗っていただくためのアイデア、企画を継続していく必要があると認識しております。

議員の御指摘のように、くま川鉄道の観光利用の増加は、本市の観光振興面におきましても重要なポイントであると認識をいたしておりまして、今後も田園シンフォニーを中心としたくま川鉄道そのものの魅力に加え、沿線の観光情報の発信を効果的に行っていくことがますます重要になっているものと存じておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） くま川鉄道に乗ってもらうことの重要性を言われましたし、それはもう争うことはないところだと思います。

そのことで、やっぱりさっきの鉄道ミュージアムなんですけど、観光列車として走っている今日を除けば、人気の高いSL人吉の機関車ハチロクが現役として最後に走っていたのがくま川鉄道の前身である国鉄湯前線です。その当時の写真も探せばたくさん残っていると思います。また、くま川鉄道の終点である湯前駅には、まんが美術館があり、まんが図書館があり、途中にはおかどめ幸福駅や球磨川第四橋梁などもあります。

これらの紹介などを含めながら、鉄道ミュージアムにくま川鉄道の展示コーナーなどを設けるならば、それを見た観光客がくま川鉄道にも乗ってみようという思いになることもあると思います。鉄道ミュージアムにくま川鉄道の展示を充実させ、常設のくま川鉄道のコーナーをつくるべきだと思いますが、このことに対する市長のお考えをお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、くま川鉄道につきましても展示、PRをすることで観光客へのアピールができるのではないかと考えております。しかしながら、館内スペースの関係から、なかなか十分な展示ができていないという現状もございます。このようなハード面の条件からしますと、また、リピーターの獲得といった面から考えましても、展示品の定期的な入れ替えや時期に応じた企画展を展開していく必要があるかと存じております。

このような中、この12月13日から「100年レイル肥薩線」企画展Vol.1 明治の文献から見る肥薩線の歩み」と題しましたミニ企画展を予定しておりまして、この企画展終了後も

さまざまなテーマを検討しながら、第2弾、第3弾と継続してまいりたいと考えておるところでございます、くま川鉄道関連の資料も展示できるよう検討してまいりたいと存じます。

鉄道ミュージアムの設置目的の主役が肥薩線と申しまして、その延長にあるくま川鉄道との関係は切ることができないものと認識しておるところでございますので、そういった中でくま川鉄道関連の展示につきましても各方面の御協力をいただきながら行うことで、本市の観光振興に直結し得るであろうと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） いろいろくま川鉄道のコーナーをつくるためには改修も必要であると。考えてみればつくってから1年半ですから、そんな大きな予算ではないですけど、改修するにもある程度の予算が要りますし、すぐにはというのもわかるところです。

いろいろ企画展はやるということですが、大いにやっていただきたいと思うんですけど、くま川鉄道の内容を含めてですね。そうするといろいろ新たな資料も見つかるということもあると思います。そして、ある程度時期がたってくれば、またちょっと、いろんな市民の思いからもある程度改修してもいいんじゃないかという時期も来るかもしれませんので、そういうの見越しながら企画展等でくま川鉄道も十分扱って行って、先々できれば常設展示も視野に入れてやっていただきたいと思うということは申しておきたいと思います。

それから、次はダムによらない治水対策について質問してまいります。

人吉橋下流左岸の未改修となっている部分については、本年6月議会で国土交通省と地権者の間で契約が締結されたことがわかりました。私は議会でこの部分の改修を国交省に求めるように何度も質問を行いましたので、その後の進捗が気になります。改修に向けて今どのような状況にあるのかお答えください。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

内容につきましては、その後の状況ということでございますので、お答えのほうは国土交通省八代河川国道事務所のほうと協議を行いましてまとめておるところでございます。

議員お尋ねの人吉橋下流左岸の無堤部地区につきましては、本年5月、国土交通省と地権者の方との間で契約が締結しておるところでございます。契約以降の状況といたしまして、国土交通省八代河川国道事務所にお聞きしましたところ、現在、地権者の方で建屋移転の調整が行われているとのことでございました。

本市といたしまして、球磨川流域の治水対策につきまして、球磨川治水対策協議会等を通じ、国、熊本県、流域市町村と連携し進めておるところでございますが、この件につきましても築堤の実現に向け、さまざまな部分で御協力をしてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今の状況がわかりました。建屋移転の調整ということで、少し状況がわかりましたので、ぜひこれがスムーズに進みまして、あそこの河川改修が進んでほしいということを申しまして、私の質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後1時51分 休憩

午後2時04分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）
5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君）（登壇） 皆様、こんにちは。5番議員の宮崎でございます。

今回は2項目を通告しておりますので、通告に従いまして、まず1項目めとして、観光関係より、観光客の動向について、観光客の誘致について、今後の課題について。2項目めといたしまして、公共交通についての利用状況について、また市民の反響について、今後の課題についてを一般質問させていただきます。

それでは、通告に従いまして、観光客の動向について、平成26年度と27年度の観光客数についてお尋ねします。宿泊数と日帰り客の比較について、また経済効果はどうであったのかについてお尋ねをいたしておきます。

1回目の質問を終わります。

○経済部長（福山誠二君） 皆様、こんにちは。お答えいたします。

平成26年度、平成27年度の本市を訪れた日帰り客、それから宿泊客の動向でございます。それから本市のそのときの経済効果ということでございます。

平成26年の日帰りでございますが、こちらにつきましては103万7,000人。それから平成27年でございますけども、こちらが114万4,000人でございます。

それから宿泊のほうでございます。こちらの動向につきましては、平成26年が19万5,000人、それから27年、これ少しふえまして20万人でございます。

日帰りの観光客と宿泊者を合計いたしますと、平成26年が123万2,000人、平成27年のほうは134万4,000人ございまして、平成27年と平成26年、これは比較でございますけども、9.2%上回っているところでございます。

あと1つ、経済効果ということで、これにつきましては数値ということで申し上げさせていただきます。観光消費額の推計でお答えいたしますが、平成26年の観光消費額が約121億円、平成27年の場合が約128億円ございました。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今の報告にありましたように、26年と27年を比較したら観光客で約11

万2,000人、経済効果についても7億円の効果があったようであります。

それでは、ことしの4月に熊本地震災害後の本市に対する宿泊客の動向について、わかる範囲でいいのでお尋ねをしたいというふうに思います。

○**経済部長（福山誠二君）** お答えいたします。

平成28年の震災後の宿泊客の動向ということで、このとき震災後直近でいきますと1万5,000人のキャンセルが起きまして、そういったところも少し影響いたしておりますので、お答えさせていただきます。

平成28年の宿泊状況でございますけれども、来年1月以降に観光統計というのがございまして、そこで調査をいたしますので、現在この年間としての明確な数値は把握いたしてはおりませんが、そういう中で震災後、人吉市内の8事業者を抽出いたしまして、どういう状況なのかというのを調査しておりますので、その同年同月の増減の調査を行っておりますので、その値をお答えさせていただきます。

震災直後の4月は復興支援のための工事関係者とか保険会社の人非常に多かったんですけども、この宿泊地として人吉市に泊まれた方が多かったと。そういうところで、前年同月比のパーセントで申しますと108.9%、このように上回っております。

しかしながら、5月には減少に転じておりまして、同年同月比のパーセントでは93.1%、6月になりますと90.0%と下回っております。震災以降は関係団体との連携、協力、こういったものも行いながら、私ども観光宣伝、それとか情報発信、こういうものを行ってまいりまして、まずは本市の元気をPRするという努力を続けてまいったわけでございます。

その結果と申しますか、国や県からのふっこう割というのもございましたので、7月からですが、このふっこう割などの効果があらわれてまいりまして、同年同月比で比較いたしますと117.6%と。それから8月と申しますと121.7%、9月になりますと112.4%と、このようにそれぞれ上回っております。70%割引の九州ふっこう割が今終了いたしてございまして、10月には同年同月比でいきますと90.6%と、こういった少しの変化等がっております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 5番。宮崎保議員。

○**5番（宮崎 保君）** 今の中で、やはり4月について8.9%ふえていると。やはり震災を受けたときの受け入れの宿泊が困難だったということでの分の影響もあるだろうというふうに考えております。

その中で、やはり関係団体ですか、ライフラインの復旧の方々とか、それに対する保険の調査とかいう方が多く宿泊されたということでの宿泊客の増加だったというふうに言われたと思います。また、5月、6月についてはその復興がある程度落ちついたということで、その影響を受けて8事業者の中でやはり減ってきていると。

しかし、やはり九州ふっこう割というのが壮大なものでありまして、70%割引ですか、7

月から9月までという形の中で、やはりかなりの効果が出ているというふうに、今まで言われた中で思ったところでございます。

では、人吉市の独自として補助金交付されたクーポン券の利用状況はどうだったのかお尋ねをしたいというふうに思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

平成28年7月の第3回でございましたけれども、市議会臨時会でお認めいただきました熊本地震復興対策特別事業補助金、地域振興のためのクーポン券発券事業の利用状況についてお答えをいたします。

この事業は、人吉温泉観光協会が実施をいたしまして、対象施設に宿泊されたお客様の宿泊金額に応じまして市内提携店で利用できる商品券を交付したものでございます。人吉温泉観光協会から報告を受けておりまして、商品券を配布いたしました宿泊施設は11社と、それから商品券利用可能な提携店、これが36事業所47店舗でございます。実際に利用されましたのは、同じく36事業所のうちの36店舗でございます。

配布されました商品券、これは9,555枚でございまして、利用されました商品券がそのうち8,418枚と。利用率が88.1%でございます。

利用店舗及び利用目的の重立ったものを申し上げさせていただきますが、宿泊施設内の売店でお土産でございますね。それとか飲食店での食事がございます。そのほかにくま川下りにも使われております。それからタクシー、こういったところでも利用されております。

事業の協賛店で聞き取りを行いましたところ、ある宿泊施設では、宿で配布しました施設内の売店等で利用していただいただけでなく、できるだけ地域の商店の活性化につながるように施設以外での利用をお願いいただいたところでもあります。また、あるお土産店では喜んでお買い物される利用者が多かったという声も、非常に、そういうクーポン券を急にもらったというのもありまして、サプライズといいますか、そういうものがあつたんだということでございます。

このように、宿泊施設だけではなくて、地域経済への活性効果、これが図られたものと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） クーポン券の利用については、配布した枚数のうちの8,418枚、841万8,000円の利用があつたというふうな状況ということで、今聞いていたところでもあります。また、その配られた宿泊施設だけでなく、ほかのところでも使われたということで、地域的に経済効果が出てかなり活性化が図られたというふうにも言われたというふうに思います。

これについて、私先ほど一緒に聞けばよかつたんですけども、こうした中でやはり外国人の観光客について、宿泊はどのようになつていたのかということ、先ほど1回目のときに

聞けばよかったんですけども、これについてお伺いをしたいというふうに思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

先ほどのということですので、26年、27年、2年でお答えをさせていただきます。平成26年と27年の外国人に特化したところがございます。今、国は2020年、訪日外国人旅行者を4,000万人にすると、こういう目標を出されておりました。観光先進国への新しい国づくりに向けて現在、平成28年3月30日でございますけれども、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議、こういったものを開催されまして、新たな観光ビジョン「明日の日本を支える観光ビジョン」というものが策定されているわけがございます。

この観光ビジョンに盛り込まれました受け入れ体制に関する施策について、訪日外国人旅行者が快適に観光を満喫できる環境整備に向けた対応を加速化している中で、本市のところで申し上げさせていただきますが、本市におきまして外国人旅行者、平成26年が2,500人、それから平成27年が3,600人でございます。これ144.9%と増加傾向でございます。特に28年度、ことしのことで申し上げますと、SL人吉が走っておりますが、特にここで目立ったものがございました。おりてきた方々の言葉を聞いていますと、どうも台湾の方が多いなど。いわゆる中国語でございますね。これが非常に目についたというのもございます。これは県のほうが今、台湾との就航、飛行機、そういったものがございまして、台湾に力を入れているのが如実にあらわれているのかと、その効果はまさにこの人吉に来ていたんだなというのがございました。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 観光客については同様で、外国人の方も1,100名程度ふえているということでありまして、観光客全体で見ますと、26年、27年に比べますと対前年比9.2%の増というふうになっているというふうに思います。

その来られた観光客の方は、主にどのようなところに足を延ばされて人吉市内を満喫されているのか、観光スポットについてどういうところに行かれているのかについてお尋ねしたいというふうに思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

観光客が目的とされるのは、場所もそうなんですけれども、観光地ですね。それとともに飲食店とか食べ物という目的が1つあるわけなんです。御質問は場所ということでお答えをさせていただきます。

これは平成25年度でございましたけれども、私どもが、人吉球磨地域のGAP調査報告書というのがございます。これGAP調査といいますのは、観光地にありますさまざまな地域資源や観光資源についての認知度と興味度を調査したものがGAP調査ということでございまして、それによりまして、人吉の観光スポットへの来訪経験に関する回答では、まずは温泉

でございます。温泉が45.5%と最も高く、それから続きましてがくま川下りの36.5%、それから人吉城跡など相良700年の歴史でございますね、歴史スポットということで33.4%、それに続きまして国宝青井阿蘇神社が29.4%となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） やはり人吉温泉といったことと、地域性の部分があり、やはり温泉とかくま川下り、歴史めぐりが上位を占めているようでありまして、そうしてもらうために、やはり今度、あとは経済効果を上げるために、長く滞在をしてもらうということが必要というふうになってきます。そういった面で長く人吉にいてもらって、宿泊につなげて、人吉のよさを知ってもらうためにどのようなことを行われておられるのか。また、どのようなことを考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

また、1つの例といたしまして、現在人吉のほうでフットパスというものが、3カ所ですか、歩道で行われております。そういうものを組み合わせることにより、観光客自身が時間に関係なく、自分の時間に合わせてゆっくりと自由に楽しめることにより滞在を長くできるというふうに考えておりますが、この点についてどのように考えられるかお尋ねをしたいというふうに思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えさせていただきます。

滞在を長くして宿泊につなげ、経済効果を高める方法はないかということでございます。方法といたしまして、人吉球磨もしくは県境を越えた広域で観光客を周遊させるということ、これが滞在が長くなる、宿泊につながるということでございます。現在は本市におきましてはひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会によりまして、三十三観音めぐり、それから人吉球磨は、ひなまつり、熊本県内観光連携事業実行委員会で行っておりますくまもとみなみお買い物ラリーというのがございまして、こういったものを活用いたしまして、滞在時間を延ばして宿泊につなげるという、こういった事業を実施しているところでございます。

また、日本遺産を活用し、広域的に観光客を周遊させ、宿泊につなげたといいますか、こういった例といたしまして、本市から九州旅客鉄道株式会社様に提案し、実施していただきましたものがございまして、約150人の方々が宿泊に結びつきました、人吉・球磨の魅力を再発見、D&S、これデザイン・アンド・ストーリーということですが、この列車、SL人吉で行く日本遺産をめぐる旅というのがございまして、これで約600の方が参加いただきました。そのほか、日本遺産巡りinひとよし球磨サイクリング大会、これはついこの間あったものでございます。こういったものがあるところでございます。

また、議員がおっしゃいました、御提案のフットパスでございます。これにつきましては、先進地であります熊本県の美里町が地域に残っているすばらしい農村風景といいますか、こ

ういったものを歩きながら楽しんでいただける事業というものを実施されていらっしゃるということです。本市におきましては、フットパスが地域振興の一環として実施されて、今現在そういうところで各町内ごとで回ったり、地域ごとであるわけですが、これによりまして観光客の滞在時間が長くなりまして、宿泊につなげるということで、経済効果というのは大変高まるものであると存じております。

また、先ほど外国人のことも触れましたので、この件に関しまして、外国人の方もフットパス非常に、これはイギリスが発祥でございますけれども、それに関連しまして、1つの例としまして、韓国にオルレというものがございます。これはフットパスの1つでございますけれども、このオルレというのが霧島で1つ場所があるわけなんですね。それから天草にもございます。そのちょうど中間がこの人吉なんですけれども、この人吉でもそういうことをやっというかという話も伺っておりまして、実際そういうことに取り組んでいこうというおかみさんもいらっしゃいまして、霧島で泊まって、人吉で泊まって、そして天草で泊まるという、そういう動きも外国人対象ということで1つあるということで御紹介をさせていただきます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今言われましたように、イギリス発祥でありますフットパスについて、霧島とか天草のほうでもされているということでありますので、よくこれについて検証していきたいということでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。また、そういうことをするためにマップの作成とか道案内板のための矢印、どちらの方向へ進みますよといったものとか、各地の説明を書いた案内板といったものを設置することにより、やはり人吉の風光明媚で山紫水明で自然豊かな人吉をアピールできるものだというふうに考えておりますので、その点についてはよろしく検討のほうをお願いしたいというふうに思います。

では、次の質問にまいります。観光案内所は、その地域の名所などを調べ、これから行きたい場所などを知り得るところだというふうに思っております。その観光案内所の利用状況はどのようになっているのか。また、列車で来られた方は駅のホームをおりてすぐ右側にありまして、わかると思いますけれども、自動車で来られた方が、案内所がどこにあるのかわかりづらいといったことも聞いたことがありますので、ほかのところへ案内板を設置することも必要であると思いますので、その点についてどのように考えておられるのかをお伺いしたいというふうに思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

まず、観光案内所の利用状況でございますので、先ほどと同じように26年、27年と、それと現在ということで、そういうふうにちょっと分けて数を答弁いたしたいと思います。まず平成26年でございますけれども、この利用件数が2万5,758件でございます。それから平成27

年の利用件数が2万5,867件と、大体同じぐらいでございます。これが現在、ことしの1月から10月までの利用件数が2万1,330件でございます。

それから観光案内所でございますね。こちらにつきましては、なかなかわかりづらいということもあるわけなんですけども、現在、観光案内所は人吉市の玄関口でありますJR人吉駅の駅からおりたらすぐ右でございますね。そちらにあるわけなんですけども、こちらのほうをわかりやすくということございまして、駅前を一度修景し直しましたけども、そのときにこの案内所も同じように全体的なデザインを統一ということで改修した経緯がございます。そのときなんですけども、これJRのほうと協議をしたわけなんですけども、そのときになかなか厳しくて、例えばのれんは外に出してくれるとか、幅が大体30センチぐらいで高さが1メートル70センチの木の看板があるんですよ、人吉観光案内所という。ただこれも外に出してくれるとか、そういう規制がちょっとありました。

観光案内所につきましては、例えばお土産店のほうから駅のほうに行きますと、上のほうにピクトグラムでインフォメーションマーク、はてなマークですが、これで観光案内所はこちらですと、それからくま川鉄道はこちらですよと、そういう表記はあるんですけど、いわゆる統一したものでないとやはりかなり厳しいというところございまして、なかなか私たちも苦慮いたしておりますので、この点につきましては、観光案内所にいるスタッフにおもてなしでカバーしろと、そういうぐあいにおもてなしというところで何とかこういうところは賄っていきたくて、そのように考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今、観光案内所の方のおもてなしということで言われましたけども、やはり観光案内所の月平均、ことしの10月までといっても月2,100人程度の利用があっているということについて、私たちも大変今驚いているところであります。やはり観光案内所の方がおもてなしとか、さっき言われたおもてなしとか、やはり心配りが本市の観光に大きく寄与されていることだろうというふうに考えます。

そういったことも踏まえて、案内板についてはやはりサイズとかがあるということで難しいということでありましたけども、再度交渉というんですか、そういう形もしながら、見えやすいところに設置という形をお願いしたいと思います。普通、例えば駅に観光案内所があるというのが大体のところだろうとは思いますが、やはり観光案内所が人吉駅の中にあるということを知らない方もおられると思いますので、この点についてはよろしく願いをしておきたいというふうに思います。

過去の答弁の中で、地域間交流と活性化に寄与する事業を推進し、人吉球磨の魅力ある事業を進めていくということでありましたが、それについてはどういったものが計画されているのかお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

いわゆる地域間交流とか活性化、この企画ということでございますが、これにつきましては、いわゆる旬キャン事業がございますので、こちらのほうで答えをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

企画ということで、相良三十三観音めぐりがございますし、またウオーク、こういったものも行っております。それからひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会、こういったものが行政組合のほうで行っているわけなんですけど、現在こちらの事務局、行政組合でやっておりますので、この実行委員会が申し上げます事業ということで申し上げさせていただきます。

それぞれの観光地を周遊させるためになんですけども、球磨川温泉郷八十八ヶ所めぐり旅、これは人吉球磨全体でいろんな温泉たくさんございますので、そういうところ、これスタンプラリーでございますけど、これを9月1日から来年の4月2日まで実施いたします。それから、例年多くの観光客にお楽しみいただいております人吉球磨は、ひなまつり、これが2月1日、これ来年ですけども、3月20日まで開催される計画となっております。また、今回初めての企画なんですけども、ひなまつり期間中にチケットを購入していただいて、自分たちが回りたい店を選んで回っていただく人吉球磨ひなバルというのがございまして、ひなバルというのは、バルというのがお店という意味なんですけど、来年2月17日から26日に計画をされていると、こういったものがいろんな企画ということでお答えさせていただきます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今から八十八ヶ所めぐり旅とか、そういう人吉球磨は、ひなまつりとか、こういうことは毎年開催をされているようなんですけど、ことしから新しく人吉球磨ひなバルを計画をされているということで、やはり新しいものを1つずつでも入れていくことは大切だろうというふうに思います。

そういった人吉市の魅力を出したおもてなし企画を、ことしですか、球磨商業高校の生徒の方がくま川鉄道を題材にしたモニターツアーを取り組まれたというふうに聞いております。そうして優秀に選ばれて、沖縄で行われた全国大会の場でも発表されたというふうに聞いておりますが、このような、やはり人吉球磨を題材にしたおもてなしの企画等を市として、また人吉球磨広域行政組合の中でも取り組むことができないのかということについてお尋ねをしたいというふうに思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

球磨商業高校の皆様方には、モニターツアー以外でも実はお城まつりのときにもいろんな企画をしていただいて、そのときにスタンプラリーで回ってもらう、そういう企画もしていただいております。私たちも大変御協力をいただいているところでございます。

御質問の球磨商業高校のモニターツアーの取り組みを受けて本市の取り組みと、それと人吉球磨広域行政組合で取り組んでもらえないかということでございます。この取り組みに関しましては、国内旅行を取り扱える第二種旅行業の登録を行っておりますくま川鉄道株式会社様の協力のもとなんですけれども、球磨商業高校生の企画によりますおもてなしを前面に打ち出したものであったものでございます。本市といたしましては、事前の講座への、これは観光とはどういうものかとか、そういう基礎的なところでございますけれども、事前講座、こういうところへ職員の派遣とか広報、こういった協力をまずさせていただいたところでございます。

本市独自のモニターツアーでございますけれども、私どもが行いましたのが、福岡のラジオ番組との共同企画によりまして、本市が参加いたします南九州、このほかでございますけれども、本市が参加いたします南九州トライアングル事業実行委員会によりまして、韓国の旅行エージェント、それとか台湾のパワーブロガーの招請事業でございますね。それから、ムスリムのツーリズム、こういったさまざまなモニターツアーを実施しているところでございます。

人吉球磨広域行政組合におかれましては、着地型観光商品であります、これは犬童球溪氏のゆかりの地を訪ねるコースとか、それとか清流川辺川で育ったアユを河原で食べるコース、そういった時間の旅というものを全体といたしましてモニターツアーを実施されたということでございます。特に去年は10個ほどがあったかと思いますが、そういった着地型をつくられて、私も新宮寺のほうでありました座禅に参加いたしました、そういったことを実際されているというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 本市の独自のモニターツアーとして、韓国の旅行エージェントや台湾のパワーブロガー招請事業、ムスリムツーリズムなどモニターツアーを行われていることとありますけれども、やはりこれについては、その実現に向けて努力をしてもらいたいというふうに思います。

また、本年12月をもって九州ふっこう割が終了するわけですが、このままだとやはり観光客の減少に伴い、経済的にもダメージが大きく、観光業者の方や地域の発展にも少なからず影響が出てくるものであるというふうに考えます。そうならないようにするために、29年、来年の1月以降の支援策について、9月議会終了後どのような取り組みをなされてきたのか、具体的な支援についてお尋ねをしたいというふうに思います。

○経済部長（福山誠二君） 質問にお答えいたします。

1月以降の観光客落ち込み、これをカバーするためでございますので、9月議会以降の震災対策として具体的な内容ということでございます。現在、第2期の九州ふっこう割は10月から今月の12月いっぱいまで終わってしまうわけですが、現在、熊本、大分県が最大50%、そ

の他の九州各県で最大40%という割引がされているところでございます。

本市におきましては、JR九州熊本駅で行われましたみずほ祭りというのがございましたので、そこに参加してPR、こういったものを行いました。また、これは職員を派遣したんですけれども、インバウンドということで、海外からのお客様もたくさんいらっしゃるということで、これは香港におけます九州観光説明会・商談会というのがございました。台北国際旅行博、こういうところへ職員を派遣いたしまして、観光客誘致のための促進のためのPRを行っているというところであります。

また、ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会の主催で、これは民間及び団体、自治体によります人吉球磨観光宣伝キャラバン隊を設けまして、福岡、久留米といった旅行エージェントやメディア、31社でございましたが、人吉球磨の元気をまず発信してきたところでございます。

さらに、熊本、福岡、鹿児島、宮崎県の4県で人吉の魅力を伝えるスポット、これを12月から、今月からでございますけれども、12月から1月の2カ月間、集中して放送するとともに、情報番組にも、私どもの職員を中心にでございますけれども、出演することといたしております。

今後におきましても、ふっこう割が終了した後のいわゆる揺り戻りといいますか、こういうものがございまして、これを最小限にとどめるためにも、さまざまな取り組み、今後も取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番、」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） では、ここで市長にお伺いをしたいと思います。

先ほど、ことしの12月でふっこう割が終了した後、揺り戻しとかによる落ち込みが懸念されるということで、最小限にとどめるためにさまざまな取り組みを行っていききたいということですが、市長として、来年の平成29年の1月以降、観光誘致など観光に対してどのように考えておられるのかお尋ねしたいというふうに思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

施政方針の中で、訪日外国人旅行者が増加している飛騨高山や野沢温泉について少し触れましたが、この地域は、自分の地域への誇りをしっかりと持っておられると強く感じました。それは地域の方にとっては決して特別なものではなく、日常の営みです。しかし、他の地域の方にとっては特別であり、その非日常の景色を楽しみに観光客は訪れておられました。

本地域を見てみますと、幸いなことに昨年、日本遺産に認定され、日本の原風景が人々の営みとして引き継がれていますので、特に外国人の方に喜んでいただけるのではないかと考えております。今後は本市だけの取り組みではなく、人吉球磨全域で生かしながら、訪日外国人旅行者の誘客促進に、より力を入れて取り組んでいく必要があるというふうに考えてお

ります。

しかしながら当然、喫緊の課題への対応も必要なわけでございまして、70%から50%割引で実施されました九州ふっこう割の効果は非常に高いものがございましたが、この復興割が終了した後の揺り戻しによる落ち込みは必ず発生するものと存じます。この落ち込みを最小限にとどめるためにも、先ほど経済部長が述べましたように、観光説明・商談会への参加やキャラバン隊派遣、スポットCM放送など、さまざまな方法により観光人吉の露出を高めるPRを行い、さらに、熊本地震に対する新たな復興策と、より効果的な観光産業復興対策を引き続き関係機関、団体等と緊密に連携を図りながら、国内・国外観光客の誘客促進に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今、市長も言われたように、やはり時は待ってくれないと思います。今できることをしっかり検討されて、スピード感を持って、今できることに取り組まれることをお願いしまして、観光関係についての質問をこれで終わります。

次に、公共交通についての質問を行います。まめバス、予約型乗合タクシーの利用状況についてお伺いをしたいというふうに思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

まめバスと乗合タクシーの利用状況、これ先に、路線ごとの利用者数と1便当たりの利用者数の直近3年分、それと、それぞれ助成をしておりますので、その助成金額等々について分けて御解答させてよろしいでしょうか。少し長くなりますけど、よろしくお願ひいたします。

産交バス株式会社が運行いたします地域内コミュニティバス、通称まめバスの運行系統は、人吉産交を起点として4系統ございます。利用状況につきましては、人吉市地方バス運行等特別対策補助金での補助の対象となる期間でございます1年のうちの10月から翌年の9月、これちょっと決算の関係で、1年というのは4月から3月じゃないんですけど、それを1年とし、過去3年間の実績数でお答えをさせていただきたいと存じます。

まず、まめバスの第1系統、涼水戸温泉前行きというものがございます。平成25年10月から平成26年、翌年の9月までの利用者数が496人、1便当たりの利用者は0.9人。平成26年10月から翌年の平成27年9月までは、利用者数は413名、1便当たりは0.7人。平成27年10月から翌年の平成28年9月までが358人で、1便当たり0.6人となっております。

次に、まめバスの2本目でございます。尾曲行きでございます。平成25年10月から翌年の平成26年9月までが655人、1便当たりが1.2人となっております。平成26年10月から翌年の平成27年9月までが530人、これは1便当たり0.9人となっております。平成27年10月から翌年の平成28年9月、ことしの9月までですけど326人、これは1便当たり0.6人となっております。

ます。

まめバスの3本目でございます。小柿公民館前行き。まず、平成25年10月から翌年の平成26年9月までが241人、これは1便当たり0.4人。平成26年10月から翌年の平成27年9月までが208人、これも1便当たりは0.4人ですね。平成27年10月からことしの平成28年9月までが217人、これも1便当たり0.4人となっております。

まめバスの最後の4系統目が、七地・浪床方面行きでございます。平成25年10月から平成26年9月までが180人、1便当たりが0.6人。それから、平成26年10月から翌年の平成27年9月までが275人、1便当たり1.0人。平成27年10月から本年9月までが203人、1便当たり0.7人となっております。

次に、人吉市内のタクシー3社で運行をいたしております人吉市予約型乗合タクシーでございますが、これは人吉スターレーンを起点として、4系統、5路線でございます。利用者につきましては、先ほどのまめバスと同様の期間でお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、4系統の1路線目、下田代線。これは平成25年10月から翌年9月までが3,278人、1便当たり1.8人でございます。平成26年10月から翌年、平成27年9月までが3,107人、1便当たりが1.7人となっております。平成27年10月から翌年の平成28年9月まで、ことしの9月ですね、3,604人。これは1便当たり1.7人となっております。

それから、予約型乗合タクシーの2路線目、西間経由の田野線でございます。まず、平成25年10月から翌年9月までが2,531人、これは1便当たり1.8人となっております。平成26年10月から翌年の平成27年9月までが2,362人、1便当たり1.6人となっております。平成27年10月から本年9月までが2,757人、1便当たり1.9人となっております。

予約型乗合タクシーの3本目でございます。東間経由の田野線、田野線2つあるんですね、西間経由と東間経由。まず、平成25年10月から平成26年9月までは6,824人、1便当たり3.8人。平成26年10月から翌年9月までが6,562人、これは1便当たり3.8人。平成27年10月から翌年9月までが7,367人で、1便当たり3.6人となっております。

予約型乗合タクシーの4本目、これは鹿目線でございます。まず、平成25年10月から翌年9月までが3,881人、これは1便当たり2.4人。平成26年10月から翌年の平成27年9月までが3,588人、1便当たり2.7人。平成27年10月から本年9月までが3,977人で、1便当たり2.6人となっております。

最後に、5本目の山江温泉線でございますけれども、平成25年10月から翌年9月までが1,700人、これは1便当たり1.4人。それから、平成26年10月から翌年9月までが1,631人、これは1便当たりが1.3人。平成27年10月から本年9月までが1,904人で、1便当たり1.2人となっております。

最後に、乗合タクシー及びまめバス、路線バス、それぞれの運行に伴う本市の補助額を同様の期間でお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、乗合タクシーです。平成25年10月から翌年9月までが1,757万4,569円。平成26年10月から翌年9月までが1,813万8,163円。平成27年10月から本年9月までが1,979万6,621円となっております。

次に、まめバスでございます。平成25年10月から翌年9月までが413万円。済みません、さっきは円まで言いまして、今度は千円で切っています。次に、平成26年10月から翌年9月までが429万4,000円。平成27年10月から本年9月までが458万7,000円となっております。

3つ目に、まめバス以外の市内完結路線のバス、これ、じゅぐりっと号とか石水寺入口行きというのがございますけれども、その実績でございます。平成25年10月から翌年9月までが877万7,000円。平成26年10月から翌年9月までが1,257万5,000円。平成27年10月から本年9月までが1,348万4,000円となっております。

最後に、本市と周辺の町村をまたぐ路線バスでございます。平成25年10月から翌年9月までが2,900万8,000円、平成26年10月から翌年9月までが2,283万4,000円。平成27年10月から本年9月までが2,443万8,000円となっております。

以上、長くなりましたが、お答えさせていただきます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 済みません、長く答弁をいただいて、ありがとうございます。

利用状況について、やはりまめバスについては、平成26年、平成27年、平成28年で若干の変動があつてのようであります。というか減っているということですね、あつておまして、平成26年は0.4人から1.2名だったのが、平成28年には0.4人から0.7人と、かなりの減少をしているようであります。また、予約型乗合タクシーについては、スクールバスという関係もあると思いますので、5路線とも利用は若干というか、ある程度ふえているようであります。まめバスについては、週2回、一日3往復ということであるみたいですので、やはり回数、便数とも少ないということで、利便性が悪いのではないかというふうに推測しております。また、補助金につきましても、やはり年々ふえていっているということであるというふうに思います。

そうした中、今回、交通空白地帯の解消ということで、ドア・ツー・ドアも含めた形の運行を兼ねて、大畑地区と永野地区の2路線において、お試し号として1カ月間、10月から11月に実証運行を行いました。その利用状況についてはどのようなようだったのかお尋ねをしたいというふうに思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

去る10月中旬から11月中旬までの1カ月間、人吉市地域公共交通活性化協議会におきまして、予約型乗合タクシーの区域運行の実証運行事業を実施いたしました。もうこれは先ほど議員がおっしゃったような内容でございます。

これは既存の乗合タクシーのような決められた停留所で乗りおりし、決められた経路を運

行する形態ではなく、従来型ではなく、一定の区域内に限っては、自宅など利用者が指定された任意の場所で乗降が可能となるものでございまして、いわゆるドア・ツー・ドアが可能となる、そういうような今回の実証運行でございました。大畑地区で96便、永野地区で64便を設定いたしましたところでございます。愛称はお試し大畑号、お試し永野号と名づけまして、運行を行ったところでございます。運賃につきましては、両地区とも区域内は、中学生以上、片道150円、区域外まで乗車された場合には300円、小学生はそれぞれその半額、小学生未満は無料とさせていただいたところでございます。より多くの御利用をいただきたいとのことから、このときに合わせて、お一人、片道1回御使用いただける無料乗車券も全戸に配布いたしまして、利用促進を図ってまいりました。

その実績でございますが、まずお試し大畑号につきましては、96便設定のうち、運行本数が22便、利用率は23%、利用客は延べ49人で、実人数は27人、うち無料乗車券の利用者が27人、1便当たり平均人数は2.2人ということでございます。

次に、お試し永野号につきましては、64便設定のうち、運行本数は7便、利用率は11%、利用客は延べ15人で、実人数は10人、うち無料乗車券を利用された方が9人、1便当たりの平均人数は2.1人となっております。

以上、実証運行の実績についてお答えをさせていただきました。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今言われたように、やはりドア・ツー・ドアの効果と無料乗車券ということもあって、どちらの便も2.2人から2.1人と、利用はあったように思います。

そのお試し号を利用された方からの反響というのはどういうものがあったのかお伺いしたいというふうに思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

お試し大畑号・永野号の反響につきまして、利用者からアンケートをとりまして、感想をいただいておりますので、その一部を御紹介させていただきたいと存じます。利用者26名の方々に御解答をいただいたという結果となっております。

まず、利用されました理由ですけれども、両地区とも「無料乗車券があったので」というのが、これはもう当然だと思いますけど、これが最も多かったと。そのほかに「自宅で乗りおけるから」とか、「便利かどうかを確かめるため」と、こういう何か的を得たような感想もいただいております。

続いて、満足度に関するものでございますが、全体的な満足度としましては、両地区とも、大畑地区とも永野地区、両方とも「満足」及び「やや満足」ということで80%以上を占めておりまして、地区内での乗降場所や運賃、移動区間といった項目につきましても、満足度は高かったということをお伺いしております。特に、お体が不自由で、また荷物が多い、たくさん

荷物が多い方にとりましては、自宅前で乗りおりできる点、この点がやはり一番好評を得ているということで、高い評価はこういうところにいただいているということでございます。

ただし、その一方で、市内中心部での停留所の場所設定、これはもう始まる前から言われていたわけですが、運行日、運行ダイヤ、また乗降時刻が定まっていないことなどについての不満が比較的多かったということになっておりまして、具体的には、停留所をふやしてほしいとか、朝や夕方時間もふやしてほしいとか、時間ロスがどのくらいになるのか不安ということで、これは要望に近い形での感想をいただいたところでございます。

総じて、今回行いました区域運行、実証運行のメリット、デメリット、これは会議で始まる前に、こういうことになるのではないかとというふうな御意見もいただいておりますけれども、そういうものがそのまま今回のアンケート、感想にもつながった、あらわれたのではないかとということで、私たちのほうは分析をいたしておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今言われたように、やはり無料乗車券ということで、一回は利用してみたいということであったのが、やはり大半を占めていたのではないかとというふうに思います。やはりそれと、買い物された方が家の前まで車が来てくれるということで、荷物の運搬が楽だったというのは、私もそういうことについては聞いております。

そうした中で、やはり市街地域では高齢者がかなり住んでいます。買い物とか病院に行くときに車は交通の足となって、大変必要となってきます。最近では高齢者の方の交通事故のニュースを頻りに報道されていますが、自動車運転免許証の管内における返納状況はどのようになっているのかお尋ねをしたいというふうに思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

人吉警察署での自動車運転免許証返納の受付件数でございますが、平成26年度が77件、平成27年度が83件、本年度、平成28年度が10月末現在で88件となっております。これは人吉署管内での件数でございますので、本市以外の住民の方も含まれているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今の中で、管内での返納件数が年々、5件ぐらいずつふえているということでありまして。その以外の方に、やっぱり運転免許証を更新されずに失効される方もおられるというふうに思いますので、数についてはまだまだふえているのが現状ではないだろうかというふうに思っております。

先ほども述べましたように、高齢者の事故がよくニュース等で報道されています。そうした中、免許証返納や更新されない高齢者の方々が市街地域において多くなっていくことは、現状として考えられます。そういった高齢者の方も含め交通弱者の方々の利用が今後も多く、

そういう方々の利用がなってくるというふうに考えます。公共交通の利用に対する要求・要望も、先ほど言われましたように変化しているというふうに思います。

そういうことも踏まえながら利用者の方々の意見等について、私の聞いている範囲内なんですけど、現在の経路から施設等の場所が乖離しているというので、コースを検討してほしい。例えば、よく利用するのが病院とか買い物などといったことで、そうした経路をお願いできないか。また、市庁舎も分散しているので、そういったところ、例えば現在、カルチャーパレスとかいうふうになっておりますので、そういうところへの経由も検討してほしい。また、先ほど述べていますように、運行日数が少ないので、運行日数についてもやはり2日じゃなく、やはりもう少しふやしてほしい。また、1日の便についても、やはり1日4便とか3便でありますので、そういうものについても延ばしてほしいということが言われています。また、病院に行くときについては、9時では遅過ぎると。お試し号があった場合ですね。早く受付をしないと昼まで、受付をしてからかかってしまうので、早い時間帯の便ができないかということがあります。また、現在の予約型乗合タクシーでは、現在のバス停から自宅までかなりの距離があるので、重い荷物を持って移動するには今後厳しくなってくるので、自宅までのドア・ツー・ドアはできないか等々の要求・要望も数多く聞かれます。また、まめバスを運行されているところも、できたらそういう予約型、こういう形に変更はできないかという意見もあっております。

利用が少ないから日数を減らすとか、利用が少ないから便数を減らすでは、利用者が利用すること自体不便となり、ますます利用が減るだけで、交通弱者を生み出すだけで、悪循環を生み出すだけになるのではないのでしょうか。先ほどもいろいろと述べましたように、要求・要望を踏まえ、利用しやすい交通体系をとるべきだと考えますが、どのようにお考えかよろしく申し上げます。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

議員も申されたように、全国的に高齢者の自動車運転による事故発生が相次いでおりまして、本市におきましてもその防止に向けて、今後より一層の対応が求められていくと私たちも認識しておりますし、その中で、いわゆる交通弱者、高齢者の生活の移動手段であります地域公共交通の利便性向上が、今後最も重要な鍵となってくると考えておるところでございます。

ただ、これは私も、ずっとこの事業に携わっている者として、感想でございますけれども、これ過去にも、さまざまなアンケートを市でも、この協議会でもやってきたわけなんですけれども、一番多いのが、「今は乗らないが、将来は乗るかもしれない」。これは大体御高齢者の方、人吉球磨管内は、運転免許の返納率等の問題でなく、結構お年を召されても車に乗られる方が非常に多いということで、だから、今は乗らないが、将来は乗るかもということならば、今は、さっき言いましたように、地域公共交通の乗車率は非常に悪いと。時々空

気に乗せて走るとか、そういうふうにはやゆをされておりますけれども、ただ地域公共交通というのはそういうものではなくて、やはりお一人でも利用される人のためにあるのが地域公共交通でございますので、そこは多くのことを言えない。要するに財政負担ということでは片づけられないものがあります。

だから、将来は乗るかも、だから残してほしい。だから今は乗車率が上がらない。もうそういうふうには堂々めぐりのシステムの中で、ずっとこの事業を本市もやり続けているような状況です。

議員からも現在さまざまな御要望を上げていただいたところでございますけれども、各校区における懇談会を開催しました中でも、市民の皆様から本年度多くの御要望も出されているところでございます。今後は、昨年度策定しました人吉球磨地域の交通施策の基本計画でございます人吉球磨地域公共交通網形成計画との整合性、連携を図りながら、本市の基本計画となります、人吉で独自につくります人吉市地域公共交通網形成計画に多くの御要望を反映させることができるように、今後進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今言われましたように、やっぱり交通弱者、高齢者の生活移動手段である公共交通の利便性向上が今から鍵になってくるということであると思います。

そうした中、やはり高齢化が進み、高齢者の方々は、現在のバス停から自宅までかなりの距離を重い荷物持って移動することは、今後厳しくなってくることもあると思いますので、今後はドア・ツー・ドアについても検討のほうをよろしくをお願いをしたいと思います。

では、最後に、今後の公共交通のあり方について、どのように考えておられるのか答弁をお願いします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

まさに今回、お試し大畑号、お試し永野号で実証運行を行いましたのが、これがもう市の目指すべき究極の交通政策ドア・ツー・ドアでございまして、さきに申し上げましたとおり、これにはメリット、デメリットが存在しておりますし、今回の結果や地元の皆様、利用者の皆様の御意見を十分にお聞きしながら、今後検討をしてまいりたいと考えております。

今後の公共交通のあり方についてでございますが、地域公共交通は市民生活を守る重要な基盤でもありまして、医療・福祉・教育・経済を初め、市のあらゆる事業と結びつき、地域公共交通体系の維持と活性化こそが地域全体の活性化つながる。要するに、市民にとって最も身近であり、直結した総合的施策であると私たちは認識をしておるところでございます。

また、市民の方の移動手段というだけでなく、交流人口の増加といった視点からも、例えば観光客の地域公共交通の利用者が増加していくことで市の財政負担軽減、これはどういうことかといいますと、たくさん利用者がふえることで、会社のほうの収益が上がると。そう

なると当然、市のほうからのタクシー会社、バス会社への運営補助金は少しでも見直すことができる。要するに負担軽減。それから、先ほど議員が申されています交通事故防止、要するに観光客の方、特にお年寄りが今多いと思うんですけれども、公共交通を利用されれば、御自分で車を運転して、その旅先で事故に遭われるということもなくなるのではないかと。そういうことにも寄与できる。そのためにはやはり観光名所、そしてテーマごとのルート、乗り継ぎ案内などソフト事業、そういうものの情報提供を十分に行っていくことも、あわせて重要であるというふうに考えております。

全国的な公共交通の状況を見てまいりますと、財政事業の悪化から交通団体へ出しております補助金を減らすために、例えば減便、本数を減らしたり、交通サービスを低下させる事例もございます。減便、便が減りますと、これは利便性が損なわれますと、当然利用者が減少してまいりますし、交通事業者の赤字は拡大します。当然、自治体のほうの補助金は増大して、それが堂々めぐり、先ほど話しましたけれども、財政悪化を招くと。悪循環が危惧をされております。

この間揖斐川町に、総務文教委員会に御同行させていただいたときに、コミュニティバスが走っていたわけなんですけど、合併した自治体だったんですけど、年間このコミュニティバスの運営費が1億5,000万円ほどというふうにお聞きしまして、宮崎議員と二人でびっくりしたところがございますけれども、地域公共交通を充実させることによって、高齢者を初めとする交通弱者の方の外出機会をふやすことにも多分つながると思いますし、この地域公共交通の強化というのは、さまざまな分野に好転をもたらしてくれると存じております。

さらに、前期高齢者と言われております70歳前半の方々にとりましては、これ移動手段は車が当たり前、先ほど申し上げましたけれども、地域公共交通には興味がないと。必要がないと思われる方も多くおられるようがございますけれども、将来にわたり地域公共交通を守っていくためには、将来の交通弱者、すなわち運転免許を返納して交通手段がなくなる方たち、そういう交通弱者の方にも私たちは目を向けていかなければならないと存じます。

地域公共交通について積極的な情報提供、地域団体・機関における働きかけ、いわゆるモビリティ・マネジメントの実施、御質問にもありました、高齢者の方が安心して運転免許を返納していただくための総合的な取り組み、まだまだ不十分でございますので、一つ一つ着実に積み上げ、成果を上げていかなければならないと思っております。

地域公共交通路線は一度廃止をいたしますと、その復活はなかなか困難になってくると存じております。地域実情に沿った持続可能、かつ利便性の高い交通ネットワークを構築していくためにも、市民、交通事業者、そして行政がそれぞれで分担を行い、将来の地域公共交通のあり方を身近にイメージしながら、気長にという言葉を引きょうは使わせていただきますけれども、進めていくことが重要であると存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 最後に、やはりどちらの方も、やはりみんなで考え、みんなで手をつなぎ、元気を取り戻すことが一番、人吉市によってはいいことだというふうに考えます。どちらについても、やはりスピード感を持って、できることから一つずつ一層工夫を凝らしながら行ってもらうことを要望しまして、これで私の一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後3時13分 休憩

午後3時27分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）
6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 皆さん、こんにちは。本日最後の質問者の6番議員平田です。いましばらくの間、私の一般質問におつき合いをお願いいたします。

今回の私の一般質問の通告項目は4項目、1つは市庁舎建設関係について、1つは財政と行政の組織機構改革について、1つは農業関係について、1つは教育関係についてです。5時までには終わる予定ですので、よろしくおつき合いをお願いいたします。

本年4月14日と16日に発生しました熊本大地震により、益城町、南阿蘇村を中心として、50名ものとうとい命と17万8,000余棟にも及ぶ全壊、半壊、一部損壊等の建物被害を受け、7カ月を経た今日でも人口密度の一番高い熊本市を筆頭に、95名もの震災関連死の方が今も続いております。また、倒壊した家屋等についても、建築会社や建設会社の資材や機材、従業員等の人員不足等々により、いまだに倒壊したままであり、あちこちの屋根には応急的に処置されたビニールシートが既に劣化が起き、風にあおられている情景が見られます。本当に慰める言葉もありません。

ところで、なぜ熊本県には風水害や津波の災害被害があっても、地震による災害はありませんと定説化された教えがすり込まれていたのでしょうか。毎年、地震に対する避難訓練は、県下どこの自治体でも学校でもされていた記憶があります。ところが、現役の100歳のお年寄りに尋ねても、初めての経験でありとても怖かったとの回答ばかりでした。それもそのはず、熊本の歴史を振り返ってみると、熊本城の大きな損壊や多くの民家の損壊、そして多くの人命をも失った震度七、八クラスの地震による災害事例が過去にあり、それが150年ごとに繰り返されていたという歴史を持っている熊本県だったからです。

文明の発達によってか、また情報伝達の高速化によるのか、日本列島は多くのプレートの上に乗っている地震国であり、マグニチュード7から8の地震は、国内どこでも、いつでも発生してもおかしくないと言われ続け、歴史は繰り返されるとはっきりしている現在です。

人はなぜ、このような同じ過ちを犯す愚かなものなのでしょうか。幼少の時期から家庭教

育や学校教育、あるいは地域教育により我が国の歴史と地域の歴史を学び、災害教育をしていけば、たび重なる災害による、特に地震と津波によるとうとい人命の喪失は、少しは防げたのではないかと思います。

先日、市庁舎建設に関する特別委員会を傍聴した折、免震ゴムの体験試乗車に搭乗する機会がありました。そこで、直下型地震であったと言われている熊本地震と阪神・淡路地震時のマグニチュード6強と7強の地震を体験することができました。体験して初めて理解できたことですが、マグニチュード6とか7以上といった直下型の揺れの地震では、体を支えることができず、身動きがとれないため屋外に避難することはできないという体験をすることができました。自分自身の身を守るためには室内の耐震対策が必要であり、学校や自治体が行う地震災害時の避難誘導訓練の初期動作を体に覚えさせておくことも重要かと思いました。しかも、将来本市を離れなければならない事情が発生する可能性が高い人ならば、なおさらのこと、頭と体に覚えさせておくことが自身の命を失わない最大の方策と考えます。

特に、本市行政の職に従事しておられる方は、市民の生命と財産を守ることが、市民から託された最大の命題だと思います。あらゆる災害から市民の生命と財産を守るためには、どのように誘導すればよいのか。なかなか災害の経験がない中に、その場の状況に立って考えてみてくださいといっても非常に難しいことですが、他地方自治体では、本市で想定される災害事例が多く発生しております。真摯に捉え、真剣に考えていただき、予防策を講じていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

本題に入ります。熊本地震の影響により、本市も震度5弱の揺れを受けましたが、幸いにも市民の家屋が倒壊するといった大きな被害はなく、人命にも被害が及ぶことはありませんでした。しかし、本市庁舎に大きな被害を受け、現在、分庁舎により地方自治が進行しております。既に8カ月を過ぎようとしていますが、「・・・・・・・・」市民はどこにどのような形の庁舎が建てられるのか、また建設金額は、市民への借金は幾らぐらいになるのか、借金の返済方法はどうなるのか等々、市民にはまだまだ伝わっていないような気がします。市民への本市庁舎建設への取り組みの周知と、市民がどのような庁舎を期待しているのか等々、市民の声をどのように尋ね、導入しようと考えておられるのか市長にお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

これまで開催いたしました未来カフェにおきまして、市民の方々にはお忙しい中、御参加いただいておりますところをございまして、この場をおかりしまして、御礼を申し上げたいと存じます。

市庁舎に関しましても、皆様からいただきました御意見等も持ち帰りまして、新市庁舎設計画に具体的に反映できないか、検討を指示しているところをございまして。これまで市庁舎建設に関する市民の皆様への周知につきましては、住民説明会、市広報等でさまざまな機

一マを主な課題とした技術提案に対しまして、業務への理解度、各課題への整理・検討、実現性等の視点に立ち、市庁舎建設設計業務委託業者選定委員会なるものが厳正なる審査を行ったところでございます。

この審査におきまして最優秀者となりました株式会社山下設計九州支社は、まず1項目め、市民を守るための安全・安心な庁舎。それから2項目め、来庁者や地球環境に優しい庁舎。3項目めに、わかりやすく、親しみを感じる庁舎。4項目めに、機能性、効率性を重視した経済的な庁舎。5項目めに、ICTの最新技術等を活用し、行政サービスの向上につなげる庁舎の実現。この5つのテーマに沿って、本市の目指す姿を十分に理解された最もすぐれた提案であったことが評価され、ここに決定したと、そういうふうないきさつでございます。

その後、最優秀者として選定されました株式会社山下設計九州支社は、本市が示しました条件に従い、市内から応募がありました市内企業枠の全候補者を対象といたしまして、業務実施方針、業務体制、実績等について、山下設計九州支社が直接ヒアリングを実施されまして、本市の市庁舎建設に対しての業務の理解度、資格、業務実績等について、総合的に評価が高かった2者を山下設計九州支社が選定され、今回、山下・本田・月足特定建築設計共同企業体が結成されたということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして3回目。市庁舎建設については、本年10月1日発行の広報ひとよしに市庁舎建設の情報が掲載されていましたが、そのほかにもいろんな情報が錯綜し、弓道場は移転、保健センターと青少年ホームは解体、新市庁舎には本市行政組織の全ての部、課等を結集する。また、保健センターは別棟にするなどとうわさがいろいろ出ております。市庁舎建設への現状と今後の流れについて、また、保健センターと青少年ホームはいつごろ解体される予定かお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

現在、基本設計に先行いたしまして、人吉市新市庁舎移転建設基本構想に沿った基本計画に当たる部分の検討を行っております、これは先ほど平田議員も申し上げられたように、弓道場を残して、例えば具体的に言いますと、取り付け道路の配置・整備案、それから昨日も御説明をさせていただきました免震構造の採用、そういうものを決定させていただいてるところでございます。

今後は、具体的な課題解決に対応するために、設計を平成29年度末、これは基本設計プラス実施設計、年度で平成29年度末ですので来々春ですね、平成30年の春までには完了させて、平成30年度に新市庁舎の建設の着工、平成32年度完成を目指して事業を進めてまいりたいと存じます。細かいところのタイムスケジュールは、今からさまざまに計画をつくって、そして特別委員会のほう、それから市議会のほうにも御相談してまいりたいというふうに考えて

おります。

それから、保健センターと青少年ホームの解体工事の時期につきましては、これは住民説明会でもこれまで説明してまいりましたが、平成29年度中、来年度中に、これは麓町の本庁舎も含めて解体を行いたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 平成29年度中には解体の発注を行う予定とのこと。少し遅いような気がするんですが。国の補助金が出るのは既に確定していますし、庁舎建設は保健センターと青少年ホームを解体した跡地に建設する。しかも、建設場所の地質調査を行わなければ建設はできない。そして最も大きな要因は、現在、分庁舎により市民に大きな不便をかけている。このことを早期に解決させるためには、解体工事と建設工事を別々に発注かけて、新庁舎建設にもっとスピードアップをもって進めていただきたいと思います。

以上で、市庁舎建設関係については終わります。

続きまして2項目め。財政と行政組織機構改革について質問します。第1回目。本市の人口は、本市創立以来、最高5万7,000人を擁した時代を皮切りに、今や3万4,000人ほどとなり、さらに人口減少へと進み、なかなか人口減少への歯どめがきかない状態にあります。

そこで、本市財政状況の推移を最高位年、10年前、5年前、直近の平成27年度についてと今後について、そのときの税収と人口をもとにお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

御質問の最も税収の多かった年度でございますけれども、これは平成9年度でございます。市税総額は、そのとき43億6,526万3,000円となっております。これは決算の数値でございます。また、そのときの当該年度の人口は3万9,412人となっております。

次に、10年前でございます。これ平成17年度におきましては、市税総額は39億5,450万3,000円、人口は3万7,954人となっております。

それから5年前、平成22年度の市税総額は37億6,294万4,000円で、人口は3万5,907人。

それから直近の、これはもう決算終わっていますけど、平成27年度の市税総額は36億4,485万8,000円で、人口が3万3,980人となっております。

人口の減少とともに税収も減少傾向にあるという状況がうかがえるところでございます。

また、今後の本市人口の推計でございますが、国立社会保障人口問題研究所の推計によりますと、5年後の平成32年度の人口推計は3万1,594人となり、平成27年と比較しますと2,386人の減。10年後の平成37年の人口推計では2万9,557人で、平成27年度と比較いたしますと、4,423人も減少になるというような推計が出されておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（田中 哲君） ここで会議時間を延長いたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして2回目。本市起債の償還状況について、先ほどと同じように最高位年と10年前、5年前、そして直近の平成27年度についてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。起債借入額の最も多かった年度とその年の借入額、そして起債償還額についてお答えをさせていただきたいと思えます。

起債借入額の最も多かった年度は平成7年でございまして、このときは23億8,510万円起債を発行いたしております。この要因は、国民体育大会に向け、人吉スポーツパレスを建設しましたことによる起債発行額の増加につながったということでございます。

次に、起債償還額の最も多かった年度でございますが、これは平成9年度でございまして、このときに19億2,699万1,000円となっております。

次に、10年前の平成17年度の起債借入額は11億2,830万円で、この年の起債償還額でございますが、元金償還が12億6,033万6,000円、利子償還が32億4,016万6,000円で、合わせまして起債償還総額は15億8,450万2,000円となっております。

次に、5年前の平成22年度の起債借入額は12億5,192万2,000円で、このときの起債償還額は、元金償還金が13億2,879万1,000円、利子償還額が2億4,418万6,000円、合わせまして起債償還総額は15億7,297万7,000円となっております。

直近の平成27年度の起債借入額、これは決算でございまして、10億8,496万8,000円で、あと起債償還額は、元金償還金が13億3,800万1,000円、利子償還額が1億5,454万8,000円で、起債償還総額は14億9,254万9,000円となっております。

このように起債の償還金におきましては、毎年度の償還金がある程度均等というか、平準化といえますか、そういうふうになるように現在、財政課のほうでは、その年の借入額を調整しながら全体的な抑制を図っているということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして3回目。現在想定されている市庁舎建設費用は幾らか。また、市庁舎建設費用の今後の償還はどのように考えておられるのかお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。市庁舎建設に係る起債の償還方法、償還額ということのお尋ねでございますので、庁舎建設に係る起債の種類から、まず御説明をさせていただきたいと思えます。

その事業の内容によって、災害復旧事業債、地方道路等整備事業債、一般単独事業債の3つの起債に分けて借り入れを行う計画でございまして。当然、本体工事は交付税の85.5%という今バックがあるということで進めております。これは災害復旧事業債に該当すると。それと昨日御説明をいたしました進入路とか、取り付け道路、こういうものは全て市道等々を扱いますので、地方道路等整備事業債を該当させると。そのほかに例えば、西間別館を保健セ

ンターとして使う場合のリノベーションとか、そういうのがありますので、そういう本体工事にかからないものは一般単独事業債、そういうものに分けて借入れを行いたいと考えております。

起債の償還方法は起債の種類によって異なってまいりますので、起債ごとに御説明を申し上げます。その内容につきましては全員協議会、それから庁舎建設の特別委員会において御説明をさせていただいた内容とほぼ同じでございますので、御了承をいただきたいと思っております。

まず、市庁舎本体工事等に対します災害復旧事業債でございますが、総額で37億1,630万円を今のところ年利0.5%で、2年据え置き8年償還で起債をいたしております。この2年据え置き8年償還というのは、災害復旧事業債は総務省のほうが基準をつくっておりますので、地方債計画の中で。私たちのほうで一定のその据え置きを長くしてくれとか、償還を長くしてくれとか、そういうことは現段階では申すことはできない。要するに、2年据え置き8年償還は決まっているというふうな状況でございます。

次に、取り付け道路等に対します地方道路等整備事業債は総額で2億円程度を、これも年利0.5%で、5年据え置き15年償還で試算を行っておりますし、また、先ほどの別館改修等に対します一般単独事業債は総額で1億円程度、これは年利0.5%で、据え置きなしの15年償還を計画いたしておるところでございます。少し期間が長くなるというふうな状況です。

金利のほうは、現在借入れているもので当面はこのまま継続されるということを前提に計画いたしております。恐らくそれは大丈夫じゃないかというふうに考えております。

この条件で借入れを行った場合の各年度の償還額を算出した場合、最も償還額が多くなる年度、これは借入れ時期が数カ年にわたり、そして償還額にばらつきが生じますことから、償還額が一番多いときの額、これはもう財政課のほうで現在試算をしておりますが、恐らく年4億9,000万円程度の返済が必要になるのではと。これはあくまでも粗試算でございますので、そういうふうに考えているところでございます。

この数字だけを見ますと、かなりの財政負担が生じるように思われますが、当然この償還額に対しましては、先ほど冒頭で申し上げましたように、85.5%の交付税措置、要するに償還額に対して85.5%は国が交付税で措置してくれますので、その分で純粋に4億9,000万円が、丸々一般財源を出して償還をしなければならないということではありません。状況的には85.5%の交付税措置で、試算ではその金額は約4億500万円程度になります。それを減じますと、市の純粋な持ち出しは、差し引きますと約8,600万円程度ということで、いかにこの災害復旧事業債が有利なのかというのがおわかりいただけるんじゃないかというふうに考えております。

この持ち出しがふえる分に対しましても、これは昨日の笹山議員の御質問でもお答えをさせていただきましたように、できるだけ市庁舎建設基金、今6億7,000万円程度ありますの

で、これをできるだけ残しておいて、起債の償還時に活用できないかと。そうすれば、さらに8,600万円の負担も軽くなるということで、償還に対しての対応も視野に入れながらやっていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、本市の実質公債費比率は6.9%で、県下でも一番、14市の中でも最高の順位、要するに借金を背負った体質じゃないというふうなことでございますので、これは本市のほうでも、究極の目標として続けてまいりたいと思っておりますので、実質公債費比率が高くなるような状況での起債借入れを今後計画してまいりたいと存じます。

以上、長くなりましたが、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして、今般、市長の選挙公約やマニフェスト及び総合計画等を積極的に推進する体制を整え、企画立案や政策形成機能を強化するため、企画課と秘書課からなる企画政策部を新設するという本市行政組織の機構改革に伴い、管理職が1名増加するため人件費が増加するのではないかと心配があります。

そこで、これまでの本市の人件費の推移について、これも10年前、5年前、直近の平成27年度の人件費の総額と、その時期の職員数について及び平成28年度現在の部長級1人の管理職手当額は幾らかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。人件費の推移について、これは普通会計決算ベースということでお答えをさせていただきたいと存じます。なお、人件費には一般職員の給与のほか、特別職の給与、委員報酬、議員報酬、それから嘱託職員報酬、共済組合負担金などが含まれておりますので、その旨を申し上げておきたいと思えます。

10年前の平成17年度の人件費は、27億4,593万9,000円でございます。次に、5年前の平成22年度の人件費は、26億4,608万4,000円となっております。直近の平成27年度の人件費は、24億9,650万円となっております。どんどん減っていったような状況でございます。なお、現在、部長職の管理職手当は、月額5万3,000円と規定をいたしておるところでございます。

次に、職員数の推移についてでございますが、それぞれ4月1日現在の一般職の常勤の職員数でお答えをさせていただきたいと存じます。まず10年前、平成17年度が376人。それから5年前、平成22年度が339人。昨年、平成27年度が334人となっております。これも定員適正化計画で調整を行っておりますので、減ってきていると。

いずれにしても、人件費及び職員数につきましては、さまざまな先ほど申し上げました要因で減少している状況にあるということでございます。特に人件費のほうは、団塊の世代の方たちが御退職されて、新陳代謝がかなり進みましたので、やっぱりその分、大分安くなっているというのは、これは全国的にも同じような結果が生まれております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 皆さんも周知のとおり、本市の人口は毎年400人近く減少しております。また、回答にもあったとおり、本年10月末現在の人口は3万3,570人、平成32年度の人口は3万1,594人、平成37年度は2万9,557人と、だんだんと減っていく状況になります。

今回の組織機構改革は、総務部から市長室部を分離して、それぞれの組織を効率よく、かつ効果的に機能させるための画期的な機構改革であると思います。しかし、前述のとおり、本市の人口減少には歯どめがかからず、人件費である市税も減少の一途をたどっているものと考えます。ましてや、市庁舎建設の起債も始まります。しかも本市は、本市の歳入に匹敵する起債を既に抱えているのが現状です。

ほかに、確かに職員の適正化計画により、今後職員数は少なからず減少し、人件費は減少するかもしれませんが、毎年、人事院勧告により職員の給与のベースアップが予想されます。そのため、人件費はさほど変わらないのではないかと考えております。逆に増大するかもしれないと推測しております。

たかが年間、管理職手当63万6,000円。これを多いと捉えるか、大したことないか。しかし、これから毎年63万円を払い続けなければならないこととなります。月3万円の国民年金受給者のことを考えると、いかがなものでしょうか。しかも、国の方針により、職員数の減少とともに部署を増改変している。配置する職員数が足らなくなるのではというふうに危惧しております。行政の部の構成では、部を超えた職務はできないようになっているように感じております。よって、部の統廃合といった組織機構改革も一考するに値するものと考えます。職員数の適正化計画と組織機構改革は、本市人口の減少に合わせ、将来の市民に負担を与えない適正な運営を図っていただきたいと要望します。

続きまして3項目め。農業関係について質問します。

まず初めに、都市計画区域の区分についてですが、ここでは簡単に、本市の面積と都市計画区域の面積はどのくらいあるのかについてお尋ねいたします。

○建設部長（大淵 修君） 皆さん、こんにちは。それでは、平田議員の御質問にお答えいたします。

本市の面積及び都市計画区域の面積でございますが、本市の面積は2万1,048ヘクタールでございます。都市計画区域の面積は3,657ヘクタールでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして、本市の農地面積と都市計画区域内の農地面積はどのくらいあるのかお尋ねいたします。

○農業委員会事務局長（荒毛正浩君） 皆さん、こんにちは。農業委員会事務局長荒毛と申します。初めての答弁で緊張しておりますが、簡潔な答弁に努めてまいりたいと存じますので、

よろしく申し上げます。

それでは、御質問にお答えします。

本市の農地面積及び都市計画区域内の農地面積でございますが、どれだけかという御質問ですが、農業委員会にて管理しております農地台帳における直近の農地面積は、約1,744ヘクタールでございます。また、都市計画区域内の農地面積でございますが、5年ごとに実施される人吉市都市計画基礎調査によりますと、平成22年3月現在で約948ヘクタールとなっております。

以上、お答えします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして、本市の農業用地を維持していくためには、行政はどのように考えているのかとの質問は、ちょっと難解だと思いますので、次の農業経営状況についてをお尋ねいたします。

1つ目、耕作面積の推移と農業就業人口の推移について。2つ目、遊休農地の筆数と面積について。うち、非農地の筆数と面積について。3つ目、農地の貸借手続の方法と利用権設定の件数と面積についてお尋ねいたします。

○農業委員会事務局長（荒毛正浩君） お答えします。耕作面積の推移及び農業就業人口の推移についての御質問ですが、5年に一度実施されます農林業センサス資料によりお答えさせていただきます。

本市の経営耕地面積でございますが、平成12年が約1,323ヘクタール、平成17年が約1,102ヘクタール、平成22年が約1,029ヘクタール、平成27年が約1,007ヘクタールとなっております。

次に、本市の農業就業人口でございますが、平成12年が1,778人、平成17年が1,510人、平成22年が1,205人、平成27年が958人でございます。

次に、遊休農地の筆数と面積、また、その中で非農地の筆数と面積はどのようになっているかとの御質問ですが、毎年、農業委員会が行っております農地パトロール調査によりますと、平成25年度が3,017筆の約219ヘクタール、平成26年度が2,040筆の138ヘクタール、平成27年度が548筆の約35ヘクタールでございます。その遊休農地の中で、復元不可能と判断し、非農地の対象といたしました農地ですが、平成25年度が636筆の約54ヘクタール、平成26年度が803筆の約50ヘクタール、平成27年度が229筆の約15ヘクタールございました。

続きまして、農地の貸借手続の方法と利用権設定の件数と面積についての御質問でございますが、農地の貸借手続としましては、熊本県農業公社を介しまして行われる農地中間管理事業を活用した利用権設定と、JAを介して行われる農地利用集積円滑化事業を活用した利用権設定と、あと事業を活用せず、所有者と耕作者との相対による利用権設定の3種類の方法がございます。

申請される際は、それぞれの申請用紙に記載の上、毎月10日までに農業委員会に提出いただいた後に、担当農業委員による調査を行いまして、農業委員会総会にて可決後、市へ意見決定を通知しまして、市が農地利用集積計画を公告し、効力が発生するという事となっております。

次に、利用権設定の申請件数並びに面積でございますが、平成25年度は159件の約50ヘクタールでございまして、農地利用集積円滑化事業のみございましたが、利用実績はございませんでした。平成26年度は193件の約65ヘクタールでございまして、そのうち農地中間管理事業を活用した利用権設定が3件の約1ヘクタール、農地利用集積円滑化事業を活用した利用権設定が11件の約2ヘクタールでございました。平成27年度におきましては、182件の約45ヘクタールでございまして、そのうち農地中間管理事業を活用した利用権設定が10件の約3ヘクタールで、農地利用集積円滑化事業を活用した利用権設定が15件の約3ヘクタールでございました。

以上、お答えします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 県の農業公社を通して、また農地中間管理機構を通して、貸し手のあつせんは余りされていないんじゃないかというふうに思っております。

続きまして、国の農業の補助政策については、常に減反政策と認定農業者としての認定を受けていないと、国からの補助は何も受けられない状況になっておりますが、その減反政策も平成30年には終息するやに聞き及んでおります。

そこで、国の減反政策の推移と本市の認定農業者数の推移、並びに認定農業者認定の要件についてお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） それでは、経済部からお答えをさせていただきます。質問のポイントは3つということで、減反政策の推移、それから認定農業者、これは数の推移でございますね。それから要件ということで。

まず、減反政策の推移でございますけれども、戦後から1960年代にかけて、自作農の農家や生産技術の向上、それと政府が政府米として米を固定価格で買い取ったことからによりまして農家の生活が保障されたと。そういうことによりまして米の生産量が飛躍的に増大し、その結果、政府の米余り現象が増加の一途をたどったということがございます。

そのため、この米の価格を維持する目的で米の強制的な生産調整、これが1970年、昭和45年でございますけれども、これから開始されることになりまして、現在呼び名が生産目標数量と変わっておりまして、この政策が平成29年産米を最後に、47年間続いた国からの生産目標数量配分などが廃止されることになっております。このことによりまして、平成30年産米からは国が策定する需給見通しの情報などを踏まえまして、生産者や米の集荷業者団体が中心となって、円滑に需要に応じた生産が行えるようになるということでございます。

次、認定農業者の数でございます。これの推移と要件。まず推移でございますけれども、本制度は、効率的かつ安定的な経営体を確保することを目的といたしまして、平成5年に認定農業者制度が創設され、現在に至っております。

認定農業者数の過去5年間の推移でございますが、これ数値で申し上げますが、平成23年度は個人が57件、法人15件の計72件でございます。平成24年度が。個人が58件、法人16件の計74件。平成25年度は個人が57件、法人15件の計72件。平成26年度は個人が56件、法人16件の計72件。平成28年度でございますが、これは個人が56件、法人16件の合計72件と、数としては推移をいたしております。平成28年11月末の時点でございますけれども、今年度でございますが、個人が58件、法人が17件、計75件の方々が認定農業者として認定をされているところでございます。

3つの質問の3番目、要件でございますね。これにつきましては、農業経営基盤強化促進法、この法律に基づきまして、県知事の同意を得て作成した本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に照らし合わせまして、農業者が5年後の農業経営改善計画を作成、申請を市へ行いまして、県、市、JA、市農業委員会で構成をいたしております農業経営改善指導チームの審査を得て認定を受けることとなります。

主な要件といたしましては、個人経営の場合、これは5年後の目標といたしまして、年間農業所得が1世帯当たりおおむね680万円以上、年間労働時間が2,000時間程度。個人に対しまして、今度は法人経営の場合です。この場合には、年間農業所得がおおむね1,500万円以上としていただく必要がございます。

審査といたしましては、この目標も含めまして、申請書に記載してございます内容が本市の基本的な構想に照らし合わせまして、先ほど申し上げました農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に照らし合わせまして、適正かどうかを総合的に判断をいたしてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 認定農業者の個人経営の場合、5年後、年間農業所得が1世帯当たり約680万円、年間労働日数は1日8時間労働とみなして約250日程度の就労日数があればよいとのこと。しかし、ここで不思議なことは、ではどのくらいの農業の規模で、年齢的に何歳までの方が、家族何名で、どのような農業形態を営めば認定農業者として認定されるのか、御指導を願えないかなというふうに思っております。本市農業委員会にて直接御指導願えればというふうに思っております。

ところで、このたびの国の改正農業委員会法による農業委員及び農地利用最適化推進委員の役割はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○農業委員会事務局長（荒毛正浩君） お答えします。

改正農業委員会法による農業委員及び農地利用最適化推進委員の役割はどうなっているかとの御質問でございますが、本年4月から施行されました農業委員会等に関する法律、いわゆる改正農業委員会法は、農業委員会が農地の許認可だけでなく、農地等の利用の最適化の推進事務を行うことが定められ、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に取り組むことが制度的に位置づけられたところでございます。そこで、これらの取り組み体制を強化するため、農業委員会が新たに農地利用最適化推進委員を委嘱することとなりました。

御質問の改正農業委員会法による農業委員及び農地利用最適化推進委員の役割でございますが、農業委員は、これまでの農地の権利異動の許認可のほか、担い手への農地集積や遊休農地の発生防止・解消、新規参入促進など、農地利用の最適化の推進に関する指針を作成することとなりました。

一方、最適化推進委員は、それら指針づくりに積極的に参画するとともに、担当区域内において担い手への農地集積や遊休農地の発生防止・解消などの現場活動を主体的に行うということとなっております。

なお、これらの農地利用の最適化を進める上で、農業委員と最適化推進委員とは一体的に連携し合って取り組むこととなっております。

以上、お答えします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） まだ本市及び郡部において、旧農業委員会委員の任期が満了していないため、改正農業委員会法が施行されていないところもあるかもしれませんが、現状の農業委員会委員の報酬についてお尋ねいたします。

○農業委員会事務局長（荒毛正浩君） お答えします。

本市及び球磨郡の現行の農業委員の報酬についての御質問ですが、球磨郡におきましては、多良木町と錦町が本年4月、農業委員会の改選時期であったことから、既に新制度に移行しております。年間の農業委員報酬ですが、新制度に移行した多良木町が34万4,000円、同じく錦町が36万3,000円となっております。

本市を含めその他の町村は、来年7月以降が改選時期でございますので、一応現行の年間報酬でお答えしたいと思います。まずは、本市につきましては40万800円、あさぎり町が26万1,000円、湯前町が26万6,900円、水上村が22万6,000円、相良村が24万2,000円、五木村が21万7,000円、山江村が22万5,000円、球磨村が22万8,000円ということでございます。

なお、参考としまして、県内14市の農業委員報酬の平均を調査しましたところ、年額で約36万5,400円であり、本市が3万円ほど高いといったような状況でございます。

以上、お答えします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 私の誤った情報の入手により、郡部の農業委員会委員の報酬は、本市の委員よりも高額であると聞いておりましたが、意外と本市の委員報酬の額が少し大きいに驚きました。また、県内14市と比べても、そんなに遜色のない額であったことに驚きました。

続きまして、農業関係の最後の質問になります。改正農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の選任要件及び方法、またどのような選出方法となっているのか。そして、改正後の本市のそれぞれの委員の定数は何名と考えておられるのかお尋ねいたします。

○農業委員会事務局長（荒毛正浩君） お答えします。

改正農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の選任要件及び方法はどうかとなっているのかとの御質問でございますが、まず農業委員を任命する際の要件としましては、農業委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから任命することとされております。

また、農業に積極的に取り組んでいる担い手の意見が農業委員会の運営に的確に反映されるよう、農業委員の任命に当たっては、原則として区域内の認定農業者など及び認定農業者に準ずる者が農業委員の過半数を占めるようにしなければならぬとなっております。

そのほか年齢、性別等に著しい偏りが生じないよう、青年、女性の積極的な登用や農地の権利移動等の許可におきまして、より公平性を確保し、農業分野以外の者の意見を反映させることができるよう、利害関係を有しない中立委員を任命することとなっております。

次に、農地利用最適化推進委員を委嘱する際の要件としましては、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから委嘱することとされています。

2つ目の、どのような選出方法になっているのかとの御質問でございますが、その選出方法でございますが、今回の農業委員会法の改正により農業委員の選出方法は、これまでの公職選挙法に基づくものから、市町村長が議会の同意を得て任命することに改正されております。また、農地利用最適化推進委員は、農業委員会の委嘱により選任されることとなっております。

なお、農業委員の任命、農地利用最適化推進委員の委嘱を行うに当たっては、農業者、農業者が組織する団体、その他の関係者に対し、候補者の推薦を求めるとともに、市の広報紙やホームページ等を通して、農業委員、農地利用最適化推進委員になろうとする者の募集をすることとなっております。さらに、農地利用最適化推進委員は、担当する区域を定めて、当該区域ごとに推薦・募集を行うこととされております。

3つ目の御質問の本市における改正後のそれぞれの定数でございますが、今議会にて条例改正案件として上程させていただいておりますとおり、農業委員につきましては、国の指針に従い、現行定数の半数の10人、農地利用最適化推進委員につきましては、農地面積約100

ヘクタールにつき1人の割合で配置できるということから、地域ごとの農地面積を考慮しまして、15人を予定しているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 国の指針を準用するといっても本市の農業人口が減り続け、高齢者ばかりとなり後継者もいない。あと5年で本市の農業人口もどのようになるのか。10年はもたないんじゃないかなと思います。想像がつきそうなのに。しかも、改正農業委員会法の委員の選任は、現農業委員会の方々に選任されるとか、委員の選任が決定しない間は、旧農業委員の方々が任期が切れても、そのまま委員を継続することになっている。現在20名の農業委員定数を職務別に25名にするというのは、一体どのように考えておられるのか。今後の推移を見守りたいと思います。

これにて、農業関係については質問を終わります。

続きまして、学校教育関係について質問させていただきます。今12月議会に教育委員の任命、再任の提案がなされておりますが、改めて教育委員会の役割とは何か、また教育委員の役割は何かお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

まず、教育委員会の役割につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第1条の2におきまして、教育委員会の基本理念として、地方公共団体における教育行政は、教育基本法の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力のもと、公正かつ適正に行われなければならないというふうに規定されております。

また、具体的な役割につきましては、教育委員会の職務権限といたしまして、同法の第21条に、教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行すると規定されております。

その内容ですけれども、第1項が、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。第2項が、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関すること。第3項、教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。第4項、学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。第5項、教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。第6項、教科書その他の教材の取り扱いに関すること。第7項、校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。第8項、校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。第9項、校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。第10項、教育委員会の所管に属する学校その他の教

育機関の環境衛生に関すること。第11項、学校給食に関すること。第12項、青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。第13項、スポーツに関すること。第14項、文化財の保護に関すること。このほか所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事など、全部で19項目の教育に関する事務を所掌しております。

次に、教育委員の役割につきましては、主に、ただいま申し上げました教育委員会の所掌事務に関しまして、教育委員会議等で意見を述べたり、教育委員会に付議すべき案件の議決などがございます。

なお、教育委員の年間を通した活動状況につきましては、今議会の開会日に提出させていただきました教育委員会の事務に関する点検評価報告書に記載しておりますので、そちらも参照していただければと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 我ながら教育委員会の委員の役割が少しわかったような気がします。

続きまして、今議会に教育委員の再任を提案されている方は、保護者代表という方ではありますが、社会福祉法人の保育園長をされており、国及び本市から保育園に対し、教育・保育給付費負担金が給付されております。また、第5次人吉市総合計画策定審議会委員等にも任命されていますが、その直接代表が教育委員に就任することに法的に、また、繁忙な職務を多く抱えておられることに問題はないのかお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

教育委員の任命につきましても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条に規定されております。第2項ですけれども、委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するという規定でございます。

また、このほかに同条の第5項ですけれども、地方公共団体の長は、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業などに著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないと規定されておりますので、今議会に御提案している方につきましては、この規定に基づくものでございまして、小学生と中学生の保護者という方でございます。

なお、委員に関する基本規定につきましては、地方自治法で規定されておまして、第180条の5第6項に、普通地方公共団体の委員会の委員は、当該普通地方公共団体に対し、その職務に関し請負をする者及びその支配人または主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役もしくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができないというふうに規定されております。

今回、御提案申し上げている方につきましては、本市の教育に関する業務の発注などを請

け負うことはできませんが、教育部以外の本市関連の業務に携わることは何ら問題ございません。

それから、繁忙な方だというお話もございましたけれども、保育園長ということで大変忙しい立場にございますけれども、いろいろ事前にお話を申し上げる中で、教育委員会のことについても協力していただけるという本人の承諾を得まして、今回、引き続きお願いするというのを御提案申し上げているところでございます。

以上、御説明いたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 本市は御存じのように、過疎化と少子化が進んでおります。名指して言っているのかどうかちょっとわかりませんが、大畑小、三中においては、各クラスの児童数は10人不足になっております。1園、1小、1中学校の状況。

都会での不登校の原因は、保育園から小学校の入学時、また小学校から中学校への入学時と、生活環境の変化と人的環境の変化があったとき多く発生しやすいというふうに聞いております。

そこで、不登校の原因を緩和する考え方が、学校教育ではないんですけれども、幼・小・中一貫教育とも捉えられているのではないかというふうに思っております。また、小学校では近々、英語教育の教科化が導入されようとしております。小学校での英語教諭の確保の上においても、幼・小・中学校の連携の強化を図るばかりでなく、将来的な大畑小、三中の存続と教師の確保のためにも、幼・小・中一貫教育の実質的な取り組みをする時期に来ているのではないかというふうに考えます。

そのために、あえてじゃないんですけれども、社会福祉法人の保育園長をされている保護者を教育委員として選任されたのではないかというふうに思っております。教育長はどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） お答えします。連携する必要性からの選任という視点で、お答えさせていただきます。

今議会に教育委員に御提案している方につきましては、先ほど部長の答弁の中にもございましたように、あくまで法の規定に基づく保護者の方でございまして、幼・小・中一貫教育に関し、連携する必要性から選任したものではありません。

本市教育委員会といたしましては、平成28年4月1日から施行された改正学校教育法等に基づく、小・中一貫教育の大前提である中学校区ごとの小中連携の推進が大変重要であると捉え、まずは各小中学校の状況や地域の実態等を踏まえ、小中連携の推進に取り組んでいるところでございます。

さらに、小学校と就学前、いわゆる幼稚園、保育園、こども園等の連携につきましても、新入学児童が安心して入学し、スムーズに小学校生活がスタートできるよう、先生方がお互

いに訪問を行ったり連携担当者の会議を行ったりして、情報交換や情報の共有に努めているところでございまして、このような状況の中で、就学前の子供たちの教育にかかわっていらっしゃる方が教育委員に就任され、具体的な取り組みの内容についても、その御経験に基づいた助言をいただくことによりますことは、就学前教育と学校教育との連携がより一層充実するものと確信しているところでございます。そういう意味合いを持ちまして、連携する必要性ということではなく、あくまで保護者の立場ではございますが、最終的にはいろんな形で御助言いただくものと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 体調を崩されている中、御答弁をいただきまして、本当にありがとうございました。

予定どおり5時までには終わりそうですので、以上もちまして、私の一般質問の全てを終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時46分 散会

平成28年12月第5回人吉市議会定例会会議録（第4号）

平成28年12月8日 木曜日

1. 議事日程第4号

平成28年12月8日 午前10時 開議

- 日程第1 議第92号 平成28年度人吉市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第2 議第94号 平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第3 議第96号 平成28年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第4 議第98号 平成28年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議第101号 平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議第105号 人吉市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第106号 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第107号 人吉市交通災害共済条例を廃止する条例の制定について
- 日程第9 議第108号 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第109号 人吉市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第110号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第111号 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第112号 人吉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第113号 人吉市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第15 議第114号 損害の賠償について
- 日程第16 議第115号 損害の賠償について
- 日程第17 議第116号 損害の賠償について
- 日程第18 議第117号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 一般質問
1. 犬童利夫君
 2. 西信八郎君
 3. 豊永貞夫君
 4. 村上恵一君
- 日程第20 議第118号 平成28年度人吉市一般会計補正予算（第7号）

日程第21 委員会付託

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（18名）

1番	塩見寿子君
2番	宮原将志君
3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡隼人君		
副市	長	松田知良君		
教	育	長 末次美代君		
総	務	部 長 井上祐太君		
市	民	部 長 今村修君		
健	康	福	祉	部 長 村口桂子君
経	済	部 長 福山誠二君		

建設部長	大 渕 修 君
総務部次長	小 林 敏 郎 君
総務課長	小 澤 洋 之 君
財政課長	植 木 安 博 君
水道局長	中 村 則 明 君
教育部長	松 岡 誠 也 君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局 長	赤 池 謙 介 君
議事係長	栞 原 亨 君
庶務係長	椎 葉 千 恵 君
書 記	白 坂 禎 敏 君

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行い、一般質問終了後、昨日追加提案されました議第118号に対する質疑を行います。その後、委員会付託をいたします。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

発言の申し出

○議長（田中 哲君） ここで、平田議員より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 皆さん、おはようございます。昨日の私の一般質問の中で不適切な発言がありましたので、その発言部分の取り消しをお願いいたします。その部分は、市庁舎建設への市民の声の導入と周知方法についての質問の中で、「既に8カ月を過ぎようとしていますが」の後から、「市民は」の前まででございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（田中 哲君） ただいま平田清吉議員より発言の一部を取り消したい旨の申し出がありましたので、お諮りいたします。申し出のとおり許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、発言の一部取り消しの申し出は許可することに決しました。

ここで、市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。

ただいま平田議員のほうから昨日の発言に対して取り消しが求められましたので、私も昨日平田議員に御答弁申し上げました私の発言の後段の一部、「・・・」から「・・・・」までの削除をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田中 哲君） ただいま市長より発言の一部を取り消したいの旨の申し出がありましたので、お諮りいたします。申し出のとおり許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、発言の一部取り消しの申し出は許可することに決しました。

質疑を含めた一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、これより質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、7

番」と呼ぶ者あり）7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君）（登壇） 皆さん、おはようございます。7番議員の犬童利夫です。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をしまいたいと思います。今回は3項目通告しておりましたが、3項目めの局地豪雨予測で小型気象レーダーについての質問は議長の許可をいただきましたので、取り下げをさせていただきたいと思います。小型気象レーダーにつきましては、平成29年度から運用するとの報道でありましたが、国土交通省に尋ねていただきましたところ、平成29年度にガイドラインを策定し、運用は平成30年度以降になるとのことでありました。このことにつきましては、その事業の展開があったときに質問をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。今回は2項目とさせていただきます。

まず、1項目めですが、安心・安全な暮らしについて、2項目めが避難所の施設整備についてでございます。まず1項目めですが、安心・安全な暮らしについてです。昨日とけさは特に寒さを感じたところでございますが、寒さとともに火災が発生し、痛ましい報道もなされております。けさの朝刊にも熊本市で7日未明火災、焼け跡から2人の遺体、夫婦と連絡がとれずの報道があっておりました。亡くなられた方の御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

平成27年度版消防白書によりますと、平成26年度中に全国で発生した出火件数は4万3,741件で、平成16年度以降減少傾向であるようでございます。1日平均約120件となるようでございます。また、住宅火災による犠牲者は1,006人で、前年より9人増加しているものの、ここ数年横ばいに推移しているとのことでございます。平成17年以降はおおむね減少傾向にあり、そのうち約半数は逃げおくれが原因で、65歳以上の高齢者が69.5%を占めるとのことです。

住宅用火災警報器の普及とともに住宅火災の死者は減少していることから、火災警報器の未設置世帯に対して早期に設置することを一層促進することが求められております。平成28年6月には火災警報器の設置が義務化されてから10年が経過しましたが、既設住宅用火災警報器の電池切れや機器の劣化などが懸念されているところであります。老朽化した火災警報器の適切な維持管理を進めることも重要であるとされております。

そこで、本市でも住宅用火災警報器の普及と設置促進、あるいは現状の設置状況を把握するため、ことしの2月にアンケートを実施されたとのことですが、その実施区域、方法や件数とその結果についてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 議員の皆様、おはようございます。御質問にお答えさせていただきます。

住宅用火災警報器の設置状況につきましては、先ほど議員が申されましたように、ことし2月に西校区の9町内を対象に、各町内会長さんを通じて班ごとに配布、回収を行うという

方法でアンケートを実施させていただいたところでございます。人吉下球磨消防組合にて行った集計結果によりますと、2,640世帯に対し、56%に当たる1,482世帯から御回答のほうをいただいております。そのうちのおおむね74%に当たる世帯が一部設置または設置をしておるということで結果が出ているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 平成27年6月の火災警報器の設置率は、全国の平均が81.0%、熊本県の平均は81.7%ということであります。先ほどアンケート結果を答弁いただきましたけれども、設置率74%、回収率も56%ということでございましたけれども、その関係もあるかと思うんですけども、非常に低いんじゃないかと思ったところでございます。条例に適合した設置となりますと、設置率はまだまだ下がるのではなかろうかと思ったところでもございます。

次に入りますが、この火災警報器の義務設置から10年が経過しているものについては、電池の劣化や機能の低下など懸念されているところであります。電池の交換や機器の機能の低下に伴う機器の取りかえなどの周知と、そしてアンケート結果を踏まえて、今後の普及啓発と設置促進について考えをお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

西校区を対象に行いましたアンケート結果を見ましても、今後も全世帯への設置に向けた啓発活動や普及促進への取り組みが必要だと認識をしております。引き続き西校区以外の校区につきましても、消防署のほうと連携をしながら、アンケートの実施をしてみたいと存じます。

また、住宅用火災警報器の設置が義務づけられ10年が、先ほど議員から申されました10年が経過をしましたことから、故障、それから電池切れなどにより火災を感知しなくなることが心配されますことから、消防署、そして消防団と連携をしながら、電池切れ等の対応について、しっかり周知をしてみたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 普及啓発に当たりましては、今述べられましたように消防団、あるいは消防署、あるいはやはり町内会の皆さんにも協力をいただきまして、また、連携をとられながら今後さらに普及啓発と設置促進に努めていただきたいと思いますところですので、アンケートにつきましても普及啓発の効果は十分にあると思いますので、今後も継続して効果を上げていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

次に、高齢者世帯への住宅用火災警報器の設置につきましても、臨時交付金を財源として事業が実施されたことにつきましては、さきの平成25年12月の定例会の一般質問で答弁をも

らったところであります。平成21年度を基準に、75歳以上の世帯や65歳以上で要支援、介護を受けておられる世帯などに設置をしていただいたところがございます。その設置から7年を経過しておりますが、設置状況の概略と追加設置など、その経過についてお尋ねいたします。また、その設置世帯からいろいろの問い合わせや相談などがなかったのか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（村口桂子君） 皆様、おはようございます。それでは、御質問にお答えいたします。

まず、高齢者世帯等への火災警報器の設置の状況、概要についてでございますが、平成21年度に国の地域活性化経済危機対策臨時交付金事業を活用し、今議員からお話がありましたように75歳以上の高齢者のみの世帯や、65歳以上の要支援・要介護認定者で高齢者のみの世帯を対象とするなど設置要件を設け、その中で希望されました1,180の世帯に対し火災警報器を設置いたしております。その後につきましては、市の事業の追加事業は特には行っておりません。

また、設置した世帯からの問い合わせや相談はあったかということでございますが、設置しましたのが電池式10年寿命の煙式火災警報器というものでございまして、設置年数が先ほどお話があったようにまだ7年ということもありませんか、現在のところ所管課に対しましてほとんど問い合わせや相談は寄せられていないというような状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） いろいろな問題や相談はなかったとのことではございますが、今後、先ほどから話が出ておりますように、経年とともに設置された世帯の電池の劣化や機能の低下などが懸念されているところがございます。電池の交換や機能の低下など、機器の取りかえなどを含めまして、今後調査などの計画はないのか、お尋ねいたします。

また、火災警報器が設置されていない高齢者世帯など判明した場合は、いろいろの条件などもあると思いますが、補助を含んで設置を含めましたその対応や考えについてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

まず、平成21年度に設置しました際の電池交換や機器の故障等への対応についてでございますが、保証期間内においては設置された業者で補償していただき、保証期間が過ぎた後の故障等への対応と電池交換につきましては、設置をされた世帯での負担を条件に平成21年度においては設置をさせていただいております。そのようなことから、現在のところ改めて調査をするという予定はしていないところでございます。

次に、設置されていない高齢者世帯への補助等による設置を含め、その対応と考えについてでございますが、火災から自分の身や家族の生命を守るためには火災警報器の設置は大変

有効であるということは認識をしております。特に、先ほども紹介がありましたように高齢のため、また病気や要介護のために速やかに動きがとりにくくなる高齢者にとりましては、在宅火災の多くが逃げおくれと言われておりますことから、火災の早期発見が生命を守る大きな鍵になるものと考えております。

平成21年度の設置は、先ほど申しました国の緊急経済対策による交付金を活用して実施しましたので、設置された世帯の負担もなく、市費の持ち出しもございませんでしたが、今後における火災警報器の新規設置や交換となりますと、まず財源の確保が大きな課題というふうに捉えているところでございます。現在のところ、具体的な計画はしていないところでございますが、今後、補助事業などの財源確保を模索しながら検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 先ほども述べさせていただきましたけれども、住宅火災による死者のうち、69.5%が65歳以上の高齢者です。犠牲者をなくすためにも、今現在は具体的な計画はないということでしたが、ぜひ設置に向けて各方面から研究、御検討いただきますようお願いいたします。また、機会あるたびに機器の取りかえなどにつきましても、いろいろ御指導をお願いできればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、市営団地の住宅用火災警報器設置についてお尋ねいたします。東間団地は平成18年、19年度の建設当時に設置されており、ほかの団地につきましても平成18年から3カ年計画で設置が進められ、全世帯に設置されたことはさきの一般質問の中で答弁をいただいたところであり、火災警報器の設置から10年を経過したところであり、その火災警報器の管理につきましては、室内の居住部分に設置してあるため、各入居者において管理されており、誤報やいろいろの相談についてはその都度職員が対応されているとのことでありました。経年とともにその後火災警報器に対する相談や電池切れとか誤報があったので取り外しているなど、そのようなことはなかったのか、お尋ねいたします。

○建設部長（大淵 修君） 皆さん、おはようございます。お答えさせていただきます。

議員申されましたとおり市営団地におきましては、平成18年から3年間をかけた全団地に設置を完了しております。設置から10年を経過しておりますが、その間に電池切れ等の連絡があった、また取り外し等のことはなかったかということですが、10件程度の電池交換を行っております。また、電池は警報器を購入した際に予備として購入していたもので対応しております。取り外しについては確認はしておりませんが、みずから取り外しはないというところで認識をしているものでございます。

その他トラブルについてでございますが、仏壇で線香を多量にたかれたために、多くたかれたために煙に反応した事例とか、電池のセットが緩くなったものがあり、セットし直したところ正常に作動したなどの事例がございました。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 電池切れなどで10件程度電池の交換などをされているようでございます。また誤報についても、仏壇等の煙で発報したということでございますけれども、これはもう正常に働いたということではやはり認識していただければいいんじゃないかと思ったところでございます。住宅用火災警報器設置対策基本方針の平成27年の改正では、設置から10年を経過している場合は、本体内部の電子部品の劣化が考えられるため、本体を交換することが望ましいとされています。一昨日の一般質問の中で市営住宅の今後の課題として、火災警報器の取りかえについても検討しなければならないという旨の答弁がっておりますが、改めて現状の課題も含めまして、今後の取り組みについてお尋ねいたします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

現状と今後の取り組みということでございますが、現状といたしましては、設置後10年となりますので、電池の寿命、取りかえ時期とその目安となりますので、設置年度順に3カ年で順次取りかえを行ってまいりたいと考えております。

議員おっしゃいましたように、警報器本体につきましても10年が目安ということで劣化するということで、メーカーに問い合わせしましたところそういうことでございましたので、火災警報器そのものの交換を行っていただくのがいいということでございました。安心・安全にかかわることでございますので、火災警報器そのものの取りかえ、交換を予定しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 実態の把握につきましては個人の住居ということで、また特に高齢者世帯など現状もなかなかつかみにくいところもあるんじゃないかと思っておりますが、答弁いただいたように安心・安全にかかわることなので、全世帯を対象に年次計画で、3年計画で取りかえを実施したいとの答弁でありました。電池切れだけでなく、劣化や故障などは万が一のときに火災の発見や覚知のおくれにつながるのではないかと危惧していたところでもあります。今後も相談などの対応やその対策についてよろしくお願いたします。

それでは、次に入りたいと思います。市民の命を守る対策としてAED、自動体外式除細動器のことでございますが、このAEDの設置に関することにつきましては、平成25年6月定例会で村上議員が一般質問されています。そのAEDの設置や管理状況について改めてお尋ねいたします。

2004年、これは平成16年ですけれども、その7月から救急の現場に居合わせた一般市民の方がAEDの使用をできるようになったことは皆さん御承知のとおりであろうかと思います。

公共施設や民間事業所などに設置が進められるようになって12年が経過しております。市内でAEDを設置されている公共施設数と、AEDの設置数をお尋ねします。また民間の事業所について把握されておりましたら、事業所数とAEDの設置数をお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

AED——自動体外式除細動器の公共施設への設置所、それから個数についてでございますが、人吉下球磨消防組合のほうに確認をとりましたところ、30の公共施設に35器が設置してあるということでございます。

続きまして、民間事業所への設置箇所と個数でございますが、75の事業所に81器設置してあるということをお伺っております。公共施設、民間事業所合計いたしますと、現在市内105カ所に116器が設置をされているということになっております。

なお、AEDの設置につきましては、人吉下球磨消防組合への報告とか届け出の義務はございませんので、私がただいま申し上げました数字につきましては、あくまでも人吉下球磨消防組合が確認をされている数字であるということも申し上げておきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 市内で公共施設と民間事業所の設置について答弁いただきましたが、105施設で116器が設置されているということでありましたが、先ほど言われましたように届け出とかそういう義務はないということでありましたが、ほかにもかなり設置してあるのではなかろうかと思ったところでもございます。公共施設や事業所などにAEDの設置が推進されている一方、全国的な統計でありますけれども、命の現場にかかわることをためらう人が多いという結果も出されております。以前よりAEDの操作が簡単になっておりますが、知られていないところもあるのではなかろうかと思ったところでもございます。まだまだ取り扱いなどについて、あるいは使用に不安を抱く人も多くおられるのではなかろうかと思っております。そこで、市民の方が年間何人ぐらいAEDに関する講習などを受けておられるのか。過去3年間のデータでお願いいたします。

また、AEDが使用された件数につきまして、民間事業所については把握がなかなか難しいと思っておりますので、市の施設に設置されているAEDが使用された事例がありましたら、その件数についてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

最初に、救急の講習受講者から申し上げたいと思っております。過去3年間の人吉下球磨消防組合による救急講習受講者数でございますけれども、平成25年に1,946名、平成26年に1,669名、平成27年に1,957名、合計で5,572名の方が受講をされておると伺っております。本年、平成28年につきましては、11月30日現在で1,778名の方が受講をされております。

それから、2項目めの使用件数でございますけれども、市の公共施設に限ってお答えをさ

せていただきます。これも下球磨消防組合のほうに確認をさせていただきました。過去3年間、市の公共施設に限定して使用件数はないという御回答をいただいております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 市の施設に設置されている分については使用されたことがないということで、これは本当によかったと思っております。救急講習につきましては、2,000人弱ということで、これは以前平成24年ですけれども、3,000人超えて受講されておったという答弁もあっておりますが、ちょっと少なくなったかなと感じているところでもございます。市民の方からAEDがどこに設置しているかわからないという意見も聞いているところでもございます。機会あるときに公共施設のAEDの設置場所や救急講習の受講などにつきましても、広報方よろしくお願ひしたいと思います。

次に、避難所に関してお聞きしますが、地域防災計画書の中で定められています指定避難所への設置状況と、特にバッテリーや消耗品などの管理状況についてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

現在、人吉市地域防災計画書に記載をしております指定避難所21カ所ございますが、田野活性化センターを除く20カ所につきましては、AEDが全て常設をされているという状況でございます。田野活性化センターにつきましては、AEDを常設はしておりませんが、旧田野小学校にAEDがございまして、地域で管理をしていただいております。田野活性化センターを指定避難所として使用する場合には、旧田野小学校のAEDを使用する。持って行って使う、そういうような準備する体制は整えておるところでございます。

2つ目の消耗品等のチェック、交換につきましては、これはもう定期的に点検を行い、全てのAEDについて正常稼働ができる状態を維持しております。これはもともと設置したときから、これがうまくいかないならば、いざというときに相当やっぱりつらい思いをされると思いますので、そこだけはしっかりやらせていただいております。直近で申し上げますと、平成28年2月、ことしの2月に各コミュニティセンターのバッテリー及び電極パッドの交換を行ったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） バッテリーなどは定期的に点検、あるいは消耗品の取りかえは実施されているということで安心もしたところでございます。

次に、小中学校内の管理状況についてお尋ねいたします。指定避難所として少し重なる部分もあるかと思っておりますけれども、先ほどと同じようにバッテリーなどの消耗品の管理等についてもお尋ねいたします。

また、学校内の設置場所については、学校全体の教室などの配置で若干は違うと思っております。

けれども、その設置位置、それについてもお尋ねいたします。学校の適正なAEDの配置については、日本救急医療財団から平成25年にAEDの適正配置に関するガイドラインが示されており、その中にあります学校における児童生徒の突然死の多くは、クラブ活動や駅伝の練習、あるいは水泳中など運動負荷中に発生しているとのことでもあります。運動場やプール、体育館の近くなど発生リスクの高い場所を考慮して設置する必要があると示されています。1分1秒でも早いほうが救命率も高まります。屋外の運動場やスポーツを考慮した体育館などの発生リスクの高い場所へ増設して設置する考えはないか、お尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） おはようございます。お答えいたします。

市内の小中学校へのAEDの設置につきましては、各学校へ2台ずつ設置をしております。1台目は職員室や保健室、玄関など各学校の施設の配置状況に応じて設置しているということです。2台目は議員が申されましたように、体育の授業や運動クラブの活動などのときに運動負荷中の心停止の発生のリスクが高い体育館内に設置しております。いずれも盗難のおそれがないように施設内部に設置し、人目につく場所でAEDとわかる表示をしております。

また、バッテリーや電極パッドのチェックにつきましては、学校全体の施設設備の点検を定期的実施しておりますので、その折にAEDを含めチェックをしております。なお、消耗品等の交換につきましては、表示してある使用期限をもとに教育委員会事務局で予算を計上し、購入交換をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 以前お尋ねしたときに、各学校に1台が設置されておったことを記憶しているところでございますけれども、今答弁をお聞きしますと2台目も設置していただいたということで、なおかつ危険性の高い体育館に設置していただいたということで、安心・安全の確保の面から大変よかったと思っているところです。

次に入りたいと思いますけれども、AEDを使うには資格は要りませんが、取り扱いなどの体験しておくことは大変重要なことだと思っております。職員や先生方のAED講習の受講状況についてお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

市内の各小中学校の教職員に対するAED使用の講習は、毎年全教職員を対象に実施しております。実施時期は各学校によって異なりますけれども、多くは水泳の授業が始まる前の時期に実施をいたしております。なお、講習内容につきましては、毎年ということではございませんけれども、人吉下球磨消防組合から職員を派遣していただき、心肺蘇生訓練とともに実施することもございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 全員の先生方がAEDの取り扱いに関する講習を受けておられるという事で、今後もさらに計画的な講習会を実施していただきますように、また取り組んでいただきますようお願いしたいと思います。

次に、来年度は第72回熊本県民体育祭が人吉球磨で計画されていることにつきましては、さきの全員協議会で実施計画案の概略について説明を受けたところであります。また、今議会の大塚議員、福屋議員の一般質問や答弁の中で熊本県民体育祭の実施についての議論の中でもありましたが、大会当日などはスタッフも含め、かなりの多くの県民の方が来られることになると思っております。人吉市内でも十数カ所でスポーツの祭典が繰り広げられます。学校やスポーツ施設にはAEDは設置されていますが、設置されていない競技場へのAEDの設置も必要ではないかと思っておりますが、どのような計画があるのか、お尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

来年人吉球磨で開催されます県民体育祭は、第72回熊本県民体育祭人吉球磨大会実行委員会が設置され、カルチャーパレス内に事務局を置いて準備を進めているところでございます。事務局に確認しましたところ、各競技会場にAEDの備えつけがある場合はその施設の管理者から借用し、会場に備えつけがない場合は、開催日が土曜日、日曜日になりますことから、利用されることがない施設から借用するか、または業者からリースで対応するという計画であるということでした。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 現在、競技場に設置されているそれぞれの施設のAEDを借用し、不足分についてはリースなどを検討しているとのことでありました。また、その中で、ほかの施設から借用ということもちょっと答弁いただきましたけれども、これについては十分、その施設が支障なければ問題ないと思っておりますけれども、そのところは十分注意を要するところではなかろうかと思ったところでございます。そのようなことで、ぜひ、競技場、開催場所には設置していただき、万全を期していただきたいと思ったところです。よろしく願いいたします。ただいま答弁の中でありましたように、このAEDにつきましても、レンタルやリースもあるようでございます。今後、各施設や新たに設置される場合など、リースやレンタルについても検討することも必要でなかろうかと思ったところでもございます。

次に、また関連することでもございますけれども、地域のスポーツ大会などへの貸し出しについてでございます。このことにつきましては、村上議員も質問の中で要望として取り上げられておりましたが、校区や町内、あるいは各団体の運動競技であったり、あるいは不特定多数の人が出入りするような催し物、こういうものを行う場合など、AEDを貸し出す制度を設けることはできないか、お尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

スポーツの大会を開催される場合は、小学校や体育施設を利用されることが多いことかと存じます。小学校を利用される場合ですと、体育館にAEDが設置されておりますので、それを利用していただくということです。また、運動場のみを利用される場合は、事前に教育委員会にお知らせをいただくことで学校のAEDが利用できるように便宜を図るということでございます。

また、市内の体育施設を利用されます場合は、それぞれの施設にAEDが備えつけをされております。また、AEDがない場所での大会は、NPO法人の人吉市体育協会に加盟している競技団体がその大会を主催または共催する場合には、体協のほうに2台が貸し出し用として常備をされております。事前に借用申請書を提出することで貸し出しができるようになっております。

今後は、屋外の体育施設を直接利用される団体等に対しまして、貸し出し用のAEDの設置について検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 学校や体育施設を使用する場合はそれぞれの施設のAEDを利用し、また、体育協会に2台の貸し出し用があるとのことでありましたが、これについては、今体育協会に加盟というか、しているところに貸し出すということでもございましたけれども、ぜひこの貸し出し制度について制度化などしていただいて、一般の人にも広く周知していただきたいと思っております。ぜひ検討方、よろしくお願いいたします。

現在、24時間営業のコンビニなどの設置も多くなっていると聞くところでございます。また、災害用自動販売機に組み込まれた24時間対応のAEDもあるようでございます。市民の生命と安心・安全を守るため、これからまたいろいろの方策を検討していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。これでAEDについては終わります。

次に、災害時のマンホールトイレについてお尋ねいたします。このことにつきましては、昨日、宮原議員が詳しく質問をされております。理解したところは割愛させていただき、ほか重複するところもあろうかと思いますが、質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、下水道管についてお尋ねいたします。地震などで甚大な被害に見舞われた被災地では断水や下水管の損傷によって水洗トイレの環境が悪化することが想定されているところですが、下水道管に直接甚大な被害があった場合、例えば下水道管の破損や閉塞など考えられると思いますが、道路上から直接調査をされるのか。そして、昨日の答弁の中で下水道管162キロと答弁がっておりますけれども、市内全域の調査となれば、その時間はどのくらいかかるのか、お尋ねいたします。また、下水管そのものの排水機能がなくなったとき、機械的な信号などでわかるのか、お尋ねいたします。

○水道局長（中村則明君） 皆さん、おはようございます。お答えいたします。

地震などの災害が発生しましたとき、下水道の管路につきましては発災後直ちに道路上からの目視による緊急点検を実施し、マンホールの浮上や道路の陥没箇所の調査を行います。本年4月の熊本地震時では、本市では1班2名の3班体制で4時間かけまして緊急点検を行っております。また、並行しまして、人吉浄水苑と4カ所の汚水中継ポンプ場、13カ所のマンホールポンプ場を電話回線で結ぶ遠方監視装置により、各ポンプ場のポンプ貯留槽水位、ポンプの運転状況により管路の閉塞等を調査しております。

熊本地震時では、本市では被害はありませんでしたが、この調査で異常を確認した場合は、マンホールのふたをあけてマンホールの破損状況、マンホールと下水管接続部の異常確認、下水の流下状況等を確認する一次調査を行い、必要に応じて応急対応を行います。次に、管路内をカメラなどを使用して、下水管のずれやたわみなどを確認する二次調査を行い、その後、本格復旧を行うこととしております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 調査については本年の熊本地震で調査されたとのことで、その実際の例を挙げて答弁いただきましたが、カメラを使って二次的な調査までであるということでごさいます。例えば、ある区域の部分的な下水管の破損や閉塞など、あるいは橋に通してある下水管の破損などがあつた場合など、機能回復のためどのようなことが考えられるのか。バイパスのような工事なども考えられるのか、お尋ねします。

また、そのような場合、生活用の水の使用の制限、こういうものもあるのか、どのようにされるのか、お尋ねいたします。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

下水道管路に道路の陥没や液状化した土砂の侵入による閉塞等が発生したり、また、橋に添架してあります下水管路が落下した場合にはすぐには復旧できません。例えばでございますが、水道が復旧したにもかかわらず、下水道が壊れているから水洗トイレが使用できない状態というのは極力避けなければなりません。このような状況では、議員御質問のとおり使用水の制限をする広報活動を行いながら、マンホールから汚水が越水したり、河川等に汚水が流れるといった2次被害にならないように、仮設配管によるポンプの圧送、議員御指摘のバイパスでございますが、仮設配管によるポンプの圧送やバキューム車で配管に詰まった汚水を、閉塞箇所を通り過ぎたところのマンホールに排水する方法を繰り返すことで機能を確保しながら、本復旧するまで対応することとしております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） いかなる場合でも下水管の損傷により2次災害にならないような方法

で機能を確保したり、水の使用の制限などをお願いしながら、下水管が復旧するまで対応するとのことでありました。ひとたび大規模な災害が発生しますと、水道や水洗トイレが使用できなくなるなど、これまでの過去の災害で汚物があふれたり、また、トイレの使用を控えるため飲料を我慢することにより被災者の健康被害にまで及んでおります。このようなことから、災害時に快適なトイレ環境を確保することは命にかかわる重要な課題として認識されるようになったことは皆さん御承知のとおりであります。

このようなことも踏まえ、昨日、宮原議員の質問や答弁の中でもありましたが、今回総務文教委員会でマンホールトイレ整備の先進地であります京都府長岡京市に視察に行かせていただきました。その視察では、役所で説明を受けた後、実際の避難所、これは学校でありましたけれども、設営状況などを視察させていただきました。私が感じた最大の特徴は、発災後、早い時期に設置できること、洋式で段差がなく、近づきやすいということを感じたところでございます。また夜間の照明であったり、風対策であったり、トイレの大きさなども課題もあるとのことでありました。本市の業務継続計画でもマンホールトイレの整備について、より現実的なものとして早急に検討していく必要があるとのことでありました。

この整備計画につきましては、昨日、宮原議員の質問に詳しく答弁がっておりますので、理解しましたので割愛させていただきますが、要望を1点お願いしたいと思います。マンホールトイレを設置し、使用する場合には排水などのため、ある程度の水が必要ということでありました。学校などにマンホールトイレを設置した場合、プールの水などを活用するためには、可搬動力ポンプの設置が必要とのことでありました。可搬動力ポンプの継続的な維持管理面などを考えますと、そのことにつきましては、事前に消防団と協議、検討することも考えられるのではないかと思ったところでもあります。管理について、プロが管理していれば安心であると思ったところでございます。ぜひ、この件に検討をお願いしたいと思います。いずれにしてもマンホールトイレの整備について、より現実的なものとして早急に取り組むとのことでありました。早く実現することを期待しているところでもあります。

次の質問に入ります。災害により建物は大丈夫であったが、断水により機能しないトイレやそのトイレの空間を利用し、携帯トイレや段ボールトイレなど、簡易トイレを設置し、高齢者や身体に障害のある方など優先的に使用することも可能ではなかろうかと思っております。携帯トイレや段ボールトイレ、あるいはポータブルトイレなど簡易トイレと環境に配慮した汚物を固める凝固材もあるようであります。昨日も答弁っておりますが、その備蓄状況についてお尋ねします。

また、今回の熊本地震の避難所では、夜はマンホールトイレや仮設トイレが暗くて怖くて使えないという声が上がったとのことでございます。東日本大震災で避難所となった気仙沼市立唐桑中学校の生徒や先生のアイデアである、ソーラーライトでトイレへの道しるべをつくれ、大変喜ばれたとのことでありました。ソーラーライトは、小さな一般住宅で使うよう

なソーラーライトだったそうでもあります。やはりトイレにも必要なことは、安心であることが求められているようでございます。非常に参考になるのではないかと思ったところでもあります。仮設トイレを設置する場合にあっても、応用できると思います。考えについてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

大災害が発生した際、本市が想定しているのは何といたっても人吉盆地南縁断層地震でございまして、非常に多くの課題が同時に発生することになりますが、特に議員が先ほどから申し上げておられます断水等によりトイレが使用できない状況になったときの対応、これはちょっと予想もつかない状況で、非常に重要な課題の1つであると捉えておるところでございます。御指摘のとおり水が使用できない状況でも、トイレは必ず必要になる。まずは災害の発生初期段階において、避難所そのものが使用できるかの判断も含めて、万が一トイレが使用できない場合に、トイレスペースをどう確保するのかを考えておくことが非常に重要であるというふうに考えております。ただ、これは頭の中でイメージしているだけであって、本当にそういう状況のときにしっかりそういう対応ができるのか、これは本当にわからないのですけれども、日ごろからのやっぱり訓練といいますか、イメージトレーニングといいますか、さまざまな状況をやっぱり想定する、そういう日ごろからの対応等々をとっておく必要があるのではないかと考えております。

現在の仮設トイレの備蓄数でございますけれども、これは昨日宮原議員にもお答えをいたしましたとおり、車椅子でも利用可能な洋式仮設トイレを2基、段ボールトイレを17基備蓄をいたしております。また、簡易トイレ用の蓄便袋を1,000人分備蓄しておるところでございます。この段ボールトイレと一時的な簡易トイレ、蓄便袋ですね、これには先ほど議員がおっしゃいました便凝固材なども附属しておりますので、万全とは言えませんが、衛生面、取り扱い面の実用性もあるものではと思っておりますものの、やはり数が少ないし、なかなか今から先、しっかり対応をとっていかなければならないということでございます。今後も避難者数を想定しながら、どのような体制、整備が必要かをしっかり検討してまいりたいと存じております。

最後にお尋ねされましたマンホールトイレ整備に伴います夜間照明の確保でございますが、これはもう大災害時に屋外にトイレが恐らく設置されるということを考えますと、夜間でも安心・安全にトイレを利用していただくために照明の整備、それはもう絶対必要なことでありますので、今後マンホールトイレの整備計画等々具体的なものをまとめ上げますときに課題の1つとして取り上げ、そして、その整備も入れ込んでいきたいというふうに考えております。

まず、災害はきのうも申し上げましたけれども、待ってくれないので、できるだけ早い対応を速やかに行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） まさに被災者の市民の方がやはり使いたいと思うマンホールトイレや仮設トイレの整備のあり方ではなかろうかと思っております。携帯トイレや簡易トイレ、あるいは先ほど申されました車椅子用洋式トイレなど、また、汚物を固める凝固材も備蓄してあるとのことですが、今後も備蓄品の増設、数が少ないということを認識されているようでございますので、その増設、整備を進めていただきたいと思いますと思っております。

また、マンホールトイレを設置することにより、その活用につきましては、防災訓練時はもちろんでございますが、設置場所によっては、例えば多くの人が集まるイベントなど、またひとよし春風マラソン大会のときなども活用できるのではないかと考えているところでございます。その活用がいざというときなど、このマンホールトイレの取り扱いや設置についてスムーズにいくのではなかろうかと思ったところでもございます。今後もマンホールトイレの整備の中で、地域的な課題や活用について、いろいろな方面から検討していただき、整備を進めていただきますようお願いしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時18分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇） 皆様、こんにちは。10番議員の西信八郎です。

通告に従いまして一般質問をします。項目は農業関係としまして、人・農地プランの進捗状況について、2018年からの国による生産調整廃止について。教育関係としまして、小中学校における防災教育と災害ボランティア教育について、ヤングケアラー・若年介護者について、TOS S熊本について。市民の声から、大畑駅の今後の活用について、父子家庭への支援について、防災サポーターの拡充と自主防災組織の充実について、市道人吉矢岳線についてであります。

では、人・農地プランの進捗状況についてであります。地域の農業を取り巻く環境は、農家の高齢化、担い手、後継者不足など依然として厳しい状況が続いています。地域農業を維持発展させていくには、認定農業者を初めとした意欲と能力のある担い手の育成を図り、集落営農の組織化、法人化など今後の農業を担う人材の育成、確保に向けた活動を促進していくことが鍵となります。人・農地プランの作成、見直しは認定農業者の掘り起こしにつながり、中心的経営体を認定農業者として申請することで多くの支援措置などのメリットを受け

ることができ、経営の安定を図ることにもつながります。中心的経営体は今後の地域農業を主体的に担う農業者として地域が認めたものであり、地域全体で支えていくことが重要となります。

また、人・農地プランでは農地集積のプロセスが明確になるため、中心的経営体への農地集積が円滑に進むことが考えられます。そのため認定農業者の経営発展にとっても中心的経営体に位置づけられることは大きなメリットとなります。

一方、担い手が不足している地域では、集落営農の組織化、法人化に向けた地域の合意形成を推進していく必要があります。その中で、地域の中心的経営体として効率的、安定的な経営をしていくには成熟度の高い個人経営体へ移行していくことが期待されます。では、本市の人・農地プランのこれまでの進捗状況はどうなっているのか。また、そこで見えてきた課題は何か、お尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君） 皆様、こんにちは。御質問にお答えをいたします。

人・農地プランに対する進捗状況と課題ということで2点の御質問でございます。人・農地プラン、まずはこれでございますけれども、農業におきまして地域の高齢化や担い手不足が心配されているそういう中でございますけれども、持続可能な力強い農業の実現のためには基本となります人と農地の問題、これを一体的に解決する必要があるといたしまして、これは平成24年度からでございますけれども、国がスタートさせたものでございます。

本市におきましても、同年度、24年度ですけれども、全農家へのアンケート調査を行いまして、その結果をもとといたしまして5地区、これは人吉、中原、西瀬、間、大畑でございますけれども、この地区での説明会などを経まして、平成25年の6月、本市の人・農地プランを決定いたしております。その後、全農家への水田意向調査、こういったものも行いながら、5地区での話し合いなど県やJA並びに市の農業委員会などの関係機関と連携いたしまして行ってきているところでございます。

そうした中で、平成25年度におきましては、中神町の大柿地区が県の農地集積加速化事業の重点地区に指定されたと。再度地域内のアンケート調査や集落での話し合いを重ねられまして、平成26年4月に大柿地区営農改善組合と、同年5月に大柿営農生産組合が設立されております。平成27年度でございますけれども、これは、上漆田、下漆田、東漆田、漆田地区でございますが、県の農地集積加速化事業の重点地区に指定をされまして、大柿地区と同様に本年9月でございますけれども、漆田地区営農改善組合が設立されております。平成28年度今年度でございますが、大畑麓地区が県の集積促進地区、重点地区から名称が変更となっておりますが、これに指定をされております。同地区は既に集落営農組織がありましたことから、このことから地区内での話し合いは大変スムーズに済みまして、先月の11月10日、大畑麓地区営農改善組合が設立されたところでございます。また、当地区におかれましては、現在法人化に向けた準備を進められているというところでございます。

大柿地区、漆田地区、大畑麓地区につきましては、あわせて県農地集積加速化事業の実施に伴いまして、集落活動等交付金、合意形成交付金が交付または交付される見込みとなっているところであります。

そのほか、これまで個別に大野地区、それから赤池・蟹作地区、永野地区、下原田地区、上原田地区におきまして、制度説明や農地の貸し借りの説明等を行っておりまして、その中で現在は永野地区、上原田地区での話し合いを継続しているところでございます。以上が進捗ということで、次は課題でございます。

人・農地プランが農業において地域の高齢化や担い手不足、これは人・農地を一体的に解決するために実施されておりますことから、まずは集落内での話し合いを進めるに当たりまして、集落内の農家と集落外から耕作にいらっしゃいます入作農家、こういう方々を含めまして、地域内の現状と課題をよく知っていただくことが、まずは課題と存じております。その上で、将来に向けました集落内での話し合いについて、それぞれの御家庭から御家族、子供さんなどできる限り多くの世代の方においでいただきまして、地域が一体となって地域農業の将来を考えていただくと、また方向性を導き出していただくことが一番の課題ではないかと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 本市における人・農地プランの策定による集落営農組織は着実に前進しているようですが、今後、集落営農組織がない地域を将来的にどのようにしていくのか、お尋ねをしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

今後の集落営農組織がないところをどうしていくのかということでございます。先ほどの御質問の中でお答えさせていただきました集落につきましては、将来の地域農業の経営維持、発展について集落から自発的に取り組まれたというところがございます。本来はこのように集落内の農業者の方々からみずから考え、話し合いをして取り組んでいただくというのが一番望ましい形なわけでございますけれども、これにはやはりリーダーとなる人材の存在、これが不可欠となるわけでございます。

このリーダーとなります人材の例といたしまして、人・農地プランのこの地域の担い手として位置づけられております認定農業者、それから、新規就農者の方々などがいらっしゃるわけでございますけれども、現在農家振興組合がございまして82集落におきまして、全ての集落にこうした方々がいらっしゃるというわけではございません。しかしながら、集落営農は将来に向けました地域農業の永続的な経営を行う手段の1つとして大変有効であると存じております。本市といたしましては、引き続き農家振興組合長会議、それからJAの座談会などさまざまな場におきまして、集落営農組織づくりの啓発も行いながら、あわせまして認定

農業者や新規就農者の育成確保、さらに国、県、市の事業等の周知につきましても、これは県やJA、農業委員会など関係機関と一体となりまして、地域の実情にあった農業行政を推進してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 集落営農組織の結成といった地域農業構造の改革は、地域、集落での話し合いや合意形成活動が基本となります。そうなりますと、答弁にありましたこれらをまとめるリーダー、中心となる人物の育成が不可欠であります。人材育成は同プラン作成の当初からの課題であり、本市としましては、農家が農業を続けられるようにさらに人材育成、人材発掘については取り組んでいただきたいと思います。また、集落営農づくりの啓発もあわせてお願いをしたいと思っております。その中におきまして、地域の課題を地域で認識してもらいまして、営農組織の必要性を認識していただきたいと思いますというふうに思っているところです。

次に、2018年からの国による生産調整廃止についてであります。このことにつきましては、笹山議員、平田議員が質問され、一部重複しますが、御了承いただきたいと思います。2018年、平成30年から国による生産調整が廃止されますが、国のスケジュールとして今後どのように進むのか、お尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

2018年、平成30年からの生産調整の廃止につきまして、スケジュールということがございます。現在、本市が把握している情報でということをお答えをさせていただきます。これは、笹山議員と平田議員にも御質問の中でお答えさせていただきましたが、米の生産に関しましては、平成30年産以降でございますけれども、行政による生産数量目標の配分は行われなくなると。生産数量目標の配分廃止となるところでございます。平成30年以降は、国からは全国ベースの需給見通し及び生産の見通しのみを提示されると。また、産地別主要銘柄ごとのきめ細やかな情報を提供し、産地の具体的な販売戦略を支援するということとなっております。また、一方県におきましては、現在、各市町村、これは地域再生協議会のアンケート調査とヒアリングを実施されておまして、地域の意見の吸い上げを行っておられるところでございます。

以上が、現在本市が把握しております状況でございます。現段階におきましては、国、県、市町村や再生協議会に対しましての具体的な説明、そういった説明会等もあっておりますので、詳細につきましてはまだわかっていないというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） それでは、国による生産調整廃止以降、米の生産については地域再生協議会や農家みずからが計画して生産することになると思っておりますが、平成30年に向けた課題、

主食用米を含め、地域の強みを生かした土地利用型農業のビジョンを改めて描く必要があることや、国による配分廃止が米価下落につながらないように地域の需給調整機能の仕組みが必要であること。そして、米の直接支払交付金、現行は10アール7,500円ですが、この廃止を含め、制度等の変化に対応できる営農体制の構築が必要であると考えますので、平成29年度は国によらないみずからが取り組む生産調整に向けての大事な準備期間となると認識しますが、このことについて市はどのように考えているか、お尋ねをいたします。

○**経済部長（福山誠二君）** お答えいたします。

米の生産調整について平成29年度、生産調整に向けての大切な準備期間で、こういう中で本市の考えということでございます。米の生産数量目標の配分、これまで国から県農業再生協議会を通じまして市町村農業再生協議会、これが農家へ生産数量目標を配分していたわけでございますけれども、現場に近づくほど一律的な配分とならざるを得ない、こういうことがございまして、生産数量目標と実際の販売実績、それから販売力との間にギャップが生じているという現状がございました。そうしたことから、国においては平成26年度からでございますけれども、平成30年産からの目途ということで、行政による生産数量目標の配分に頼らないと、需要に応じた生産が行われるよう環境整備の一環といたしまして、産地別にきめ細かい需給、価格情勢や販売進捗、在庫などの情報提供を現在行っているところでございます。また、県や本市を含めました市町村再生協議会、こちらのほうにつきましては、水田フル活用ビジョンを策定いたしまして、飼料用米や加工用米といった非主食用米や麦、大豆及び米以外の作物の作付を優遇いたしまして、需要に応じた主食用米の生産を行ってきたところでございます。

平成30年産の以降につきましては、生産数量目標の配分がなくなりますことから、米の需給と価格安定を図るため、米の売れ残りが発生しないようにと需給に応じた生産を基本とすることが大切であるものと存じます。現在、本市におきましては、経営所得安定対策の効果もございまして、主食用米の作付面積は平成28年度見込みでも、生産数量目標の面積換算値を87ヘクタールほど下回っているところでございまして、生産調整としては十分に達成しているのではないかと。本市といたしましては、30年産米からの生産数量目標配分の廃止を見据え、また、米の需給と価格安定のためにも、今後も継続して経営所得安定対策の推進を関係機関と一体となって推進してまいりたいと存じます。

加えまして、国・県において新たな施策等が講じられました場合には、これは当然あわせて推進してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 10番。西信八郎議員。

○**10番（西信八郎君）** 米の生産も含め、農業施策を今後どのように推測されるか、お尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

米の生産を含めまして、農業施策の今後をどう推測するかということで、これは正直、推測は非常に難しいというところがございます。作物全体といたしましては、T P Pにつきましても、国におきましてT P P関連政策大綱の着実な実施といたしまして各種事業を展開されているところがございますけれども、これはアメリカ大統領の選挙がございまして、その動きが大変不透明になったということもございまして、T P Pの実現については実はわからないところがございます。米につきましては、これまでもお答えいたしましたとおり平成30年産から生産調整が廃止されますことが、国からは全国ベースの需給見通しや生産の見通しの提示、また産地別主要銘柄ごとのきめ細かな情報の提供と産地の具体的な販売戦略を支援するというようになっておりますことから、これからも結論は出てはいないわけですが、県段階におきましても、県の再生協議会を通じまして市町村再生協議会は何らかの情報提供は継続して行われまして、生産者や集荷業者におかれましてはそうした情報をもとに生産とか販売を行っていくことになるのではないかと私どもは推測しているところがございます。

米以外の作物につきましても、本市におきましては、現在主食用米にかわってW C S用稲、これとか飼料用米、こういったものの生産増加が見られますことから、経営所得安定対策交付金によります経営の安定化が図られているところがございますが、しばらくは継続されるものと推測いたしております。そのほか、現在実施しております中山間地域等直接支払制度を含みます日本型直接支払制度、これとか集落営農支援制度のこういった各種施策についても、現在のところ廃止されるという情報も入っておりませんので、引き続き実施されていくのではないかと推測をいたしているところがございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 答弁にありましたように今後の農業政策につきましては、情報収集に努めていただきたいと思います。また、地域の水田フル活用ビジョンの策定は必要になると考えますので、農業者の作付希望、J A、集荷業者の販売計画、地域の土地利用の現状等の把握、分析を行い、地域の主食用米の位置づけを検討していただきたいというふうに思います。

また、県の再生協議会の資料の中には、数年後の県の需給調整における目指す姿ということで、地域の作付計画の合計が本県産米の需要見込み量を超えないよう県段階で助言をする。地域みずからが米の需給量を前提に農業者の作付ニーズや土地利用計画等を勘案し、水稻の作付計画を策定し、農業者へ指示するというようなことも書いてありますので、これに向けてまた取り組みのほうをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、小中学校における防災教育と災害ボランティア教育についてであります。本年4月

に起こった熊本地震では50人のとうとい命が失われました。東日本大震災が発生したとき、小中学生が住民を避難移動させ、大勢の命を救ったということをお聞きしました。熊本地震でも避難所でのボランティアを引率して小中学生が活動しているようであります。防災教育や災害ボランティア教育は非常に大切なものと考えます。災害はいつ起こるかわかりません。例えば平日など大人が仕事で地域にいない場合、高齢化が進んでいる現状、小中学生の力が必要となる場面が出てくると考えます。本市における防災教育や災害ボランティア教育についての取り組み状況とお考えをお尋ねします。

また、福屋議員の質問の中におきまして総務部にお尋ねがありました防災士の育成について、小中学校で取り組めないかお尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君） 皆様、おはようございます。自己管理ができなくて、聞き苦しい答弁でまことに申しわけございません。お許してください。それでは、御質問にお答えいたします。

御承知のように地震直後は、被災して使用できなくなった学校を除く多くの学校が避難所になりました。子供たちは余震への恐怖と不安を抱えながら、毎日を懸命に生きてきたことと思います。そのような中で、西議員からも紹介されましたように、避難所での子供たちの様子、活躍が報道等を通して伝わってまいりました。自分たちの生活が落ちつかないのにほかの人を思いやり、助け合い、協力し合って自分たちにできることを積極的に取り組んでいる姿に感動したのは私だけではないと思います。本当にすばらしい心がけであり、行動力であると感心したところでございます。

有事の際には自助、共助が欠かせないと言われております。近年は、地域コミュニティの希薄化が問題となっておりますので、本市におきましても心配な部分がございます。改めて隣は何をする人ぞではなく、向こう3軒両隣の精神に戻って、一人一人が日ごろから近所づき合いやコミュニティの形成に努めるような社会をつくらなければならないと感じておるところでございます。

さて、小中学校における防災教育についてでございますが、学校におきましては、風水害、地震、火災、不審者対応などの避難訓練を年間3回から4回実施しております。こうした訓練では先生の指示に従い、実際に避難行動をとる。主に自分の命を守るために必要な知識と行動について学びます。このような訓練を繰り返し行い、知識を身につけ、指示に従って落ちついて行動できるようになることはもちろん大事でございます。しかし、災害に遭うのは必ずしも先生と一緒にいるときではございません。あるいは親と一緒にいるときとは限りません。また、今回のように避難生活が長期化して、大勢の人が困っていたり、助けが必要な人が出てきたりして、周りの大人に頼ってばかりはいられないという状況が起こるかもしれません。したがって、そのような事態を想定し、かつ迅速に対応する力を身につける必要があり、通常の避難訓練から一步進んだ防災教育が必要であると感じております。

最も大切なのは有事の際に自分で考え、判断し、進んで行動する力を養うことだと考えます。そのためには日常生活の中で、こうなったらどうするのかという次の行動をシミュレーションする習慣を身につけることが重要ではないかと考えます。これは、学校に限らず、家族とともに災害時の自分たちの行動を考え、日ごろから共有していただきたいと存じます。

次に、防災士や災害ボランティアの育成についてでございますが、これは、より専門的な防災教育が必要となります。熊本県では火の国ぼうさい塾や防災教育キャンプ、シェイクアウト訓練など子供を含む一般市民を対象とした防災教育プログラムが実施されておりますので、こうした事業の活用が考えられます。小中学校での防災士の資格取得を目指すにはやや高度なものになるかもしれませんが、実際に取り組んでおられる自治体もあるようでございますので、先進地に学ぶなどしてまいりたいと存じます。

災害はいつどこで起きるかわかりませんので、今後も防災安全課と連携しながら、子供たちの防災への意識の高揚を図り、みずから考え判断し、みずから行動する強くたくましい心と体を持った子供たちの育成に力を注いでまいりたいと存じます。

以上、お答えします。大変聞き苦しくて申しわけございませんでした。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 御答弁いただきまして、本当にありがとうございます。地域とかかわりながら、体験活動は生きる力を育む上でも重要であると思います。教育長のお話にありましたように、しっかりとした取り組みを続けていただきたいと要望いたします。

次に、ヤングケアラー——若年介護者についてであります。ヤングケアラーとは病気や障害のある親、祖父母、兄弟など家族の介護に携わっている若年者のことであります。介護・看護が長く続いたり、また、その子の能力を大きく超えて負担が重過ぎる場合には学業に専念できない、学校を中途退学しなければならないなど、その子の人生を暗転させてしまうケースも報告されています。国内では就業構造基本調査により家族の介護・看護を担う15歳から29歳の若者が17万人いることが明らかになっています。本市の実態はどうなっているのか。また、このことにつきましてのお考えをお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

議員の御紹介にございましたように、少子高齢化、核家族化、ひとり親家庭の増加、晩婚化などが進む現代において、ヤングケアラーと呼ばれる若年介護者がふえてきているという状況は私どもも認識しているところでございます。しかしながら、本市において親や祖父母、兄弟姉妹の介護または看護、あるいは何らかの世話をしている子供たちがどれほどいるかという実態につきましては、正確な数の把握はできておりません。若年介護者に該当するかどうかがその線引きが難しいこともございますが、なかなか表にあらわれにくいという側面があるからでございます。

こうした若年介護者の問題は、いじめや不登校の問題と違って学校や友人とのかかわりから生じる悩みではなく、家庭の状況から来る問題であるため表に出にくいことが考えられます。同じような境遇の友人がそばにいれば話もしやすいのかもしれませんが、そうでない場合は誰にも相談できず、1人で抱え込んでしまう可能性がございます。よその家庭との比較が容易でなかったりしますので、自分の家庭のことを友達に話せない、先生にも言いにくいなど、なかなか相談できる相手がそばにおらず、そのために表面化しにくいのではないかと推察されます。

心配されますのは、本来ならば宿題をしたり、予習をしたり、友人と遊んだりといった自分の時間を家庭の介護や世話のために犠牲にせざるを得なくなり、その結果、睡眠不足になったり、授業中の集中力が欠如したり、遅刻、欠席がふえることなどにつながるのではないかとということがございます。また、その積み重ねで学力の低下を招き、進路の幅が狭くなり、将来的に進学を諦めて就職する、あるいはつき合いが悪いと言われて周囲から孤立してしまうなどの影響が出てくるのではないかとということが懸念されます。

では、若年介護者の対策はどうするのかということがございますが、彼らを支えるにはどうすればよいのか。当事者である子供の負担を直接軽減させることは非常に難しい面がございますが、教育委員会として、あるいは学校として努力できるのは、やはり早期発見に努め、子供に寄り添うことであると存じます。日ごろから児童生徒の健康観察などを行っている学校では、表情や服装、授業中の様子などから児童生徒の変化に気づくことが可能であると存じますので、小さな変化にも気づいてあげること、子供の家庭の状況に思いをめぐらせることが肝要だと存じます。そして、子供が気丈に振る舞う様子があったとしても、担任や養護教諭など悩みを相談できる窓口はいつでも開いているという安心感を与えることが大事であると存じますし、先生に直接言いにくいときには子ども・子育て相談員や人吉っ子アドバイザー、県が配置しているスクールソーシャルワーカーなど複数の相談体制があることを周知し、1人で悩むことがないよう子供の心を和らげたいと存じます。

また、親の付き添いのために子供が病院に行くことがあるかもしれませんので、病院や施設、福祉課との連携も早期発見に欠かせないものと存じます。地域の見守りも必要になってまいります。それぞれの機関がそれぞれの立場で子供を見守ることで、適切な助言や学習面のサポートができれば、それが若年介護者の支援の1つになるのではないかと存じますので、そうした仕組みを築くことが大切であると存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） このことにつきましては、貧困の連鎖を防ぐ観点からも介護が必要となったときの相談窓口やサービスの情報の周知、また、今後ヤングケアラーが増加すると考えますので、子供たちの状況把握や情報収集による早期発見に努めていただきたいというふ

うに考えます。

次に、TOS S熊本についてであります。このことにつきましては、私も、また大塚議員も所属しております熊本県親学推進議員連盟がTOS S熊本の活動を応援しておりますので、質問をさせていただきます。

まず、TOS Sとは東京都の公立小学校教諭であった向山洋一氏が1983年に立ち上げられた教育技術の法則化運動が前身となっています。教育技術の法則化運動には、発足当時から4つの理念が上げられています。1、教育技術はさまざまである。できるだけ多くの方法を取り上げる。多様性の原理。2、完成された教育技術は存在しない。常に検討・修正の対象とされる。連続性の原理。3、主張は教材・発問・指示・留意点・結果を明示した記録を根拠とする。実証性の原理。4、多くの技術から、自分の学級に適した方法を選択するのは教師自身である。主体性の原理などが上げられています。授業、教育にすぐに役立つ教育技術指導法を開発し、集め、お互いに推進し、検討しあってみずからの授業技術を高め、そのような技術や方法を全国の教師の共有財産にしようと努める教師の研究団体であります。

TOS S熊本が行っている社会貢献活動、くまもと子ども観光大使など事業についてどう思われているか。また、子から親へ、親から子へ変わらぬ思いを贈る詩「親守詩」の取り組みは本市として取り組めないかお尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君） お答えします。

TOS S熊本の皆様が子供たちを対象とする各種大会を開催したり、教職員を対象とするセミナーを開催したりと多岐にわたり取り組みをされていることはよく存じておるところでございます。親守詩や五色百人一首、くまもと子ども観光大使など体験活動や地域文化に触れる機会を数多く設けることで、子供たちの学習意欲の向上に加え、子供たちがみずから交流しようとする心を育てようとされたり、教師としての指導力向上を目指す研修会を開いたり、とても熱心に精力的に活動しておられるという印象を持っております。そうしたTOS S熊本の活動支援につきましては、人吉市教育委員会はこれまでもTOS S人吉球磨支部が開催する子ども観光大使や五色百人一首大会などの体験活動につきまして名義後援をさせていただいております。今後も子供たちの意欲や興味関心を高める体験活動等につきましては同様に、後援という形で支援してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） TOS S熊本の先生方におかれましての活発な活動というのは教育長の今答弁にございました。各事業に参加させていただきますと、その活動のすばらしさに感銘を受けるところが多々あります。後援という形での支援のほうをよろしく願いたいと思います。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時01分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）
10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 次に市民の声からですが、このことは11月に開催されました大畑校区町内会と地元議員の意見交換会で、井上議員も参加されたところでございます。その中で出ました主なものを質問させていただきます。

まず、大畑駅の今後の活用についてであります。大畑駅は肥薩線でも通称山線と呼ばれる人吉駅と吉松駅の途中に位置する駅です。100年を超える駅舎、給水塔、朝顔型噴水も当時の姿を残し、中でも全国唯一のスイッチバックとループ線の一体化された風景は鉄道ファンのみならず多くの旅人を魅了します。また、九州鉄道の旅が人気ですが、「SL人吉号」熊本から人吉、「いさぶろう・しんぺい号」人吉から吉松、「はやとの風」吉松から鹿児島中央駅、「指宿のたまたま箱号」鹿児島中央駅から指宿と、この鉄道の旅においても観光的に大畑駅、矢岳駅、大事な位置を占めていると思います。

前市長時代に大畑駅の購入の話もあり、地元は期待していましたが、その後どうなっているのか。市長は、大畑駅舎を観光的資源として考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

大畑駅駅舎につきましては、矢岳駅駅舎の購入をも視野に、平成24年11月に所有者でありますJR九州熊本支社様と最初の協議をいたしておりまして、現在も協議を継続しているところでございます。大畑駅は明治末の肥薩線開通期の様相を今に伝える貴重な木造駅舎として、歴史的または文化的価値を有するとともに、本市における地域コミュニティの維持、観光振興に大きく寄与し、後世につなげていかなければならない鉄道遺産であり、観光資源であると理解をしているところでございます。また、大畑駅を愛する友の会や地域住民の方々におかれましては、清掃や植栽を初めとする環境整備や観光列車停車時のおもてなし、桜まつりの開催などに努められ、駅や周辺地域の活性化に日々御貢献いただいております、私も皆様の活動に大変感謝しているところでございます。

購入につきましては、市が購入、取得した場合の管理や活用面については、文化財としての価値を高めること、観光振興拠点としての利用、また駅利用者、地域住民のよりどころとなるような地域振興の拠点としての利用など、多角的な見地から検討を行う必要があるものと考えております。それに加え、駅舎自体は建設から100年以上が経過しており、当然、老朽化も進んでおりますので、今後、駅舎を持続して利用していくためには耐震対策など、維持管理の方法や運営方法についても熟慮しなければならないと存じます。私も大畑駅、矢岳駅の駅舎の持つ価値は十分に理解しているつもりではございますが、ただいま申し上げまし

たことを全体的に考慮し、特にどういった施設のあり方がよいのかなど、管理運営や活用面では地元の皆様にも十分御相談を申し上げながら、今後も協議を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 大畑駅の前には宮地嶽神社もあり、人吉球磨が一望できますし、答弁いただきました大畑駅を愛する友の会の皆さんの活動には私も敬意を表しているところでございます。前向きの協議がなされるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、父子家庭への支援についてであります。母子家庭と比べると父子家庭は世帯収入が多い傾向にあることやSOSのサインを出さない傾向にあることなどから、これまで支援の手は届きにくかったと考えます。一方で、全国を見渡すと、民生児童委員が大きな役割を果たしている地域があります。平成26年の全国民生委員児童委員大会で父子家庭への支援に関する報告がありました。京都府城陽市では父子家庭を対象にクリスマス会を開くなどして支援し、東京都豊島区では学童保育施設を会場に学習会を開いているということです。行政としての直接の支援は難しいようですが、父子家庭やその支援者が参加していただけるイベントを開いたり、父子家庭の問題に取り組み、情報交換や仲間づくりの活動を行う場をつくるなどの父子家庭への支援を市はどのように考えているのか。また、ひとり親家庭、父子家庭の数をお尋ねいたします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

まず、本市におけるひとり親家庭の数からお答えさせていただきます。平成28年10月末現在の児童扶養手当受給者数でお答えさせていただきますと488世帯となっております。そのうち父子家庭は43世帯で、約8.8%を占めております。また、父子家庭に対する支援でございますが、現在では母子または父子にかかわりなくひとり親家庭に対する支援としまして、児童扶養手当の支給、家事などの生活援助や子育て支援を行う日常生活支援事業、看護師などの資格取得を支援する高等技能訓練促進費の支給、ひとり親家庭医療費助成などを実施しているところでございます。

父子家庭への支援にかかる市の考えでございますが、父子家庭、母子家庭と分けて捉えるのではなく、ひとり親家庭としての子供の養育面や家事等にかかわる負担や悩み、また離婚や親権、親の権利にかかわる問題などもございまして、それぞれに生活状況も経済状況も、また父母等周りの支援の有無等も抱える課題は一人一人異なるものというふうに考えております。そのような悩みや相談に対しましては、担当職員、また子ども・子育て相談員、女性福祉相談員などが対応しておりますが、その中には無論父子家庭の方も継続的に相談支援を行っているケースもございます。

父子家庭は比較的祖父母の支援を受けておられるようではございますが、母子家庭に比べると、先ほどお話がありましたように気軽に相談をしようというような意識が余りないのではないかと実際感じておりました。児童扶養手当等の手続に来庁される機会を捉えまして、何かお困りごとや御心配なことはないですかということで、係員から積極的にお声かけをしているところでございます。父子家庭に特化したもののイベント等というのは特段現在行っておりませんが、このような取り組みを通して、1人で悩みや課題を抱え込まれないよう寄り添った支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 全国的に見ましても父子家庭の支援団体は少なく、本市も父子家庭同士が居心地よく語り合える交流の場づくりの取り組みが広まることを期待します。また、父子家庭のお父さんたちの悩みや課題を解消する取り組みをさらに進めていただきたいと要望いたします。

次に、防災サポーターの拡充と自主防災組織の充実についてであります。このことにつきましては、消防団員の減少と消防団員の職業形態が農家などの自営から勤め人へと変化したことにより、平日の有事の際、実際に動ける人が地域にいないという問題をいかに解決するかという観点から質問をいたします。

まずは、鹿目町、田野町、矢岳町における機能別消防団は平日の昼間有事が起きますと、緊急車両が到着するまで時間がかかる上、現役消防団もないということで、機能別消防団の役割はこの3地区は特に大きなものがあると考えます。しかし、高齢化、小型ポンプの能力アップ等を考慮しなければならないところが出てきていると考えます。活動の現況についてお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

機能別消防団でございますが、人吉市消防団におきましては、消防団員の減少による消防力の低下により、平日昼間の火事における初期消火に対応することを目的といたしまして、平成24年4月に鹿目町、田野町、矢岳町の3町に機能別消防団を発足いたしております。機能別消防団は主に消防団OBにより構成をされておまして、火災の発生に備えて小型ポンプなどの資機材の定期的な点検に加え、地元消防団との合同訓練を実施しておられるところでございます。

機能別消防団は発足から5年が経過しておまして、実際の火災に出動して消火活動に従事した事例も数件発生しているところでございますが、今後の機能別消防団の活動、それから団員の処遇、町内ごとに個別に検証を行っていくべき時期に来ていると、5年たってですね、どうなのかというところをしっかりと検証しなければならないと、そういうことを今感じているところでございます。

機能別消防団の今後のあり方につきましては、まずは人吉市消防団、それとあと消防委員会、そういうところにも御意見をいただきながら議論をしてみたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） それぞれの地区にあった形態、あり方を再構築していただきたいと思っています。そして、有事のときには事故なく活動していただけるような状態をつくっていただきたいと思います。

次に、機能別消防団における防災サポーターについてであります。災害時に重要な役割を果たす防災サポーター体制が整備され、一時期はサポーター数も増加しましたが、現在は伸び悩んでいるようであります。各町内に1名以上は必要と考えますが、今後の拡充の考えはあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

人吉市消防団の防災サポーター制度でございますが、これは、市全体の防災力の向上を目的として平成26年4月に発足をいたしております。現在、消防団の幹部経験者、方面隊長団長の方たちを中心とした72名により組織されておまして、災害発生時は地元の災害対策支部と連携をしていただき、防災活動に携わっていただいているというような状況でございます。

人吉市消防団におきましては、発足当初より全ての町内に防災サポーターが必ず1人はいるという状態を目標としてきておりますので、今後も消防団の経験を積まれたOBの方を中心に人員の確保に努めてまいりたいと考えてはおります。ただ、やはりなかなかOBの方と申しましてはまだ働き盛りの方もいらっしゃいますので、すぐにサポーターとして入っていただけるということも非常に難しいことであろうかと思っておりますけれども、それでもやはり当初の目的は粛々と達成していかなければなりませんので、こちらもしっかり地道に活動を続けてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 防災サポーターのあり方、そして初期消火も含めたところがありましたけれども、消火活動の訓練は今なされていないように感じるところであります。あるいは拡充については、またしっかりと取り組んでいただきたいと要望いたします。

次に、自主防災組織についてであります。日本列島の面積は、世界のたった0.3%ですが、世界で発生する大きな地震、マグニチュード6以上の約20.9%が起きています。まずは大切なのは、セルフディフェンスの精神です。セルフディフェンスとは、自分や自分の家族は自分で守り、自分の町や自分の隣人たちは自分たちで守る心です。自主的な組織ではなく、本当は自分、家族、隣人、自分たちの町をみずから守る。自守——守は守る、自守防災組織で

あります。

本市におきましても初期消火は自分たちで行えるということで組織されましたが、10年が経過し、自主防災組織の弱体化が心配されますが、現況はどうか。再編成についてどう考えているのか、お尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

まず、自主防災組織につきましては、これは災害の種別、地域の自然的、社会的条件、住民の課題意識等を共有する皆さんが地域の実情に沿って防災活動、災害時の自助、共助の部分を担うという点で、市民に一番近くで重要な役割を果たされているものと市のほうでは認識をしておるところでございます。しかしながら、有事の際の準備、心構えと比較をして、日ごろの活動という点では、議員御指摘はされませんでしたけれども、組織がどうか。恐らくしっかりやれているのか、弱体化しているのではないかとそういう認識は私たちもしておりまして、今回の震災を機にさまざまな想定をもとに自主防災組織のあり方についても、これは初日の福屋議員のほうにもお話をさせていただきましたけれども、検証、検討をしていかなければならないと存じておりますし、そのためには町内会長さんたちともしっかり意見交換をしながら、協議を進めていきたいと考えております。

防災サポーターにつきましては、現役消防団を補完すべき実働はもとより、地域の方々の火災、それから災害の安全、安心に寄り添う存在、要するにそういう地域を守るよりどころの人たちとして活躍をいただいております。消防団員の人員確保が現在大きな課題となる中で、防災サポーターの方たちの増員、拡充については、さらに今後しっかりやっていかなければならないというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 質問の中で、弱体化が心配されるというところを飛ばしてしまいましたので申しわけございませんでした。

自主防災組織の弱体化、マンネリ化を打破するにはということで調べましたところ、みんなが楽しんで参加できる身近なイベントを企画、推進する。きのう福屋議員の質問の中で運動会のバケツリレーと部長もお話をされました。次に新しいアイデアや防災知識、情報を収集伝達し、その知識を地域に合わせた具体的活動に生かす。地域の住民特性、時代に合わせつつ、常に活性化を図る。地域に埋もれた人材を生かすなど挙げられております。

この前の大畑校区の座談会、町内会長さんとの座談会の中では、初期消火にはもう自分たちが行って消しとめるんだと。自分たちを自分たちで守るということをしかりとお話された町内会長さんもおられまして、そのためにしかりしてくれというようなことを要望で受けたところでございます。災害がいつ発生しても初動体制がとれる組織になるように取り組んでいただきたいと強く要望いたします。

また、これからの活動を進める中で、防災に向けての啓発活動も大事であると考えますが、女性消防隊の活動状況についてお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

本市消防団の女性消防隊は平成14年11月に結成されまして、15年目を迎えております。これまで49名の方に御入団いただき、現在は18名の団員で活動をしていただいております。女性消防隊の現状、あり方についてのお尋ねでございましたので、その辺を説明させていただきますが、まず、設置要綱なるものがございまして、その目的には、女性らしいきめ細やかな視点を生かして、地域に密着した防火・防災に関する広報、啓発活動に従事するとともに、各種消防行事に参加することにより、より安全なまちづくりを推進することとされております。要するに広報活動が主な内容となっております。

男性団員と違う視点で活動をしていただいております。特に防火啓発に関しましては、防火に関する紙芝居の披露、それから防火広報パレードのアナウンス、消防署と合同でのリーフレット配布などを行っていただいております。また、救命講習を受講され、総合防災訓練時に市民の方に指導をされるなど、積極的に活動をしていただいております。

しかし、女性消防隊は男性団員と違い、町内会等の支援、そういうものがないので、さらに活動の幅を広げるために、また活動しやすくするためには、当初から課題となっておりました詰所、そういうものが懸案事項であったわけでございますけれども、幸いにもありがたい有志の方の御努力により女性消防隊専用詰所の設置もしていただきましたし、また、後援会のほうも関係者の御尽力によりつくっていただいたような状況でございます。また、昨年12月には、市内の業者様から女性隊専用の車両の御寄贈をいただくなど、かなり充実してきているとそういう状況をお伝えしておきたいと思っております。以上のことから、今や女性消防隊は本市の消防団にとりましては欠かせない存在となっております。今後とも男性、女性がともに活躍できる消防行政体制づくりを今後進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 女性消防隊につきましては、しっかりとした活動をされており、後援会組織でバックアップをしていただいているようであります。活動費不足、紙芝居の作成とかいろいろなものがあると思っております。そういうときには、市のほうでも助成等を考えていただきたい、このことを強く要望いたします。

次に、人吉矢岳線についてであります。この市道におきましては、途中で杉本本店、牧場があり、道の傷みがひどく、日ごろより応急的対応から区域ごとの再舗装に随時取り組んでいただいていることに感謝を申し上げます。今回の質問は、降雨時及び降雪時に通行支障となる竹や木等についてそのたびごとにパトロールをしていただき、通行に支障があるものに

については対応していただいておりますが、抜本的な解決には至っておらず、少しずつでもよいのですが、大きな枝を落としたり、道周りの木の伐採ができないのか、お尋ねをいたします。

○建設部長（大淵 修君） 御質問にお答えいたします。

御指摘の市道人吉矢岳線の大野町から矢岳町の区間は、議員おっしゃいますとおり、沿線の至るところで樹木が覆いかぶさるように繁っている状況でございます。土地所有者が民有地、国有林など混在しております。ここで少し市道の管理につきまして申し述べさせていただきますと、支障木の伐採は原則としまして、土地所有者に伐採していただくようお願いしているところでございます。しかし、降雨時や降雪時において竹や木が垂れ下がったり、道路の通行上支障がある場合、交通車両の事故防止の観点から民有地でありましても緊急的に伐採等の処理を行い、交通の安全確保を行っているものでございます。

市が管理している市道におきましては、市道人吉矢岳線に限らず、通行上支障となっている竹や木などは通常市で管理すべきところではございますが、限られた予算の中で市内全域全て市道の木や竹などの管理を行うことは不可能でございます。そのような状況の中におきまして、町内会やボランティア団体などの皆様に草刈り、清掃作業、特に今の時期落ち葉が落ちてるところを町内の方々が朝から清掃していただいております。本当に感謝申し上げます。支障木の伐採などを行っていただいていることにつきましては、深く感謝しているところでございます。

議員要望の大野町から矢岳町の区間でございますが、国有林につきましては、昨年も南部森林管理所にお願いいたしまして、通行上支障のあるところの伐採をしていただいたところでございます。民有地につきましては、現場の状況を調査し、土地所有者へ伐採のお願いや対策を検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 矢岳地区におきましては、高齢者が多く、自分たちでは対応が困難であります。少しずつで結構でありますので、伐採事業等を進めていただくよう強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。9番議員の豊永です。

早速通告に従いまして一般質問を行います。今回は2項目、1点目が高齢者支援について、また2点目が市民の声からであります。

まず、1番目の高齢者支援。昨年国勢調査が実施され、ことしの10月26日に平成27年国勢調査人口等基本集計結果が総務省から発表されました。その中で、65歳以上の人口の割合が1920年の国勢調査開始以来、初めて25%を超え26.6%になりました。日本の人口は、平成27

年10月1日現在で1億2,709万5,000人となり、前回の22年に比べると、人口は96万3,000人の減少、65歳以上の高齢者人口は過去最高の3,346万5,000人、前回2010年は2,924万6,000人でありました。総人口に占める割合、高齢化率は26.6%、2010年は23%であります。総人口の年齢を3区分別に見ると、2010年調査との比較で、15歳未満の人口は1,588万7,000人で13.2%から12.6%に低下。15歳から64歳人口は7,628万9,000人で63.8%から60.7%に低下しています。特に15歳未満人口の割合は調査開始以来最低となっています。

高齢者を中心とした医療費などの社会保障支出がふえ続ける中で、社会保障制度を支える現役世代の減少は極めて深刻な問題となっていくと予想されます。本市も例外ではなく、少子化が進み、人口減少に歯どめがきかない状況で、これは皆様も御承知のとおりであります。本年10月末日の本市の人口は3万3,570人、5年前の平成23年10月末日の人口は3万5,695人で、2,125人の減少、年間400人以上が減少していることとなります。2025年問題まで10年を切っている現在、少子化対策も重要課題ではありますが、今回の質問は、本市の高齢化の現状と生活困窮の高齢者の支援についての考えを何点かお尋ねします。

まず、本市の高齢化率と65歳以上の人数の状況として、本市の高齢化率、現在の65歳以上の人数、ひとり暮らしの高齢者世帯について過去5年間のデータについてお尋ねします。また、年々進む高齢化に対して、今後本市の高齢者人口の推移をどのように捉えているのか、お尋ねします。1回目を終わります。

○健康福祉部長（村口桂子君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、本市における過去5年間の65歳以上の人数と高齢化率からお答えをさせていただきます。年度別に先に65歳以上の人数を申し上げ、続けて高齢化率をいずれも10月1日現在でお答えさせていただきます。平成24年度1万650人、30.12%。平成25年度1万861人、31.14%。平成26年度1万1,058人、32.1%。平成27年度1万1,195人、32.89%。平成28年度1万1,342人、33.75%となっておりまして、年々確実に増加をしている状況でございます。

次に、国勢調査における本市の独居高齢者の世帯数につきましては、平成22年度は1,894世帯。平成27年度は2,076世帯でございまして、比較しますと182世帯、9.8%の伸びとなっております。なお、今後におきましても65歳以上の高齢化人口はふえ続け、団塊の世代が後期高齢者になります2025年の高齢化率は37.4%と推計をしているところでございます。

そのような中、本市の高齢者人口の推移をどのように捉えているかということにつきましては、全国的な問題と同様に、人口減少、中でも生産人口である若い世代の人口が減少することや、超高齢化社会が進むことで経済成長への影響や地域活動の低下などが懸念されるものと捉えております。

また、先ほど議員のお話もありましたように、団塊の世代が支える側から医療・介護が必要となり、支えられる側に回ることで、社会保障制度に係る財政の維持、働き手不足など介護・医療面においても大きな課題となっていくものというふうに捉えているところでござい

ます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 今、データの答弁いただきました。30%の高齢化率が平成24年からデータを見ますと、ほぼ毎年1%ずつ増加しているということになります。また、今年度の高齢化率が33.75%、これは3人に1人が高齢者という現状が見えるのではないのでしょうか。ただ、団塊の世代の方、これは昭和22年、23年、24年の3年間で生まれた世代で、現在65歳から67歳の806万人、日本で806万人の方の世代に当たります。マスコミでも盛んに2025年問題の件を取り上げておられますが、その世代の方は、テレビ等でその話題が上がるたびに、何も悪いことをしていないのに何か変なストレスを感じる。悪者扱いされている感じがすると、寂しい思いをされているとお聞きしました。私は、団塊の世代の方を含めて昭和の方、この年代の方は戦後の荒廃した時代を切り開き、頑張って豊かな社会を目指していただいたおかげで、今、私たちは平和な生活ができていると感謝と敬意を持っていますので、堂々と生活していただきたいと思っております。この議場で、その中の団塊の世代の方、この議長がまさに団塊の世代でございますので、議長に対して感謝と敬意を持って次の質問に移ります。

高齢化が進んでいるのは人吉だけではございません。ただ以前、本市の65歳以上の割合が全国や熊本県の中でも高くなっているとお聞きしたことがあります。現在の状況をお尋ねしたいと思います。本市の高齢化率は県内14市の中で何番目ぐらいの位置にあるのか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

平成27年10月1日現在の国勢調査のデータにより申し上げます。先ほどお話がありましたように全国の高齢化率は26.6%、熊本県の高齢化率は28.8%、本市の高齢化率は34.4%となっております。全国及び熊本県の高齢化率を大きく上回っている状況でございます。県内14市の中では高いほうから6番目でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 済みません、部長。今高齢化率、人吉は、ことしの数字だったんですかね。ことし33.75%ですけれども、今お答えされたのは34.4%というようにちょっとお聞きしましたけれども。

○健康福祉部長（村口桂子君） この34.4%といいますのは、昨年行いました国勢調査のデータでございます。先ほどの33.75%については、「住民課」のほうで毎月統計を出されておりますけれども、そちらの数字になりますので、若干違いが出てまいります。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） ちょっと数字的にわからない部分がございます。国勢調査のデータの今の答弁だったと理解しておきます。実際には毎月行っている調査のデータとは若干開きがあるということで理解したいと思います。高いほうから6番目ということで、人吉よりも下には8つの自治体があるということになります。団塊の世代の方も既に年金受給年齢にはもうなっておられますけれども、この方たち、さまざまな理由で年金を受給できない方もいらっしゃるのも事実であります。また、年金だけでは生活できない方が多いのも現状としてあるようでございます。

そこで、高齢者の生活保護受給世帯の状況として、生活保護世帯人数と65歳以上の人数、また、65歳以上でひとり暮らしの高齢者の人数、これも5年間のデータをお尋ねします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします前に、先ほど昔の「住民課」というふうに言いましたけれども、今は「市民課」のデータでございます。失礼いたしました。

それでは、平成23年度から平成27年度までの生活保護受給世帯数と、保護人員の推移について、国に報告しております福祉行政報告例に基づいて各年度の3月末現在の数字でお答えさせていただきます。年度別に、先に生活保護受給世帯数を申し上げ、続けて保護人員をお答えさせていただきます。平成23年度345世帯、464人。平成24年度357世帯、483人。平成25年度354世帯、467人。平成26年度354世帯、468人。平成27年度370世帯、497人となっており、平成26年度まではほぼ横ばいでしたが、平成27年度は微増でございます。

次に、65歳以上の高齢者世帯数及び高齢者の単身世帯数についてですが、こちらも年度別に、先に高齢者世帯数を申し上げ、続けて高齢者の単身世帯数をお答えいたします。平成23年度175世帯、うち15世帯。平成24年度187世帯、うち20世帯。平成25年度149世帯、うち18世帯。平成26年度201世帯、うち22世帯。平成27年度210世帯、うち27世帯となっており、高齢者の世帯数及び単身高齢者世帯は総じて増加傾向にございます。さらに生活保護受給世帯のうち、高齢者世帯の占める割合を平成23年度と平成27年度において比較しますと、平成23年度が50.7%であったのに対し、平成27年度は56.8%となっており、5年間で6.1%増加している状況でございます。このように生活保護におきましても同様に高齢化の問題があらわれているという状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 今、データを見ますと横ばいの状況のようであります。またひとり暮らしの高齢者の方も、年々生活保護世帯がふえているようでございます。今国会で審議されていまして年金受給資格期間の改正法案で、11月16日に成立しました受給資格期間が現行の25年から10年に短縮され、新たに約64万人が年金が受け取られるようになります。実際の支給は来年の10月からですが、この改正で、年金額は加入期間に応じて決まりますが、

自営業者らが加入する現在の国民年金は、保険料を40年間納めると月額6万5,000円、この10年の場合は、約1万6,200円となります。この年金だけでは生活費としては足りない額ですが、掛け捨てとはならず、将来的に無年金となる人が大幅に減ることが期待できると考えます。

本市の対象者数について、10年以上24年掛けられて、今無年金者の方、現段階での対象者数はデータとしては出てないと思いますので、ただ、本市でも、今後この件に対して相談や問い合わせがあるかと思います。相談体制ができるように整えていただくよう要望しておきます。

高齢者の困窮対策の取り組みについて、生活保護は最終的なセーフティーネットになりますが、その前の段階、生活保護に至らない生活に困窮している方に対する支援制度、第2のセーフティーネットとして、生活困窮者自立支援制度が平成27年4月から始まりました。支援内容は、自立相談支援事業や就労準備支援事業などさまざまございますが、これまでの取り組みの状況をお尋ねします。制度開始からさまざまな相談があったと思いますが、高齢者の方などの相談でどのような課題があるのかもお尋ねします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、本市におきましても人吉市社会福祉協議会に委託をし、ひとよし生活困りごと支援センターを設置したところでございます。これまでの取り組みにつきましては、平成27年度の新規相談受け付け件数が150件、平成28年度につきましては、11月までで70件の新規相談がっております。このうち65歳以上の高齢者の相談件数は、平成27年度が43件で28.7%、平成28年度は18件で、全体の25.7%となっております。

この中で高齢者の相談の内容の主なものとしましては、病気による医療費の支払いが難しい。介護施設の入所費用が賄えない。多額の負債を抱えている。子供がワーキングプアや引きこもりで親の年金を頼りにする。無年金または年金が少額である。預貯金が減少し、生活が苦しくなったなど、金銭に関する相談が多く寄せられているところでございます。また、本市も全国とほぼ同様の傾向にありまして、多くの高齢者世帯ではわずかな蓄えと少額の年金でどうにか生活をしているという現状と課題が浮き彫りとなっております。

次に、高齢者世帯の相談の経緯でございますが、高齢者本人が直接相談をされるケースはまれでございまして、そのほとんどが地域包括支援センターからのつなぎや、地域の民生委員様からの相談、あるいは医療機関や施設からの相談、また親族からの相談がほとんどでございます。このように何かの形でかかわりを持った世帯であれば相談につながることはできるんですが、近所や地域とのかかわりを持たれない高齢者世帯を今後どのように対応していくのかなど課題もあるところでございます。

このような状況の中、ひとよし生活困りごと支援センターにおきましては、多種多様な相

談に對しまして親族への援助の働きかけや家計を見直すための家計相談支援、他法他施策の検討、就労への支援、小口福祉資金の貸し付け、法律の専門家へつなぐなど、関係機関とともに解決に向け取り組んでいただいているところでございます。しかしながら、あらゆる対策を行っても解決しない場合には、先ほど最後のとりでであります生活保護の申請に至るといふ結果もでございます。

いずれにしましても、今後ますます増加する高齢者の困窮対策につきましては、いつ誰にでも起こり得る可能性のある問題でございますので、本市としましても、今後さらにさまざまな関係機関や地域の方々との連携を強化し、問題解決に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） さまざまな相談があるようでございます。無年金者または少額というのもあるということでございますが、無年金については、先ほどの法改正がありましたので、少なくともこの無年金者については相談ごとにはだんだん少なくなってくるんじゃないかと考えております。ただ、高齢者の中で、相談される方はいろいろな支援ができますけれども、先ほど申されたように、そういう相談ごとでもできないような状況の高齢者の方に対しての、今後の課題というのは取り組んでいかなければならないと認識した次第であります。

厚生労働省の調査で明らかになった生活保護の実態によれば、生活保護の受給世帯のうち、65歳以上の高齢者を中心とする世帯がことし3月時点で過去最高の82万6,656世帯となり、50.5%となっております。初めて半数を超えたことが厚生労働省の調査でわかりました。この10年で1.7倍にふえた計算です。本市も先ほどのデータでもありましてとおり56.8%、既に半数以上が高齢者世帯だということでもあります。貧困の拡大を防ぐ手だてを早急に講じていく必要もあろうかと思えます。さまざまな理由で生活保護を受けておられますが、一旦生活困窮な状況になると、長期にわたり抜け出せない固定化になるおそれがあると指摘されております。本市でこれまで生活保護受給から自立し、受給を切られた世帯というのはどれくらいあるのか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

平成23年度から平成27年度までの生活保護受給廃止世帯数について、先に廃止した世帯総数を申し上げ、続けてそのうち自立による廃止世帯数をお答えいたします。平成23年度62世帯中43世帯。平成24年度60世帯中45世帯。平成25年度52世帯中36世帯。平成26年度57世帯中47世帯。平成27年度46世帯中30世帯となっており、自立による主な廃止理由は働きによる収入の増加や年金などの社会保障給付の増加などでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 廃止される方も毎年43、45、36、47、30、それぞれ年度によって違いますけれども、年金の増加だったり、働かれたり、いろいろなさまざまな理由がございます。ただ、生活保護は切られたとしましても、いろいろな意味で高齢者の生活困窮というのはぎりぎりの線で切られるか、受けられるかの差だと思いますので、そういった生活保護に至らないまでのそういう方たちに対する支援というのは、先ほどの支援制度もございますので、そういったところでいろいろな相談事業というのは重要でございますので、その辺もぜひ今後も高齢者が多くなっていきますので、その辺の支援はぜひよろしく願いいたします。

最後に、市長に対して質問させていただきます。若い年代のときは自分の老後については漠然と大丈夫だろうと私自身も真剣に考えておりませんでした。私も今52歳になりました。老後については少なからず考え始めたところでもあります。少々なりですけれども、不安もあります。私もそうでありますように、高齢者、特にひとり暮らしの方はなおさらだと思います。頼るは年金と行政の社会保障だと思います。これからますます高齢化が進みますので、社会保障の経費が増加するのは間違いありません。まだ若い39歳の松岡市長は、自分の老後については考えたことがありますでしょうか。市長としては2025年問題を見据えて、今後の人吉市の福祉全般を考えなくてはならない立場でしょうが、高齢者支援についての考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

団塊の世代が75歳以上を迎えられる2025年以降2030年にかけて、我が国において高齢者、特に後期高齢者人口がピークを迎える年がいわゆる2025年問題として、マスコミ等でも盛んに報道されております。2025年問題は、後期高齢者や高齢者の単身世帯の増加に伴う介護、医療、生活支援需要の増加に直面する一方で、高齢者を支える人口、つまり生産年齢人口は減少し、要介護者を支える担い手も大幅に不足することが大きな問題となっています。本市においては、国・県より早い高齢化の進展に伴い、医療や介護、生活支援等の面からも大きな課題となっていることも事実でございますし、今後は、高齢者は支えられる側だけではなく、支え手側に回っていただくことも必要になってまいります。

このような高齢化問題に対しまして、第5次総合計画後期基本計画に掲げておりますように、まずは健康寿命をできるだけ延伸することが最も重要な施策と考えております。つまり働けるうちはできるだけ生涯現役を続けられるような生涯を通じた健康の確保を図り、元気な高齢者をふやすこと、さらに要介護にならないように介護予防の充実、強化を図ること。次に、もし介護が必要な状態になったときには、必要なサービスを適切に受けることができるようそれぞれの段階において各施策を講じておるところでございます。

人口減少社会による担い手不足の中で、医療、介護、生活支援等増大する地域ニーズに応える方法は、あらゆる機関、職種、そして、一番身近な地域の人々と連携しながら、地域全体で高齢者を見守り、支え合うまちづくりを目指し、地域包括ケアシステム構築をより一層

推進してまいりたいと存じます。これらの一環として現在進めております公共交通体系の見直しにより、高齢者の方々等の交通の利便性も図ってまいります。また、施政方針でも申し上げましたように、まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿った取り組み、中でも地域独自のきめ細やかな取り組みを一つ一つ着実に推進していくことにより、暮らしやすい地域の創造、子供を産み育てやすい環境の整備、交流の活発化など、人口減少に歯どめをかけ、ひいては移住・定住促進にもつなげていくことも高齢者支援施策につながる重要な施策であると捉えております。このように2025年を見据え、高齢者の方が住みなれた地域で安全に、安心して生活ができるよう、高齢者一人一人に寄り添う支援サービスを拡充してまいりたいと考えておるところでございます。

私自身に関しましても、老後の不安というよりは、死に対する考えというのは常々持っております。まずは健康が一番ということで食事または運動、そして健診等々は行っております。自分のためにも家族のためにも、そして市政のためにもやはり健康寿命、これを延ばすことが大事だというふうに思っておりますし、自分自身の健康についても、十分に日ごろから気をつけておるところでございます。今後も本当に皆さん方が住みなれた地域で安心して過ごせるような地域を、皆さん方とともにつくってまいりたいとそのように考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 市長の老後に対する考えもお聞きできました。私も今後頑張って健康づくりに励んでいきたいと思っております。今回の質問は、高齢者の現状としてお聞きしました。今後、こういう問題が多くなるかと思っておりますので、今後についても、この問題については取り組んでいきたいと思っております。この項目については終わります。

次に、市民の声からであります。今現在、正午にふるさと、午後6時に音楽で赤とんぼの曲が防災行政無線で流れております。市民にとっては1日の時を告げてくれる音楽として、なくてはならないものになっています。この曲について、市民の方から御意見をいただきました。正午の故郷ふるさとはまだいいとしても、赤とんぼの曲は、これは秋の曲ということで、これが1年中流れているのはいかがなものか。季節感がない。できるなら、季節に応じて変更したほうがいいんじゃないかという御意見でございました。確かに赤とんぼは秋の曲でございますので、春、夏、冬には合わないと感じました。

そもそも本市の音楽の放送についてはいつごろから始めたのか。また、以前は別の曲が流れていたように記憶していますが、その辺もどうであったかお尋ねします。楽曲については著作権等が発生するかと思っておりますけれども、その辺はクリアできているのか、お尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

現在の防災行政無線が整備される前の状況でございますが、防災サイレン吹鳴装置と呼ばれております有線放送が整備されておりました。チャイムの時間帯と音楽でございますが、正午に旅愁、午後6時に夕焼け小焼けを放送していたところでございます。またどこから放送していたのかと申しますと、有線放送の機器が下球磨消防組合に設置してありましたので、市内8カ所の防災サイレン吹鳴装置から放送を行っていたところでございます。例えば、市役所の麓町だったらば、恐らく西間下町の蓬莱山あたりから流れていたのではないかというふうに思います。

著作権のほうは、現在、著作権というのは、例えば、著作者が亡くなられてから50年経過すると権利の消滅はあります。ただほかにも著作権隣接権というものがございます。取得した音源を録音する行為に対して発生するそういう権利だそうでございますけれども、そういうものに抵触する可能性もあるということを伺っておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 前は有線放送で犬童球溪さんの旅愁が流れていた。私も記憶しているところであります。市民の方が、この夕方の赤とんぼについて疑問を持たれて今取り上げていますので、この曲について変更は可能なんでしょうか。その辺について、季節に応じて変更できないか、お尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

現在のチャイムでございますけれども、これは先ほど議員が申されたように正午にふるさと、これは40秒間、午後6時に赤とんぼを45秒間、年間固定して放送をしております。季節によって曲目を変更できないかという御質問でございますが、これは結論を申し上げますと、曲目の変更は可能でございます。ただし、本市の防災無線システムの中に登録してある音楽から選曲をしていただくと。これ、8曲あるんですけれども、先ほどの^{ふるさと}故郷、それから赤とんぼ、野ばら、夕焼け小焼け、恋は水色、ウエストミンスターの鐘、エーデルワイス、家路、8曲、これから選んでいただくということになります。

例えば、県内の自治体の時間帯の曲目の状況、これも少しついでに御紹介させていただきますけれども、例えば八代市は午前8時に挨拶・体操の歌と正午にチャイムというふうになっているそうです。山鹿市は何と午前7時と正午にチャイム、午後5時に夕焼け小焼け、午後9時に消防団の時間となっており、山鹿灯籠祭の時期には午後5時に灯籠の曲が放送されているというふうに伺っております。例えば、管内のあさぎり町は、ここはまだ早く、午前6時と正午にチャイム、夕方は季節で変えられているということで、夏は午後6時、冬は午後5時に一定の録音した言葉で帰りましょうという文言を放送しているというふうに聞いております。

先ほどの唱歌赤とんぼでございますけれども、これは私たちも少し議論をしたわけでござ

いますけれども、総務部防災安全課、市長のほうで。これは作詞家の三木露風の生涯から幼いころ姉やの背中におんぶをされて肩ごしに見た夕焼けと赤とんぼ、そして、さおの先の赤とんぼ、これが時空を越えて永遠性を表現しているという解釈があって、多くの日本人に愛されている、そういう状況でこの曲を選曲したんじゃないかなと思っております。この曲の表現する日本の情景の美しさが本市、この圏域にもあちこちに残っている気がしまして、赤とんぼというのは日本、そして本市の夕暮れにふさわしい、要するにこの曲を聞けば家路に着くと、そういうことで選曲されたんじゃないかなというふうに考えております。

結論を申し上げますと、議員が申された季節ごとに音楽を変えるというのは可能であるということをお最後に申し上げておきたいと思っております。ただ、どうするのかというのは、今後、私たちのほうでもしっかりと協議をさせていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 変更は可能だということでございます。8曲あるというのがわかりましたので、試しに流してみても、その辺も試験的にしていただくのも手かなと思っております。季節に応じて変えていただくという形で実現できればと思っておりますので、どうぞよろしく、これは要望しておきますので、お願いいたします。

それでは、次にカルチャーパレスのプラネタリウムプログラムについてでございます。これも市民の方からの御意見をいただきました。プラネタリウムを夏場に鑑賞したが、以前見たものと同じプログラムだったということでございます。定期的に変更はされているのか。可能なら変更もお願いしたいという御意見でございましたが、今現在の利用状況、その辺についてまずちょっとお尋ねいたします。熊本地震の影響とかはあったのか、なかったのか、その辺もお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

ことしの7月からカルチャーパレスの管理運営が総務部のほうにまいりましたので、私のほうからお答えをさせていただきます。本市のプラネタリウムは、昭和59年のカルチャーパレスの開館と同時に稼働しておりまして、投影機器も当時のものを使っておることでございます。諸外国のプラネタリウムはサイエンス——科学が中心、日本のものは星座や神話、昔話などのファンタジーが中心であると言われておりまして、本市の導入もカルチャーパレスにおいてそういった文化的な心を育みたいと、1つの目的があったと。これはもう退職されたOBの方から伺ったんですけれども、そういう歴史的な流れがあったということをお伺いしております。

観覧は、平日が火曜日と木曜日の投影で、午後2時からの1回。それから土曜、日曜、祝日が午前11時と午後2時の2回の投影が行われております。利用者でございますが、過去3年間の推移で比較をいたしますと、平成25年度が大人740人、子供1,857人の計2,597人。平

成26年度が大人728人、子供1,734人の計2,462人。平成27年度が大人715人、子供1,552人の計2,267人となっております。本年度につきましては、4月から11月末までの合計で申し上げますと、大人が643人、子供が1,401人の計の2,044人となっております。熊本地震の影響による大幅な落ち込みもないということで、このままのペースで行きますと、来年3月までの合計は昨年並みの大体2,300人前後になるのではと推測しておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 大人よりもやはり子供のほうが利用数は多いようでございます。地震の影響もないということで安心したところであります。市民の方の要望というのがプログラムについてございましたので、このプログラムについて変更はできるのか、お尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

本市のプラネタリウムでは、四季それぞれに応じたプログラムを用意いたしまして、季節ごとに入れかえて投影をしております。現在、使用しておりますプログラムは前半が春、夏、秋、冬の季節ごとに合わせた星座紹介、後半がDVDの上映を組み合わせた2部構成となっております。前半の星座紹介につきましては、これは100年、1000年単位で変わるものではございませんので、稼働当初から当市のプラネタリウム用に制作されましたプログラムを使用しておるところでございます。ただ、後半のDVD上映につきましては、これは全部で現在7本ございまして、そのうち5本がメインとなる子供向けのアニメーションDVDとなっており、春、秋、冬の季節用が各1本、夏用が2本ございまして、七夕前後を目安に上映を切りかえておるところでございます。残り2本につきましては、比較的大人向けとなっておりますので、団体投影時、団体客の投影時など年齢層に応じてDVDの選択をするなど、現在は柔軟な対応も行っておるところでございます。

ということで、前半の星座紹介は固定してあるため、更新は難しいと思われませんが、後半のDVDのほうは既製品でございます。平成23年に購入したもので、現在5年を経過しております。いわゆるリピーターの方にとっては新鮮味が欠ける面がございますので、新番組の要望があることも、これはカルチャーパレスの事務局のほうもしっかり認識をしておるところでございます。これまでは投影機や操作盤など機器類の老朽化による不測の事態を回避するため毎年の保守点検や修繕を優先させた結果、プログラムのリニューアルを見送ってまいりましたが、DVDにつきましては既製品を購入することで新番組の上映が可能となりますので、安定的な投影を確保しながらも、プラネタリウムに何度も足を運んでもらえるような魅力あるプログラムの更新を行いたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 今、市民の方はDVDの件だったと思います。5年間同じということでございますので、今後、更新を行いたいという答弁でございましたので、ぜひ更新はしていただきたいと思います。

最後に、教育長に利用者の中で子供さんが多い、小学生だと思うんですが、子供の育成の段階で、こういったプラネタリウム、星座に関する興味深いところを理科の教材として利用できると思いますけれども、このプラネタリウムについての教育長の考えをお尋ねします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

冬の星座という曲があるんですが、昨日の人吉市の夜は本当にきれいな星空でございました。近年、本市においてもじっくりと星空を眺める機会が少なくなりつつある中、子供から大人までより多くの方々に星空の美しさやすばらしさ、そして宇宙の神秘を体験できる場として、プラネタリウムが果たしている役割は非常に大きいと思っております。熊本県内に4つしかないプラネタリウムが本市にあること自体が大変意義があることだと思っております。今後、天文や宇宙への興味、関心を高める教育の一環としてもたくさんの子供たちに観覧してもらい、夢を育ててほしいと思っております。

本市のプラネタリウムの機器は、投影を始めてから30年以上経過しておりますが、現在はデジタル式が主流の中で、当時から光学式のをメンテナンスしながら使用しておりますので、現存している光学式のプラネタリウムは国内でも珍しく、それを子供たちに見せるだけでも価値があるのではないかと思っているところでございます。現在でも幼稚園、保育園、学童保育などでプラネタリウムを観覧いただいております、小学校においても理科の授業の校外学習などで活用されている学校もございます。

先日もプラネタリウムの利用促進という観点から、他の市町村にはない設備があるのだから、もっと学校の授業においても活用を呼びかけてほしいという御意見も伺ったところでございます。プログラムの内容も数年間変わっていないという御指摘がありましたが、星の投影はできますので、授業の一環ということであれば、プログラムに頼らない利用の方法も可能性はあると思います。授業時数の確保や移動手段の問題など解決すべき点はありますが、小学校における体験学習の一部に組み込むことも1つの方策と考えております。

いずれにいたしましても、非常に貴重な施設でございますので、可能な限りプログラムの更新も検討しつつ、今後も利用促進の観点からも、子供たちを初めとして広く観覧を呼びかけてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 聞きますところによりますと、社会科見学の中で、プラネタリウムを利用されているということも聞きましたので、今後、学校の子供さんにも見ていただくような方策をとっていただきたいと思います。

この市民の声については毎議会取り上げて、市民の声として要望しております。9月議会で取り上げました球磨川の水の手橋人吉城跡側の樹木の伐採、これが先週伐採していただきましたので、大変喜んでいただいております。夜間のライトアップ照明が樹木で遮られることなく、石垣を照らしておりましたので、市民の方も喜んでという声を聞いたところでございます。今後も市民の声に耳を傾けながら、頑張っって私も行きたいと思っておりますので、今回はお礼を申し上げながら、一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時51分 休憩

午後3時05分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）
14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）（登壇） こんにちは。14番議員の村上恵一でございます。本日、12月定例会の、年末議会の一般質問の最終日の最後、トリを務めさせていただきます。最初はしんがりという言葉を使おうかなと思ったんですけど、ちょっと意味を調べましたら、少し重い言葉のようですので、トリという言葉を使わせていただきます。一番食後の気が緩む眠たい時間かもしれませんが、子守歌にならないように質問をさせていただきます。

さて、今回は中小企業支援、事業拡大と事業強化の有効手段について。もう1つは、地域コミュニティと防災、災害時の情報伝達力についての2項目を通告しております。それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まずは、最初に中小企業支援についてでございます。中小企業の元気なくしては地域の元気はないという思いでお尋ねします。また、ことしは熊本地震が発生したことから、中小企業の業績などにも大きく影響しているのではないかという思いで質問させていただきます。まず、本市の大まかな産業分類別の事業者数と抱えている問題、そして課題はどのようなものがあるかをお聞きいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

産業分類別の事業者数、それと問題と課題ということでございます。まず事業者の数でございますけれども、公表されております最も新しいデータにつきましては平成26年の経済センサス基礎調査というのがございまして、これによりますと本市の事業者の総数は2,270件でございます。一般的に産業分類は業種ごとに大きく19項目に分類されておまして、本市の産業分類を多い業種から上位7業種を上げてみますと、最も多い業種、これにつきましては飲食料品や衣服等の卸売業、小売業、これが571件でございます。次に多いのが旅館や飲食店といたしました宿泊業、飲食サービス業でございまして、これが404件。3番目に多いのが遊技場や理容・美容業といたしました生活関連サービス業、娯楽業でして、これが252件。4

番目が病院や介護老人ホームといたしました医療・福祉業で、これが188件ございます。また、5番目に建設業がございまして、これが162件。6番目にその他サービス業で153件。7番目に製造業、これが118件となっております。以上、上位7業者の合計件数が1,848件となっております。全体合計の2,270件のうちの約80%を占めているということでございます。

次に、本市で開業されております中小企業が直面しております課題や問題でございしますが、本市だけをとりましても、事業者が全体で2,270件ございますので、それぞれの業種ごとに多様多様な課題や問題、こういったものがあるかと存じます。そのような中で、本市の商工振興課や人吉商工会議所、こちらに最も多く相談を受けております経営上の問題や課題につきまして、大きく3点あるかと思えます。

まず1点目が、直接的には売上高、この要因となります製品の受注量の確保といった面の需要の停滞。これが製造業や卸売業を中心に長期的に見ても深刻な問題であり、最も多いようでございます。それから、2点目なんですけれども、これは需要の停滞に伴います借入金の返済負担、これ、借入枠の上限枠に起因いたします資金調達の悪化、これが中小企業の資金繰りを窮屈にいたしております、特に今年度発生いたしました熊本地震以降、これは本市におきましても資金繰りをどのように工面するかといった課題が顕著に表に来ているようでございます。3点目に、これは長期的な問題、課題でございまして、人材の確保と育成及び後継者不足がございまして、この点につきましては業種によりましては、単に需要に対して雇用が追いつかないということ、そういうことだけではなくて、中小企業が真に必要とする人材といたしまして、さまざまな業種ごとに専門職や技術職が不足しているということの意味しているところでございます。また、少子高齢化の進展、事業に対する将来への不安から事業の承継がうまくいかず、進んでいないということで、後継者が不足しておりますこと、これも中小企業にとっては大きな課題として認識されているところでございます。特に製造業や建設業などにおきましては、特殊技術の承継を必要とする事例が大変多く、そういう中で後継者には自社で何年か業務経験を積ませた上で、また従業員や取引先、こういった関係者からも理解を得た上で、技術業務を引き継ぐというこういった必要があるところであります。

このような業務や技術の承継につきましては、これは一朝一夕にできるものではないということがありますので、多くの中小企業、それとか小規模事業者におきましては、次世代への承継をいかに円滑に行うかが大きな課題となっているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 上位7業種で約80%を占めていると、2,270カ所事業所数があるということですが、従業者数は何か1万7,850人ほどというふうに見たところそういうふうに出ておりますが、この1万7,850人ということは、これは球磨郡から通勤されている

方も含まれておりますので、これより数字は落ちるかもしれませんが、人吉市のこの就業者数だけでとってみても、人吉市の人口3万3,000人余りの本市にとっては非常に大きな位置を占めるのではないかなというふうに思っております。

また、先ほど10年前の数字はどうだったかという質問はしていなかったものですから、ちょっとわかりませんが、恐らくそういう10年スパンで見ると、事業所数もかなり減ってきているのではないかなというふうに思っております。毎年建設業協会の総会にも出席しておりますけれども、あの会場の集まる業者の皆さん方の数が激減しているように、この10年間でも思っております。

抱えている問題と課題ということでは、後継者問題とか、需要の低迷というふうで今おっしゃったわけなんですけれども、後継者問題がうまくいかなかったら廃業につながってしまうというようなところでしょうから、これも大きな問題であると。またことは、熊本地震があったことから風評被害等もありまして、需要の低迷どころか需要の激減ということで、特に宿泊、飲食、サービス業にとっては非常に大きな痛手があったんじゃないかなというふうに思っております。

これは、新聞のデータですけど、熊本県は地震の被害額は、製造業の中小企業が1,520億円、商業・サービス業が1,640億円などと推計していたということです。そしてまた、熊本商工会議所のアンケート調査では、建物に被害を受けた企業は4割、機械などの被害が3割近くにのぼったと。4分の3の事業者が資金面での支援を求めているということがわかったということでした。また、グループ補助金というのが、東日本大震災以降つくられた補助金がありますけれども、この補助金の説明会にも、県の予想を超える1,000人余りが集まっていたということですから、非常に逼迫している状況ではないかなというふうに思っております。

そこで、中小企業の経営上の課題などの相談窓口はどこにあるのか。また、本市あるいは関係機関が行っている中小企業支援策はどのようなものがあるのかをお聞きいたします。

○**経済部長（福山誠二君）** 今、議員がおっしゃいましたように、私も何回か経済部を行ったり来たりしておりますので、そのたびに事業者数、総会に出ますと少なくなっているのかなというふうにこれはちょっと感じております。

ただいまの御質問ですけれども、お答えいたします。

中小企業の経営相談窓口、それと本市及び関係支援機関、いわゆる中小支援策でございます。まず、相談窓口でございます。これにつきましては、中小企業、小規模事業者が安心して経営相談が受けられるために必要な要件といたしまして、税務、金融、企業財務等の専門知識、それとか実務経験が一定レベルに達していることが必要、これが条件でございますので、そういう中で支援業務を実施するための実施体制を備えたものに対して、国が公的な支援機関として認定する仕組みがございます。その認定を受けた機関を国は認定支援機関とし

ておりまして、一般的に地域の中小企業の経営相談窓口は、国から認定支援機関として指定を受けた機関であるということ。本市におきましては、商工会議所、それから市内に存在いたします地方銀行、それから信用金庫、信用組合といった金融機関の各支店でございます。それと、6件の税理士事務所が認定支援機関として認定を受けております。また、熊本県が設置しております中小企業の相談窓口の主なものでございますけれども、これは、公益財団法人くまもと産業支援財団というのがございまして、それと、熊本県産業技術センター、それからくまもと県南フードバレーアグリビジネスセンターなどがございます。

それから、もう1つの質問でございました支援策でございます。こちらにつきましては、人吉商工会議所を窓口といたしまして、中小企業小規模事業者への経営指導がございます。経理帳簿の記帳指導、こういったものを初めといたしまして、創業支援、それから事業計画策定支援、事業の承継について、情報化推進や販売開拓にマーケティング。それから人材育成、人事労務管理、金融財務など、こういったものを行っているところであります。

また、人材育成といたしましては、各種研修機関に市内事業者が経営者みずからもしくは従業員等を派遣される際の受講料の助成、それから金融政策といたしましては、利子補助金による支援や公的融資制度の紹介でございます。それから、事業者への各種イベントの案内、あっせん等も実施しておるところでございます。先ほど申されましたグループ補助金なんかもこういったものに入ってくるのかと。

さらに労働・雇用の面でございますけれども、これは人吉球磨雇用対策協議会、それとハローワークと連携をいたしまして人材募集等の周知や求人・求職支援、こういったものも行っております。それから、求職者や労働者の技術取得支援ということでございますけれども、これは人吉球磨能力開発センターの運営支援などを実施しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 相談窓口につきましては、認定支援機関ということで述べていただいたわけなんですけれども、商工会議所がその中心になって、主に中心になっているとは思いますが、実際には職員の方々もさまざま記帳相談というか、そちらのほうに追われて、実際には対応できる人材がいるかどうかというのは、私としても疑問に思っているところでございます。

それと、今、さまざまな支援策のこともおっしゃいましたけれども、創業支援であるとか、金融、財務、マーケティング、販路開拓などどれも重要な項目だと思います。例えば、新たな事業の展開ということ考えたときに、販路開拓とマーケティング、そして、資金調達というのは必ずついて回ると思うんですが、その資金調達での新しい手法として注目されているのがクラウドファンディングというものでございます。不特定多数の人が、通常のインターネット経由でほかの人々の組織に財源の提供や協力を行うことをクラウドファンディング

と言うらしいんですが、クラウドは群衆、ファンディングは資金調達ということで、クラウドファンディングというこの取り組み、この取り組みの説明会を市のほうでもやったということで聞いております。私はちょうどそのときは行けなかったんですが、この説明会を行ったときの状況はどうだったのかをお聞きしたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

本年6月2日に住民主体のまちづくりを推進していくための新たな資金調達手段といたしまして、また、単に資金を集めるだけではなく、その過程においてプロジェクトやそれを行う地域へのファンを得ることができるという観点から、全国規模でクラウドファンディングを展開されておりますFAAVOの熊本県の運営事務局でありますFAAVO熊本と本市の間におきまして、熊本県内の自治体では初めてとなるパートナー契約を締結いたしましたところでございます。

この契約締結を受けまして、6月29日はFAAVO熊本代表の古庄伸吾氏を講師とした説明会を昼と夜の2回、市役所のカルチャーパレス仮本庁舎にて開催し、昼と夜、合計で約40名の方に御参加をいただいたところでございます。当日は、市民の方々を初め、市のほうからもさまざまな課の職員が参加をし、クラウドファンディングに関する基礎知識、それからFAAVOによる取り組み、それから市との連携について1時間程度古庄氏から御説明をいただきました。また9月12日にはFAAVO熊本による個別相談会も開催され、3組の方からプロジェクトの起案などに関する御相談をお受けしたところでございます。

現在のところ、プロジェクトの起案から成立にまで至った案件はございませんが、補助金など公的資金以外の新たな資金調達手段としましてクラウドファンディングは今後重要性が増していくと考え、地域おこし、地域活性化に特化したクラウドファンディングを展開しているFAAVOの御支援をいただきながら、本市におけるクラウドファンディングの普及と活用に向けて引き続き取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 何か話を聞いたところによりますと、高校生の参加もあったということで聞いてびっくりしたところでございます。大体、もともとアメリカではベンチャービジネスに投資する風土があるということを聞いておりました。日本でも規模は小さくても、新しい考えで起業する方に支援するシステムがあってもいいのではないかなと私も以前から思っていたわけでございます。

それで、五、六年前に商工会議所のまちづくりの、そういう会議の場において若い人の斬新な考えを具現化する創業支援のためのファンドがあってもいいのではないかとということで私は意見を述べたんですけども、ある年配の経営者からそんなものに投資する人はどこにいますかと一蹴された経験があります。ということで、まだそのころは理解が得られていな

かったというふうに思います。しかし、やはり大変重要な施策であると思います。また続けてやっていただきたいというふうな思いが私も強いです。そういうことを考えますと、周知方法や日程を再考する。あるいは経験者の話を聞く。あるいはその方が来れなかったら、DVDでそういった事業の展開の様子とかをアピールするというのも必要じゃないかなと思います。そういうことで、再度説明会をまたやっていただきたいというふうに思います。

ところで、このクラウドファンディングとはまた別ですが、これも重要な施策で商品や技術、サービスの提供側とその利用者側との間に入って結びつけてビジネスをつなげることをビジネスマッチングというふうに申しますけれども、このビジネスマッチングを、今後はこのクラウドファンディングとともに大いに活用すべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

ビジネスマッチングの活用ということで、このビジネスマッチングの手法というのは有効な中小企業支援の手法であると。これはもう十分認識をいたしておるところでございます。ビジネスマッチングの一般的な形態といたしまして、2つの形態がございます。1つは、まず主に大都市部のイベントホール等を会場といたしまして、提供側の事業者がブースを設置して、利用者側の事業者を招待する形、これが1つ。さまざまな業種やテーマごとでございますけれども、双方が相對しての商談がこれはやれますし、もしくは業務提携を図るというものがございます。本市にも民間会社が主催するものや、国・県、金融機関等が主催するものまで、さまざまなビジネスマッチングのイベントに関する情報の提供とか出展募集のチラシ、招待状、これは年間を通じまして多数送られてきております。商工振興課がこの事務局を担っておるところであります。

人吉物産振興協会や人吉球磨地域産業振興協議会、こういったところの会員を初めまして、事業者への情報提供を行うとともに、会員に対しまして出展経費の一部を助成するなど、市内中小企業者へのビジネスチャンスの創出、こういったものを図っているところであります。また、人吉商工会議所におかれましても、本市と同様に中小企業者の出展支援の促進を図られておられます。

もう1つの形態ですけれども、産業支援機関や金融機関、民間企業等が販路拡大やビジネスパートナー探し、これを希望する事業者の情報提供を受けまして、適切な相手先を紹介する形態がございます。さらに近年ではITを活用いたしましたウェブ上でのビジネスマッチングを行うという形態もございます。一般的にビジネスマッチングを成功させるためには、事業者が信用を身につける必要があること。それから、商品やサービスのターゲットやコンセプト、これを明確に示すといった情報提供の工夫などマッチングの成功に向けた一定の努力が必要でございます。本市としましても、今後も引き続きビジネスマッチングの情報、こういった提供を行うとともに、費用の一部を負担することによる支援も行いまして、商工会

議所を初めといたしました関係団体と情報共有を図りながら、マッチングの成功確率を上げるためのビジネスメントサポート、これも強化してまいりたいと思います。

1つの例でございますけれども、これは、産業祭のときに1つあった例でございます。私どもの産業祭に昨年牧之原の商工会の会長がいらっしゃいまして、非常に人吉の球磨焼酎を気に入っていただきまして、ことしは副会長がいらっしゃったんですけれども、その縁でことしの11月には、牧之原の産業フェアでございましたけれども、そのときに球磨焼酎を広める会などを開いていただきまして、現在、牧之原の、これは酒屋さんなんですけれども、6店舗球磨焼酎を取り扱っていただくようになりました。また、飲食店につきましては、これは相良地区のほうですけれども、18店舗が球磨焼酎を入れていただいた。今まで球磨焼酎は全くなかなか余りなかったところに、こういうものが昨年からは始まったと。これにつきましては、こちらに来ていただいたときに懇親会とか、向こうのほうでの懇親会というか交流会ですね、非常に副市長が頑張っていたいただきまして大いに宣伝をしていただいたと、その成果ではないかと思っております。以上、1つの例でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） ぜひビジネスマッチングを大いに活用していただきたいと思います。

今、実際の成功事例も部長から申し上げられましたけれども、私も経済建設委員長のときに産業祭の開会の挨拶を頼まれたときに、似たようなことを言ったんですよ。ただ、自分の産業の祭りだけではないと。その商品をお披露目する機会だけではなくて、自分の仕事があったときにちょっと全てを回っていただいて、例えば、あっ、この会社とうちが提携すれば、ちょっと変わった商品ができるんじゃないかなとか、そういう異業種交流の場でもあるから、ぜひここに出されている業種の皆様方も1回時間をかけて中を回って見られたほうが良いと思いますというような挨拶をしたことがあるんですね。まさに私が言ったからじゃないですけど、実際にそうやって皆さん、副市長さまさまの方々の努力によってそういったビジネスが結びついたというのは本当に喜ばしいことであって、ぜひそういう機会をもっと広げていけたらなというふうに思っております。

また、ビジネスショーなんかも、私、北九州のビジネスショーに犬童議員と2人で2年ほど前に行ったことがあります。非常にすばらしいショーで、またそこに講演スペースがあって、こういう新しいベンチャーの立ち上げもやっていますみたいな講習会もありました。非常に難しい話で、頭はこんがらがったんですけれども、そのような機会も大いに設けるべきではないかなと思います。

また、保険会社であるとか、銀行であるとか、そういったところが窓口になってビジネスマッチングを全国ベースでやっているところもあると思います。だから、新規商品だけではなくて、例えば、製造業の新しい技術をほかの企業に結びつけたりすることも、これもビジ

ネスマッチングだと思うんですね。ですから、その技術やノウハウを求めて、ほかの地域から本市に企業が進出することもあり得るかもしれない。そういう1つのチャンスにもなることから、ぜひこのビジネスマッチングもあわせて強く推し進めていただければなというふうに思っております。

次の質問に入りますけれども、公益財団法人くまもと産業支援財団というのがありますけれども、この財団はどのような財団なのかということと、それと地場産業中小企業支援化のための専門の何か組織、あるいは市の庁舎の中に課が必要ではないかと思うんですけれども、これに対しては市長にお聞きいたします。

○**経済部長（福山誠二君）** それでは、私はくまもと産業支援財団とはということで、こちらのほうのお答えをさせていただきます。

公益財団法人くまもと産業支援財団というのは、平成25年4月に、これ前身でございましたけれども、熊本テクノ産業財団から移行いたしております、熊本県内中小企業者等の経営基盤の強化や創業の促進、それから技術の高度化等に関する産業支援を実施する団体でございまして、熊本県が中小企業支援体制の中核支援機関として位置づけをしているところでございます。これは上益城郡の益城町に設置されたものでございまして、今回の地震で影響がございまして、3カ月ほど避難所として利用されたということがございますので、そういう益城町に位置いたしております。

当財団には経営支援や販路開拓、こういったものの中小企業支援を総合的に実施する、これは中小企業支援センター、それが1つ。それから産学連携の推進や新技術の開発支援等を行います産学連携推進センターがあります。幅広く中小企業支援が実施できる体制が備わっているのではないかと認識いたしております。また、平成26年に国が中小企業の売り上げ拡大、経営改善、こういったものを経営上のあらゆる悩みを相談できる場所として、全国各都道府県に設置をいたしましたよろず支援拠点でございしますが、これも熊本県においては当財団の中に設置されておまして、コーディネーターを中心とする専門スタッフによる中小企業支援体制がさらに拡充をされておるというところでございます。

なお、昨年度から本市の創業支援事業計画に基づきまして、人吉商工会議所が創業支援フォローアップセミナーを実施いたしております、その講師といたしまして、当よろず支援拠点の所長を招聘しているというところでございます。本市といたしましても多種多様な中小企業支援体制が備わっている当該財団をより積極的に活用すべきだと存じますが、移動距離にはちょっと遠いというところですが、時間のコスト等の関係もありまして、今のところ本市事業者の利用頻度というのは少ないと聞いているところでございます。

以上、お答えいたします。

○**市長（松岡隼人君）** お答えいたします。

地場産業中小企業支援強化のための専門の課が必要ではないかとの御質問でございしますが、

地場産業中小企業支援強化に対する私の考えを述べさせていただきます。

現在、地域の中小企業事業者の抱える問題、課題につきましては、先ほど経済部長が申し上げましたが、私もまさにそのとおりであると強く認識しているところでございます。また、本市で現在提供できている中小企業支援策が中小企業事業者のニーズを十分に満たしているかということにつきましても、市もまだまだ努力をすべきだと存じます。そのような状況を踏まえ、私が本市の中小企業支援体制の課題と考えることを具体的に申し上げさせていただきます。

1つ目に、中小企業支援人材の産業支援スキルを十分に備えた人材の課題でございます。くまもと産業支援財団内に設置されております国のよろず支援拠点も、現在求められている中小企業支援は補助金情報の提供や申請の支援、融資のあっせんなどといった経営に直結するものではなく、事業者の抱える課題をきちんと理解し、解決策の提案、もしくは一緒に課題解決方法を考えてくれる人材、つまりはビジネスコンサルタントが地域には必要だという考えに基づき設置されたものであり、本市における今後必要な中小企業支援の強化に対する考え方も同じであると存じます。

次に、継続性という点でございます。市役所職員には定期的な人事異動があり、職員が変わることによって職員と事業者が築き上げてきた関係性が振り出しに戻ることににより、事業者にとってはそれに対し不安感を覚える方もいらっしゃるのではないかと思います。さらに相談に来られた事業者が新たな取り組みを実施される中、すぐに成果が出るということはまれであり、継続的に伴走しながら支援するというのも重要な視点であると存じます。したがって、私といたしましては、市の部局に専門の課を設置するよりも、民間の専門の知識を有する人材にこれらの業務を担っていただいたほうがより効率的ではないかと思う次第でございます。

このようなことから、本市としましては、そういった課題解決をすべく業種を問わず、経営課題全般に対応し、ワンストップ機能を有したビジネスコンサルタントによる伴走型支援が可能な、仮称ではございますが、起業創業中小企業支援センターの設置を検討しているところでございます。現在、静岡県の富士市産業支援センターが実施している取り組みをモデルとして、天草市が通称アマビズという支援センターを立ち上げておられます。平成27年度の実績値によりますと、年間の相談件数の当初の予想である600件に対し1,600件を超える相談実績があったとのことでございます。これは天草地域の中小企業事業者が現状をどうか打開したいという思いは強くとも方法がわからず、苦しんでおられた方が多かったという状況を示していると思われ、本市の中小企業事業者におかれましても、同じ思いの方が多数いらっしゃると思われ、私といたしましては、まずは起業創業中小企業支援センターの設立を目指すとともに、引き続き人吉商工会議所を初め関係機関などと連携し、中小企業支援の充実を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 今、強い思いを語っていただきました。一般質問の通告の聞き取りのときにちょっとお伺いしたところ、本年の3月の定例会の施政方針の中で、起業創業中小企業支援センターの設立の件をもう既に述べられていたんですよね。大変申しわけなかったです。ぜひ、これを強力に進めていただきたい。ただ、問題はそのスキルと思うんですよね。要するに人材、人材に尽きるかなと思うんです。その人材をどういうふう to 獲得するかというところにあると思います。それと、運営資金ですね。これは、先ほどお聞きしましたくまもと産業支援財団からの人の交流等も受けながらやるべきでもありますし、先ほど市長が言われましたエフビズ、そしてアマビズ、天草市ですか、一昨年商店街のまちづくり研究会の研修で行ったときに、向こうから、宮崎県油津の木藤さんみたいなああいった、あそこの場合はまちづくり支援でしたけど、そのようなビジネスコンサルタント的な人を月収100万円で、だから年間1,200万円の報酬を見立てて、全国から公募したいということをおっしゃっていましたので、ああ、それがそうだったのかというふうに思った次第でございます。

人吉市がそういう形がとれるかどうかはわかりませんが、ぜひ強力に進めていただきたい。我々商店街としても応援しますし、中小企業もそういう悩み相談窓口を求めているんじゃないですかね。なかなか退路を断たれているような、今疲弊しているような状況にございますので、ぜひ、早急にこれは本当に余り時間をかけるのではなくて、早急にやっていただきたいというふうに思います。そのようなことを投げかけまして、この質問は終わります。

続きまして、地域コミュニティと防災、災害時の情報伝達力についてでございます。熊本地震後、6月、9月に引き続き、今回も防災関連の質問が非常に多かったですね。井上総務部長も大変お疲れのことと思いますが、もう少しですので、ぜひお力をかしていただきたいと思います。

平成25年4月からスタートしました人吉市の防災行政無線、既にことしで3年目を迎えているわけなんですけれども、本年3月31日現在の全国の防災行政無線の整備状況をちょっと調べてみました。総務省のホームページからです。1,741の自治体のうち、1,592で既に整備されたと。91.4%です。しかし、デジタル化された防災行政無線のデジタルの場合は53.6%、だから、残る40%弱はまだアナログのままということですね。熊本県の場合は、45の自治体のうちの42で整備済みということで93.3%、全国平均より上になると思います。

屋外拡声子局から流れてくる行政放送であるとか、災害防災関係の放送、しかし、その子局単独で地域でのイベントなどのお知らせ等も地域住民によってできるということも重ねて、非常に便利な1つのツールであるというふうに私は思っています。しかし、聞こえづらいかさまさまざまな意見もあると思いますので、ここをお聞きしたいと思いますが、この防災行政無線の活用状況と市民からの評価はどのようなものか、お聞きしたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

今まで何回か出ていましたので、重複する部分が大分ありますけれども、お許しいただきたいと思います。まず、防災行政無線の活用状況ということで御質問をいただきました。本市の防災行政無線は毎日正午と午後6時に、先ほども出ましたミュージックチャイムとして、また緊急時の防災放送や行政からのお知らせ情報を放送いたしておるところでございます。これまでの放送回数ということで申し述べますと、平成25年度は59回の放送を行っております。平成26年度が41回、平成27年度は73回、平成28年度は、これは11月末現在の回数でございますが、71回ということで、年を追うごとに放送回数がふえてきている状況でございます。

放送の内容でございますが、本年度の防災放送は、これは一番多かったのはやっぱり熊本地震に伴います震度放送、それから断水のお知らせ、節水のお知らせ、給水所の設置、避難所の設置、あと空き巣の被害等の放送を行っておるところでございます。さらに梅雨前線豪雨時や台風による避難勧告や予防的避難を促す放送も行っていました。また行政からのお知らせといたしましては、統一選挙に伴います投票のお知らせとか、税の納期限のお知らせ、イベントの開催のお知らせ、小中学校の臨時休校のお知らせ、また追悼のサイレン等の放送を行っております。過去には市民健診、交通安全週間、橋梁の通行どめ、食中毒注意、鳥インフルエンザの注意、水道管の凍結注意などさまざまな放送も行ってきました。

市民の皆様からの評価でございますけれども、市民の皆様へ防災行政無線の評価アンケートといったものを実施はしておりませんので、評価がどうなっているのか把握はしておりませんが、恐らく電話や来庁の際にいただいたお声、要するに聞こえづらいつつ、一昨日も福屋議員のほうに大分内容を説明しましたけれども、そういう御意見から推理しますと、まだまだ評価は高いのか低いのかと言われたときには、真ん中ぐらいかなというふうに、これは防災安全課を中心に評価をしておるところでございます。ただ、多額の経費を投じてこの防災行政無線を整備しておりますので、そういうことではいけませんので、高い評価がいただけるように、これから一つ一つさまざまな御要望、クレームに対しても改善に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 活用状況に関しましては年々ふえつつあるようでございますね。特にことしは1月の大雪とか4月の熊本地震もあったために、回数は多くなったのではないかなと思います。

それと、市民からの評価でございますけれども、私も事あるたびによく市民の方から、あそこのあれは聞こえにくいからこっちに向けてくれんかなとか、逆にうるさくて、ちょっとあれだから向こうに向けてくれないかなと言われることもありまして、さまざまでございます。しかし、本当に多額の事業費がかかっていますので、これをないがしろにするわけにはいきま

せんので、有効に活用しなければならないと思っております。電話サービス、電話応答サービスもやっているということで、22-2611ですか、それと22-2612ですね、それは音声対応をされているということですから、市民の方からやっぱり再度言われたときには22-2611と手にボールペンで書いてあげて、これでかけてくださいというふうに申し上げたいと思います。

また、平成25年の伊豆大島を襲った台風の襲来の際、やはり雨と風の音で防災行政無線が聞こえなかったと。当然なんですよ。なかなか難しいなというようなどころがありまして、あれだけ風が吹いて、雨が降ればなかなか聞こえづらいと思います。しかし、通常の行政放送の場合は、最大出力の40%で行っているということで私は以前聞きました、説明で。しかし、注意喚起とか、警報レベルの防災情報はサイレンの音とともに出力をアップするということですから、さすがにサイレンが鳴ったら、やっぱり窓をあけるなり、あるいは窓の近くに行って耳を傾けるという行動をされると思いますので、そういうことが市民に伝わっていないのではないかなと思うんですね。災害時にはもっとボリュームをアップするんだと。

例えば、先月の22日に東北の福島沖で地震があつて津波の警報を防災行政無線で流しているところをニュースでやっていましたけど、サイレンがウーンと鳴った後に津波です、高台に避難してくださいというふうな大きなボリュームで、音量でやられれば、さすがにやっぱり人は動くと思うんですね。聞こえると思うんです。そのようなこともちょっと市民に伝えたほうがいいんじゃないかなと。通常の行政情報はちょっと幾らか出力を絞っているんだということですね、というふうに思います。

ところで、市内の主要な施設などに設置されている防災行政無線の受信機である、ポータブル機である戸別受信機の普及状況はどのようになっているのか、お聞きします。

○議長（田中 哲君） ここで会議時間を延長いたします。

○総務部長（井上祐太君） ありがたい御提言ありがとうございます。頑張ってやっていきたいと思しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

戸別受信機の普及状況、御質問にお答えさせていただきます。

戸別受信機につきましては、放送が聞こえづらい地区を初め学校、公共施設、医療機関といった人が集まる建物、それから防災関係者など災害時に活動していただく方のお宅などに設置をしております。町内会長さん、それから多分議員さん方の御自宅にも多分設置させていただいているというか、そういうふうに聞いております。戸別受信機の設置件数でございますけれども、これは平成26年の6月議会におきまして246台と御説明をさせていただいておりますが、山間部の聞こえづらい地域で木地屋町、大畑麓町、中神町段山などに新たに設置をいたしておきまして、本年12月現在、もうきょうの時点で捉えていただければよろしいんですけれども、設置数といたしましては292台の戸別受信機を設置いたしておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 2年間で微増ですけれども、少しずつふえているということで、今申し上げられました。難聴地域はまだまだあると思います。そういうようなところへは今後もまだ設置を続けていただきたいというふうに思います。自治体によっては全世帯普及を努めているところもあるようでございます。近隣では阿蘇市とか水俣市がそのようでございます。しかし、恐らく設置する工事とか含めましたら数万円かかるんじゃないかなと思いますので、それは若干もう不可能に近いかなと思いますので、今後も難聴地域に関してはそのような形でぜひ個人宅にも設置をお願いしたいと思います。

次に、今まで防災情報からの観点でお聞きしましたが、今度はコミュニティー情報の伝わり方について聞いていきます。毎月2回発行されます「広報ひとよし」による情報伝達能力と申しますか、情報伝達状況はどのような状況になっているのか。アンケート等とはとられているのか、お聞きします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

「広報ひとよし」でございますけれども、1月を除き、原則として毎月1日と15日の月2回を発行し、町内会長さんを通じまして各御町内のほうへ配布をしていただいております。全戸配布を原則といたしておりますが、実態といたしましては、町内会に未加入のアパート世帯などには行き届かない点もあると伺っております。また、市のホームページにおきましては「広報ひとよし」が閲覧できるよう現在掲載をいたしております、パソコンやスマートフォンでごらんいただけるというような状況にもなっております。

どのくらいお読みいただいているのかというアンケートでございますけれども、ことし1月号において読者アンケートを行っております。この中で「広報ひとよし」をどの程度読みますかというお尋ねをしておりますが、欠かさず読むとお答えいただいた方が94%、時々というのが6%という結果でございました。ただ総回答数は433人でしたので、この状況からすると読んでいただいているということでございます。

ただ、もう1つ、不安な分析結果なんですけれども、このアンケートはお答えいただいた方は熱心な読者の方ばかりだと存じておりますので、参考データとしてこれが使えるかどうか、それは解釈が非常に難しいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 今、アンケートの結果も申し上げていただきましたけれども、確かに広報を見てアンケートを答えているんですから、熱心に広報を見ている方が答えているということで、見ていない人は答えてないということですよ。なかなか判断も苦しむところなんですけれども、でも、恐らく個人差はあると思うんですけれども、最初の見開きから2枚

目、3枚目の画像がある、写真が出ているカラーページとかいうところは見る人があっても、その後の文字ばかりのところはなかなか目を通さないという方も多いのかもしれないというふう思うわけでございます。

そういうことから隅から隅まで全て目を通す人は、やはり少ないのではないかなと思いつながらこの質問をしたわけなんですけれども、ところで、コミュニティFM放送というのがあります。これは、小電力の放送局なんですけれども、放送エリアが市町村単位に限定されておりまして、地域の行政情報とか、あるいは地元の商業情報に特化して、地域活性化に役立つ放送局でございます。こういう放送局を使えば、先ほど言ったように「広報ひとよし」も番組の中でパーソナリティーがもう一人のパーソナリティーとやりとりをしながら、今度はこういう市民健診が始まるんですよとかそういうのを話題にして、だから、自然に耳に入ってくるというものなんですよね。そして、防災行政無線で聞こえなかったところをまた補完するという機能もありまして、その効果は絶大だと思うんですけれども、このコミュニティFM放送局を設置すると、設立するというふうな観点、防災行政無線との連携を模索してみてはいかがでしょうかという質問なんですけど、いかがでしょうか。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

今、村上議員から御提案のありましたコミュニティFMでございますが、平成4年に制度化されましたFM周波数を用いた放送で、最大出力20ワット、原則1つの市町村の一部、おおむね半径5キロから15キロメートル程度を対象としているものでございます。平成28年10月現在で47都道府県で303の局が運営をし、地域の商業、行政情報や独自の地元情報に特化し、地域活性化の一助にもなっておるようでございます。

災害時の情報伝達手段という点でございますが、東日本大震災、それからさきの熊本地震など地震や豪雨災害の際に市民に対し、救援活動を初めさまざまな情報を伝達する手段としまして多くの自治体で活用され、その新規開局、新しく開局される状況も震災のたびに右肩上がりに増加をしておるところでございます。東日本大震災の際には臨時災害放送局としまして、28の市町村が開局をしており、救援情報の提供等により被害の軽減や被災者の生活安定に寄与したと、これは高く評価をされておるところでございます。

災害時の活用でございますが、9割を超えるコミュニティFMが自治体と災害放送を行う協定を締結しておりまして、自治体が発表いたしますライフラインの復旧情報、それから避難所の情報、被災者に役立つ生活関連情報などをリアルタイムにきめ細やかに提供する手段として活用が期待をされております。

最後に御提案されました防災行政無線との連携という点につきましても、災害時に市民が最も入手しやすい情報はテレビ、ラジオによる情報であること。きめ細やかな情報提供ができることなどから、注意喚起を防災行政無線で行い、詳細な情報はFM放送で行うような効果的な組み合わせが、これは可能になるものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 今述べていただいたとおりだと思います。平成7年の阪神・淡路大震災のときには、神戸の多言語地域、いろいろな外国の方が住まれているということなんですけれども、日本語がわからないという被災された方々を支援するために立ち上げられた放送局がありました。「わいわい」というんですけど、「FMわいわい」、これは、実は海賊放送で許可を得られていないのに勝手に立ち上げたミニFM放送の高出力、ミニFM放送局だったんですね。しかし、逮捕されずに逆に役立ったということで、1年後には正式な免許を与えられているんですよ。そのときは郵政省でした、今は総務省ですけど。そういう事例もあります。それと、東日本大震災のときにはラジオ石巻は局舎が被害を受けて、システムダウン、非常用のバッテリーで放送を続けた。また、岩手県の宮古市では開局の準備中だったらしいです。しかし、ちょっと前倒しにして、急遽災害FM局として電波を出して、市民の目となり耳となったと。また、仙台市では、先ほどの神戸と一緒に、やはり外国人の問い合わせが殺到したこともあって、急遽「Date fm」というところを開設しまして、英語、韓国語、中国語などでライフラインの情報を伝えたという実例が多々あります。

コミュニティFMは最大20ワットということなんですけれども、地域によって電波干渉、要するにほかの放送局とぶつからないようなエリアとか、あるいは盆地とかいうところでは出力をもっと上に上げて許可するというケースがあるらしいです。

そこで、私も若干調べているんですが、県内の他市町村のコミュニティFM局の活用状況はどうなっているかをお聞きしたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

県内市町村のコミュニティFMの状況でございますが、現在、熊本市の熊本シティエフエム、それから八代市のかっぱFM、小国町のグリーンポケット、それから基地局は大牟田市ではありますが、荒尾市もエリアとしておりますFMたんと4社があるということでございます。また天草市も平成29年12月開局に向けて準備を進めておられるようでございます。

活用状況でございますが、先ほど冒頭で申し上げました4社とも地元自治体と災害放送に関する協定を締結されており、災害時には最優先で災害情報を流すこととされております。実際、さきの熊本地震では熊本シティエフエムにおかれましては、発災直後数日間は災害情報のみを流し続けたとのことでございまして、その生々しい状況が最近新聞の連載記事としても掲載されていたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） そうですね、熊日新聞社さんの特集でずっと「熊本地震 あのとき何が」というところで、この熊本シティエフエムの動きをずっと、まだ今やっているところで

すね。14日の前震のときの動き、そして16日の本震のときにはシステムがダウンしてしまつたと。電源が回復するのにちょっと時間がかかって放送がおくれたというようなことでした。しかし、何といたしますか、被災者に寄り添うような、例えば音楽、こういうリクエストにしても、音楽を、優しい音楽を流すとか、そういうところで非常に努力された姿が今伝わっております。今新聞で特集をやっているさなかでございます。

全国のコミュニティFM局の開局状況なんですけれども、先ほど303と言われましたけど、コミュニティ放送協会に加盟しているところの局数は227ということらしいです。北海道地区が22局、東北地区が29局、北陸信越地区が29局、関東地区が42、東海地区が29、近畿が27、中国地区が17、四国が6、九州地区が19、沖縄が9局ということらしいですね。一番大きな課題は経営の安定化ということになると思いますけれども、広告収入によって運営をやっていくわけなんですけれども、あるいは自治体の補助的なものもあると思いますが、ちょっと調べてみたんですけど、CMの制作費として1本につき2万円。これは北海道の放送局だったんですけど、これはちょっと高いと思うんですよね。もっと安く、例えば5,000円ぐらいに抑えれば、もっと広告がふえるんじゃないかなと思います。それと、1本当たりのスポットCM料金の単価は20秒で2,500円、30秒で3,500円、60秒で6,000円、これももうちょっと下げれば、例えば20秒で1,500円とか、もう一般商店でも広告を出せるような状況になるんじゃないかなと思います。余り敷居を高くしないほうがいいとは思いますが、そこで、お聞きしたいんですが、開局に関しましての許可要件と、国の補助などの制度はどのようになっているのか、お聞きします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

コミュニティFMの開局でございますが、これは放送法、電波法に定める地上機関放送局となりますので、総務省各地区総合通信局の無線免許が必要になるようでございます。その審査の基準といたしましては、電波法第5条第4項なるものがございまして、そこに定める国籍などの欠格事由に該当していないということがまず定められております。また、電波法7条に定める審査基準としまして、電気通信設備が法に定める技術基準に適合していること。放送に使用する周波数の割り当てが可能であること。これは申請者自身があいている周波数を調べ申請するものでございます。また、業務を維持するに足る経理的、技術的能力があること。放送による表現の自由が確保される体制等が整備されていることなど、そういうものを満たしているかどうか審査されるというふうに伺っております。

次に、国の補助制度でございますが、地方自治体が設置する際の整備費に対しましては、交付税措置、要するに元金償還に対して交付税の措置、バックのあります地域活性化事業債という起債の対象となっているようでございまして、これは充当率90%、そして、その元利償還が交付税に算入される率は30%というふうになっております。そのほか地理的、地形的悪条件解消のための補助などの特殊なものを除いては、特段の財政的な支援は現段階では見

当たらないということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 地域活性化事業債、約3分の1の補助になるということですから大きいと思いますね。実はケーブルテレビというものは、自治体の規模によって違いますけれども、数億円規模から十数億円の事業なんですよね。ところが、このコミュニティFM放送局というのは、3,000万とか5,000万で開局できるんですよね。ミニFM放送局というのは、実は西九日町商店街で遊びの一環といいますか、町の振興のためにということではちょっとやっていたんですけども、小電力ですから、もう何十ミリワット、10ミリワットぐらいかな、ですから聞こえても半径100メートルとかの電波なんですけれども、それでも近所の方はよく聞いていただいております。本格的なコミュニティFM局になると、第1級または第2級の陸上無線技師の配置が必要ということは聞いております。ということから、今後本市でもこの非常に大きな利活用のできるコミュニティFM放送局を導入することはどうですか、考えはありませんかということで、市長にお聞きいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

議員御提案の災害時におけるコミュニティFMの活用でございますが、防災行政無線の欠点を補い、市民に対しよりきめ細かい情報をお届けできる手段として、とても有効なものだと受けとめております。日本民間放送連盟研究所の調査によりますと、東日本大震災発生時にどこに情報を求めたかという問いに対しては、発災当日は43.2%、1週間後は58.6%の方がラジオと回答されており、最も多くの方が停電中でも使用できるラジオに情報を求められたようでございます。また、インターネットを余り使用されない高齢者の方もラジオから情報が得られること、熊本地震で課題となった車中泊の方にもカーラジオから情報をお届けすることなど、最も身近な情報提供手段としてとても有効だと考えております。

一方で、今後コミュニティFMを開設するとなりますと、議員もおっしゃいましたように運営主体となる放送事業者の設立、放送を維持し続けるための器材、人材の確保、安定的に運営し続ける経営基盤の確保が課題となります。特に経営基盤につきましては、県内で既に開設されています熊本、八代の2局は市からの補助金は受けていないものの、番組の商業収入だけでは賄えず、イベントやフリーペーパーの広告料などを加えて厳しい状態で運営されているとのごことでございます。小国町については、制作委託費という形で町からの公費も投入されているようであり、継続的に運営できる経営基盤の見通しを持ってスタートする必要がございます。

議員から御提案いただきました災害時の情報伝達手段としましては、コミュニティFMは大変有効なものであると考えております。今後は経営基盤の確保、運営主体となる人材の確保などさまざまな課題等を十分検討させていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 実は、二十数年前に商工会議所会頭を筆頭に発起人会を立ち上げまして、設立に向けた動きをした経緯がございます。そのころはまだ機は熟していなかったということですね、また市のほうにも説明に参ったんですけど、大体二十数年前のメンバーは想像できるかと思えますけれども、部長たちに説明してもなかなか理解してもらえなかったというのが状況でございました。また阪神・淡路大震災の前であったために、防災、あるいは被災情報などの情報ツールとしての必要性をまだ感じていなかったというのが状況だったかなというふうに思います。

先ほども何回も述べましたけど、防災情報や災害が発生したときには被害情報を、あるいは安否確認などをしっかりと伝えることができますね。それと、防災行政無線の補完機能がある。そして、「広報ひとよし」などの情報を丁寧に音声として伝えることができる。仕事をしながら、あるいは車の運転をしながら聞くという、何かをしながら情報を得ることができる。それと、最近では、防災対応の手回し充電型のラジオも2,000円弱で発売されておりますので、これも必需品になっておりますので、これを安価ですから、一般でも購入することができます。あるいはFM局を利用したイベントですね、祭りのときのサテライトの実況中継とか、非常に幅広い活用ができます。課題は、ランニングコストなんですけれども、研究してみる価値は大だと思えますので、ぜひ、着々と進んでいる新市庁舎建設の竣工にあわせて実現できればなというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（田中 哲君） 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

日程第20 議第118号 平成28年度人吉市一般会計補正予算（第7号）

○議長（田中 哲君） 次に、日程第20、議第118号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

日程第21 委員会付託

○議長（田中 哲君） 次に、日程第21、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第92号から議第118号までの18件を一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（赤池謙介君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております平成28年12月第5回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第92号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第6号）につきましては、2ページの〔別記1〕に記載のとおり、議第118号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第7号）につきましては、3ページの〔別記2〕に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。また、継続審査となっております陳情の件名等につきましては、参考として4ページに記載してありますので、念のため申し上げます。

なお、人事案件につきましては委員会付託はございません。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第 92号	平成28年度人吉市一般会計補正予算(第6号)	各委 [別記1]
議第 94号	平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	厚生
議第 96号	平成28年度人吉市介護保険特別会計補正予算(第4号)	厚生
議第 98号	平成28年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)	厚生
議第101号	平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	厚生
議第105号	人吉市部設置条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第106号	人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第107号	人吉市交通災害共済条例を廃止する条例の制定について	厚生
議第108号	人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第109号	人吉市税条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第110号	人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第111号	人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第112号	人吉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第113号	人吉市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について	経建
議第114号	損害の賠償について	総文
議第115号	損害の賠償について	経建
議第116号	損害の賠償について	経建
議第118号	平成28年度人吉市一般会計補正予算(第7号)	各委 [別記2]

[別記1]

議第92号 平成28年度人吉市一般会計補正予算（第6号）	
○予算委員会	第1条 歳入予算の補正（全款） 第4条 地方債の補正
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 1款 議会費 2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費を除く） 9款 消防費 10款 教育費 11款 災害復旧費（5項 その他公共施設公用施設災害復旧費） 14款 予備費 第3条 債務負担行為の補正（1款 議会費、2款 総務費（1項 総務管理費）及び10款 教育費）
○厚生委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費） 3款 民生費 4款 衛生費 第2条 繰越明許費（3款 民生費） 第3条 債務負担行為の補正（2款 総務費（2項 徴税費））
○経済建設委員会	第1条 歳出予算の補正 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費 11款 災害復旧費（2項 農林水産施設災害復旧費） 第3条 債務負担行為の補正（8款 土木費）

[別記2]

議第118号 平成28年度人吉市一般会計補正予算（第7号）	
○予算委員会	第1条 歳入予算の補正（全款） 第3条 地方債の補正
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費 14款 予備費 第2条 繰越明許費の補正（2款 総務費）
○経済建設委員会	第1条 歳出予算の補正 5款 労働費 8款 土木費

[継続審査件名]

○総務文教委員会

陳第4号 人吉西小学校開校130～140周年記念事業に伴う急傾斜崖崩れ防止工事施工の陳情

陳第5号 『ヤマセミ』を第二の市の鳥として指定を求める陳情

陳第6号 人吉市が計画されている新庁舎建設における電気設備工事の発注を求める陳情

陳第7号 人吉市で計画されている新庁舎建設の機械設備工事（給排水設備、空調設備等）を人吉市管工事協同組合の組合員へ発注（単独、JV等）を求める陳情

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時18分 散会

平成28年12月第5回人吉市議会定例会会議録（第5号）

平成28年12月20日 火曜日

1. 議事日程第5号

平成28年12月20日 午前10時 開議

日程第1	議第105号	人吉市部設置条例の一部を改正する条例の制定について	総文
日程第2	議第106号	人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第3	議第114号	損害の賠償について	
日程第4	議第107号	人吉市交通災害共済条例を廃止する条例の制定について	厚生
日程第5	議第108号	人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第6	議第109号	人吉市税条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第7	議第110号	人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第8	議第111号	人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第9	議第112号	人吉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第10	議第113号	人吉市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について	経建
日程第11	議第115号	損害の賠償について	
日程第12	議第116号	損害の賠償について	各委
日程第13	議第92号	平成28年度人吉市一般会計補正予算（第6号）	
日程第14	議第118号	平成28年度人吉市一般会計補正予算（第7号）	各委
日程第15	議第94号	平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	厚生
日程第16	議第96号	平成28年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）	
日程第17	議第98号	平成28年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）	
日程第18	議第101号	平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	

日程第19	議第117号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	}	総文
日程第20	陳第 5号	『ヤマセミ』を第二の市の鳥として指定を求める陳情		
日程第21	陳第 7号	人吉市で計画されている新庁舎建設の機械設備工事（給排水設備、空調設備等）を人吉市管工事協同組合の組合員へ発注（単独、JV等）を求める陳情		
日程第22	陳第 6号	人吉市が計画されている新庁舎建設における電気設備工事の発注を求める陳情	}	総文
日程第23		市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告		
日程第24		治水・防災に関する特別委員会委員長の報告		
日程第25		人吉球磨広域行政組合議会の報告		
日程第26		人吉下球磨消防組合議会の報告		
日程第27		議員派遣について		
日程第28		委員会の閉会中の継続審査及び調査について		

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 日程第1から日程第28まで議事日程のとおり
- ・ 追加日程
 - 議第119号 平成28年度人吉市一般会計補正予算（第8号）
- ・ 追加日程
 - 意見第12号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書（案）

3. 出席議員（18名）

1番	塩見寿子君
2番	宮原将志君
3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君

13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡隼人君		
副市	長	松田知良君		
教	育	長 末次美代君		
総	務	部 長 井上祐太君		
市	民	部 長 今村修君		
健	康	福	祉	部 長 村口桂子君
経	済	部 長 福山誠二君		
建	設	部 長 大渕修君		
総	務	部	次 長 小林敏郎君	
総	務	課 長 小澤洋之君		
財	政	課 長 植木安博君		
水	道	局 長 中村則明君		
教	育	部 長 松岡誠也君		

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局	長	赤池謙介君
議	事	係 長 栗原亨君
庶	務	係 長 椎葉千恵君
書	記	白坂禎敏君

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、議事日程に従い、各委員長の報告を求め、採決いたします。

日程第1 議第105号から日程第3 議第114号

○議長（田中 哲君） まず、日程第1、議第105号から日程第3、議第114号までの3件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇） 皆様、おはようございます。総務文教委員会に付託されました日程第1、議第105号、日程第2、議第106号及び日程第3、議第114号の3件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第1、議第105号人吉市部設置条例の一部を改正する条例の制定については、行政機構の改革により、新たに企画政策部を設置することに伴い、条例の一部を改正するものです。具体的には、企画立案、政策形成機能を強化し、総合計画、選挙公約、マニフェストを積極的に推進する体制を整えるため、企画課、秘書課からなる企画政策部を新設するものです。施行日は、平成29年4月1日からです。

委員からの質疑に対して、執務室の配置は年明けてから検討するという答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第2、議第106号人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国家公務員退職手当法及び雇用保険法の一部改正に伴う国家公務員に係る退職手当制度の改正に準じて条例の一部を改正するものです。

この条例の主な改正点は2点ございまして、まず1点目、退職手当は基本額に条例第6条の4に規定する調整額を足して支給しますが、今回の条例改正は、この第6条の4の調整額の改正です。平成28年4月に給与総合的見直しにより、職員の給料月額を平均で2%下げる改正が行われておりますが、この総合的見直しによる調整額の下がり幅を緩和する措置として、今回の改正を行うものです。あわせて、1年から24年の勤務を経て自己都合以外の理由で退職する場合の退職者の調整額の算出方法の特例の廃止も行っています。

次に、2点目が雇用保険制度の変更に伴う改正です。公務員は、雇用保険法の対象から除外されていましたが、公務員といえども退職後失業している場合には、雇用保険法の失業等給付制度程度のものはこれを保障する必要があると考えられており、よって、条例第10条の

規定によって、雇用保険対象外となる公務員が退職時に支給される退職手当が雇用保険法の失業等給付相当額に満たず、退職後一定の期間失業している場合には、その差額分を特別の退職手当として支給することとされています。また、今回、雇用保険法に基づく高齢者の失業等給付の制度が変わりましたので、あわせて条例の改正を行う必要が生じたというものです。

以上の2点が今回の条例改正の主なものですが、雇用保険法の改正に伴う部分は該当する場合が極端に少ないので、本市職員にとってはほとんど該当がないものと思われるとの説明がありました。

委員からの質疑に対して、調整額の下がり幅の緩和措置は、人吉市においては当分の間という答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第3、議第114号損害の賠償については、平成28年9月26日、午前9時50分ごろ、市公用車が中青井町の交差点において相手方車両に接触し、双方の車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市の間で損害賠償の額を決定し、和解するものです。

委員から、交通安全の遵守と、今回事故を起こした車が交通指導車ということで、運転に当たっては特に模範となるよう心がけてほしいという意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長(田中 哲君) ただいまの総務文教委員長報告に対し、質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第105号から議第114号までの3件について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田中 哲君) 御異議なしと認めます。

よって、議第105号、議第106号、議第114号は原案可決確定いたしました。

日程第4 議第107号から日程第9 議第112号

○議長(田中 哲君) 次に、日程第4、議第107号から日程第9、議第112号までの6件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

16番。三倉美千子議員。

○16番(三倉美千子君)(登壇) 皆様、おはようございます。厚生委員会に付託されました日程第4、議第107号から日程第9、議第112号までの6件につきまして、審査の結果の主な

ものを報告します。

まず、日程第4、議第107号人吉市交通災害共済条例を廃止する条例の制定については、協定に基づき、交通災害共済の取り扱い、取り次ぎを人吉市が行ってきたところですが、全労災からの提案により検討した結果、共済制度の所期の目的は果たされたことからこの条例を廃止するものです。

委員からの質疑に対し、今後は全労災が直接契約者に対して手続を行うことになるので、広報ひとよしへの掲載や契約者に通知を行うことなどにより、周知を行っていききたいとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第5、議第108号人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、はり・きゅう・マッサージの助成に関する事務において、個人番号の利用を行わないことにしたため、条例の一部を改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第6、議第109号人吉市税条例の一部を改正する条例の制定については、日本と台湾との間で二重課税を回避する等の措置を講じるため、日台民間租税取り決めが締結されたことを受け、上位法が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

市民税に関しては、特例適用利子等及び特例適用配当等に課す所得割の税率を3%と規定するとの説明がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第7、議第110号人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、議第109号と同じく、上位法が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

個人住民税で課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額等に含める内容となっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第8、議第111号人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、その他の非常勤職員として整理されていた物忘れ相談支援医の日額報酬と、新たに委嘱予定の認知症初期集中支援チームサポート医の日額報酬について、新たに規定するため条例の一部を改正するものです。

委員からの質疑に対し、相談内容などにもよるが、おおむね1時間程度の時間をお願いすることになり、同じ医師関係の予防接種嘱託医の日額報酬と同額を規定するものとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第9、議第112号人吉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定については、同施設の利用料金について、団体割引と回数券の導入を行うため条例の一部を改正するものです。

執行部から、平成25年の大規模改修の後に料金改定を行ったが、改修前と比べ利用者が激減し、現在も微減している状況などから、利用者増加につなげるための打開策として料金改定を行うとの説明がありました。

委員からの質疑に対し、今回の改定は老人福祉センターの運営委員会において、各団体からの要望が出てきたことを受けて改定をお願いするものといった答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの厚生委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第107号から議第112号までの6件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第107号、議第108号、議第109号、議第110号、議第111号、議第112号は原案可決確定いたしました。

日程第10 議第113号から日程第12 議第116号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第10、議第113号から日程第12、議第116号までの3件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 皆さん、おはようございます。経済建設委員会に付託されました日程第10、議第113号から日程第12、議第116号の3件につきまして、審査の結果を報告いたします。

初めに、議第113号人吉市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定については、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）が施行され、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）が改正されたことに伴い、同法第8条第2項及び第18条第2項の規定により人吉市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるため、既存の条例を廃止し、新たに条例を制定するものです。

執行部から、新たな農業委員制度に関し、資料に基づき詳細な説明があり、今回の制度改

正の要点として次の3項目が上げられました。1点目、農業委員の選出方法の変更については、改正前は選挙制にて定数14人、選任制にて定数6人を併用して、合計20人を選出していたものを、改正後は公選制を廃止して、市長が議会の同意を得て任命する市長の任命制に一本化され、改正案の定数は10人となっております。

次に2点目、農業委員会の業務の重点化については、改正前は任意業務とされていた担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進についての業務が必須業務となり、農地等の利用の最適化を積極的に推進していくことが最も重要と位置づけられています。

3点目は、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、担当区域における農地等の利用の最適化の推進のための、現場活動を行う農地利用最適化推進委員を新設することになっており、定数案は15人で、推進委員は農業委員会が委嘱することとなっております。

また、改正後の農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬は、基本給と能率給に分けられており、基本給が月額で会長が2万7,800円、会長職務代理者が2万6,100円、委員が2万5,000円。農地利用最適化推進委員が2万5,000円と、前述委員と同額になっており、能率給はいずれも市長が定める額となっております。

審査の過程で委員から、能率給の支給についての考え方や基準は、また報酬等については、全額が国の交付金から充当されるのかとの質疑があり、執行部から、能率給は活動実績払いと成果実績払いの2段階に分かれており、農地集積率や遊休農地の解消に応じて国が額を算定し交付金が交付されるが、各委員には不公平感が出ないように一律の額を上乗せして支給したいと考えている。また、基本給については、改正前と同様で市の持ち出し分も何割か出てくるが、能率給については全額が国からの交付金で処置されるとの答弁がありました。

また、委員から農業委員と農地利用最適化推進委員は同じ者が両方の委員になれるのかとの質疑に対し、執行部から同じ者が両方に応募することはできるが、同じ者を重複して任命及び委嘱することはできないとの答弁がありました。

さらに委員から、農業委員及び農地利用最適化推進委員の選出方法はどのように考えているのかとの質疑に対して、執行部から、農業委員については市内に5地区の農家振興組合長協議会があるので、各地から偏りがないように推薦をお願いしたいと考えているが、募集を開始してみないと見えないところがある。また、農地利用最適化推進委員については、地域ごとに募集することになっているので、5つの各地区をさらに区分して人数を割り振りし、農家振興組合長協議会に推薦をお願いしたいと考えているとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第11、議第115号損害の賠償については、平成28年9月18日、午前8時40分ごろ、出張先の阿久根市役所の駐車場内において市公用車を後退させたところ、市公用車の右後部と駐車していた相手方車両の左前部と接触し、双方の車両が損傷した事故に関し、相手

方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものです。市の過失割合は100%、損害賠償額は3万8,926円との説明が、写真や示談書などに基づき執行部からありました。

審査の過程で委員から、職員は何人で出張したのか。職員の処分はどの質疑に対し執行部から、職員は1人で出張した。処分については反省文を含む事故報告書を提出させた。身分的な処分はないとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第12、議第116号損害の賠償については、平成28年8月27日、午前8時ごろ、相手車両が市道下田代地内第9号線を走行中、道路舗装の割れ目の突出部分にタイヤが接触し、相手方車両に損傷を与えた事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものです。

過失割合は、相手方が路面の崩壊に気づいた上であえて通り抜けようとした過失が大きいことから、市が40%、相手方が60%となり、損害賠償額は1,600円との説明が、同じく写真などに基づき、執行部からあり現地視察も行いました。

審査の過程で委員から、事故当時の道路の写真を見ると、以前から亀裂が入っていたように見えるが、事前に状況を把握していなかったのかとの質疑に対し、執行部から、事前に異常があったかどうかは把握していないが、日ごろからパトロールを行う中で路面の異変に気づくべきであったとの答弁がありました。

さらに委員から、日ごろの調査が不十分だったのではないかと。今後、パトロールや調査を十分に行い、危険個所の把握に努めてほしいとの要望があり、執行部から、今後はこのような事故を事前に防止できるようにクラック等についても十分注意し、パトロールを行っていきたいとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの経済建設委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

ここで、議第113号については、討論の要求があつておりますので、これより討論を行います。

11番、本村令斗議員の発言を許可いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）（登壇） 議第113号人吉市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定に反対の立場より討論を行います。

この条例は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が施行され、農業委員会等に関

する法律が改定されたことに伴い、制定されるものです。農業協同組合法の改定は、農業組織の要望から出た改革ではなく、財界、アメリカからの要望に応えた改革です。企業による農業、農地支配を一層進めるものとなっています。安倍首相は、企業が世界で一番活躍しやすい国づくりを公言し、その障がいとなる制度を岩盤と見立ててドリルで穴をあけると宣言してきました。そして、医療などととも、農業分野の規制改革を矢継ぎ早に打ち出してきました。その中心的ターゲットが農地や農業とともに農業委員会です。

この条例は、農業委員の定数を半減させるという内容になっています。農地利用最適化推進委員という実働部隊を新しく設けるようになっていますが、農業委員の定数削減と一体というのであれば、農地の番人としての役割の弱体化は避けられません。農業委員定数は維持されるべきです。また、これまでの農業委員会の役割を、新たな農業委員会と推進委員とに二分するようなことは、農業委員会が現場から離れた単なる机上の委員会となり、活動は推進委員会の役割になるというおそれがあります。このようなことになれば、農業委員会が形骸化し、地域と地権者に信頼されなくなり、農業委員会の弱体化に結びついてしまいます。

さらにこの条例は、附則に人吉市農業委員会の選挙による委員の定数条例は廃止するという内容が含まれていることからわかるように、農業委員会の公選制の廃止が前提となっています。農地は複雑な歴史と利害、利権関係などを持っています。どこを誰がどのように利用するのが一番適切かを最も把握しているのは農業者自身です。だからこそ、耕作する農家の声を反映させ、地域をまとめる合理的なあり方として、農業者みずからが代表者を選ぶ公選制という仕組みをとってきました。公選制から市長の選任制に変え、定数も半減すれば、農地の番人である農業委員会の役割が後退するのは明らかです。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（田中 哲君） 以上で、討論を終了します。

採決いたします。採決は分割して行います。

まず、議第113号について採決いたします。採決は起立採決といたします。

お諮りいたします。議第113号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（田中 哲君） 起立多数。

よって、議第113号は、原案可決確定いたしました。

続きまして、議第115号及び議第116号の2件について採決いたします。

お諮りいたします。議第115号及び議第116号の2件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第115号、議第116号は、原案可決確定いたしました。

日程第13 議第92号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第13、議第92号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 日程第13、議第92号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第6号）のうち、予算委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正のうち、歳入全款並びに第4条地方債の補正について、審査の結果の主なものを御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、4億7,004万3,000円を追加し、歳入予算の総額を164億6,046万2,000円とするものです。今回の予算につきましては、国、県の補助金交付決定に伴う補正と、国庫支出金、県支出金及び繰越金などの増額補正であります。

委員から、社会保障・税番号制度システム整備費について、現在地保護者負担金、特定鳥獣適正管理事業費補助金、有害鳥獣被害対策事業費補助金について、分収林分配金、特用林産物施設化推進事業費補助金などについて質疑がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇） 日程第13、議第92号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第6号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算及び債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の増額補正は、13節システム改修委託の増額で、現在使用しています財務会計システムにおいてシステムの改修を行うものです。15節工事請負費は防犯灯設置工事で、各町内における防犯灯のLED灯新設及び取りかえ工事の増額です。

委員からの質疑に対して、現在のLED灯の要望は30町内で、新設が25カ所、交換265カ所であり、今回の予算は約70カ所分であるという答弁がっております。19節負担金、補助及び交付金の増額補正は、人吉市予約型乗合タクシー運行補助金です。3目文書広報費の増額補正は、記者会見用のバックパネル購入によるものです。

委員からバックパネルの形態について質疑がっております。

9款、1項消防費、3目消防施設費の増額補正は、防災行政無線移動系無線局の免許が更新期を迎えることから、再免許に係る手数料経費が主なものです。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の増額補正は、11節需用費の電気料が夏場の猛暑による空調機使用により、全小学校分の電気料の不足が見込まれるための増額などです。修繕料は、中原小学校体育館の柱を覆っているコンクリートが、経年劣化によりひび割れや剥離を起こしていることから修繕するものです。

委員からの質疑に対して、中原小学校体育館の柱のひび割れや剥離は柱の化粧部分であり、強度には問題がないという答弁がっております。

2目教育振興費の増額補正は、19節の補助金で、人吉市小中学校教育振興会に対するもので、主に文化関係の出場経費のうち、レンタカーやバスの借上料の増などです。

委員からの質疑に対して、人吉市小中学校教育振興会に対する補助は、参加人数が算定基礎となるという答弁がっております。

3項中学校費、2目教育振興費の増額補正は、20節扶助費の要保護準要保護生徒への就学援助費などが、人数の増加により不足が見込まれることによる増などです。

委員からの質疑に対して、今回の対象者は、中学校11名分で、全体では9月現在、小学校が213世帯、中学校が147世帯であるという答弁がっております。

3目学校建設費の増額補正は、15節工事請負費で第三中学校プールの塗装が経年劣化によりはがれ、下地のステンレスがむき出しとなり、夏場にはプールサイドに上がれないほど高温となるため、塗りかえるものです。なお、第三中学校プールは現地視察を行っております。

5項社会教育費、4目文化振興費の減額補正は、19節の補助金で球磨の民謡全国選手権大会が台風12号の接近により中止となったことから、未使用の経費に対する補助金を減額するものです。6項保健体育費、1目保健体育総務費の減額補正は、19節補助金が阿蘇市で開催予定であった県民体育祭が熊本地震により中止となり、選手の派遣旅費に対する人吉市体育協会補助金がなくなり、減額となるものです。7項学校給食センター費、1目学校給食センター運営費の増額補正は、11節需用費の修繕料が蒸気釜や既設エアコンの室外機、その他厨房機器などの修繕料による増などです。15節工事請負費は、麓町旧本庁舎のエアコンを給食センターの下処理室などエアコンの設置がなされていない場所へ移設するものです。19節の負担金は、給食センターに設置されている太陽光発電の計器取りかえに伴う九州電力への工事負担金です。

委員からの質疑に対して、計器更新は7年ごとで、今回の工事は計器等を九州電力の所有とする工事であるという答弁がっております。なお、学校給食センターは現地視察を行っております。

委員より、小中学校における需用費や役務費においては、予算要求時に十分考慮してほしいという意見がありました。

債務負担行為補正の追加は、市議会会議録作成等業務委託料から舞台業務等委託料までの5件並びに人吉城歴史館清掃委託料及び給食配送等委託料で、平成29年度の業務委託につい

て、年度内に準備行為、入札等を行う必要があることから、平成28年度から29年度の2年間債務負担行為を設定するものです。また、守衛室プレハブリース料については、現在の契約が平成29年2月までとなっており、新たな契約締結を行う必要があることから、平成28年度から平成31年度までの債務負担行為を設定するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 日程第13、議第92号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第6号）のうち、厚生委員会に付託されました予算につきまして、審査の結果の主なものを報告します。

2款総務費、2項徴税費の増額補正は、市県民税給与支払報告書等データ入力作業に係る委託料や市税等のコンビニ収納件数増加に伴う事務処理手数料の増などによる補正です。

委員からの質疑に対し、平成28年分から給与支払報告書にマイナンバー記載が義務化され、レイアウトの大幅な変更に伴うプログラム改修やパンチ項目がふえ、1件当たりの単価上昇などが昨年度の委託料と比べて増額となった要因である。また、コンビニ収納の実績としては、昨年度の1.2倍の件数で推移しているとの答弁がっております。

3款民生費、1項社会福祉費の増額補正は、経済対策臨時福祉給付金の支給に伴うシステム改修委託料など事務経費や、対象者8,400人分の給付金などです。また、自立支援給付に係る各種給付費の最終見込みによる補正となっております。

委員からの質疑に対し、国民健康保険事業特別会計繰出金は、平成27年度と比べ、1,000万ほど減となっている。また、生活管理指導短期宿泊事業委託料は、これまで特別会計で行ってきた介護認定を受けていない方のためのショートステイ事業で、これが介護保険制度から外されるため、いざ必要となったときに備えるために一般会計にて計上させていただいたとの答弁がありました。

2項児童福祉費の増額補正は、各種補助金の最終見込みによる補正などであり、それぞれの事業の現状について質疑がっております。

4款衛生費、1項保健衛生費の増額補正は、高齢者のインフルエンザ予防接種及び肺炎球菌予防接種の接種希望者の増加により補正するものなどです。

委員からの質疑に対し、登録手数料返還金は、平成27年度において同一世帯の方で二重に犬の登録を行ったため、その手数料を返還するもの。登録の際には台帳を検索するなど重複登録とならないように常に取り組んではいるが、申請者の漢字表記が違ったこともあり、未然に防げずに二重登録となったとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 日程第13、議第92号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第6号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正及び債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まずは、第1条歳出予算の補正のうち、6款農林水産業費を945万円増額し、補正後の額を5億5,216万4,000円とするものです。1項農業費の主なものは、要望件数がふえたことに伴う人吉市農業活性化対策事業補助金、認定農業者の農業機械導入に伴う担い手確保・経営強化支援事業補助金、熊本地震及び大雨により改修等を要する農道や用排水路の舗装など農業施設の原材料費の増などとなっております。

審査の過程で委員から、人吉市農業活性化対策事業補助金は、具体的にどのような申請がふえたのかとの質疑に対し、執行部から、前期4月の審査実績と後期9月の審査実績の合計で588万7,000円となっており、今後の見込み額は畜産関係の支援事業が106万5,000円、後期の審査で保留している分が、認定農業者支援事業でのディスクロータリーとあぜ塗り機購入助成の2件で37万6,000円、条件整備事業での機械利用組合の代かき機と営農生産組合の田植機購入助成の2件で100万円となり、今後の不足額は132万8,000円で、申請見込み件数は延べ34件となっているとの答弁がありました。

2項林業費の主なものは、有害鳥獣の捕獲見込みに基づく報償費の増、くま中央森林組合に対し助成する間伐材供給安定化緊急対策事業補助金、矢岳椎茸生産組合に対する特用林産物施設化推進事業補助金などとなっております。

次に、7款商工費を87万3,000円増額し、3億4,327万8,000円とするものです。1項商工費の主なものは、小規模事業者に対して人吉商工会議所が行っている巡回相談指導などの各種事業に関し、ことし4月に発生した熊本地震に際し、特別経営相談や国が地震に関連して臨時的に創設した各種補助制度に対する特別指導事業など、当初予期できなかった事業に緊急的に取り組む必要が生じ、補助の追加要望があったことによる小規模事業指導事業補助金の増などとなっております。

次に、8款土木費を5,078万6,000円増額し、補正後の額を16億8,224万5,000円とするものです。1項土木管理費の主なものは、平成28年1月に実施された会計実地検査において、市道大塚桑木津留線改築工事での設計過大が指摘されたことから、国庫支出金の一部を返還する国庫支出金返還金です。2項道路橋梁費の主なものは人吉・球磨スマートインターチェンジ整備委託料から同整備事業に係る国道219号関連道路工事請負費への組み替え、及び人

吉・球磨スマートインターチェンジ整備事業に係るNEXCO西日本やJR九州への負担金の増、並びに国の補正予算内示等に伴う曙橋橋梁点検委託料及び橋梁維持補修工事請負費等の増などです。4項都市計画費の主なものは、村山公園展望台耐震改修工事請負費等の増などです。

次に、11款災害復旧費、2項農林水産業施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費を210万円増額し、補正後の額を741万5,000円とするものです。その内訳は、熊本地震により被災しました中神地区用水路法面崩土の除去委託料です。なお、被災現場につきましては、委員会にて現地視察を行っております。

現地視察において委員から、法面の崩土を除去した後の崩壊危険防止策として、土のうどめを行う予定はないのか、地権者とも相談してできれば土のうどめを行うよう検討してほしいとの質疑、要望があり、執行部から、現在の設計段階では予定はないが、土のうを積む経費はそんなにかからないので、崩土除去後の状況を見て、地権者とも協議し判断したいとの答弁がありました。

次に、第3条債務負担行為の補正は、公園・街路樹維持管理委託料の補正で、平成29年4月1日からの業務委託を実施するため、期間を平成28年度から平成29年度とし、限度額を7,441万5,000円とするものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第92号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第92号は、原案可決確定いたしました。

日程第14 議第118号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第14、議第118号を議題とし、各委員長の報告を求めます。まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 日程第14、議第118号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第7号）のうち、予算委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正のうち、歳入全款並びに第3条地方債の補正について、審査の結果を御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は4,640万円を追加し、歳入予算の総額を165億686万2,000円とするものです。今回の予算は、地方道路等整備事業債及び市庁舎建設事業債による増額補正であります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇） 日程第14、議第118号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第7号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算及び繰越明許費の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

2款総務費、1項総務管理費、14目市庁舎建設事業費の増額補正は、新市庁舎建設に伴う免震構造のための地質調査業務委託料です。

委員からの質疑に対して、地質調査は11カ所、25メートルから40メートルボーリングを行い、調査、解析をし、あらゆる地震を想定してそれに耐え得る免震装置を設計するためのものであるという答弁がっております。

繰越明許費補正の追加は、市庁舎建設に伴う免震構造のための地質調査を実施するに当たり、調査に一定の期間を要することから年度内での調査完了が困難であるため、平成29年度へ繰り越すものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 日程第14、議第118号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第7号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まずは第1条歳出予算の補正のうち、5款労働費を205万円増額し、補正後の額を1,682万円とするものです。その内訳は、1項労働諸費、1目人吉球磨地域技能振興費を205万円増額し、補正後の額を330万円とするものです。この人吉球磨地域技能振興費は、人吉球磨の1市4町5村が委託している人吉球磨能力開発センターにおける運営費で、各市町村の負担割合は均等割、人口割、事業所数割にて算出され、蓄えていた財政調整基金を平成25年度から取り崩しながら運営していたが、就労人口の減少による受講生の減少、県事業である委託訓練の受託ができなかった。施設の老朽化に伴う維持管理費が増加した等々により経営状況

が悪化し、平成27年度末決算においては基金が底をつき、239万2,000円余りの欠損金が出ている。本年度の当初予算負担額は市町村合計217万9,000円、うち本市負担額は125万円。今回の追加負担額は410万円で、本市負担額は205万円であるとの説明がありました。

審査の過程で委員から、今回の市町村追加負担金410万円の補助金だけで平成29年度まで運営できるのかとの質疑に対し、執行部から、本年度入校した木造建築科及び配管科は2年間の受講コースであり、平成29年度まで存続する。予算的にも平成29年度は400万円くらいで済むので問題はないと聞いているとの答弁がありました。

次に、8款土木費に1,600万円を追加し、補正後の額を16億9,824万5,000円とするものです。その内訳は、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費1,600万円の増額補正で、新市庁舎建設に伴う現西間別館への進入路線形協議にかかわる市道青井西間線測量設計委託料です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第118号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第118号は、原案可決確定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時13分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第15 議第94号から日程第18 議第101号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第15、議第94号から日程第18、議第101号までの4件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第15、議第94号から日程第18、議第101号までの4件につきまして、審査の結果の主なものを報告します。

まず、日程第15、議第94号平成28年度入吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入は、財政安定化支援事業繰入金が増と、歳出は、一般被保険者療養給付費の3

月から8月診療における実績に基づき、前年度比5.5%増と見込んでの増額によるものです。

委員からの質疑に対し、国民健康保険の都道府県移行に伴い、今後もシステム改修が予想されるとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第16、議第96号平成28年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、認知症初期集中支援推進事業に伴うものや、介護予防・日常生活支援総合事業対応のための地域包括システム改修による増額などです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第17、議第98号平成28年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、ケアプラン作成委託件数の増などに伴う補正です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第18、議第101号平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、人吉浄水苑等運転管理業務委託について、債務負担行為の期間を平成28年度から平成31年度とし、限度額を4億647万4,000円と設定するものです。

執行部から、下水道関連施設の運転、維持管理におけるこれまでの経緯、契約の状況、包括的民間委託とする理由などについて詳しく説明をいただきました。

委員からの質疑に対し、契約予定先の地元の雇用状況について、本社の概要、仮に他社が入って維持管理を行った場合の弊害などについて答弁がありました。

また、今後の施設等の改修については、平成29年度から2年間で矢黒中継ポンプ場の改築工事を予定しており、宝来雨水ポンプ場を含め、施設とともに設備も老朽化しているため、国からの補助を受け、計画的に行っていききたいとの報告を受けました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの厚生委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第94号から議第101号までの4件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第94号、議第96号、議第98号、議第101号は、原案可決確定いたしました。

日程第19 議第117号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第19、議第117号を議題といたします。

お諮りいたします。議第117号について、任命同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第117号は、任命同意することに決しました。

日程第20 陳第5号及び日程第21 陳第7号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第20、陳第5号及び日程第21、陳第7号の2件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇） 総務文教委員会に付託されました日程第20、陳第5号及び日程第21、陳第7号の2件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第20、陳第5号『ヤマセミ』を第二の市の鳥として指定を求める陳情は、8月12日、相良藩「吉組」代表住吉則昭氏から提出され、9月第4回定例会において継続となっていた案件で、陳情趣旨は、深山に生息するはずのヤマセミが、全国で唯一人吉城跡を中心に町なかを飛び交っていることや、JR九州が、来年春から肥薩線熊本一人吉間にD&S列車「かわせみ やませみ」号を運行させることになり、これを観光活性化につなげる好機と考え、運行にあわせてヤマセミを人吉市の第二の市の鳥として指定することを求めるものです。

9月第4回定例会における審査の過程において委員から、市民有志714名の署名はあるものの、もっと市民の意向を広く聞くべきであるという意見があり、さらなる調査研究の必要性を認め、継続審査となっていました。

今回、執行部より方針として、本市の自然の豊かさの象徴、D&S「かわせみ やませみ」列車運行と連携した観光活性化を目的として、3月までにヤマセミを市の鳥に追加指定したい旨の説明がありました。今後の進め方として、ヤマセミの文献調査、野鳥の会などからの聞き取りといった情報収集を行う。広報ひとよし1月15日号に趣旨、ヤマセミの紹介、意見募集の方法などの記事を掲載し、パブリックコメントを行う。野鳥の会等の有識者からの説明、写真掲示、指定についての意見交換などを行う。ヤマセミを知る・語る勉強会を開催する。その後、内部協議等を経て3月上旬ごろ、D&S列車「かわせみ やませみ」運行前に告示をしたいという説明を受けました。

審査の過程において委員より、パブリックコメントを行い、広く市民の意見を聞いてもらえることに賛同する意見や、活用についてももしっかり取り組んでもらいたいという要望がありました。

慎重審査の結果、全会一致で採択することに決しました。

次に、日程第21、陳第7号人吉市で計画されている新庁舎建設の機械設備工事（給排水設備、空調設備等）を人吉市管工事協同組合の組合員へ発注（単独、JV等）を求める陳情は、8月31日、人吉市管工事協同組合から提出され、陳情趣旨は、人吉市が建設予定の新庁舎における機械設備工事（給排水設備、空調設備等）の発注に際して、地場企業の育成も兼ね、人吉市管工事協同組合の組合員へ指名競争入札による発注がなされるよう力添えを願うものです。

9月第4回定例会において、指名競争入札に議会は口を出さないことや、管工事協同組合に人吉市の業者が全て入っていないこと、新庁舎建設について具体的に決まっていないことなどから、調査研究の必要性から継続審査となりました。

今回の審査に当たり、執行部より、基本設計の時点でありどうこう言えないが、趣旨は重く受けとめるという発言がありました。

審査の過程において委員より、災害協定を結び、連携を図っていることも考慮すべきであるという意見や、人吉市内業者を優先して使ってほしいという意見があり、委員全員が採択するのは難しいが、できるだけ人吉市内の業者を利用してほしいという陳情趣旨には賛同するので、趣旨採択としたいとの意見がありました。

採決の結果、本件につきましては、全会一致でその趣旨を採択することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの総務文教委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。採決は、分割して行います。

まず、陳第5号についての採決をいたします。陳第5号についての総務文教委員長報告は採択でございます。

お諮りいたします。陳第5号について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、陳第5号は、採択することに決しました。

続きまして、陳第7号について採決いたします。陳第7号についての総務文教委員長報告は趣旨採択でございます。

お諮りいたします。陳第7号について、総務文教委員長報告どおり趣旨採択することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、陳第7号は、趣旨採択することに決しました。

日程第22 陳第6号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第22、陳第6号を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、福屋法晴議員の退席を求めます。

[福屋法晴議員 退席]

○議長（田中 哲君） 総務文教委員長長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇） 総務文教委員会に付託されました日程第22、陳第6号人吉市が計画されている新庁舎建設における電気設備工事の発注を求める陳情について、審査の結果を報告します。

本陳情は8月31日、人吉電気工事協同組合から提出され、陳情趣旨は、新市庁舎建設における電気設備工事の発注に際して、地場企業の育成の観点からも人吉電気工事協同組合の組合員へ発注を求めるものです。

9月第4回定例会では、組合員に人吉市外業者が含まれていることや、新市庁舎建設について具体的に決まっていないことなどから、調査研究の必要性を認め、継続となっていました。

審査の過程において委員より、採択は難しいが、先ほどの陳第7号と同じく人吉市内業者を優先して利用するという趣旨には賛同するという意見が多く出ました。

採決の結果、本件につきましては、全会一致でその趣旨を採択することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの総務文教委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。陳第6号についての総務文教委員長報告は趣旨採択でございます。

お諮りいたします。陳第6号について、総務文教委員長報告どおり趣旨採択することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、陳第6号は、趣旨採択することに決しました。

ここで、福屋法晴議員の入場をお願いいたします。

[福屋法晴議員 入場]

日程第23 市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第23、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。永山芳宏議員。

○15番（永山芳宏君）（登壇） 日程第23、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を行います。今回の報告は、閉会中の11月11日に第14回目を、本定例会中の11月30日に第15回目を開催しておりますので、順次審議内容の主なものについて報告をさせていただきます。

まず、第14回の委員会では、新市庁舎配置計画案について、人吉市庁舎建設設計業務委託の契約締結報告等について、市庁舎新築工事に伴う地質調査について審議を行い、その他で新市庁舎における事業費シミュレーション等について説明、報告を受けております。

まず、新市庁舎配置計画案については、今後基本設計を進めていく中で、全体敷地の配置計画を決定する必要があり、水道局、保健センター、弓道場の配置案について説明を受けました。水道局については、本庁舎との距離が遠いと市民サービス面でマイナス面が大きいので、新庁舎に配置する。水道事業、下水道事業とも企業会計であるので、使用料、光熱費等は支払うことになる。また、保健センターについては、執務室だけでも新庁舎に入りたいとの要望があったとのことですが、同じフロアに配置すると面積が超過してしまう。乳幼児、保護者、高齢者等利用される方の安全面を確保する点からしても、西間別館を有効活用する案が委託業者からも技術提案されている。保健センター独自の施設整備等が必要であり、別館の大規模な改修事業も必要となってくるが、新庁舎には配置せず、西間別館を含めたところで選択肢を検討していく。また、弓道場については、建設後10年程度しかたっておらず、移転建設となれば2億円程度の費用がかかり、もったいない等の意見もある。地元町内からは、安全面の観点から移設してほしいという意見もある。移転先の候補地としてスポーツパレス駐車場が上がっているが、大規模災害時の指定避難所、物資のバックヤード、仮設住宅の建設場所として必要になることから、総合的に判断して、弓道場の安全対策を施した上で現在地に残すことにしたいと説明がありました。

委員からは、弓道場の安全性を高めるための防護柵はどうなっているかの質疑があり、執行部から、弓道連盟の方と安全対策について早急に協議をして、具体案ができれば委員会に説明させていただきたいと答弁がありました。

水道局、保健センター及び弓道場の配置計画案については、全員異議なく承認いたしました。

次に、人吉市庁舎建設設計業務委託の契約締結等について、まず、契約締結された委託業者は山下・本田・月足特定建築設計共同企業体、契約締結日は平成28年10月21日、業務期間は契約締結日から平成30年3月16日まで、委託金額は税込み価格の1億1,988万円との報告

がありました。委託業者の方々の紹介があり、代表者からパワーポイントを使い、プロポーザルで提案され現在検討しておられる3つの配置計画案、A案、B案、C案を順次説明をいただき、質疑応答を行いました。

委員からは、歩行者の動線はどういう形か。別館に保健センターが入るとした場合、改修の経費と改修後の使用年数はどれぐらいになるのか。市道の取りつけは。市民広場の提案。新庁舎の玄関前での車からの乗りおりはどうなるのか。電波障がいについては。防災ヘリの発着はできるのか。コミュニティバスの考え等の質疑がありました。

次に、市庁舎新築工事に伴う地質調査については、基本設計において耐震構造、免震構造、制振構造があるが、耐震構造を採用する場合、一般的な地質調査が必要となるが、免震構造を採用する場合、特殊な地質調査と解析が必要になり、その経費については3,200万円を見込んでいると説明があり、地質調査の内容についても詳細な説明がありました。

委員から、免震構造の維持管理費はどうなるかの質疑に対し、5年後、10年後、その後10年おきに定期点検が出てくるが、費用は大きくはない。大地震後は点検が必要になるとの回答があり、また委員から、免震構造の緩衝材の更新時期はどれぐらいか。事業費に関して耐震構造と免震構造を比較をして何%ぐらい差があるのかとの質疑に対し、更新時期については今のところはない。一般的に言われている費用として、免震構造は構造体の10%から15%ぐらいで、総工事費の6から7%ぐらいであるとの回答がありました。

ほかに新市庁舎における事業費シミュレーション、議会機能の設計に向けての今後の進め方、藍田財産区の移転に関する協議の件について説明、報告を受けております。議会機能の設計については、委員から、全議員の意向もあるから、どういうふうに取りまとめるかとの意見があったところです。取りまとめについては、正副委員長に一任をお願いしました。

次に、第15回の委員会では、耐震・制振・免震構造の選定及び地質調査について、進入路に係る測量設計業務委託について、敷地整備計画案について、市庁舎建設検討会議部会設置について審議を行いました。

まず、審議に入る前に免震体験車試乗を行い、その後、耐震・制振・免震構造の選定及び地質調査について執行部から説明があり、免震構造を採用する理由として、耐震・免震・制振構造のそれぞれ特徴を比較検討した結果、大地震後も構造体の補修を行うことなく建物が使用でき、人命の安全確保に加えて、地震等の災害発生時に復旧・復興活動を迅速に行える機能を確保できる。また、大地震時に機能保持が必要な病院や庁舎でもスタンダードになっており、ほかの自治体でも免震構造が採用されている。メリットとして、揺れの激しさを免震装置が吸収するので、建築物に与える被害は少ない。また、デメリットとしては、建物の外壁に近接して駐車場とか歩道は整備できない。耐震構造に比べ、免震構造は6%ぐらいの建築物の事業費が上がるが、業務継続性や安全性等を加味しても免震構造を採用したいとの説明がありました。

委員会においても、免震構造を採用することについて、全員異議なく承認いたしました。

次に、免震構造に係る地質調査業務委託について、一般的な地質調査に加えて、特殊な地質調査と解析を行う必要があるため、その業務委託費約3,200万円について12月議会に追加提案したいとの説明がありました。

委員から、この地質調査はえびの地震、ことしの熊本地震、また人吉盆地南縁断層のデータは、ボーリング調査はするのか。大臣の許認可に7カ月かかるということだが、構造的にクリアしなければならない事項はあるか。3,200万円の積算根拠は等の質問がありました。

審議の結果、12月議会に追加提案することについて、全員異議なく承認いたしました。

次に、進入路に係る測量設計業務委託の発注については、市道青井西間線から新庁舎敷地（西間別館側）に入る進入路について、歩行者の安全及び車等の適切な動線の確保を図る必要があるため、地形測量、用地測量、予備・詳細設計を行う業務委託費約1,700万円を12月に追加提案したいとの説明がありました。なお、この金額につきましては、後日積算の見直しにより1,700万円から1,600万円に変更されています。

審議の結果、12月議会に追加提案することについて、全員異議なく承認いたしました。

次に、敷地整備計画案については、執行部から、今後の基本計画、基本設計をまとめるに当たり、整備計画、敷地計画の方針を決めていく必要があるとのことで、資料をもとにA案、B案、C案の説明を受け、公道へのアクセスを考えた場合に、C案の場合は2つの進入路からの車両動線が水路で分断される。建設コストについても、整形のための附属部材が最小限に抑えられる等の理由から、小永野川水路沿いにつけかえを行い、建物の平面形状はL型ではなく、平面形状をベースとした配置整備案とし、総合的に比較検討したところ、現段階ではA案がベストと考えている。今後は、このA案をベースに基本計画、基本設計を取りまとめていきたいとの説明がありました。ただし、さまざまな角度からの設計協議において、依然として課題も多いことから、引き続き精査を行っていくとのことでありました。

審議の結果、敷地整備計画案について、全員異議なく承認いたしました。

その他で、議会棟関連の配置図案について説明があり、委員会としては全議員の意見を集約していくことを了承いただき、1月までに取りまとめていくことといたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、以上で、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第24 治水・防災に関する特別委員会委員長の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第24、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を求め

ます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）（登壇） 日程第24、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告をいたします。

まず初めに、第7回の特別委員会において決定しておりました現地視察を実施いたしておりますので、その報告をいたします。平成28年11月21日に行いました視察ですが、川内川流域における災害対策についてということで、引堤、輪中堤などや鶴田ダムの再開発の取り組みについて視察を行っております。当日は、八代河川国道事務所から貫名所長を初め、川内川河川事務所、鶴田ダム管理所の方に対応をいただき、それぞれの事業について現地で詳しく説明をいただきました。

川内川流域では、平成18年7月鹿児島県北部豪雨によりこれまでにない甚大な洪水被害を受けた経緯から、洪水時における被害を軽減するため、鶴田ダムでは平成19年度から洪水調整容量を約1.3倍にふやす再開発事業が着手されております。また、薩摩川内市街部においては、大小路地区の引堤による川幅の拡幅や久住地区における輪中堤、虎居地区における推込分水路、曾木の滝公園の景観を損なわないような曾木の滝分水路などの対策が行われておりました。

次に、第8回の特別委員会を平成28年11月30日に開催いたしました。まず、先ほど報告しました視察のまとめでは、実際に見聞きしてきた災害対策について、今後球磨川にどのように生かしていくかが検討課題であるといったさまざまな意見が出されました。

次に、人吉市業務継続計画策定については、以前、策定案の段階で概要を説明いたしておりましたが、内容が固まったということで報告があり、改めて非常時優先業務の考え方は、発災後、すぐにでも業務に着手しないと市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼす業務を、優先度AからEまでの基準で定めるものとの説明をいただきました。

次に、人吉市総合防災マップについては、当初の予定と比べおくれではいるが、平成29年2月にB4サイズの冊子版にて全戸に配布を予定しており、災害に強い安心・安全なまちづくりとして病院、旅館、銀行などにも配布するとのことでした。

今回の審議事項については、委員からの意見をもとに、後日正副委員長、執行部とで協議を行うこととして閉会をいたしました。

以上、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、以上で治水・防災に関する特別委員会委員長報告は終了いたしました。

日程第25 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第25、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 日程第25、人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

平成28年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、11月25日午前10時から人吉球磨グリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第1、会議録署名議員の指名では、13番、高橋裕子議員（多良木町）と14番、源嶋たまみ議員（多良木町）が指名されました。

日程第2、会期の決定については、11月25日開会、11月26日から12月21日までを休会とし、12月22日までとすることに決定しました。

日程第3、行政報告においては、理事会代表理事から、8月の平成28年第3回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

日程第4、認定第1号から日程第6、認定第3号までの一般会計及び特別会計3件の平成27年度歳入歳出決算認定については、平成27年度決算特別委員会委員長井上光浩議員から、審議結果についての委員長報告があり、質疑、採決の結果、委員長報告のとおり全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

日程第7、議案第17号平成28年度人吉球磨広域行政組一般会計補正予算（第2号）、日程第8、議案第18号平成28年度人吉球磨広域行政組人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第3号）、日程第9、議案第19号平成28年度人吉球磨広域行政組特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）、日程第10、議案第20号平成28年度人吉球磨広域行政組一般会計経費の負担金の総額の補正（第1号）、日程第11、議案第21号人吉球磨広域行政組個人情報保護条例の制定について、日程第12、議案第22号人吉球磨広域行政組情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、日程第13、議案第23号人吉球磨広域行政組非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第14、議案第24号人吉球磨広域行政組人吉球磨ふるさと市町村圏基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についての8議案を一括し、執行部の提案理由の説明の後、日程第14、議案第24号を除く7議案について補足説明を受け、日程を変更し、条例案件から先に議案ごとに質疑、採決を行い、議案第17号から議案第23号の7議案については、原案のとおり可決し、1日目は散会となりました。

以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

日程第26 人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第26、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） 日程第26、人吉下球磨消防組合議会の報告を行います。

平成28年11月第2回人吉下球磨消防組合議会定例会が11月22日、午後2時より人吉下球磨消防組合消防本部会議場にて開催され、会期の日程は、11月22日の1日のみと決定しました。

今回、4議案が上程され、議案第1号は平成27年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入の収入済額は9億9,273万2,070円であり、収納率は100.01%。歳出の支出済額は9億7,804万2,613円であり、執行率は98.53%、実質収支額は1,468万9,457円ございました。

歳入の主なものとしまして、分担金及び負担金8億6,546万7,810円、救急特別交付税交付金3,198万円、諸収入1億202万658円などです。歳出の主なものとしまして、一般職員給与として3億3,787万1,499円、需用費2,424万8,262円、備品購入費1,220万8,570円などです。主要な施策として、油圧救助資機材一式852万7,000円、小型搬送車更新120万円、仮眠室、本部事務室エアコン取りかえ修繕247万6,000円などです。全員異議なく原案認定しております。

議案第2号は、人吉下球磨消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてあります。今回の一部改正は、消防法第17条第2項の規定に基づき、消防用設備等の技術上の基準の付加を追加し、消火器の基準及び屋内消火栓の基準について、消防法施行令に定めるもののほか新たに規定を設けるものです。全員異議なく原案可決しました。

議案第3号は、人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、平成28年8月国の人事院勧告に基づき改正を行うものです。俸給月額については、当組合では過去の給与改定において人吉市に準じた国の人事院勧告に基づく改定を行っていることから、今回も人吉市と同様の改正を行うものです。全員異議なく原案可決しました。

議案第4号は、平成28年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,117万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億9,136万5,000円とするものです。歳出の主なものとしまして、2款総務費のうち、一般管理費、7節賃金の増額は給食補助員の人件費です。3款消防費のうち、3節職員手当等315万8,000円の増額は、給与改定に伴う増と出生児童による児童手当の増によるものです。11節需用費42万円の増額は、29年度採用予定者3名が5名となり、2名ふえたことによる被服購入費です。全員異議なく原案可決しました。

一般質問では、山江村選出の松本佳久議員が質問を行いました。質問事項は、1、実践的消火訓練施設はあるか。2、耐火・耐熱訓練施設はあるか。3、ベテラン職員の経験と技術

はどのようにして若手職員へ伝承されるのか。以上、3点の質問があり、執行部、管理者から答弁をいただいた後、閉会となりました。

以上、報告します。

日程第27 議員派遣について

○議長（田中 哲君） 次に、日程第27、議員派遣についてを議題といたします。

本件につきまして、議員を派遣する際には、会議規則第123条の規定により議会の議決を要するものであります。

お諮りいたします。ただいまお手元に配付してありますように、塩見寿子議員ほか16名を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

日程の追加について

○議長（田中 哲君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議第119号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第8号）を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、本案を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議第119号

○議長（田中 哲君） 執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、こんにちは。大変お疲れのところ恐縮に存じますが、ただいま追加提案いたしました議案につきまして、御説明を申し上げます。

議第119号平成28年度人吉市一般会計補正予算案（第8号）は、国における地域経済循環創造事業交付金の内定に伴い、追加補正をお願いするものでございます。今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ3,666万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ165億4,352万2,000円とするものでございます。なお、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（井上祐太君）（登壇） 議員の皆さん、こんにちは。それでは、私のほうから議

第119号平成28年度人吉市一般会計補正予算案（第8号）について、補足説明をさせていただきます。

予算書は1ページをお願いいたします。第1条歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により、第2条地方債の補正につきましては、第2表地方債補正によりそれぞれ御説明いたします。

4ページをお願いいたします。第2表地方債補正の追加でございますが、地域経済循環創造事業債は、国における地域経済循環創造事業交付金を活用した民間事業者の設備投資に伴う本市の支援額に対するものでございまして、限度額、起債の方法等を定めております。

次に、7ページをお願いいたします。歳入の主なものでございますが、14款国庫支出金、2項国庫補助金、8目商工費国庫補助金、1節商工費補助金2,666万円の増額補正は、民間事業者の設備投資、これは菌床、キノコの培養、栽培工場の増設でございますけれども、それに対します地域経済循環創造事業交付金の内定によるものでございます。その下21款市債につきましては、第2表地方債補正にて御説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

次に、歳出でございますが、めくっていただいて8ページをお願いいたします。7款、1項商工費、2目商工業振興費4,000万円の増額補正は、民間事業者の設備投資に対します国及び市からの支援額、地域経済循環創造事業交付金でございます。その下14款、1項、1目予備費を334万円減額補正いたしております。

以上で、議第119号平成28年度人吉市一般会計補正予算案（第8号）についての補足説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 哲君） ただいま説明がありました議第119号に対して質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議第119号については委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。議第119号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第119号は、原案可決確定いたしました。

日程第28 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（田中 哲君） 次に、日程第28、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員長及び議会運営委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出があっております。各委員長の申し出に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会

(平成28年12月第5回人吉市議会定例会)

事件の番号	件 名	理 由
	一般会計予算の歳入に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件 名	理 由
陳第4号	人吉西小学校開校130～140周年記念事業に伴う急傾斜崖崩れ防止工事施工の陳情	慎重審査を必要とするため
	市政の企画に関すること	実情を調査する必要があるため
	行財政に関すること	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関すること	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関すること	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件 名	理 由
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関すること	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関すること	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関すること	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関すること	実情を調査する必要があるため

	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため
--	----------------	----------------

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

日程の追加について

○議長（田中 哲君） さらに、日程の追加についてお諮りいたします。

意見第12号地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書（案）を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 意見第12号

○議長（田中 哲君） 意見第12号の提出者の説明を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 提案理由の説明は、意見書案の朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案 朗読）

意見第12号

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書（案）

地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっています。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められています。また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる状況にあります。

一方で、統一地方選挙の結果をみますと、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっています。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月20日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長	大島 理森 様
参議院議長	伊達 忠一 様
内閣総理大臣	安倍 晋三 様
内閣官房長官	菅 義偉 様
総務大臣	高市 早苗 様
財務大臣	麻生 太郎 様
厚生労働大臣	塩崎 恭久 様

意見第12号

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書（案）の提出について
地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年12月20日

人吉市議会議員 田 中 哲 様

提出者 人吉市議会議員

宮 原 将 志	西 信 八 郎
永 山 芳 宏	平 田 清 吉
仲 村 勝 治	笹 山 欣 悟
宮 崎 保	井 上 光 浩
犬 童 利 夫	高 瀬 堅 一
村 上 恵 一	福 屋 法 晴
豊 永 貞 夫	大 塚 則 男
三 倉 美千子	

以上でございます。

○議長（田中 哲君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

[塩見寿子議員、本村令斗議員 退席]

○議長（田中 哲君） お諮りいたします。意見第12号について、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

意見第12号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、意見第12号は、原案のとおり可決いたしました。

[塩見寿子議員、本村令斗議員 入場]

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

これをもって、平成28年12月第5回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後0時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 田 中 哲

人吉市議会議員 高 瀬 堅 一

人吉市議会議員 大 塚 則 男